

裏
面
白
紙



国立公文書館	
分類	法務省
年	平成11年
排架	4 A
番号	18 ク
	2216

裏面白紙

高橋義次

オランダ代表裁判官	ローリング判事の意見
序説	序説
法に關する考察	法に關する考察
管轄権	管轄権
平和に對する罪	平和に對する罪
不作為の責任	不作為の責任
事實に關する考察	事實に關する考察
各個人に對する判定	各個人に對する判定
	一七八
	六二
	五四
	二八
	一

英文頁

23-11-12 2

一九四八年十一月十二日

Opinion of Mr. Justice Roring
Member for the Netherlands
Japanese Translation by Lingus
Division, EATC

裏面白紙

E-1

序 論

極東国際軍事裁判所が直面している争點の意義は、どんなに強調しても、強調しきるといふことは段とんどない。審理の初めに裁判長は「今同の如き重長な刑事裁判は、實に世界史上に其の比を見ないのである。」（註一）とまで云つた。この裁判は、世界史上のある出来事に對して責任があるものとされてゐる被告を、この戦争の前にはほとんど例を見なかつた起訴事實について審理するものである。どの裁判官にもせよ、反對意見をもつ者は、法律の問題と事實の認定について、多数意見に同意しないといひ結果を導いた陪考察を充分に述べるべき理由を、右の見解のうちに見出すことが出来る筈である。しかし、極東国際軍事裁判所のオランダ代表判事が、本国の国内法の慣例に反して、多数意見による判決の認定のいくつかについて、自分の論先した反対意見を述べる理由は、最高司令官に與えられたところの「何時ニテモ刑ニ付之ヲ輕減又ハ其ノ他ノ變更ヲ加フルコトヲ得。但シ刑ヲ加重スルコトヲ得ズ。」（裁判所慣例第十七條）という範囲に含蓄されていふ意見は、右の認定に關連して何かの意義をもつてゐる範囲に限ることにする。

註一、公式速記録二一頁。

今後速記録の頁を示すときは「記録・・・・・頁」とする。

E-2

罪と刑罰の問題に直接に關係のないある種の意見や認定、例えばジュネーヴ條約に関する裁判所の立場のようなどについては、これに對して異議を申立て得る場合でも論論は述べないことにする。またジュネーヴ條約の第六〇—六三條の範囲についての、あの運命を左右する決定——すなわち合衆國最高裁判所が「山下事件」についても論論しないことにする。最後に、裁判所が示した理由とは異なる理由からであるが、とにかくある決定の結果に同意見である場合、例えば「訴因第三十九ないし第四十三については決定を下すことは不必要である」との決定については、證據を述べないことにする。

人と犯罪に関する管轄権を取り上げてゐる裁判所様例の第五條は、裁判所の管轄権の範囲を人と犯罪に限つてゐる。

ニューヨークベルグの判決（一）には――また本件において、檢察側と裁判官の多数は同じ見解をとつた――裁判所はその裁判所様例によつて拘束されないと述べてゐる。これは、裁判所が裁判所様例を起して「審理シ處罰スル」とは決してできないといふ意味では正しい。しかし、裁判所様例のなかに、國際法に反する規定が含まれてゐる場合に、裁判所がそれに拘束されることになるという意味を含むものではなく、また含むことはできない。

註一、ニューヨークベルグ裁判所は、その様例の第六條を引用した後に、「これらの規定は本件に適用されるべき法として本裁判所を拘束するものである」（イギリス版、王室印刷局、ロンドン、一九四六年、三頁）と定めており、後にまた「裁判所様例の法は本裁判所にとつて決定的であり、これを拘束するものである」（上掲、三八頁）とそれを再確認した。しかし、同裁判所は、例えば團体に関する條文（「ニューヨークベルグ判決文六七頁」）については、右の原則を固執しなかつた。

ニューヨークベルグの判決で、「裁判所様例の本質そのものは、個々の國家によつて負わされてゐる服

従といふ國家的義務を超越する國際的な義務を個人はもつてゐるといふことであるし（註一）と述べてゐるのが正しいならば、連合國の名において定められた裁判所様例は、たゞ現行の國際法を無視した場合でも、裁判所を拘束するといふ趣旨であるとしたら、それは聽くべきことであろう。合衆国最高裁判所が「クライイン事件」（註二）で指摘したように、軍事裁判所の権限の源は自家の主權にあるが、敵の處分についての軍事裁判所の法の源は國際法にある。

註一、ニューヨークベルグ判決、同二頁

註二、合衆国判決集第三一七巻一頁、一九四一年
多数意見による判決でとられてゐる立場は、次の
ような結果になる。敗勝国は、戰争犯罪人の裁判と
處罰について裁定するに當つて、裁判所様例を公布
し、裁判所を創設する権利があるといふのである。

「このような目的の裁判所を創設する権利を行使し、
その裁判所に権限を與えられたつて、交戦國は、
國際法の範囲内で行動することができるようにすべき
のである。」しかし、「裁判所様例の法は本裁判所
にとつて決定的であり、これを拘束するものである」
本裁判所は被告を裁判することはできるが、「いか
なる場合にも裁判所様例に定められた法を、裁判に
適用するといふ義務と責任の下に常に立たされてい
る。」

したがつて、多數意見による判決によれば、本裁
判所は、正義に基いて處罰を加えることを求められ
てはいるが、敗勝国が國際法の範囲内にとどまつて
いたかどうかを判定することを求められていろ権威

考ではないのである。従つて、國際軍事裁判所の裁判官は、裁判所係例がこれらの範囲を超えてゐると認めた場合には、専任を拒否するか、辞職し、裁判所係例に示された見解に同意する用意のある裁判官と交代することしかできないのである。

このようを見かたは將來に發して危険であるばかりではなく、現在においても正しくない。

E-5
正義に基いて處罰を加えることを求められている國際裁判所が、はたして正義に基く法規を適用していふかどうかをみずから審査する権能も義務ももたず、職務上の最高司令官の定めた法規を適用しなければならないといふことを本裁判所が規則として確立するようなることがあるならば、本裁判所は國際法のためにこの上もなく有害なことをしたといふことになるであらう。實際において、ニューヨークベルグの判決も、東京の多数意見も、裁判所係例の中に述べてある犯罪が國際法上で犯罪であるかどうかという問題を考慮して來たのである。

その上に、多数意見による判決は、裁判所係例に拘束されてゐると述べてはいるが、道管と認めた場合にはその規定を無視した。共同謀議者は、「斯カル計画ノ遂行上爲サレタル一切ノ行為ニ付、其ノ何人ニ依リテ爲サレタルトヲ問ハズ、責任ヲ有ス」と述べている第五條の如があるにもかかわらず、訴因第一に述べてある共同謀議について有罪と認定された被告が、その共同謀議の結果として起つた戦争の遂行については有罪の認定をうけなかつた。この決定に達したのは、荒木と南のようにかれらがこれら

E-6

の戦争で積極的な役割をはたしたことを見出す證據が
出されなかつた場合はかりでなく、戦争中ドイツ陸
軍の大佐として、その遂行に積極的な役割を演じた
大島の場合にもそうであつた。裁判所條例は管轄権
と裁判手續の規定だけを與えるものと考える解釋は、
裁判所の構成そのものによつて示されている。東京
裁判所においては、その判定に権威を與えるために、
十一ヵ国を代表する十一名の裁判官が一つの裁判所
を構成していることがわかる。このようだ裁判所が
殆んど事實の認定だけのためだけに開廷されたとす
れば、それはまったく驚くべきことである。しかし、
その裁判所が國際法の分野で権威を作り出すように
構成され、この権威によつて國際的な刑事責任に関する
決定を支持しようとするならば、その結果として、
その裁判所は、裁判所條例に従つて提出された
事實が、國際法による犯罪であるかどうかを決定する
権限をもつといふことになる。裁判所條例は、ど
の事實が法律的な審理を受けるべきかを定めている。
本裁判所は、裁判所條例によつて、「審理シ處罰ス
ルノ範囲」（第五條）を與えられてゐるのであるから、
これらの事實のうちのそれが國際法による犯罪であるか
あるかどうかを決定するものである。これは一般國
際法の原則から當然そうなることである。

本件においては、裁判所條例の歴史が同じ考え方を
示している。裁判所條例は、最高司令官が合衆國軍
艦ミヅリ一號の艦上で「嚴肅な協定」と正しく名附
けたところの降伏文書によつて、その範囲を限定さ
れている——。この降伏文書のなかで、一九四

五年八月十四日の宣言に従つて、日本はボツダム宣言の條件を受諾した。降伏文書の言葉づかいからして、敗勝国の権限、したがつてまた敗勝国の最高司令官の権限は、この文書の規定の履行に限定されてゐることになる。

註、F・L・ミラー著、第二次世界戦争史、一九四五年ファイラデルフィヤ・トロント出版三一頁、そのときに、マツカアサー元帥は「ここで示され、受諾されることになつてゐる日本帝國軍隊の降伏の條件は、現在貴下の前にある降伏文書の中に含まれてゐる」（同上三二頁）と述べた。

降伏文書が言及しているボツダム宣言には、次の規定が含まれてゐる。「一切ノ戰爭犯罪人ニ對シテハ駁儀ナル正義ニ基キ處罰ヲ加フベシ。」モスク一合譜で「西亘頭」は、最高司令官が降伏條件を實施するための一切の命令を發するといふことに同意した。これらの指令によつて、「戰爭犯罪人ニ對シ駁儀ナル正義ニ基キ處罰ヲ加フベキ事ヲ要求スル降伏條項遂行ノタメレ」（一）最高司令官は本裁判所を設立し、裁判所條例を定めた。以上のことから、二つの結論を引出すことができる。第一は、駁儀であらうとからうと、正義を行ひことが本裁判所の主要な任務であるといふことである。第二は、裁判所條例に述べてある「戰爭犯罪」とは、ボツダム宣言に述べてある「戰爭犯罪人」に直接に翻訳していなければならぬといふことである。

註一、一九四六年一月十九日、最高司令官の特

別宣言書

戦勝國は新しい国際犯罪を作り出す極限はなく、現行の国際法の規定に拘束されていると述べることが正しいとすれば、その結果として、裁判所慣例は、ある行為、またはある行為をしなかつたことが犯罪であるかどうかという問題を決定することはできないのであって、ただ国際法で認められてゐるある犯罪が本裁判所の管轄内に入るかどうかといふことを決定できるだけである、といふことになる。裁判所慣例がある行動を犯罪的なものとする、ということはあり得ない。(一)

註一、多數意見による判決は、このように考へたようである。通常の戦争犯罪を犯す共同謀議を論ずる際に、判決は「このような罪を犯す共同謀議は本裁判所の慣例では犯罪とされていない」と言明している。(判決文三四頁)

戦勝國は裁判所を開廷し、その手續に關する規則を公布し、どの行為または「不作為」を審理し、處罰する権限を裁判所がもつかを定めることができ。これらの行為または「不作為」が国際法上の犯罪であるかどうかを決定することを求められてゐるのが本裁判所である。

ボツダム宣言から推論すれば、犯罪に関する管轄権が限定されているばかりでなく、人に關する管轄権も制限されている。ボツダム宣言には、「日本国ニ對シ、今次ノ戦争ヲ終結スルノ機會ヲ與フル」條件が示されてゐる。これらの條件のうちの一つは、

戦争犯罪人に對して、峻酷を正義に基く處罰を加え
ることであつた。これによつて、われわれの裁判所
は、今次の戦争、即ち降伏文書に定められてい
る日本の陣伏をもたらした戦争における戦争犯罪人
についてだけ定めることができるということになら。
従つて、本裁判所は他の戦争で犯された戦争犯罪を
取扱う管轄権をもつていない。たといこれらに戦争
がたまたま徳東で行われたとしても、またそのために
進行者をいつそ一度い意味で、徳東ニ於ケル重大
戦争犯罪人（裁判所管轄第一條）または「徳東戰
爭犯罪人」（管轄第二條）と呼ぶことができたとし
てもそうである。

E-9
「太平洋戦争」で犯された戦争犯罪だけとするこ
の権限は、裁判所係例が太平洋戦争を取つた連合國
の最高司令官によつて定められた事實と、本裁判所
の裁判官と検察官が、降伏文書の調印□であつた諸
國の代表者と、この戦争に参加はしたが、その當時
はまだ國家としての獨立を達成していかつたため
に、降伏文書の調印□でなかつた二つの□家の代表
者とであるといふ事實とによつても、示されている。
この制限は最高司令官の特別宣言書からしても推
論される。この宣言書は、本裁判所を構成したもの
であり、それに、裁判所係例の基礎となつていろ
考慮の一つとして、次のよう述べてある。

「枢軸諸國家ノ不法ナル侵略戦争ニ反抗セル
合衆国並ビニ之ガ連合諸國家ハ戦争犯罪人ハ殺
捕ニ附セラルベキモノナリトノ意圖ノ宣言ヲ隨
時為シ來リタルガ故ニ。」

連合諸国は、最近の戦争、すなわち獨逸の侵滅と日本の降伏で終つた戦争において犯されたもの以外のどのような戦争犯罪についても、宣言を行つたことは全くない。この制限からして、訴因第二十五、第二十六、第三十五及び第三十六で侵略戦争として訴追されてゐるハサン湖（一九三八年）とハルビンゴール地域（一九三九年）における日焼衝突は、たとい戦争と見えなければならぬものであつたとしても、本裁判所の管轄には入らないであろう。これらが戦争であるとすれば、これらの戦争は講和條約によつて終結している。すなわち、張鼓峯事件は、一九三八年八月十日に、モスコーにおいてモロトフと重光との間で調印された協定（法廷證第二六六一A號記録二三一四一頁）によつて、ノモンハン事件は、一九三九年九月十六日の東郷（モロトフ）共同聲明（法廷證第二六四一號記録二二八七八頁）と、その後に一九三九年四月十三日にソビエット・ロシアと日本との間に結ばれた中立條約（法廷證第四五三、記録五〇〇頁）によつてである。

E-10
これらの條約によつて、これらの戦争は太平洋戦争とは別なものとなつたのであり、従つて、本裁判所の管轄権の範囲外にあるものである。（一）なお、右の中立條約以前に存在したかも知れないところの、訴因第四、第五及び第六十七で訴追されているソビエット連邦に対する侵略戦争遂行の共同謀議について¹⁰も、そうである。同じ理由で、太平洋戦争に屬していないもののとして、戦争をもたらさなかつた共同謀議の單なる存在が、一般に本裁判所の管轄から除外

されることに至ろう。さらに、第五條の文の字句は、共同謀計が戦争をもたらした場合に限り、これを裁判所の管轄の範囲内に入れるというのが裁判所慣例の趣旨であつたことを示していろ。

註、ここに述べた日境衝突は、たとい侵略戦争と見做されても、本裁判所の管轄に入るものではないという理由がもう一つある。もしこれらの事件が戦争であつたならば、それを終結した條約は、講和条約であつたり。これらの講和條約においては、戦争犯罪人の處罰に關する規定は設けられなかつた。講和が成り立つた後は、戦争犯罪の裁判ができるのは講和條約がこのような裁判について規定している場合に限るというのが國際法の規則である。この規則に例外のあることは確かである。たゞへば、不法な威嚇の場合、または敗戦国によつて樹立された傀儡政權との間に條約が結ばれた場合である。これらの例外は、今ここで決定しなければならない件については重要でない。上に述べた一般的な規則はこの二つの國境衝突に關連して行われた戦争犯罪に関する裁判を禁ずるものであり、訴因第二十五、第二十六、第三十五、第三十六、第五十一及び第五十二の各の起訴等をわれわれの管轄から除外するものである。

平和に対する罪

E-11
裁判所条例は、第五條第口號で、平和に対する罪について述べている。國際法がこの犯罪を認めてい
るか、認めていたかについての問題に關しては、國
際法上の「犯罪」という言葉は、國內法上において
と同様に、全く違つた性質の概念を現わすことがあ
る、ということを銘記しなければならない。

國際法においては、「犯罪」とは、たとえば捕虜
の拷問のようす、すべての文明國で道徳的にも法律的にも非と
されていこ行爲と同様に、國境のこちら側では名譽
とされ、むこう側では罰せられる間諜と戰時叛逆の行
爲をも包含している。

合衆國政府を代表してロンドン協定に署名したジ
ヤックソン判事は、その「大統領への報告」(一)
の中で、不正な戦争を行う犯罪を、「もつと軽い犯
罪のすべてを包括する犯罪」と規定した。ニュール
ンベルグの判決は、侵略戦争を開始する罪のことを、
「最高の國際犯罪であつて、他の戦争犯罪と異なる點
は、ただそのうちに全戦争犯罪の害悪を含んでいる
ことにある」(二)と述べた。

註一 一九四五年六月七日、ホワイト・ハウ
ス發表。全文は一九四五年六月十日の國務

省公報

Ethical Dept. of State Bulletin

12

一〇七一页以下に載つてゐる。そのうちで
關係ある部分は「戦争犯罪人の裁判、國務
省出版物第二四三〇號、ワシントン、一九

四五年中に出版された。

註二 判決一三頁

東京の首席検察官は、かれの最終論告のなかで、^{E-12}記録三八九六五頁、「平和に対する罪を『最も悪質なもの』であるといつた。そのほかに、検察側の方で、第五條(1)、(2)に述べてある犯罪との間に述べてある犯罪との間には、何の違いもないとした例は、多數挙げることができる。」^{註一}

註一 たとえば「一通例の戦争犯罪人」と、^{E-13}戦争に責任があるもの」との間には、原則上、少しも違ひはない。¹³記録三九〇一七頁。

ここで、悪質な行為という意味での「犯罪」ということを、法的秩序を維持するためには、刑罰を科さなければならぬようなりかたで法を破ることを考えると、「平和に対する罪」が現行国際法上でのような犯罪であるかどうか、という問題に答えなければならない。

国際法の分野の権威者であつて、戦争の遂行は、国際連盟とパリ一條約の時代までは諸國家の主権であつた、と認めるものを列挙する必要はないであらう。オツヘンハイム・ラウター・バハトーによれば、「戦争は、法律上は國家の自然の機能であり、國家の無制約を主権がもつ特権であつた。」また、パリ一條約を締結した交渉中に、一九二七年にボラ¹³ー上院議員が合衆國の議會に提出した決議案の中で、戦争の不法化についてのかれの勧議の理由として述べたものの一つは、次の通りである。「國家間の戦

争は、常に合法的な制度であつたし、また今でもそうである以上、どの國家も、理由があるとないとを問はず、ほかのどの國家に対して戦争を宣言しても、厳密にその法的権利の範囲内にある。へニー一人の國際法の学者と一人の政治家とを引用すれば充分であろう。この點については、ほとんど意見の一一致した試しがあるのである。本件で檢察官が述べたように、「侵略戦争の不法性は、一九一四年以來採用された諸條約から主として發生し、またはそれらのなかにふくまれているところの一つの近代的な概念である。」¹⁴（記録三九〇一七頁）

註一、オッペンハイム・ラウター・バハト著国際法第二卷、紛争、競争および中立。六版、一九四四年、一四五頁。

註二、この決議案は、次の書物に載つてゐる。ハンス・ヴェーベルグ博士著、戦争の非合法化。ワシントン一九三一年、一三三頁。またはジエイムズ・T・ショットウェル著、國家的政策の手段としての戦争とパリ條約におけるその放棄。ニューヨーク一九二九年、一〇八一—一〇九頁。

法の変化を示すために、時としてヴエルサイユ條約が引用される。しかし、ニユールンベルグの判決で引用されている第二二七條は、それが作ろうとした前例を表けるというよりは、むしろその當時存在した國際法の眞の状態を示そうとしているものである。「戦争惹起者の責任と刑罰の實施とに關する」委員会は、一九一九年に、「競争をもたらした行爲

E-13 については、その行爲の惹起者を訴追したり、またはその行爲を裁判所における訴訟の対象としたりすべきではないし、ハーベーと勧告した、したがつて、撻

撻された皇帝ヴエルヘルム二世の裁判は、國際法による犯罪に基くものではなくて、『國際道德と條約の神聖』に対する最高の罪にあくものであつた。

正義を裁判所の決定的な原則とするというのではなく正義が、國際政策の最高の動機によつて、(第二二七條)指導を文けるといふのであつた。皇帝の引

度を要求する連合國は、オランダ政府に對して、司法上の訴追ではなく、高度の國際政策上の行爲を念頭にもつてゐるところの、かれらの要求の特別な性格も、ハーベーを強調した。したがつて、國際法の権威者が、一体ワイルヘルム二世を眞に罰することができるかどうかを疑問としたことも、焉くには當らない。ガーナーが述べたように、『かれは犯罪について訴追されなかつたりであるから、刑事法の違反に對して規定されている刑罰を文けるべきものは、ほとんど思われない』(註二、ハーベー三)

註一、戦争の惹起者の責任と刑罰の實施とに關する委員會が一九一九年三月二十九日に予浦講和會議に提出した報告書、一三頁。

註二、J. W. ガーナー著、國際法と世界大戰、一九二〇年、第二卷、四九三頁に引用。

註三、J. W. ガーナー前掲書四九四頁。

問題は、戦争を國家の主權として認めた實定國際法において、國際連盟の規約と諸決議、その他の國際機關の諸決議およびケロツグ・ブリアン條約によ

つて、なにかの變化がもたらされたかどうかということである。

日本が一九三三年に國際連盟規約から脫退したという事實は別としても、侵略戦争の犯罪性ということは、この規約からは出てこない。この規約は戦争の防止を目的とはしたが、第十五條は、連盟理事会が全員一致の報告に到達できない場合とともに、「國際法上尋ラ當事國ノ管轄ニ屬スル前項ニ付シ生じた紛争を認めてい。ここに有名な「戦争の抜け」があり、それを後にジュネーヴ議定書が除こうとしたが、成功しなかつたへー」。

註一、連盟規約を修正することによつて、同規約にあるこの「戦争の抜け」をふさぐことか、一九二四年十月二日に総會によつて採用され、普通に「ジュネーヴ議定書」と呼ばれているところの、國際紛争の平和的處理のための議定書の主な目的の一つであつた。この議定書が、有效となるために必要な政の批准を確保でとなかつたといふ事實は、イギリスの反対に基くことが大きかつたのであり、この反対は、すでに適用できなくなつた條約を、連盟規約第十九條に基づいて改正するための機構、または實效的な機構が存したいから、この議定書は、その参加國をして、いかに不正で危険を現状であつても、それを保證するよう引き入れることになろう、という見解に主として基いていた。(ヘオツベンハイム・ラウター)

E-15

バハト、上掲書九一頁、証二一
國際連盟總會が、一般的條約という手段によつて、
國際的事態に變化を與えようと試みたのは、特に、
連盟規約の欠陥、すなわち、戦争の抜けあと呼ばれて
いるものをふさごうと努力してであつた。

列國の間堵によつて戦争を防止しようとした相互
援助條約へ一九二三年一月一には、第一條で次のよ
うに規定した。『締約國は侵略戦争が國際犯罪であ
ることを誠實に宣言し、締約國はいづれもその遂行
の罪を犯さないことをそれぞれ約定する。』この條
約は遂に效力をもつに至らなかつた。

註一正文は國際連盟月報、一九二三年、二三
六頁以下にある。

一九二四年に、『第五回總會によつて、一般的無
意の中に可決された』ヘーネジュネーブ調定書（國
際紛争平和的處理のための調定書）は、『國際社會
の構成員の通常性を認め、侵略戦争はこの通常性の
侵害であり、國際犯罪であることを主張して』ヘーネ
ジュネーブ、紛争の平和的處理のための規則を定めた。し
かし、この條約も遂に效力をもつに至らなかつた。

註二この引用文は第六回總會におけるシアロ
ーヤの演説からとつたものである。國際連
盟第六回總會議事録、ジュネーヴ、一九二
五年、八〇頁を見よ。正文は一九二四年、
國際連盟第五回總會採用決議および勧告案
二一頁以下に發表されている。このような
熱意のあらわれにもかかわらず、諸國の代
表は、單にこの調定書を「眞剣に考慮」す

E-16

るようすにそれぞれの政府に進言することを約定したに止まつたということは、記憶すべき重要なことである。ハルフレッド・ワインメルン著、國際連盟と法の支配、一九一八年—一九三五年、ロンドン、一九三六年、三五〇—三五一頁一

さて、これらの條約が成立しなかつたのは、侵略戦争は犯罪であるといふ條項に對して唱えられた反對以外の理由による、と言わわれている。しかし、平和的處理の承認というような、その他の條件が實現されるまでは、侵略の犯罪性についてのこのようない宣言は意義と正當性とを獲るものではない、といふことが認識されなければならない。不成功に終つたジュネーヴ談定書の中の上述の宣言に效力を與えて、これが國際關係の變化を證明するものであるとすることは、實に現實を曲けるものであろう。

ジュネーヴ談定書が成立しなかつたことは、事態を一層明らかにするものである。なぜなら、その正文そのものによつて、基本的な種類の紛争が義務的仲裁裁判から除外されたからである。これらの紛争のうちには、ある國の「國內管轄内」も問題に關する紛争へ第五條一、ならびに「現に效力ある條約と諸國家の領土的保全とに關する紛争」へ一がある。

註一、この最後の例外は、總會報告者としてのボリティスによれば、「談定書中には正式には述べられていなかつたが、それが認められていることとは、さわめて明瞭に理解されていた。」
國際連盟第五回總會議事錄、

E-17

ジュネーヴ、一九二四年、三二九頁。

一九二五年の国際連盟第六回総會は、明らかにジユネーヴ談定書の不成立によつて影響された。軍備縮少についての會議の主張をととのえることを理事会に要求する決議案を採用するようとに、スペイン代表ギノネス・デ・レオンの提案は、同じ見地から考えられなければならない。この決議案には、次のように述べてある。「後略戦争が国際犯罪を構成することを重ねて宣言すること。」――

註一、この決議案の正文は、国際連盟第六回総會議事録、ジュネーヴ、一九二五年、七四一七五頁に載つている。

スペインの提案は第一および第三委員會に通され、それからさらに小委員會に通された。(議事録、一九二五年、一〇五、一五七頁)これらの小委員會の協議は、議事録中に発表されなかつた。第三委員會の第五回會議で、小委員會の報告者ベネシニは、「ギノネス・デ・レオン氏が提案し、第一委員會の小委員會が修正した決議案の詞文は、そのまゝ、第三委員會の小委員會によつて承認された」と言明した。(議事録、上掲、二〇二頁)

これらの修正の結果として、この前文は次の通りになつた。「侵略戦争が国際的犯罪と看做されるべきことを重ねて宣言すること。」(議事録、上掲、二三九頁)。この決議案はこの形で採用された。(議事録、上掲、二四七頁)。

侵略戦争が悪質な犯罪であるといふ趣旨のことを示すものが一九二五年の總會の議事の中に見出され

E-18

19

とかできないことは、以上にかんかみて明らかであると思われる。総會が採用したものを考えると、²¹ 國際連盟協會の國際的連合が一九二五年七月の第九回定期會議で採用した諸決議しへーーを重視することはできない。この決議のなかには、ジユネトヴァ議定書に關して、²² 連盟規約第八條に従つて軍備縮少の促進を目的とするし協定、つまり次の原則、すなわち、イ、あらゆる侵略戰争は國際犯罪であるといふことの承認を含むべき協定しの締結を進言した決議も含まれてゐる。

註一、上掲議事録、一一四頁以下に發表されて

いる

一九二七年の總會が開かれたときの國際情勢は、一九二五年の總會のときよりも良好なものではなかつた。一九二五年にロカルノ條約が締結され、特にイギリスで反対にあつたジユネーヴ議定書の一般的保證のかわりに、特別の保證が規定されたことは眞實である。しかし、その時以來、ジユネーヴにおける三國軍縮會議は失敗に終つたのであつた。

一九二七年に開かれた連盟總會の會議の記録から、この總會の精神を判断することはむずかしい。會期の始めに、ボーランド代表ソカルが、一種の東ロカルノを作り上げることを提案したようである。祕密予備會議で、この提案は修正され、違つた性質のものが總會の討議に移された。不侵略條約の草案²³ が侵略戰争の不法化の宣言になつてゐた。この宣言は、ボーランド代表ソカルの説明によれば、道徳的な意義しかもたない宣言であつたしへーー

註一、ハンス・ヴァーベルク著戦争の非合法化、

ワシントン、一九三一年、四三頁

一九二七年の決議の意義を判断するためには、總會での討議をいつそう緜密に研究するのがよい。一九二七年九月二十四日の會議で、最後的に採用されたときのソカルの提案は、次の通りであつた。

「總會は、國際共同社會を融合してゐる連帶性を認識し、一般的平和の維持の確固たる希望に動かされ、侵略戦争は決して國際紛争解決の手段として役立つことかできず、したがつて國際犯罪であることを確信し、すべての侵略戦争を政府に放棄することは、軍備減少のために企てられている仕事の進捗を促進するものと思われる一般的確信の空氣を作り出していくであろうと考えて、

「次のことを宣言する。〔すべての侵略戦争は禁止され、かつ今後も常に禁止されるべきこと。〕國家間に起るべきあらゆる種類の紛争を解決するためには、あらゆる平和的手段が用いられなければならぬこと。

「總會は、連盟國がこれらの原則に従う義務を負うものであることを宣言する。」（一）

註一、一九二七年九月二十四日一〇・〇〇時の

國際連盟第八回通常總會決議録、九頁

このようないい意義はどのようなものであり得たであらうか。

國家は生きてゐる組織体であるから、變化する。狀態が變化すれば、關係の變化が必要になる。かくて、國家間の紛争の起源は、國家の性質そのものに

E-20
ある。これらの紛争は解決を要求する。これは平和的手段によつて行うこともできようが、もし平和的手段によつて解決が見えられないときは、残された唯一の道は戦争である。したがつて、平和を維持することが最も重要なことである。

これらの手段が發見された時には、戦争の不法化」という結果が論理的に生れるであろう。紛争解決の手段が發見されないうちに戦争を禁止することは、實際には、單に現状を維持するにすぎないということになるであろう。

一九二七年の總會における討議の間に、ボリチス氏はこの關係を正しく指摘した。

「すべての戦争——すなわちすべての侵略戦争——を禁止し、仲裁裁判という方法で侵略者を定めようと試み、しかも他方で規約第十五條第八項を現在の形で存續させる方式は、依然として同條の缺陷を全く今日のままにしておくことになるであろう。それは制裁がないためであつて、ジュネーヴ議定書の規定では、それがあつたので、この体制を作り得たのである。さらに、わたくしがどれほど強調しても足りないところの、この缺陷に加えて、實際にはわれわれが退歩したのに、大衆にはわれわれが進歩したという印象を與える大きな危険があるであろう。(一)

註一 第八回國際連盟年次總會譲事錄

六百、一九二七年九月八日

午前十時三十分、

ボリチス氏が諸國家の平和的解決に對する用意の程度を正確に評價したということは、ジュネーヴ議定書に關する討議を再開せよというオランダ代表の提案に對して、同總會の示した反響からみて、明白である。以下に、オースティン・チエンバレン卿の演説から引用をする。

「むかしからの論争がすべて、むかしからの意見

E-21

の相違がすべて、今でもなお表明されている。一方の側か、他方の側か——またはおそらく両方の側で——当事者の見解がある程度接近するに至るまでは、意見の一一致する可能性はない。』(上掲、九月十日、四一頁)

それにもかかわらず、侵略戦争は犯罪であると宣言するソカルの提案は承認された。ブリアンは、この提案の辯護として、誤解を生む比喩を使つた。『われわれがしつかりした建物を建てようとするときに、われわれの友人ボリティス氏が好み『われわれの友人シアローヤ氏も好んでいるような法律上の設計をわれわれがもつてゐるときには、われわれの建物を一舉に完成することができず、完成した建物はおそらく六階、おそらく二十階の高さになるはずであるのに、最初は一階か、二階か、三階で止まらなければならぬことがわかつたときに、われわれはこの企てをあきらめるべきであろうか。わたくしは否といふ。われわれは仕事を續けなければならない。しかし何かほかの方法を見つけなければならない。別の手段を、すなわち連盟のもつ宣傳力を、使わなければならぬ。』(上掲、九月十日、六頁)

これは誤解を生むものである。なぜなら、紛争の平和的解決が根本であるからである。家を建てるのに、まだ土台を置くことができないうちに、巨根から手をつけることができるのかどうかを、ブリアン氏が自問したとしたら、もつと適切を比喩になつたであろう。

ブリアンの演説は別としても、決議自体が誤解を

生るものであつた。その本文は、すべての侵略戦等が實際においてすでに禁止されているという印象を與えるようなものであつた。しかし、その討議から見て考慮されていた對象は、連盟規約の中で言及され、またすでにこれによつて禁止されていた戦争だけであつたことがわかる。日本代表長岡は次のように述べたけれども、なんの批判も招かなかつた。

「委員會における意見の交換からみて、決議案は全體として、規約に定められているどの義務の範囲も越えるものではないと自分は了解した。」（一）これら的事情にかんがみて、オランダ代表ロウドンが一切の戦争の禁止を提案したが、無駄であつたことが理解できるのである。（『議事録、上掲二二五頁』）

註：國際連盟第八回通常總會議事錄、

ジユネーク、一九二七年、

二二六頁

決議が誤解を生むものであるのは、それが表面にあらわれているほどの實質をもつていないのでではなく、單に道徳上の價值しかない宣傳的行爲のつもりであつたからである。ソカルは、そもそもはじめから、自分の提案は「具体的な法律的範囲をもたない」（原語のフランス語は、もつと明瞭であつて、「具体的な法律的の力をもたない」）のであります、單に道徳上の意義をもつにすぎないと聲明した。（『議事録、上掲一二四頁』）

このボーランドの提案に對して、この提案は無意味であり、制裁を缺いている點で連盟規約の程度にも違していないという趣旨のいろいろな反対に封し

て、ブリアンは次のように答えた。

「いろいろな演説があつてから、會議の終りに、われわれが大きな叫び聲をあげたら、人に聞えないわけはないということをわれわれはよく知つている。それは個人の良心に反響をひきおこし、人々の心中に根をおろし、反響が反響をよんで、海外にひろまり、そしてその目的を充分に達成する。」

「何か法的の價値があろうとなかろうと（傍線は本官による）、このよくな呼び聲をこの總會が發することは、そうするだけの値打があると諸君は考えるか。それとも、法律的價値がないとしても、總會の魂から、平和の理想に對する熱望がわき上るのをわれわれは感すべきだと考えるか。」（速記録、一九二七年九月十日、六頁）

本官は一九二七年の決議についてやや詳細に論じたが、その理由は、學者も、またニューヨーク及び東京の判決（一）も、ともにこの文書に特別の注意を喚起し、侵略戰爭は一九四五年のロンドン協定とその後のニューヨークベルグ及び東京の裁判所條例より前に、すでに惡質の犯罪と考えられていたという理論を支持しようとしたからである。

註一、ドイツ主要戰爭犯罪人の裁判のための國際軍事裁判所の判決、ニューヨークベルグ、一九四六年九月三十日および十月一日。王室印刷局出版、G m a . 六九六四、四一頁。
一九二八年一月十六日から二月二十日まで、ハバナで開かれた第六回アメリカ洲諸國國際會議が、同じ目的でしばしば引用される（一）。この會議で、

E-23
他のこととともに、二つの決議が可決された。第一は仲裁裁判に關するもので、その一部は次の通りである。

「アメリカ洲諸共和国は、その相互關係において、國家的政策の手段としての戰爭を不法とすることを表明しようと欲するゆえに . . . 」

註一上掲ニユールンベルグ判決文、四一頁。

第二に、「侵略戰爭は人類に對する國際犯罪を構成する」と認めた決議が採用され、次のことが同意された。

「()すべての侵略は不法と認められ、そのようなものとして禁止されるものと宣言されること。及び

「曰アメリカ洲諸國は、その間に起ることのある紛争を解決するために、一切の平和的手段を用いること。」

さて、第一に氣がつくのは、侵略戰爭はアメリカ洲諸國の間では犯罪であるかもしだれないが、その他の諸國の間ではそうではないことが容易にわかるということである。アメリカ洲諸國が友誼的で緊密な同族的な關係を達成し、それによつて、かれらの間に起る紛争を解決することができるようになつたならば、そのときには、これがその歸結に、すなわち、暴力は犯罪になるということに結びつけられるかもしれない。地球の一部で、事實上の關係に基いて、法律的な概念のある種の發展があつても、地球のほかの部分にも適用される決論が必然的に自動的に引き出されるものではない。

E-24

しかし、第二に、このような關係がすでに達成されていたのであろうか。

談題となつていた問題の一つは、「國際的紛争の平和的解決」に關するもので、廣範な内容の提案草案が提出された（一）。合衆國代表ヒューズが反対をとなえ、どのような國も仲裁裁判に付託する用意のない紛争が澤山ある（國家の主權に關連する諸問題、「政治的便宜だけに關係する紛議」、「内政事項」）（二）ことを指摘した後に、この問題の全部は、右に述べた決議で、次の會議に附託されることになつたが、その決議の要旨は次の通である。

註（一）一九二八年ハバナにおいて開催の第六回アメリカ洲諸國國際會議のアメリカ合衆国代表團の報告。合衆國政府印刷局、ワシントン、一九二八年（二二頁）

註（二）右の報告二三頁

「（一）アメリカ洲諸共和国は法的性質の國際的紛争を平和的に解決するため用いるべき手段として、義務的な仲裁を採用すること。

「（二）アメリカ洲諸共和国は、この原則の實現を協定の形にするために、一年以内にワシントンで調停と仲裁の會議を開くこと。これに伴う例外は、諸國の國內關係事項とともに、國家の獨立と立權を守るのに缺くことのできないものとこれらの諸國が考える最少限度にとどめ、またその協定に參加しない國家の利益に關連し、またはその行動に關係のある事項も除外すること。」（上掲二六頁）

言いかえれば、この試みは失敗し、次の會議の會

E-25

期中ににおいてさえ、すべての紛争の平和的解決について、アメリカ洲諸國が同意するに至るものとは期待されないことがわかつた。さらに、現在に對しても將來に對しても、ある留保を行つて、主權と「國內問題」とに關連する「政治的」な紛議を除外し、これを紛争の平和的解決の條約の外におかなければならぬことわかつた。重大な利害關係のある問題、すなわち通常戰爭の萌芽をふくんでいる紛議そのものは、義務的仲裁裁判に服せることはできないと考えられた。移民がその一つである。ハバナにおける同じ會議で、この點についての決議案が討議されているときに、ヒューズは次のように述べた。

「合衆國政府は、移民の統制は主權の行使のあらわれであるところの純粹な國內關係の事項であると考えていてこと、アメリカ合衆國に關する限り、移民問題における議會の權限は他の干渉を許さないということ……」（上掲二七一頁）。

平和的手段による紛争の解決を義務的とする提案が成立しなかつたにもかかわらず、侵略戰争は犯罪を構成するという決議案は容易に通過した。この會議でも、具体的な成果がえられないでの、言葉に頼ろうとしたことを感じないわけにはいかない。ハバナ會議におけるこれらの試みが當然失敗に終るよりほかはなかつたことは、「諸國家の權利義務の宣言」（上掲一〇頁以下）についての提案と討議から容易に推断される。というのは、これらの提案や討議にあらわれているのは、國家的個人主義の精神狀態で

あつて、これは紛争の平和的解決と侵略戦争の不法化という結果をもたらすことになる超國家的責任の受諾には適しないものだからである。無制限な国家主義の代償は、戦争が時々起るということである。もし侵略戦争が犯罪的なものと認められれば、それは国家主権の一部が抛棄されたことを示すものであり、もはや構成員の間の暴力を許さない国際社会ができる上つてゐる筈であり、その社會では、戦争はある意味で國內戦争の性格をもつことになるのである。これができ上つていなければ、戦争の不法化をどのように宣言しても、それはまず空虚な言葉である。この言葉は、關係諸國が紛争の平和的解決によつて戦争を避けたいと思つてゐることを示すかもしれない。しかし、その場合に、この言葉の價値は、それが表面上示してゐる法的事態のうちに存するのではなく、たとい歴史的な権利を失うことになつても、紛争を解決しようとする用意そのものの程度いかんに存するものである。

結局、一九二八年には「紛争の平和的解決のための一般的設定書」は實現しないで、パリ一條約が締結された。以上のことから見て、同條約前の國際的事件であつて、戦争の不法化という意味で國際關係になんらかの變化がみつたと結論して差支ないようなものは、一つもあげることができないと考えて間違いないように思われる。成立しなかつた條約も、誤解を生む決議も、この變化をなし遂げることはできなかつたのである。

その上、パリ一條約前に、侵略戦争が犯罪的であ

ると認められたものと考えるのは非論理的であろう。なぜなら、その場合には、われわれは、将来において犯罪を犯さないようとの協定に到達するため、何カ月もの期間にわたる交渉が行われたと結論するよりほかはないからである。同條約の起草者の一人であるブリアンが、それ以前のどの決議にも、右のような意義を與えなかつたことは、動かすことのできない事實である。かれは、批准の際の演説の中で、他のこととともに、次のように言つた。

「初めて、全世界の面前で、嚴肅な規約において政治的紛争の重い過去を背後にもつてゐるすべての大國がその名譽をかけて、戦争は國家的政策の手段としては、言いかえれば、利己的な勝手な戦いといふ、最も明確な忍るべき形においては、無條件に放棄されるのである。この形の戦争は、以前は神漫の権利に基くものと考えられ、國際倫理の上で、常に主權の屬性となつていたものであるが、その最も重大な危険を構成してゐたもの——その適法性——を遂に法律上で奪われるに至るのである。今後はそれは不法性の烙印をおされ、共同の同意によつて、おそらくは、敵意を受けることになるのであろう。(傍線は引用者による)」(一)

註(一) 戰爭放棄の條約、合衆國政府印刷局、ワシントン、一九三三年、三一四頁。

日本をふくむ六十三カ國の名において調印された
パリ一條約は、戰爭権について、本官と違つた概念

E-27

を基礎づける唯一の眞の根據であるよう見える。しかしながら、それが事實において侵略戦争は惡質な犯罪となるというようを變化をもたらしたかどうかは、疑問である。この條約自体は、單に一つの制裁を規定しているだけである。それは、この條約に違反して戦争を行う國家は、「本條約ノ供與スル利益ヲ拒否セラル」（前文）といふ制裁である。侵略戦争は犯罪であり個人責任を伴うといふ歸結については、この條約を解釋した人々は、（第二次世界大戦前には）殆ど何も言つていないのである。（一）

註（）第二次世界大戦前にパリ一條約に與えられた意義を評價するためには、「ブダベスト解釋條項」が重要なものである。これらの條項は、一九四三年にブダベストで開かれた第三十八回國際法協會會議で滿場一致で採用された。このときに、ステイムソンは、これらの條項は、「わたくしの知るかぎり、今までに發表されたもののうちで、この問題に關して國際法を述べた最も權威あるもの」（ハックワース著、國際法提要七卷、ワシントン、一九四三年、六八〇頁に引用）であると述べた。ブダベスト條項の中には、刑事責任については何も述べていない。パリー條約の違反は、そのほかの國に對して、傳統的な中立の概念のもとでは持つていなかつた各種の權利を附與する（第四條）。責任を負うべき國家は、すべての關係國に賠償を拂わなければならぬ

（第六條）。（正文はアメリカン・ジャーナル・オブ・インターナショナル・ロー
一九三五年、九二頁以下に載つてゐる。）
パリー條約の本質的な意義は、疑いもなく第二條にある。そこで締約國は次のことを協定してゐる。

「相互間ニ起ルコトアルベキ一切ノ紛爭又ハ紛議ハ其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ平和的手段ニ依ルノ外之ガ處理又ハ解決ヲ求メザルコト。」

しかし、條約の正文だけでは、締約國が表明した意圖を充分にはあらわしていない。その準備的な文書を検討してみると、この協定は防衛措置に訴える締約國の自由を制限すべきではないことをはつきりと承認する追加的説明條項に相當するもののあることが明らかになる。

E-28

一九二八年六月二十三日に、合衆國政府が九ヵ国の政府に手交した同文通牒に、自衛について、次のことが述べてあつた。

「不戦條約に關するアメリカの草案中には、自衛の権利を制限し、または毀損するものはない。この権利はすべての主權國に固有のものであつて、一切の條約の中に、試示的に包含されている。各國家は、いつでも條約の規定に拘らず、攻撃または侵入に對してその領土を防衛する自由を有する。そして、その國家のみが自衛のために戦争に訴えるのを必要とする情勢にあるかどうかを決定する権限を有する。」(二)

註二 戦爭放棄のための條約。條約文、交換公文、批准書および加盟書その他の文書。國務省出版文書、四六八號。ワシントン一九三三年、五七頁。

一九二八年七月十四日にブリアンは、フランスを代表して次のように答えた。

「新條約のなかには、いやしくもなんらかの方法で、自衛権を制限または毀損するようなものは存しない。この點については、各國は、今後も常に、攻撃または侵略に對してその領土を護る自由をもつ。事態が自衛戦争に訴えることを必要とするかどうかを決定する権限は、その³⁴國だけがもつていてる。」(一)

註一、上掲六八頁

オーステン・テエンバレンは、一九二八年七月十

八日に、イギリスを代表して、次ぎのように答えた。
『ケロツグ氏が四月二十八日の演説中で表明したところの、提案された條約は、どのような方法においても自衛権を制限または毀損しない。』
『この見解、並びに、事態が右の目的のために戦争に訴えることを必要とする場合を決定する権限は、各國だけがもつてゐる。』
『この見解、わたくしは完全に同意するものである。』

(一)
証一、上掲七三頁。

E-29
日本は、これより前に、一九二八年五月二十六日の手紙のなかで、すでに次ぎのように述べていた。
『合衆國の提案は、獨立國の自衛権を否認するものは少しもふくまないものと了解する。』
・・・レヘー

証一、上掲五一頁。

しかし、自衛権の範囲はどこまでであるか。自衛権の問題は、それ自体非常に複雑である。ケロツグ・ブリアン條約が提案され、承認された當時に、合衆国では、それがどのように了解されていたかは、その批准の前に議會で行われた言明から、知るここができる。上院議院ボラーは、すべての國家がその国民の生命が外國において危険におちいるおそれのある場合は、それを護るために武力を行使する権利を留保したことは事實である、今まで主張した。(一)。國務長官ケロツグは、自衛権の留保は、『國家を防

衛するために、または國家を危險に陥れるおそれある事態を防止するためには、この政府が必要ご信ずる措置をとる権利をもつてゐることへ二二へ傍線は引用者によつて意味する、ご言明した。

註一、議會記錄。第七十議會、第二會期、一、二八六頁。

註二、合衆國上院外交委員會、一九二八年十二月七日、「戰爭放棄に關する一般條約」五頁。一九二八年十二月十一日の議事記錄の二七頁に見られるように、同意員會の議事の右の記錄が、その出版前に、國務長官ケロツグによつて修正されていることに注意することこそ、重要であるご考えられよう。

これは、あらゆる國家が、攻擊または侵略に對して、その領土を護る権利を留保するごいうこと以上に進んだ。ののように思われる。しかし、この文章はこのままではひいまいであるから、諸國の議會がこのよくな考えをいだいてこの條約を批准するつもりであつたかを知ることはがどうしても必要である。この條約のもつ意味について、起草者ケロツグの説明を考えるとき、特にそうである。

この點で、パリー條約の第二の留保事項が、特別な意義をもつてくる。それは、事態が自衛のために戦争を必要とする場合を決定する權限は、各國家だけがもつてゐるごい留保である。ショットウェル³⁶がいつたように、「パリー條約の解釋上、この最後の言葉の重要さは、どんなに強調しても強調すぎることはないであろう。各國家が依然として自國の

行動の判定者であるこゝになつてゐる。これこそ、
パリ一條約の眞の留保である。」(一)

註一、ジエイムズ・ワ・ショットウェル著、
國家的政策の手段としての戦争とパリ一條
約におけるその放棄。ニューヨーク一九二
八年、二一七頁。

この留保によつて、同條約の違反を證明するこ
は、不可能でないまでも、きわめて困難になる。こ
の點について、ニューヨークベルグ判決の推論は、ほ
こんご問い合わせるに答へるに問ひをもつてするようと思わ
れる。すなわち、それは次ぎのようにつていてる。

「いやしくも國際法が實際に行われるべきで
あるこすれば、自衛と主張してこれらた行動が
事實において侵略的であつたか、防禦的であつ
たかは、最後には、調査と判定によつてきめら
れなければならない。」(一)

註一、ニューヨークベルグ判決、イギリス版、
三〇頁。

問題は、締約國がはたして同條約を司法的な方法
で實施させるこゝを意圖していたかどうかである。
ハイドが次のように述べたのは正しい。

「自衛」という理由で、平和的でない措置に訴
える加盟國は、なにかの特定の組織に對して、
その主張の正當さを立證することが必要である、
さういうような規定は、この條約には含まれてい
ない。」(一)

註一、チャールズ・チエニー・ハイド著、主として合衆國による解釋と適用を通じて見た國際法、第三卷第二版、ボストン、一九四五年、一六八三頁。

國務長官ケロッグは、一九二八年十二月七日に、合衆國上院外交委員會に對して同條約を説明し、次のように述べた。

「自衛の問題をざのよだな裁判所に對しても、やだねることには、少くもこの政府は決して同意しないことを私は知っていた。また、ごの國の政府も、そのようなことはしないこ私は考える。」（記録、四頁）

ブリアン・ケロッグ條約をアメリカ合衆國が批准するまで、非常に有力な役割を演じた上院議員ボラーは、上院におけるその討議のはじめに、次ぎのよう述べた。

「唯一の検閲者——われわれはこれらのことを利用し、卒直に認めて差支えないと——自衛権を行使する國家が、それを正しい原則にもございて行使しない場合に、その國家にこつての唯一の検閲者または批判する権力は、世論の力である。超政府ごいうものも、訴えるべき裁判所もなく、超政府を作りたいと思う者もなく、またその他にも問題を判定する權威もないのであるから、世論こそ、同條約のこの部分を検閲するものとして、われわれが頼るここのできる唯一の裁判官である。諸國家がこの自衛権を行使

するに當つて、それが正當であるかどうかについて、われわれが訴えることのできる裁判所がこのほかにあるかどうか私は知らない。』（一）
訳一、議會記錄第七十卷、一〇六三頁。第七

十議會、第二會期、一九二九年一月三日。

さらに一九二九年一月四日にも（上掲、一
一二六頁）

つきの言葉があつた。『世界の判斷を除いては、訴えることのできる上級法廷その他の裁判所は存しない。』あるいはまた、『しかし、この條約はごのような裁判所に對しても訴えることは決してできない。なぜならば、この條約が破られる場合には、われわれ自身がそれについての裁判官であり、各締約國自身がその國の裁判官であるからである。』またあるいは、『この條約は、ごのようないくつも裁判所についても規定しているものではない。』（上掲一一三三頁。）これらの保證にもございて、上院議員たちは、批准に『賛成』したのであつて、かれらのうちのあるものは、當時、これは『無價値ではあるが、完全に無害な平和條約』であると認めていたのである。（上掲一七二八頁。一月十五日）

右のことに関する、主要な問題は、パリ條約が侵略戦争を個人に責任を負わすことのできる國際犯罪としたかということである。

裏面白紙

42

同條約の第一條は、締約國は、「國際紛争解決ノ爲械争ニ訴フルコトヲ非トス」と述べてゐる。この「非トス」しがいゝ言葉は、非ざされた行動の犯罪性を示すことができるであろうか。この言葉 자체はたしかにそのような結論を正當とするものではなく、犯罪的なものとして定めるに至るよりは強い非難の感情を示したのである。さらに、一般に條約に用いられているところによれば、たしかにこの言葉は、非ざされた行為または状態に犯罪的といふ烙印を出すために用いられるものではない。一九三三年五月三日にチリのケンティアゴで調印されたところの、アメリカ洲諸國間の紛争の回避または防止のための條約においては、第五回アメリカ洲諸國國際會議に代表者を出していた諸國の政府が、「武装平和」を非としているが、これはたしかに新しい國際犯罪を作りうる意圖のものではなかつた。

國際法の分野における權威者の間ににおいてさえ、紛争の解決に關連する場合のパリー條約の意味については、意見の相違がある。

ミラーによれば、(一)この條約は締約國に對して、そのすべての紛議を平和的手段によつて解決する義務を負わすものである。しかしながら、オツベンハイム・ラワターバハトは次のように指摘している(上掲書一五一頁)。

たゞい第二條が平和的手段による紛議の解決をはかる積極的な義務を意味するものと解釋されるとしても、この方法で紛争を解決する義務を意味していないことはたしかである。

註一、デイヴィッド・ハンドラー・ミラー著、

パリ一平和條約。ニューヨークミロンドン、

一九二八年、一二九頁

平和的手段による以外の解決をはからないここと、
さういう第二條の否定の形の言葉使いは、まことにそ
の特質を示すものである。(一) 言いかえれば、
締約國の一國が、権利または特權を平和的に譲歩す
ることによつて協力する用意がない場合には、現状
が維持されることなる。しかも、平和を維持する
ためには、時によつて権利を抛棄することがどうし
ても必要である。なぜなら、重大なものは、嚴密に
法律的な紛争ではなくて、政治的紛争である。この
紛争は、その紛争の進行中に、既存の法律的な關係
の變更をはかるうとするものである。

註一、この否定の形の言葉使いの意義は、國
際連合憲章第二條第三項の、肯定の形の言
葉使いによつて強くされている。

國家間の關係が、依然として、その國でも、その
主權によつて、重大な紛争における自國の立場を決
定するごとのであるかぎり、戦争を不法化する余
地はないであろう。法は家屋と同じようにたがいに
依存していると言われている。これをわれわれの
場合にあてはめるに、戦争の禁止は、國家間のある
法律的な關係の歸結でしかあり得ないごの意味に
なる。

ケルゼンが次ぎのように述べてゐるのは正しい。

「ブリアン・ケロッグ條約が完全に失敗した

ここは、法律的に未解決な、また確定できない紛争の可能性を除去しないで、戦争を不法化することは、無益であるということをはつきり示しているへー。』

註一、ハンス・ケルゼン著、法による平和、
一九四四年、三二頁。

E-83
決議中に使われた崇高な言葉も、あいまいなパリ
一協約も、不法な戦争の遂行が通常の意味で確かに
犯罪になつたという意味で、戦争を不法化したので
はなかつた。この意見をいたいた多數の戦前の権威
者を引用するには及ばないであろう。この交渉中に、
重要な役割を演じた、アメリカの外交官で著述家で
あるディヴィッド・ハントリー・ミラーの意見をあげ
るだけで充分である。ミラーは次のように述べてい
る。

「このようにして、ブリアン・ケロッグ協約
は、「戦争の不法化」というアメリカの表現を、
戦争を防ぐことを止めることをいうことを意味する通俗的な意義に用いるときにだけ、
「戦争の不法化」の協約である。この意義で、
ときどき、この言葉は外交上の往復文書で用い
られている。しかしながら、戦争を「不法」ま
たは「犯罪」とする国際法典の案を提唱したこ
ころの、ある著述家やその他の人々が「戦争の
不法化」に與えた意義をこの言葉がもつものご
考えるならば、そのときはブリアン・ケロッグ
協約は決して「戦争の不法化」のための協約で

はない。ブリアン・ケロッグ條約は、締約國自身の誠実な同意によつて、これらの諸國間のどのような事件についても、戦争を防止することを趣旨とするものである。それは仲裁裁判條約が締約國間のへ一般に一ある種の事件について戦争を防止することを趣旨とするもの全く同じである。しかし、どちらの條約にしても、國際法の原則または規則を設定したり、設定または「法典化」する趣旨であつたりするものではない。〔一〕

註一、デイヴィッド・H・ミラー著、パリー平和條約、ニューヨークゴロンドン、一九二八年一二七頁。

パリー條約には、勝手に戦争をするという諸國家の主權の否認ごく國家的政策の手段としての戦争を捨棄するも意志の表示ごを認めるごとにできよう。それ以上のことを読みごろうごすることは、この新しい見解に伴うごを避けられない法律的な歸結に對して、なぜ規定を設けなかつたかごいう問題を、未解答のまゝに残すことになるであろう。

しかし、侵略の犯罪性ごいうことは、諸決議ご同條約ごを合せた一体から、當然推論されるものではないか、ごいう問題が出されている。グリュックは、かれの意見の變化の根據をつきの命題においた。〔バ43〕条約は、これを他の條約や決議ご合せて見れば、十分に發達した慣習の證據ごして認められ、國際法として承認されるにたりる。〔一〕

註一、シェルドン・グリュツク著、ニューヨーク、
ンベルグ裁判と侵略戦争、ニューヨーク、
一九四六年、五頁。また三七頁を見よ。

E-34
しかし、これは国際司法裁判所規程の第三十八條に述べられている国際法の法源の意味を誤解したものである。同様によれば、同裁判所は、「法として認められた一般的慣行の證據としての国際慣習」を適用することになつてゐる。慣習は、右のように認められた行為を示す場合には、法を意味することができる。グリュツクの議論のなかで述べられている慣習は、眞の係争點が具体的に確定しなかつた場合に、多かれ少なかれ空虚な言葉を使うといふ慣習だけである。一九二八年以來、諸國間の相互の交渉における實際の慣行、すなわち根本的な變化と稱されるものを示すこのできる唯一の慣行は、右の新しい觀念を少しも支持するようなものではないへー。

註一、パリ一條約に關する議論のさいに、辯護側は、本裁判所に代表されている諸国がおかした同條約の違反と解釋できる國際的行為の諸場合に關する證據を提出した。この證據が提出されたのは、「裁判官自身が盜みをしている場合には、盜人はその強盗行為を行う権利をもつ」という命題を根據とするのではなくて、實際上關係諸国がパリ一條約をどのように解釋したかを示し、その解釋から、同條約の眞の内容についての結論を引き出すこい目的で、言いかえ

れば、『本件に關連ある國際法の現狀の證據として』（記録一七六〇五頁）であつた。この點について、辯護人ブレークニーはさらに次のよう述べた。『私の關心は、もしソビエット連邦、合衆國、イギリスその他の國が、これらのことを行つたとしたならば、それは犯罪的な侵略行爲にはならない』といふことを、裁判所に示すにあります』（記録一七六一五頁）。しかし、裁判所はこれとは違つた決定を下し、その時に裁判官は次のように宣告した。

『本裁判所は、ソビエット連邦ご、フインランド、ラトヴィア、エストニア、ボーランドおよびルーマニアとの關係についての證據、ロシア・イギリス・イランとの關係についての證據、またアメリカ合衆國およびデンマークのグリーンランドおよびアイスランドに対する關係についての證據を受理しないことに決定した。

これは傍系的な、關連性のない問題である。この決定は多數決による決定である。』（記録一七六三五頁）

この決定によつて必ずしも被告の利益が害されることはない。いふのは、この決定の場合には、關係している問題は周知の事項を考慮することができ、裁判所は裁判上⁴⁵顕著な事實のみをすこができるからである。（裁判所條令第十三條の二號）

この點に關連して、侵略戦争の惹起者の刑事責任

E-35

は、戦争の終りになつてはじめて真剣に議論されるようになつたごいいうこに注意するこは、事態を明らかにするものである。一九二八年には、パリ一條約が特に右の歸結を伴うごいいうこは、決して認められていなかつた。

E-36
その後の數年から始まつた研究は、個人の刑事責任を法典化したいごいいう希望を時々表明したこはあつた。しかし、戦争の末期になるまでは、侵略戦争に對する個人責任は、現行法上確立されたものこは考えられなかつたようである。戦争犯罪人の處罰こいいう方向への發展の起りは、敵國が犯した殘虐行為にある。このよな殘虐行為に對應する態度こして、ローズヴェルトこチャーチルは、一九四一年十月二十五日に、これらの犯罪が處罰される時がくるであろう、ご言明したのである。へー

註一、これらの演説は兩方とも「戦争犯罪に對する處罰」、ロンドン、王立出版局、一九四二年、一五頁に記録されている。

一九四一年十一月二十九日および一九四二年一月六日の「ドイツの殘虐行爲に關するモロトフ通牒」へーは、同じ考えを、すなわち、これらの殘虐行為の惹起は、後に責任を問われるであろうごいいう宣言をふくんでいた。このロシアの聲明は次ぎのよう46に述べている。ソビエット政府は・・・ドイツ軍隊が犯したこれらの非人道的な、強慾な行爲に対する一切の責任を、ドイツの犯罪的なヒツトラー政府に負わせる。じ

証一、王立出版局刊行。ロンドン一九四二年。
二〇頁。

一九四二年一月十三日開のセント・ジエームス宮
殿の宣言において、ベルギー、チエツコスロヴアキ
ア、フランス、ギリシャ、ルクセンブルグ、オラン
ダ、ノルウェー、ボーランドおよびユーゴースラヴ
イアの各政府は、それぞれの國の中で犯された殘虐
行為について宣言を發表した。その中で、これらの
政府は、このように一般住民に對して犯された暴行
は、文明諸國の了解する戰爭行為または政治的犯罪
に關する觀念と一致しないことを確認しており、ま
た、これらの諸國の主要な戰爭目的のうちに、これ
らの犯罪を命令したか、それを遂行したか、それに
參加したかを問わず、これらの犯罪に對して有罪で
あり、または責任があるものを、組織的な裁判を通
じて處罰することを擧げている。

この聲明は詔大圖に傳達された。回答は、「戰爭
犯罪に對する處罰」へのなかに發表された。侵
略戰爭それ自體に對して處罰を行うことがあり得る
ことについては、何も述べられていない。「通
例の戰爭犯罪」だけが裁判を受けることがあつた。
モロトフは、かれの政府は「懲るべき殘虐行為」
ドイツ軍及びその共犯者によつて一時的に占領され
た地域における、すべての自由を愛する人民に對
して行われた犯罪について、犯罪的なヒットラー政
府とその一切の共犯者は、それ相當の嚴重な處罰を
必ず受けなければならぬという不動の決意を、重

ねて世界に宣言する所を聲明した。(一九四二年十月十四日)

訳一、王室出版局刊行、ロンドン、一九四三年。

スター・リンは、一九四二年十一月六日の革命二十五周年紀念日に演説を行つたときに、第三の戦争目的として、「憎むべき「ヨーロッパ新秩序」の破壊」と、その建設者を處罰することへーーを挙げた。これは、戦争責任者の處罰という意味であつたか。注意してこの文章を讀むと、スター・リンは、組織的に残虐行為を犯した者に對する態度を示したのであることがわかる。かれは次のように言つている。

「ヒットラー一派の悪黨は、ソビエットの捕虜を拷問し、何百こなく惨殺し、何千こなく死におこし入れるこことを常とした。かれらは、わが國の占領された地域の一般住民を、老幼男女を問わず、われわれ兄弟姉妹を、虐待し虐殺した。かれらは、ウクライナ、ベラルーシア、バルト各共和国、モルダヴィア、クリミア、コーカサスの住民の奴隸化または全滅に着手した。すべての名譽心を失い、野獣の程度にまで下等になつた悪漢や悪黨でなければ、罪もなく、武器ももたない人々に對してこのような暴虐行為を行うことはできない。しかし、それだけではない。かれらはヨーロッパを終首台ご強制収容所でおつた。かれらは悪らつな「人質」制度を採用した。一部のドイツの野獸が、婦人に對する暴

E-39

行や一般人に對する掠奪を妨げられたために、かれらが「人質」として捕えたところの、絶対に罪のない市民を、かれらは射殺し、殺戮する。かれらはヨーロッパを化して諸國民の牢獄にした。そして、これをかれらは「ヨーロッパ新秩序」と呼ぶのである。これらの暴虐行爲の罪あるもの、この「ヨーロッパ新秩序」の建設者、これらすべての成上りの總督、またはただ普通の司政官、司令官、その下の指揮官を、われわれは知つてゐる。かれらの名前は、虐げられた無數の人々に知られている。かれらが犯罪に對する責任を免れるものでないこゝ、虐げられた諸國民の復讐の手をのがれるものではないことを、これらの人殺しそもに知らしめよ。われわれの第三の任務は、憎むべき「ヨーロッパ新秩序」を破壊し、その建設者を處罰することである。

註、ニ・スターリン、ソビエット連邦の大變國戰争について。モスクワ、一九四六年、七八頁。

スター・リンが暴虐な制度の建設者の處罰を目的としたことは明らかであるように思われる。

連合國戰爭犯罪委員會が設立された。この委員會がどのようにしてその仕事に着手すべきかについて、方針を規定するために任命された小委員會（一）は、報告書を作成した。それは一九四二年十二月二日に採用された。この報告書の中に、一般的に處罰されるべき犯罪が列挙されている。大体において、一九一九年のパリ一平和

会議の責任委員會が作つた報告にならつたものである。この犯罪の表に覺書が添付されたが、その趣旨は、「同表作成のさいに用いられた言葉では、十分に包括されていないと思われる一、二の事項」を追加をしなければならないし、一方では二、三のものは、「今次の戦争においては、連合國の軍隊も行わないわけには行かなかつた行爲を指すものであるから」、削除すべきであろう」というのであつた。一九一九年の委員會は、戦争を起した者の責任に関する問題を確かに考慮はしたが、「戦争をもたらした行爲については、その惹起者を訴追したり、その行為を裁判所の審理の対象としたりすべきではない」という結論に達した、ということを指摘することが大切である。

註一、セシル・ハースト卿、ド・ペア、イーサー、ド・ムーラ、ミグレイザーより成る。

註二、戦争惹起者の責任と刑罰の實施に関する委員會が、一九一九年三月二十九日に豫備講和會議に提出した報告書、一九頁。

E-40

ロンドン国際會議の任名した委員會の委員長デ・ペーイア博士によつて起草され、同委員會によつて修正が加へられた一九四三年十月の「國際刑事裁判所設置に關する協定案」では、制定された國際刑事裁判所の言語にはいる犯罪は、「戰爭犯罪」と名づけられた。この協定案の第二條は次の通りである。

「戰爭犯罪」とは、文明諸國によつて認められた刑事法の一般原則に違反するあらゆる重大な暴行で、戰時に行われるか、戰爭の準備、開始もしくは遂行に關係するが、平和の回復を妨げる目的で遂行されるものである。(一) (傍線は引用者による)。

註一、戰爭犯罪人の處罰。

L·I·A(ロンドン 國際會議)の勧告、

一八頁。

「殘虐行為に關する」一九四三年十一月一日のモスコイ宣言も、殘虐行為を行つた者を將來裁判するということには、確かに言及しているけれども、戰爭の惹起者を處罰する意圖については、なにも言及していない(二)。この宣言は、有罪であるドイツ人は、その罪が特定の地理的位置に關係なく、連合國の諸政府の共同決定によつて處罰される重大犯罪人として、その僧むべき行爲が行われた國に送還されるとして述べている。ロンドン協定は、ニユールンベルク裁判所條例を作成するについての基⁵¹として、この最後の言葉を引用しているが、この宣言は、「殘虐行為に關する」に過ぎなかつたという事實を見逃しているようである。

E-41

註一、合衆國、連合王國及びソビエット連邦によつてなされた「殘虐行爲に關する三國宣言」は、一九四六年ロンドン・ニューヨーク・メルボン出版の一九四六年度國際聯合年鑑、二一頁にある。

戦争に責任のある者の處罰が最初に登場されたのは、一九四三年十一月六日に、ロシア革命の第二十六年紀年日を祝うスターリンの演説中においてである。この演説で、スターリンは次のように言つた。

「われわれの同盟諸国と協力して、われわれは・・・、今次の戦争と、民衆が耐え忍んできた苦痛とに對して責任のあるファシスト犯罪人は、かれらがその國にかくれているとも、かれらが犯した罪のすべてに對して、峻厳な處罰と報復を確實に受けるようにする手段を講じなければならない。」（一）

註二、一九四六年、モスクワ出版、

J・スター・リン著、ソビエット連邦の大變國戰争について、一二九頁。

一九四三年十二月一日に、カイロ會議の聲明が發表され、その中で、ローズワエルト、チャーチル及び蒋介石は、
「三大連合國ハ、日本國ノ侵略ヲ制止シ、且之ヲ制スル爲、今次ノ戰争ヲ爲シツツアルモノナリ」と述べた。

ここでは、國家としての日本の處罰だけが取り上げられている。この處罰は、個人責任に關する裁判所の司法上の行動に、なにかの關係があるかという疑

E-42

問が起る。この處罰は、第一次的には、都市の破壊、領土の喪失及び占領の屈辱としてめらわれる。

一九四三年十一月に出されたロンドン国際會議の第一委員會の報告は、次の通り述べている。

『報後に處罰することを必要とする犯罪の種類は、できるだけ明確に示すことが肝要である。大いに討議が行われた後に、委員の多數は、戦争法規の通常の違反だけではなく、地方的な法律に對する他の重大な犯罪でめつて、その違反者がまだ適當な處罰を受けていないものを含むという、廣い見解をとることを勧告した。さらには、一九四三年十一月六日に示されたスターリンの見解に従つて、委員會は、『戦争の犯罪』について、すなわち、洗發されない侵略戦争について責任のあるものには、犯罪者の烙印を出し、適當な處罰を加えるべきであると勧告した。』

委員會は、その『勧告』の中で、十月に委員長が提案した定義をまづ示した後、續けて次の通り述べた。

『この見地から、委員會は、特に(a)侵略戦争の準備及び遂行と他のすべての侵略行為（一九四三年十一月六日のスター・リン元帥の宣言で言及されたもの）・・・・を犯罪とみなす。』（二）
註一、戦争犯罪人の處罰。

L·I·A·（ロンドン国際會議）の勧告、

七頁。

註二、上場一二頁。

E-43

スター・リン元帥の考へは、ソビエット・ロシヤの教授 A. N. トレイニンの著作（一九四四年モスクワ出版）ヒツトラー一派の刑事責任によつて、さらに支持された。このトレイニンは、T. T. ニキチエンコ少將（後にニューヨークベルグ国際軍事裁判のソビエット代表判事となつた）とともに、一九四五年八月八日のロンドン協定をもたらしたロンドン會議において、ソビエット・ロシヤの代表であつた。

アメリカの政界に關する限り、平官はシェルドン・グリュックを引用してよいと思う。すなわち、
「公刊された資料で手に入りうるものから判斷すると、権威諸國が責任を負うべき犯罪のうちに、侵略戦争——『平和に對する罪』——を開始したことを加えようといふ考へは、アメリカの政策に關する限り、重大戦争犯罪人の訴追のためのアメリカの首席検察官によつて、一九四五年七月七日に大統領に提出された報告に源を發している。」（一）

註、シェルドン・グリュック著、ニューヨークベルグ裁判と侵略戦争、一九四六年、ニューヨーク、五頁。グリュック教授は前述のロンドン国際会議の委員會におけるアメリカ代表であつた。かれはその著書、戦争犯罪人——その訴追と處罰（一九四四年ニューヨーク）の中で、侵略戦争を開始し、遂行する行為を國際的な犯罪とみなすことはできないといふ見解を表明した（上場三七一三八頁）。陸軍長官スチルソンは、侵略戦

争の際によつて戦争犯罪人を裁判することをはじめてかれに提案されたときに、それが得策かどうかについて疑念をもつていた。一九四四年十一月二十八日の発書（H. L. スチムソンとマックジョージ・バンディ著、ヘンリ・L・スチムソン——平時と戦時に在職して、一九四七年、ニューヨーク、第二卷五八七頁）で述べられたように、「それは国際的恩想より少し進みすぎている」と思つた。

『すべての連合國のために』、合衆国、フランス、連合王國、及びソビエット連邦の諸政府の代表の間に締結された一九四五年八月八日のロンドン協定に、合衆国を代表して署名したのは、後にニュールンベルグの首席検察官であつたロバート・H・ジャクソン判事であつたが、この協定の中で、『平和に對する罪』が国際軍事裁判所の管轄に屬するものとしてあげられていた。

以上から、『平和に對する罪』は、ロンドン協定以前には、眞の犯罪とみなされておらず、一九四三年の終り以前には、そう考へられていかなかつたといふことになる。

・ · ·

一九四五年八月八日のロンドン協定によつて、または極東国際軍事裁判所の裁判所説明によつて、これらの犯罪の概念がそのようなものとして作られたか、そして作られ得るものであつたかという問題は、これを回避することなく、解答を與へなければなら

ない。

E-45
事件で、辯護側は、事後法を無効にする規則に照して、この問題は重要性がないと申立てた。しかし、この議論を検討すれば、それは成り立たないものである。もし「事前ニ法ナケレバ犯罪ナシ」という原則が正義の原則(二)であるならば、裁判所の第一の任務が正義を行うことであるから、その理由だけで、裁判所條例によつて事後に作り出されたあらゆる犯罪を除外するほかはないことになるであろう。しかし、この法律格言は正義の原則ではなく、市民を裁判所の専斷に對して保護する（法律ナケレバ犯罪ナク刑罰ナシ）とともに、立法者の専斷に對しても保護する（事前ニ法ナケレバ、犯罪ナク、刑罰ナシ）ために、特に明示的に採用された場合に限つて、効力を有するところの政策の規則である。またこの規則はある行為がその犯された時に刑事上の不法行為であつたかざうかという問題を考慮しているのではなく、ただその行為が罰則をもつて禁止されたかざうかといふ問題だけを考慮しているのである。このようなものとして、事後法の禁止は、政治的な思慮を示すものであつて、必ずしも現在の國際關係に適用し得るのではない。この自由の法律格言は、もし事情によつて必要とあれば、自由のために戦つた戦争の勝利さえも、これを無視して差支ないものである。しかし、ある政策の當否を判断することは、本裁判所の任務でもなければ、その機能に屬することでもない。

註一、ニューヨークの判決に従つて、本

裁判所の多數意見による判決も、そう認定している。

以上で示したように、今次の戦争より前とその初期には、侵略は眞の犯罪とは考えられていなかつた。また、このような見解の基礎となり得るような諸條件が國際調査で缺けていたので、犯罪と考えることはできなかつた。第二次世界戦争の恐ろしさを見て、われわれは將來の戦争を防ぐ必要を認識したかもしれない。しかし、原子爆弾の惨禍が日本の侵略の犯罪性についてわれわれの目を開かせたかどうかということについて、われわれはここで論議する必要はない。

第二次世界戦争のこれらの惨禍からして、諸国は平和の維持を達成する法律的な手段をとらないわけには行かなくなるかもしね。現在までは、それは行われていなかつた。その結果として、國際法によれば、戦勝國は、相互條約が、その最高司令官の命令かによつて、侵略戦争の法律上の地位に變更をもたらすことができるかどうかという問題は別として、この時期においてさえ、すべての不法な戦争を悪質の犯罪と定めることができるという意味の變化は、諸国間の關係に起つていない。

現に行われているところの實證的な國際法によれば、われわれは裁判所條例に述べてある「平和ニ對スル罪」を特別な意味に解釋しないわけには行かない。連合國は國際法に違反して法則を作る意思はなかつたものと確定して差支ない。これは、裁判所條例を解釋するについては、條例が國際法に従うよう

E-48

にしなければならないということを示すものである。
『正義の戦い』の戦勝國であり、そのような戦勝國として、その後の平和と秩序について責任のある諸國は、國際法によれば、この新しく確立された秩序に對する脅威となつてゐる分子に對抗する處置をとる権利があり、また、重大な犯罪的行爲の再發を防ぐ手段として、關係のある個人を拘禁しようとしたその拘禁を續ける権利のあることは疑いがない。

(一) ナポレオンの追放は前例となるものである。
(二)。

註一、ハイド、上掲二選一、一頁参照。

註二、ナポレオンの監禁の根本的な考えは、かれを危険な人物として除去し、ヨーロッパの平和を再び亂すことのできないようにならなければならぬといふことであつた。日・ヘイル・ペロット著、ナポレオン・ボナバルトの監禁、一九二三年ロー・タオタリ・レビュ一誌第三十九卷一七〇一一九二頁参照。

ボツダム宣言はこの義務を強調している。

『無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ驅逐セラレザレバ、平和、安全及ビ正義ノ新秩序ガ生ジ専ザルコトヲ吾等ハ主張スルモノナルヲ以テ、日本國國民ヲ歎惜シ誤導シテ世界征服ノ舉ニ出デシメタル者ノ權力及ビ勢力ハ永久ニ陰夫セラレザルベカラズレ

首席檢察官は、その冒頭陳述で、この危險を歎を強調した。

E-47

「被告席にいる被告は、決して後悔している儀海者ではないのであります。本裁判においてすでに述べられたかれらの主張をわれわれが信じてよいものならば、かれらは自分の非行を少しも認めないし、釋放されたら、いく度もかれらの侵略を繰り返すであろうということを暗黙のうちに意味することになるのであります。従つて、安全保障の必要といふことだけからしても、かれらは永久に監禁されなければならぬのであります。」（記録四六九頁）

これと同じ考え方ロシアの檢察官によつて表明された。

「被告等は今もなお武器を捨てておりません。かれらは眞の犯行が過去において徹底的に隠装されており、日本は平和の爲に職う等々の公式の虚言によつて、侵略政策が偽裝されていたといふ事實を利用して、無罪の主張をしたばかりでなく、かぞえ切れない程の艱難と苦痛を幾百萬の人々にもたらしたかれらの犯罪的な侵略政策を、依然として積極的に辯護しているのであります。今被告席にいる共同謀議者は、證人としてこの裁判所に出廷し、以前の上官をできるだけ保護しようとしているところの、日本における最も反動的な分子である元將官や間諜や外交官を率めているという畠田からも、また危険⁵⁹であります。」（記録三九七三八頁）。

暴力に伴う責任を基礎としたところの、單なる政治的な處置によつても、この目的は達成することが

E-48

できた苦である。事實において、日本の侵略の計画者、敵敗者、遂行者であつた者を選び出すのに、司法的な方法が採用されたことは、新しいやり方であつて、戦敗者に單なる政治的な處置が與え得るよりはいつそう多くの保證を與えることで、國際法の違反と見做すことのできないものである。

首席検察官は、また、その冒頭陳述で次のように言つた。

「國際的な司法裁判所を設置し、これらの戦争犯人に自分を辯護し、その無罪を主張する特權を許すといふこの方法は、具体的な形をとつてあらわれるようになつた文化と寛容という近代的な、また文明的な理想が頂點に達したものにはかならないのであります。」（記録三七三頁）。

國際法における犯罪は、異つた意味を持つ幾つかの概念に適用されている。上に挙げたもののはかに、國內法における政治犯と比較し尋るような行為をも意味することができる。この政治犯の場合には、決定的な要素は、有罪といよりは、むしろ危険といふことであり、犯人は悪人といよりは、むしろ敵と見做され、刑罰は司法上の懲罰よりは、むしろ政治的な措置を強調するものである。

この意味で、裁判所條例に挙げてある「平和に対する罪」は理解されなければならない。條例に定められてゐる平和に対する罪は、この意味で、國際法にかなつたものである。（一）「罪」の性格に関するこの概念は、適當な「刑罰」について、ある歸結をもつてゐることは言うまでもない。

訳一 平件で検察側は、「第五條に掲げられた犯罪に關しては、該例は少くとも一九二八年以降に、實際はそれ以前から存在したところの國際法を宣言するものであり、またそれを目的とするものである」というのがわれわれの意見である」（記録三九〇〇二頁）と述べた。檢察側の申立によると、パリ一條約は、侵略戦争が犯罪になつた決定的な時期ではないといふのである。これは正しい。パリ一條約の特別な重要性は、侵略戦争がめらゆる主權國の権利であり等るかどうかということについて、いつさいの疑念を除去したことにゐる。

E-49
ニユールンベルグの判決は、「平和に對する罪」について、やや類似した概念に基いてゐるようだ。本官には思われる。この判決は、侵略戦争を開始するといふ「平和に對する罪」を、最高の國際犯罪であつて他の戦争犯罪と異なる點はただそのうちに全戦争犯罪の害悪を累積したものと含んでゐることにある。（一）と定めたけれども、それにもかかわらず、平和に對する罪について有罪と認められた被告であつて、通例の戦争犯罪について無罪か、限られた程度で有罪と認められた者は、宗國刑に處せられただりであるヘース、アーニツ、レーダー、ファンク、フオン・ノイラート（二）。

註一 判決一三頁。

註二 ニユールンベルグ判決に對するこの解説は、首席檢察官によつて、その最終論告

で、『同裁判所の熟慮した言葉よりも、むしろ統計に基いて、ニューヨルンベルグ判決を完全に歪曲するものであります。』（記録三八九六六頁）と非難された。この解釋は、刑の理由よりも、むしろ刑そのものに盡くものであるといふことを認識するならば、石の引用句は人を信服させる力を失う。平和に対する罪において文脈的な原理がこの罪を犯した個人の危険な性格にのみる限り、刑罰は安全保障だけを考慮して定められなければならない。

このことは、本件では、平和に対する罪だけで有罪と認められた者は死刑に處してはならないといふことを意味する。

一九四五年十一月二十一日に、ニューヨルンベルグで、ジャクソン判事は次のように述べた。

『勝利で意氣揚々としながら、損害に悩ませられた四大國が復讐の手を抑えて、かれらの捕えた敵人を自発的に法の裁きの前に出したということは、力が道理に沸つた最も意義の深い教義の一つである。』

もし平和に対する罪とこの裁判の目的が前述の意味で理解されたならば、この實辭は、太平洋戦争についても、連合國に當てはまるものである。

犯罪としての侵略が初めて係争問題となつたニューヨルンベルグ裁判でも、またこの裁判でも、侵略と防衛との間に明確な一線を引く必要はない。ここでは、證據が示す通りに、われわれは、征服戦争、すなわち不法な勢力擴大戦争と呼ぶことのできる戦争

E-51
を取扱つてゐる。さのような定義が下されようとも、この征服戦争は間違なく不法な侵略の範囲に入るものである。この征服戦争を行うに至つた衝動が、恐らく部分的には防衛の範囲内から起つたかもしけないものであるかどうかの問題は、ここでは論じなくてよい。犯罪の起源を洞察することはあまり重要ではない、といふのは、ここで求められてゐるのは、逐行者の處罰によつて、罪の懲報をするというよりも、危険な人物を除去することによつて、保護の手段をとるにゐるからである。(一)

註一、二年以上に亘る裁判においてですら、十七年の世界歴史の経過を正確に書くことは、ほんと不可能であるといふ事情によつて、このような甚だ狭い法律上の見解が支持されるのである。最も細かい點ではまだはつきりとしていない事實上事態を、これら細かい點を知らなければ、適用できないほど微妙な法律上の概念をもつて取扱おうとしない方が適當でゐろう。

日本が侵略戦争を遂行したといふことは證明されてゐるので、條約の規定についてもさの程度の違反があつたかを調査する必要はない。裁判所条例の中にもう「侵略」は、あきらかに、攻撃的な戦争の違法性を意味し、前段してゐる。

裁判所条例の作成者は、侵略戦争を支持するものと見做され得るすべての行動を包括したいと非常に熱望していた。起訴状もこのやり方に従つた。ある者が侵略戦争を計画し、または準備したか、あるいは

はこのようない戦争の計画、準備、開始、または遂行を達成する共同謀議をしたかということを、詳細に定める必要はないであろう。他方において、開始は遂行を證明するのであるから、開始と遂行との間に差別を立てるのは困難である。

本件において、それよりも重要なことは、平和を維持する目的で入闘したのちに、戦争に賛成した政府の個々の閣僚は、たれでも戦争を開始したものと認めることができると労力する目的で、戦争中に閣僚となつた者の場合にも、同様な問題が生ずる。されば早く平和をもたらさうと努力することができない。この點に關する決定は、將來に對して重大なことである。この判決は、侵略戦争を行いたいと考えていたか、侵略戦争を遂行しつづめる政府において、平和を支持する個人が高い地位に就くことができなくなるような結果を生ずるおそれのある規範を定めることを、極力避けなければならぬ。

他の犯罪と異つて、侵略の罪は、その準備のための活動に重點が置かれる犯罪であるということをここで述べてよいと思う。侵略を宣傳し、計畫し、または説明する者は、前に起つた出来事の結果を引受けけるよりほかに途のない政治家、または確定の政策を継げる政治家よりも、重い責任を自から負うのである。

E-53 行しつつある政府の閣僚であつたというだけの事實では充分でない。このような政府に入つた者のもつていた意圖が決定的である。問題は、裁判所憲例第五條に擧げられてゐるある行動が、平和に對する罪を構成するものと認められうるものであるかどうかであるといふことを、常に念頭におかなければならぬ。

もう一つの問題は、閣僚として政府を構成している者以外の個人が、侵略戦争を遂行したものと認めることができるとかどうかである。もちろん、正式に閣僚ではないけれども、閣僚の職務を行つた者は、そう認めることができる。ある一國の陸軍が、國策の決定について決定的な機關となるような地位を占める場合には、その結果として、その陸軍は戦争を遂行することができることになる。もし陸軍が自己を陸軍としての正當な機能だけに、すなわち、政府の命令を實行する力となることだけに限定したならば、それは「戦争を遂行することはできない。」のようなものとしての陸軍は、單に戦争を遂行する手段の一つに過ぎない。

ここで、兵卒であろうと元帥であろうと、少くとも軍人は、戦争の遂行を助けるものであり、これらの者は、もし戦争の侵略的性質を自覺していなれば、その結果として、この犯罪に犯罪的に參加したものとして有罪と認めることができるといふ論議を進出しがちだ。

しかし、いすれにしても、平和に對する罪に對するこのようないわゆる参加を取扱う管轄権を平義判

所は持つていないのであるから、この問題に對して、ここで解答を與える必要はない。裁判所條例によつて管轄権が與えられているのは、この犯罪を遂行する場合と、ある形式でこの犯罪に參加すること、すなわち、計畫と準備の場合だけであるから、他の形式の參加は、反對に除外される。

いくらかの個人の件が取扱はれているこの意見の後の部分でこれらの問題に關して、更に詳細に亘つて論及する議會があるであろう。

不作爲の責任

通例の戦争犯罪に關して、第二の問題が起きた。すなわち、通例の戦争犯罪が行われた場合に、たれに責任があるか、作爲または不作爲によつて、たれが戦争の法規慣例に違反したといふかという問題である。

禁止された行爲を犯したり、他の人にこれを行はよう命ぜたりした人に關しては、すこしも問題がない。命令によつて行つたにしても、前者は左お犯罪を行つたものと考えられるが、上司の命令は刑の輕減について考慮に入れることが出来る。(裁判所係令第六條)。後者は、疑いもなく、自分の命令に従つて行われた行爲に對して責任がある。アメリカの戦役法規第三四五條第一項に正しく述べてあるように、「そのような命令を與えた者も處罰されることがある。」

ここで直面しなければならない問題は、犯罪の遂行を防止しなかつたといふ事實に對して、責任を負うべき者がいるかどうかといふ論點である。この「不作為」の責任は非常に限られた責任であつて、國內法では法律上の義務が明示された特別の場合に限つて認められている。この作爲の義務は、自由主義的個人主義の程度に應じて、國内で異つてゐる。大抵多數の國における近代の傾向は、それぞれの國民または社會に対する各個人の義務を強調している。しかし、國際法には、同じような傾向は見られないよ

うである。アメリカの陸戦法規には、一九四四年まで次の規定があつた。

「指揮官がそのような行為の遂行を命令する場合、またはかれらの授權に基いてそれらの行為がかれらの軍隊によつて遂行される場合は、それらの指揮官がもし交戦國の権力内に立つたならば、その交戦國はかれらを處罰することが出来る。」（第三

F-55
四七條の最後の文書）

「かれらの授權に基いてそれらの行為が遂行された」という言葉の意味が充分に明瞭であるとは考へられなかつた。そのためには、この句は、一九四四年に削除され、その代りに、前にあげた第三四五條の規定が置けられた。この新しい規定は、「不作爲しに對する責任を引受けのを好まないことを示すものと考えてよい。

イギリスの「陸戦の法規慣例」は、一九四四年に第四四三條が修正されるまでは、「そのような命令に對して責任のある官吏または指揮官しを、上司の命令によつて行われた犯罪に關連して處罪さるる者として擧げていた。ここでもまた、一般的正當化としての「上司の命令」という辯解しを廢止したことからとり除いたものである。

「不作爲しに關する同様の條項は、ニューヨークベルグの判決の中にも見出しができる。ニューヨークの裁判では、審議された船員の生存者が殺されたことは、餘地もなく立證された。同裁判所では、デニツツからの命令書が提出されたが、そ

E-56

れは、同裁判所が指摘したように、「疑いもなく暖昧でありそして最も重い非難を受けるべき」（註二）ものであつた。それにもかかわらず、同裁判所は、デニツツがこれらの殺害行為を防ぐのに充分な手段をとらなかつたことによつて、これらの行為に對して刑事責任があるかどうかといふ問題には崩れずに、「デニツツに對する刑の宣告は、かれが潜水艦戦の國際法に違反したことに対する評定されてゐるのではない」と述べた。生存者の殺害については、この宣告は明らかに、「デニツツが海難の生存者の殺害を故意に命令したこと」、證據は必要な確實さをもつて立證していない。」（註二）という事實に基いているに過ぎないのである。

註一、一九三九年に發せられたデニツツの戰争命令第一五四號、並びに一九四二年のいわゆるラコニア命令。ニューヨーク裁判一〇九頁。

註二、ニューヨーク裁判一〇九頁。右に擧げた證據は「ナチスの共同謀議と侵略」第二卷八一五一八四四頁（一九四六年ワシントンにおいて刊行）にある。

本件の起訴状は、訴因第五十四と第五十五で、戰爭法規の違反を行うことを「命令し、授權し且許可し」した被告（訴因第五十四）、並びに戰争法規の「遵守を確保し、其の違反を防止するに適當な手段を執るべき法律上の義務を故意に又不注意に無視した被告（訴因第五十五）を別々に訴追している。もし訴因第五十四で訴追されている「許可」と、訴因第五十五で訴追さ

かれている義務の無視との間に何かの相違があるとすれば、「許可」とは、罪を犯す自由を故意に與えるという意味に解釋されなければならない。戦争法規の違反をこのように許可することは、「授權する」として密接な關係のある行為であるので、疑いもなくそれ自体で戦争法規の犯罪的な違反である。

實際の問題は、訴因第五十五に開述して、すなわち犯罪を防ぎ得なかつたことに對する刑事責任の範囲を決定することについて起るのである。「戦争惹起者の責任及び刑罰の實施に関する委員会」の意見では、提案された高等裁判所によつて審理されるべき人の一つとして「どのようないい地位にあつた者でも、階級の區別なく、國家の元首を含めて、敵國に屬する一般もしくは軍の官憲であつて、戦争の法規慣例の違反を命令したり、またはそれを知つていて、干渉する権能があるのに、それを防ぐことを差控えたり、それを防ぎ、止めさせ、もしくは抑制する措置をとることを差控えたりした者」（註一）が擧げられた。この報告の中に、特にアメリカ代表ランシング及びスコットの留保覺書の中に説明されいろようには、責任に対するこれらの二つの制限、すなわち知識と干渉する権能とは、アメリカの委員（註二）の提案によつて押入されたものである。暫保覺書の中で、ランシングとスコットは、他の者によつて行われた犯罪に対する刑事責任について、更に論じて、「このような場合の責任を確立するには、眞面目さよりとしている個人が犯罪性のある行為の遂行について知つていなければならぬこと」と、か

E-58
れがそれらの行為を防止したり、中止させたり、抑制したりする権限と共に、そうする権力を持つてなければならないことが基本的なことである。犯行を知つていることとか、防ぐ能力とかば、ただそれだけでは充分でない。作戦の任務または義務がなくてはならないものである」と述べている。(報告より引用) 作戦の任務または義務といふ、この第三の要素は、明らかに戦争法規の違反を、防止する権限に關係するものである。

註一、一九一九年三月二十九日に、諒和予備會議に提出された報告書一四頁。

註二、報告書五九頁。

『山下事件』で合衆國の最高裁判所は、山下に對する訴追はかれがこのような行為を遂行したとも、その遂行を指示したとも主張していないのであり、従つてかれは違反について何も訴追されているのではないという辯護側の議論について、同じ問題を取り扱つた。最高裁判所は次のように述べた。『しかし、この議論は、軍の司令官としての訴願人がかれの指揮下にある人員の行動を統制すべき義務に不法に違反したこと、すなわち指摘されている大規模で廣く行われた強虐行為を「かれらの犯すままに放置したことによつて、その義務に違反したというのが訴追の要旨である』といふ事實を見逃している。そこで、問題は、戦争法規は軍の司令官に對して、戦争法規⁷¹に違反しており、統制のない兵士が敵國領土を占領する場合に起り勝ちであるところの、指摘された諸行為を防止する目的で、かれの指揮下の軍隊を統制す

E-59

るために、かれの力の及ぶかぎりの適當な措置を講ずる義務を負わせるものであるかどうか、またその司令官は、結果として違反が起つた場合に、このようないき方を講ずるに至らなかつたことに對して、責任を負わされる事るものであるかどうかということである。

ラットレツチ判事は、その反対意見の中で、被告が「他の者によつてなされた不法行爲を防ぐ處置をとる義務と権能とを持ちながら、故意にそうしなかつた」と訴追されている場合がすくなくともなければならぬといふ見解を述べた。マーフィー判事は、その反対意見の中で、山下事件のような事件では、知識、すなわち犯された罪について知つているということが必要であると強調した。

「不作爲しに對する責任に關しては、三つの要素、すなわち知識と権能と義務がなくてはならないようには思われぬ。しかし、これらの要素は、義務は知る義務を含んでゐるであらう」という點で、相互に關連している。知らなかつたといふことは、訴追された者が知ることができ、そして知つていふべきであつた場合には免責の理由にならない。他方で、「権力とは、法的義務に備えする権力を意味する。これら三要素が結合すれば、刑事責任を生ずることになるであろう。

官吏が必ずから命令または許可しなかつたある行為について、かれに刑事責任を負わせるためには、次の諸條件が滿たさねることが必要であろう。
一、 それらの行為をかれが知つていたか、知つて

いるべきであつたこと。

レ 知ることばかりでなく、犯罪的な怠慢の結果として知らないことも問題になる。關係のある官吏の職務と共に伴う任務がかれに對して、何が起つてゐるかを知る義務を負わせるものであるならば、知らないことは——かれが正常の注意を拂つてさえいたならば、知ることができた筈であるといふのであれば——辯護のために主張することはできない。

二 それらの行爲を防止する権力をかれが持つていたこと。

すべての戦争で、戦争犯罪はすべての軍の兵士によつて犯されるものであるということは、一般に認められている事実である。どの政府にせよ、指揮官にせよ、すべての戦争犯罪を防ぐことはできないであろう。戦争犯罪を防ぐために、できる限りのあらゆる手段がとられなかつた場合に限つて、刑事責任が生ずるのである。しかし、戦争犯罪は犯され勝ちなものであるということは、常識になつてゐることであるから、公けの地位に與えられている権限は、この可能性に正當な考慮を拂つた上で行使されなければならない。

三 それらの行爲を防止する義務をかれが持つていたこと。

この義務は、知識と權力がはつきりすれば、直ちに存在するという諺諺もできるであらう。國際法は、この點まで發達するかもしだい。しかし、現在は、政府の官吏または軍隊指揮官に課せられた明確な義務で、かれらに「不作爲」に對する刑事責任を負わ

せるものがあるかどうかを見極めなければならぬ。

この責任は範囲の廣いものである。その含蓄する意味の範囲については、一般的には多數意見による判決を引用して差支ない。しかし、この判決は、戰地で行われ、または捕虜もしくは一般人抑留者に対して行われた不忠行為について、全國條に責任があるものと推定している點で、行き過ぎてゐると言わなければならぬ。

首席検察官は大体こう言つてゐる。『是等高位の文官達の個人的責任といふものが本裁判所に提出される際法上の最も重長を問題の一つであり、且つ恐らく其の唯一の新しい問題でもあろう。』（記録四三五頁）。

心にとめておくのがまことに望ましいことは、これが新しい問題であつて、從來存在していなかつた規則を適用しないように、すこぶる慎重であるようにとう警告を伴うものだということである。さらに、この新しく適用された責任の範囲を讀げ過ぎないようにするのが賢明な方針であらう。本件では、この責任はすべての關係に及ぼすべきものではない。ヘーリング條規には、捕虜は敵の政府の管内に屬し（第四條）、その政府はかれらの給養の任に當る（第七條）と述べてあるけれども、これは必ずしも虐待の場合に全關係に刑事責任を負わせることができるという意味ではない。どの政府でも、業務の分擔ということが定められている。そして、日本におけるように、政府の特別の部局がそれぞれ特別の任務を擔當している場合、例えば陸海軍省は占領地域の捕虜と一般人抑留者の管理を、内務省は日本内地の一般人抑留者

の管理を、拓務省は台灣、朝鮮及び樺太の一般人抑
留者の管理を擔當していた場合には、職争係規の違
反を防がなかつたことについての責任は、關係圖内
法で特に示されてゐる官吏だけに限られなければな
らないのである。

裏面白紙

E-62

事實に関する考察

(註一)

序説	
三つの段階	六三
暗殺または内亂の威嚇	六四
罪の有無に關する日本の國內情勢	六五
の影響	六六
一九三三年の東郷の報告	七〇
一九三六年までのロシアとの關係	七一
第二段階	七三
廣田と近衛の政策	八一
防共協定	八五
張鼓峯事件	九〇
ノモンハン事件	九二
中國との關係	九三
新秩序	九九
一九三八年一九三九年のドイツ との交渉	一一一
三國同盟條約	一二〇
第三段階	一二二
ソビエット連邦との中立條約	一二四
太平洋戰爭への發展	一八
一九三六年の政策と一九四〇年 の政策との相違	二三
中立條約以後のソビエット連邦 との關係	二五
日本は正當を目的のために 戦つたという辯護	二八
アジア諸國の獨立と日本	三〇

日本と共榮

一三三

註一、廣汎を引用を避けるために、重要な政府決定の全文は附録に載せた。文書には一から十九までの番號をつけてある。日本政府の計画を正しく理解するためには、これらの決定を全部精讀することが重要である。

E-63

序 説

多數決による判決は、日本の實際の歴史と、被告がこの歴史で果した役割を廣汎に取扱つてゐる。これについては判定を参照すればよい。

しかししながら、裁判所に提出された事實について追つた解釋をしなければならないある問題については、異議を述べる必要があるようである。この追つた解釋は、裁判所條例の意味においての刑事責任の問題に直接の影響のあるかもしれない場合に限り述べることにする。

三つの段階

太平洋戦争をもたらした諸事件を考察するにあつて、關係期間をいくつかの時期に分けることが有益であろう。日本には、平和的な方法で、繁榮する日本、すなわち東亞を事實上支配する日本をめざして努力していた一派が存在していた。他方には、武力による日本の對外進出を目的とした一派も存在していた。政治上、經濟上の問題を武力によつて解決することを熱望し、決意していた軍閥が日本に存在していたことを示す充分な證據が、本件において提出された。この傾向は、外國の移民法や、關稅障壁や地域的協定をもたらした世界不況によつて、平和的對外進出の政策が、だんだん、失敗に歸したようと思われるにつれて、強くかつていつた。この裁判における決定的な問題は、戦争とまではいかない方法による對外進出と武力による對外進出との、二つの違つた考え方の關係が、どのようにして展開していくことになる。

つたか、を決定することである。

この展開を研究するについては大体三つの期間に分けることができる。

第一期の特徴は、軍閥が國內においては威嚇と暗殺によつて、また海外においては、獨自の行動によつて、その目的を達成しようとした闘争である。この期間は大体一九二八年から一九三六年までの間にわたつている。ただし、獨自の行動は、薩摩藩事件、ノモンハン事件及びハサン湖事件のあつた後期においても、依然としてとられていた。

この闘争の期間の後には、達成すべき目的——すなわち東亞の支配——について、この二つの派の意見が一致するに至つた、協力の時期が續いた。しかしながらこの時期においてさえこの目的を達成する方法については、かれらは対立したままであつた。この期間は大体、數名の平和主義者が殺害された一九三六年の二・二六事件から、一九四〇年九月十九日の連絡會議の決定までである。ただし、すでに平沼内閣のときに政府の政策に變化があつたことが認められる。

その次の、最後の期間は、一九四〇年九月十九日の連絡會議から始まり、この期間に、始めは他の方法が失敗した場合にこれに代るものとして、後にはあからさまな政策として、武力行使が政府の政策として受け入れられた。

暗殺と内亂との感嘆

第一の期間を記述する必要はない。多數決による

判決の中の脚色のある部分を参照すればよい。軍部が瀬戸内事變を計畫し、起したこと、そして歷代の政府が、軍部の策謀に反對はしながらも、あいまいな役割を演じた陸軍大臣によつて、軍國主義者の脅迫によつて暗殺による強力を平和主義者の除去によつて、失敗したことは、本裁判において立證されたところである。當時の日本の政治家は、殺人行爲や革命によつて目的を達成しようとする一勢力が、國內にあるという事實を考慮しなければならなかつた。本件における證據は、内亂または革命の危険が、起訴狀に含まれている全期間を通じて、切迫していたことを示している。われわれはこの危険を次の期間にわたつてみるとわかる。木戸が、瀬戸内事變で天皇が軍國主義者の行動に反對を表明しないようにする必要があると考え、また西園寺公が殺されるかもしれないといふ懼れのために公が東京にいないうにすることが必要であると判断した時から（一九三〇年九月二十二日附の日記、記録一九三八頁）降伏の時期が迫り、東條が、もし文官が總理大臣に選ばれたならば「陸軍はそつまを向くかも知れない」と感嘆した（一九四五年四月、記録三一一三六頁）と記載した時まで、さらにそれから後、木戸が宮内大臣石渡とともに、反乱を起した近衛師団によつて暗殺されるのを避けるために、金庫室にかくれなければならなかつた時（一九四五年八月十四日、記録三一一九六頁）まで、われわれはこの危険のあつたことを認めることができる。

暴の有無に關する日本の國內情勢の影響

E-66
警察側が正しく述べているように、特に木戸は、天皇とその側近者を暗殺計畫に對して保護することが自分の義務であると考えた。(記録三一三一六頁、三一五六六頁)この經緯からみて、果して木戸がこの職責において、平和のために努めたのかあるいは競争のために努めたのかを決めることはきわめて困難である。一九三三年七月に、木戸は、天皇が陸軍の信むべき行動について板垣を叱責した後に原田に對し、「あゝ角の立つたことを陛下がやられては困る」と語った。(原田日記、記録三七七五四頁)

後に木戸は原田に對しつぎのように打ちあけた。
「今の陛下は科學者であり、非常な自由主義な方であつて、同時に又平和主義の方である。で、此の陛下のお考えになり方を多少變えてはかなければ、將來陸軍及び右翼と其處に非常な隔が出來る」(記録三七七八九頁)
原田はこの態度に激怒した。なぜなら、陸軍を天皇の希望にそよよう指導するのが、木戸の任務である、とかれは考えたからであつた。(記録三七七九一頁)
「彼(木戸)は常に軍部に自由に行動させようとしていたし、後年には遂に日本において革命または内亂が起り得るという危険をおかすよりも、むしろ軍部の自由行動を容易にしてやろうとしていた」と述べたが、これは原田の意見に同意したものである。これに反して、諫諭側が指摘したところによれば、暗殺事件は單に保守的な分子をのぞいて間違つた方

向の動きを早めることが出来るだけであるから、國內の平和こそ最も重要な目的であつたのである。軍國主義者にとつて面白くないものとなりそうである種の平和的行爲の結果として内亂が起るかもしれませんといふおそるべき可能性に照らしてはじめて、被告の行爲が理解できる場合においては、それらの行為を正しく解釋することは、まことに、はなはだ困難なことである。

E-67
この複雑な事態を説明するためにもう一つの例をあげることができ。被告のうちのあるものは、軍人を總理大臣に任命することを支持し、東條のように人物に投票したことで訴追されている。問題は、民主主義的な型の上にうち建てられた政体の場合のように簡単ではない。日本では、平和的政策が青年將校によつて受け入れられるものとなるのは、青年將校が「強力な人物」と考える者によつて、それが實行される場合だけである、といふことがしばしば起るような事態であつた。平和主義者と考えられるだれかが指導する同様の運動は、容易により多くの暗殺事件と内亂をもたらすことがあり得たのである。眞珠灣の前の決定的な時期において、東條が選ばれたことは、この見方から考えなければならぬ。當時戦争に對する責任をとることをこばんだ近衛が辭職した後は、一段に強力と考えられた人物、從つて青年將校に信頼されている人物によつてはじめ、海外に於ける侵略的行爲にまで發展する内亂をもたらすことなく、交渉を平和的妥結にみちびくことができるような状態になつた。

東條は、自分は合衆國との戦争は不可避であると考えており、そして「調停の好機を失う危険がある（記録一〇二九〇頁）」ということを初めは述べたのであるが、第三次近衛内閣の倒れた時には、喜んで交渉の引のばしを考慮するという態度を示した。總理大臣としてかれは、交渉が一九四一年十月中旬に首尾よくまとまらない限り戦争を始めるという、一九四一年九月六日の御前會議の決定にとらわれることはないという意味の、天皇の「白紙還元の御詫」を受けた。（記録三六三〇九頁）新内閣組織の命令をうける前に、かれは、交渉において最後の努力をすることに賛意を表明した。かれが東郷と賀屋をかれの内閣に参加するよう招いた時、かれはかれらに對して、「極力日米交渉の打開をして行きたい」と保證を與えた。（記録三六三一五頁）。東條が近衛辭職の當時、人をあざむく役割を演じたといふことは、疑う余地のないまでには立証されていない。しかしながら、かれが天皇を含むいつそう平和的な人々をあざむいたという印象は、確かに受けるのである。天皇は東條のような人物を任命する危険を充分に認識していた。この任命は、もし何人かが平和をもたらし、その平和を國內の「青年將校」にうけ入れさせることができるとすれば、それは東條であるという事に基いて決定されたようである。このことに關連して、木戸はその日記に次のように書いている。「熟慮の結果、之が唯一の打開策と信じたるが故に、奏請した」（一九四一年十月二十日の日記）（記録一〇二九五頁）木戸はまた天皇の答

E-69
えを次のように記録している。『陛下は極めて宣しく御諒解あり所謂虎穴に入らずんば虎兒を得ずと言ことだねと仰せあり』。(記録一〇二九五頁)。日本の政治家は、海外からの脅迫ばかりでなく、國內の反対にも對處しなければならなかつた。戦争への道の推進力は、外務大臣にとつて『最大のうるさ方』と原田がいつた佐官級によつて與えられていた。かれらの承認がなくては、何事もできなかつた。少くとも表面上はあらゆる政治家はかれらの希望に従つて行動しなければならなかつた。近衛が外務大臣宇垣の立場を論じた際に、原田に言つたように『何か宇垣が外交の事をしようと思つても矢張あれをよく抑えながら又一緒にやつて行くような形でないと何も出來ない』のであつた。(法廷證第三七五一號、記録三七七四三頁)。

軍國主義者に對してとられた處置は、非常に賢明な方法で實行されない限り、益よりも害を引起すにすぎないことが屢々あつた。一例として、政府の諸方面に對する軍人の支配が増大してきたことに對して一九三七年一月二十日に行つた政友會の抗議を擧げることができる。多數決による判決はこの抗議について次のように述べている。『それはなんの役にも立たなかつた。軍部が進んで協力しなければ、内閣が存續することも新しく内閣をつくることもできないということを軍部が證明する好機を與えたにすぎなかつた』(判決一五八頁)。

一部の政治家が、何かの形で協力しなければ、軍國主義者を獨裁と駆争に向わないように指導するこ

とはできないといふ意見を述べたのは、容易に理解されることがある。

日本の政治家によつて演ぜられた役割を考察するにあたつては、この非常に難しい事態を、心にとめておかなければならぬ。侵略的な諸派を宥和する政策が誤つた政策であつたし、また結果から判断して、致命的な政策であつたことは、必ずしもそれが政策として犯罪的であつたことを示すものではない。この場合には犯罪的でない判断の誤りを論ずる余地がある筈である。

一九三三年の東郷の報告

E-70

滿洲事變の當時及びその後の数年の間、板垣、土肥原、荒木、橋本及び南は侵略的な軍閥の代表的人物であつた。この期間に、他の三人の被告が表面上に現れた。すなわち一九三三年九月十四日からの外務大臣廣田、一九三三年五月六日から一九三六年四月までの外務次官重光、及び歐米局長の東郷である。これらの官吏の意圖を評價するには、東郷が一九三三年に作つた日本の外交についての報告の内容を検討することが有益である。(法廷證第三六〇九A號)。當時滿洲事變はすでに終つており、滿洲國という新國家の建設は既定の事實であつた。東郷は右の報告であると警告した。かれは次のように書いてゐる。⁸⁵

「信義の尊重すべきは國家亦個人と何等違ふ所なく一國にして其の國際信用を失墜する場合結局損失を招くこと明白なり。」

福洲事變に關してかれはこのような政策は繰返してはならないと警告した。

「遂に取り順に守らむとするが如きは之を繰返すべきに非ず」（記録三五三七二頁）。

報告の全部は國際協調と平和的發展を趣旨として書かれていた。この報告の作者がその後廣田によつて重長を部局である歐米局の局長に任命されたことは、當時の事態の特徴を示すものである。

一九三六年迄のロシアとの關係

この期間中に、ソビエット・ロシアとの戰争は避けることのできないものであると考えた分子があつたことは疑いがない。ソビエット連邦と日本の間にE-71は深い不信の感情があつた。兩國共に歴史のある局面を指摘して相互の不信を説明することができた。日本はソビエット連邦によつて脅威をうけていたと全く眞面目に叫びつゝけていた人々が日本にいたことは否定できない事實である。荒木はその一人であつた。われわれはこれに間違して、多數決によつて却下された文書で、前陸軍武官F・S・G・ビゴット少將が共産主義に對する荒木の恐怖心は、「殆ど恐迫観念と呼んでいい」程のものであつたと述べたものを參照する必要はない。（記録二八五七一页）他のすべての現存の證據もこの點についての彼の氣持を明らかに示している。一九三二年に荒木は國家の武力を二カ年内に充實すること、そしてロシアと戦うことが必要であるかどうかを考慮することを近衛に提案した。（法廷證第三七六六號、記録三七六

一四頁)。しかしながらかれは、その代表として共産主義の宣傳をひろめふことを禁止し、赤化運動によつて、隣接諸國が攪乱された場合には、日本は攻撃することを定める規定をもつ條約を、日本・中國、滿洲及びロシアの間に締結することを提唱した。

(法廷證第三七六七A號、記録三七六一五頁)。

この態度のためにロシアの不侵略條約の提案は拒絶された。原田はその回顧錄に、陸軍はそのような同盟は共産主義的宣傳を促進する恐れがあるからとしてこれに反対したと述べている。(法廷證第三七六九號、記録三七六三〇頁)。ソビエット・ロシアの提案に對する外務大臣内田の回答は法廷證第七四五號、記録七七二〇頁及び二二六八二頁に見られるが、かれはその中で、不侵略條約を企てる前に提案の解決に到達する方が望ましいと指摘している。内田は國境衝突を防ぐために日ソ滿委員會を設置することを提倡した。(記録二二六八三頁)。

E-72 この不侵略條約締結の拒否から、當時日本政府はソビエット連邦に對して侵略的意圖を持つていたと結論することは妥當でない。日本のある分子は「う意圖を確かに持つていた。かれらはソビエット連邦を、そのコミニテルンとの關係からして絶對的な敵であると考えていた。當時中佐であつた鈴木貞一は、一九三二年四月十八日の木戸との會談でこの見解を表明した。(法廷證第二二五三號、記録一六二一六頁)。この鈴木といふのは、一九三三年にソビエット連邦の沿海州、ザバイカルとソビエット領ベリアの占領の必要を力説した鈴木と同じ人物である。

(法廷證第三三七一號、記録三一八三五頁)。鈴木は本証列の間で、自分はソビエット連邦は、日本における革命を計画している第三インターナショナルを援助し、煽動する限りは、日本の國体の破壊を目標としているものと考えたので、ソビエット連邦を絶対の敵であると見做していたと説明した。(記録三五二三一頁)しかしながらこの期間における政府の政策は、鈴木や白鳥の意見(一九三五年有田に宛てた書簡の中で述べてある。記録七八八三頁)や橋本(すでに一九二九年に)その他の者の意見によって指導されていたのではないか。ある計畫は關東軍と參謀本部によつて立てられたものであることは立證されている。軍部では多數の者が一九三四年を期して攻撃を行うべきことを主張していたこともまた立證されている。歐美上軍事的な計畫の立案に關係していた者が、侵略的な政策を念頭においていたということは立證されていない。計畫を立て、そして戦争という万一一の場合に備えておくことは參謀本部附將校の一體に認められている任務である。この任務の遂行は、たといそれが軍事的攻勢の計畫の立案をともなうとしても、必ずしも侵略的意図を立證するものではない。

ここで、個人または團体によつて行われた戰爭宣傳の法律的な意義について、考察を述べるのが適當であろう。もしそのような宣傳が政府の政策や戰争をもたらすとすれば、それは從犯として有罪とすることができる。

しかしながら、もし宣傳と侵略戦争遂行の計画が不成功に終り敵對行為をもたらさない場合に、現在行われている國際法によれば、それらけ何の法律的意義ももないのである。

また日本におけるある個人や集團が抱いていたところの、日本はおそらく早かれソビエット連邦とわざければならないといふ意見も、またこの見解の結果として行われた宣傳も、またさらにそのような緊急の遂行のために作られた計画でさえも、本裁判所の管辖権に属する犯罪を構成するものではない。なぜなら、これらのうちにソビエット連邦との敵對行為をもたらしたとのむづいからである。

第一段階

E-74
數名の平和主義分子が排除された一九三六年二月の陸軍の叛亂の後に新しい段階が始つた。この段階においては、陸軍と文官側とかすぐ前に突發したような事件が起らかいようにする便法を見出そうと努力した。この期間を支配した主要人物は、廣田、近衛、木戸及び平沼でみつた・概略を述べると、この便法とは、東アジアにおける日本の進出を、その進出が平和的手段によつて達成されることを條件として、公式の政策として政府が採用することにあつた。それは軍事力の擴充に同意したが、その発元は他の諸国によるどのようを外部からの干渉も防ぐのに役立つ程度に限られていた。この計画は、軍隊が一九三一年にとつたようを軍隊の行動を一切とらないようにできるだけ抑えることを陸海軍大臣が保證すると

いう意義深い規定を作っていた。

この新しい政策は、五相會議で作成されたところの一九三六年八月十一日の國策決定の中にあらわれた。(註) (法廷証第九七九號)

註、本章附錄 六

E-75 多数決による判決にこの決定を、「日本の軍事準備の全体の基石となつた國策の基準の決定」と形容しているが、この決定を理解するためには、その歴史を考えることが必要である。

一九三六年六月に、陸海軍大臣は「國策大綱」を承認した。(註) (法廷証第九七七號、記録九五四二頁)

註、本章附錄 二

軍部兩大臣の案には、帝國の基本政策が「東亞大陸」に堅固な地歩を確保すると共に、南方に進出發展するにあるという點が含まれていた。日本は列強の霸道政策を「是正」することに努めなければならぬ。國防は、他のこととともに、ソビエット連邦が極東に使用し得る兵力に對抗するを目的として整備充實することになつていて。「ソ國の脅威を除去すると共に英米に偏へんとす。」この一般政策の遂行にあたつては、「列國との友好關係に留意す。」
「南方における民族的經濟的發展を促進し、そして他國に對する刺戟を避けつつ漸進的平和的手段により我勢力の進出を計る。」軍部は外交機關の活動を有利且圖密に進捗せしむる爲内面的援助に勉め表面的工作を避く。」

總理、陸軍、海軍、外務及び大藏各大臣の會議に

におけるこの案の討議は、法廷證第九七八號に含まれている（朗讀されない）。この文書の中には、次のように述べてある。

「一、先ず大蔵大臣より一の〔中〕
「列強の霸道を是正し」云々とある處自分で是
れ迄其の氣持にて行ひ來れることとて大体異議
無し、然し日本亦自ら霸道を行けざること肝要
なりと述べ、

「二、外務大臣より本案に對して
自分も大体異議無く其の趣旨は自分のかねて考
へ居る外交方針と一致し居れり。」

「三、外務大臣より今日の國際情勢に照し、
日本は孤立を避くるの要あり一の〔中〕には「列國
との友好關係に留意す」とある故其の精神は自
分の考と同様をらんと思考するも「英米に偏へ」
の一句は其の點に於て多少氣恥りに思ふる處
其の意味如何と尋ねたるに對し海軍大臣より右
は只草偏上萬一に偏うるの意味にして決して英
米を敵視すると云う主旨には非ずと説明せり。
依て外務大臣より今日の國際情勢に於ては英米
に對して只友好關係に留意すると云うのみに
止まらず普通の場合よりも一層妥協的に出する
を要することもあらべしと述べ置けり。

「四、大蔵大臣より二の〔中〕に「内面的援助に
始め表面的工作を避く」とあるは頗る可なり是
非左様實行あり度しと述べたり。（傍線は引用
者）

政府の意圖は、法廷證第七〇四號の中に、さらに

説明してある。それけ、一九三六年八月七日に(+)四
相會議(總理、外務、陸軍及海軍各大臣)で決定さ
れた『帝國外交方針』を述べたものである。(註)

註、本章附錄 四

E-77

この會議は軍部兩大臣の提案を採用した。究極の
目的——東アジアの『安定勢力』としての日本——
は、滿洲國との結束を強化し、またソビエット連
邦及び中國との關係を自主的に調整すると共に、南
洋方面に平和的發展進出を計ることにより、達成さ
れることになつていた。ソビエット返邦は日本の生
存と日本の計画に對する脅威であると考えられた。
依つて、差當り外交政策の重點をソ聯の東亞に對
する侵略的企圖の挫折、特に軍閥的脅威の解消、赤
化進出の阻止に置き、國防の充實と相俟ち外交手段
に依り之が達成を期すべし。従つて、現下内外
の情勢に鑑み、ソ聯に對しては、より進んで事端
を激からしむることを嚴に戒め、専ら平和的手段に
依り、從來の紛糾解決に努すべし。この目的のた
めに、他のこととともに、國境劃定委員會並びに非武
裝地帶の設置が考被られた。中國側の世論に關して
は、特に華北各省において、親日感情への轉換をも
たらすための計画が考被されていた。しかしが
ら、『兩他の地方政府に對しては、殊更に支那統一
又は分立を助成し若くは阻止するが如き施爲に之を行
はざるものとす。』『日米親善關係の増進』、英
ソを牽制するに與つて力大なるものあり。

ドイツとの間に、また英國との間に、友好關

E-78
係を促進することにがつっていた。『兩洋方面は世界通商上の要衝に當ると共に帝國の產業及國防上必要欠くべからざる地帶として將又我民族發展の自然的地域として進出の地歩を固むべきも、關係諸國を刺戟することを慎み帝國に對する危惧の念を除去するに努め平和且漸進的に發展進出に力むべし。』

E-79
一九三六年八月十一日に、草部兩大臣の一九三六年六月三十日の原案が討議され、採用された。(法廷證第九七九號) ^一 (註一) 該かな修正しか行われなかつた。主要な國策として、(註二) ^二 東亞に於ける列強の霸道政策を排除し ^レ と決定された。次の決定が行われた、すなわち、

『國家の安泰を期し其の發展を保護し・・・・・国防軍備を充實す。』 ^三 北方ソ國の脅威を除去する。』 ^四 と共に英米に備え日滿支三國の緊密なる提携を具現して我が經濟的發展を策す。』 ^五 之が遂行に方りては列國との友好關係に留意す。』 ^六 南方方面に於ける日本帝國の發展に關しては、『努力して他國に對する刺戟を避けつつ漸進的和平的手段を探る。』 ^七 陸軍は、『ソ國の極東に使用し得る兵力に對抗する』のに十分なだけ強力にすることになつており、海軍は『米國海軍に對し西太平洋の制海權』を確保することができるようにすることになつておいた。『我外交政策は一に根本國策の圓滿なる遂行を本義として之を綜合刷新し軍部は外交機關の活動を有利且つ圓満に進捗せしむる爲内面的援助に勉め表面工作を避く。』

註一 本章附錄 六
二 言語教定部によれば、法廷證第九七七

裏面白紙

26

號中の譯係語句の正しい翻譯け、マ列國の
列道政策を是正しとならなければならぬ
い。しかしこ法廷證第九七九號中でけ、これ
に「東亞における列國の列道政策を排除し」
あるべきである。本官は、一九四八年八月
二日に本官の要求によつてこの情報を得た。
日本文原文が基本となるものであり且つ被
告の利益にいつそう正しいこの翻譯を使用
することにより害されにしないのであるか
ら、本官はこの正しい翻譯を使用すること
が適當であると考える。

E-80
この政策の主意は明白である。列強は東亞から排
除されるべきである。ただしこれは平和的に、また
だんだんに行う。日本はロシアの勢力と力の増大を
阻止するため、ロシアに對して備えなければならぬ
い。また列強の平和的排除の裏付とするため、同時
に若し列強が東亞から——たとえ平和的にても——
緊急事態に對處できようにするために、日本はそ
の軍事力を充實させなければならぬ。
列強を東亞から平和的に排除するための方法は一
つだけではなかつた。經濟的優越はその一つであり、
（註）移民はもう一つのものであつた、しかし最も
功したならば、日本に實權を保證する相互援助條約
を締結することにより、決定的力を得ることがで
きることを日本は知つていた。これらの條約もまた

強力な日本を必要とした。

註、一九三九年といふおそい時期に、企画院が採用した「中國の經濟的發展計畫」の中に、經濟的協調が東亞新秩序建設のための本的措置であると述べられている。該印派遣日本使節團長小林は、一九四〇年十月十八日に、松岡に對して、該印を共榮團内にひき入れるためには、『狹經濟的實力を競印に根強く植付くる様施策すること肝要なり。』と打電した。(法廷證卷一三一三號)

これだけ部分的には經濟で實行されたやり方であった。このよう性格質のものが華北で實現された。しかし一九三六年にけ、これは未だ完成途上にあつた。一九三六年一月十三日の國軍系は「華北證第二一五號、記錄二七二一頁」(註一)華北に對する政策として、『北支民衆を中心とする自治の完成を援助しと定めた。一九三六年八月十一日に採用された『第二次北支處理要綱』(註二)『法廷證卷二一七號、記錄七二八頁』において、この計畫が更に發展した。華北に對する日本の處理方針の主眼は、つぎのようにな定められた。

『北支民衆を主眼とする分治政治の完成を援助し、右目的達成の爲に該地政權に對する内面指導に依るものとす。』然し、次のこともまた決定された。

『特に該地域に於ける支那領土権を否認し又は南京政權より離脱せし獨立國家を育成し、或

E-81

け洲の延長を具現するを以て帝國の目的たるが如く解せらるる行動は嚴に之を遮くるを要す。し（記録二七四一頁、但記録二八〇〇頁に於て訂正の通り）

註一 本章附錄一

二 本章附錄五

南方に對する平和的進出が更に具体的な形をとるにつれて、この政策が採用された。ここでも、最後の結果として、相互援助協約をもたらすべき、經濟的優越、移民による滲透および獨立運動の内面援助の企圖といふ同じ状況をわれわれは見出すのである。新しく生れた國家とおぼれることになつていだこのよな條約、元の支配者が何等かの行動を採ることを防止する用意のある、強力な日本を必要とした。この調整の考え方ところによれば、黙まれていた東アジアの支配は、競爭をして造成することができし、また追及する、といふのであつた。

以上にかんがみて、八月十一日の決定の極本目標は、アジア大陸に確固たる起步を確立すること、軍事力によつて東アジアを支配することであるといふ多數決による判決の判定、ならびに、この政策によってソビエット連邦の領土の一部を割して、占領の目的で攻取する意志があつたことがわかるしとうことばに妥當であるとけ思われないのである。

廣田と近衛の政宗

廣田の政策は、實に、もつと巧妙であつた。それは、新秩序の目標を完結するための謀略を企圖して

E-82
いをかつた。それは、東アジアの支配をだんだんに達成し、西洋諸國をアジアからだんだんに、また平和的に驅逐する何かの方法を考えていた。最後に、この政策は、強力を日本を必要とした。それは、このゆつくりした、だんだんに行われる過程において、西洋諸國の者が、武力で干渉したくなるのを防止するためであつた。

近衛は最初に、これと同じ報の考え方従つていた。しかし草部による工作のために、かれは次第にかれの立場を離れようになつた。新政序政界に反対して外國でとられた對氣に對する反動として、武力侵略をしようとする衝動が、日本において強くなつた。廣田、近衛、木戸その他の者が、國民に對して、新秩序は日本にとつて是非とも必要なことであり、それを達成することに日本の使命であると教えていた。諸國の反対のために、軍國主義者にとつて、新秩序を建設する唯一の方法は競争によつてであるといふことを示すことけ、さらに容易にかつた。かねて目標を定めていた者によつて軍國主義者の進む道の障害が除かれた。目的を定めた者は、すでにこの目的についてのすべての論議を排除することに成功していた。進出禁止と貿易令にかんがみて、この目的を達成するためだけ、競争以外には途げなされていなかつて政府を説得することは、軍國主義者にとつて少しもむづかしいことではなかつた。

しかしながら、一九四〇年に至つても、まだこの決論が出ていなかつた。近衛が陸軍、海軍、及び外務各大臣の候補者と國策を討議した一九四〇年七月十

E-83
九日の旅館會議において、イギリス、フランス、オランダ及びボルトガルの地位を新秩序内に入れるために、積極的な措置を探るべきであるといふことが決定された。イギリス、フランス及びオランダは戦争に淮きこまれていた、そのためには、その属領にてたやすく日本の犠牲となるようにならわれた。眞の問題は合衆國にあつた。合衆國に關しては、この會議で^ア彼の實力干渉をも排除するの旨を決意を以て我方針の實現を期すと、固く決意していることを表明した。(法廷證第三六八七A號、記録三七八六四頁) (註)

(註) 本章附錄九

多數決による判決では、この決定は次のように解釈されている。

もし合衆國がこれらの計略を妨害しないならば、日本は同國を攻撃しようとはしないがもし合衆國が妨害しようとするようなことがあれば、日本は戦争に訴えることを躊躇しないというのであつた。

翻譯に使われている言葉は曖昧である。しかし、日本文原文が、合衆國の實力によるとどんのようか干涉をも、日本は排除する、ということを意味していることには、なんの疑もない。(註) いいかえれば、日本は新秩序を建設し、東アジアを支配しようとする企圖においては、戦争を始めない。しかし、もしも合衆國が武力を以て干渉するならば、日本は戦うであらう、というのであつた。

(註) 日本文原文を讀むと、

彼の實力、ととなつてゐる、その意味は
同國側の實力もすなわち、合衆國側であ
る。

この決定は、日本がとつた道を、はつきり示して
いる。日本はまだ、騎手とまでは行かない手段によ
る干渉に對して、武力でこたえる用意はなかつた。
合衆国が敵對行爲を開始した場合に備えう用意があ
る、ということを示しただけである。

一九四〇年七月二十六日の閣議決定（法廷證第五
四一號、記録六三〇七頁）（註）は、『皇國現下の
外交は大東亞の新秩序建設を根幹とす。』と述べて
いた。そして、『國家總力を擧げて右圖是の具現に
適進す。』と決定された。

註、本章附錄一〇

一九四〇年七月二十七日の連絡會議、
と開催に至らざる限度に於て南方問題を解決するこ
とし（法廷證第一三一〇號、記録一一七九四頁）と
決定することによつて、政府の立場をけつきりと述べた。——この立場は英美會談に於て採用された計
劃の範圍内にとどまるものであつた。

もし必要なならば武力を使うといはつきりした決
定は、一九四〇年九月四日の四相會談ではじめて行
われ、一九四〇年九月十九日の近絡會議で確認され
た。（註）（法廷證第五四一號、記録六三一一頁）。
その時に、『必要の場合皇國として兵力の行使をも
決意せざるべからず。』と決定された。この決定は、
スターマーの東京到着にかんがみて行われたものであ
る。この時に、何故この會談が、必要な場合に戰

う、と決定したかといふ理由は、つぎの箇所で、はつきり示されている。すなわち、『我方として武力行使の決意を存するに非ずんばドイツ側との話合は不可能なるべし。』もしこのような決定が七月十九日の會議ですでに行われていたのであつたならば、以上のよう考験法が必要でなければたゞである。

註、本章附錄一二

さて、一九四〇年九月十九日の遼絡會議で、運命的な指置が採られた。疑いもなく、ここで第三段階が始るのである。この段階において、草觸は、一部のものを政権につかせ、長い間いたいてきた目的を貫徹した。その目的とすれば、わち、武力の行使によつて、列國との争いを解決し、東亞における日本の指導権を確立することであつた。

E-85

防共協定

一九三六年における日本のソ連に対する態度は、一九三六年十一月二十五日に締結された防共協定に因する文書に實際に示されている。

多數決による判決は、コーデル・ハルの次の言葉を引用してある。

『同協定は表面上帝共産主義に對する自己防衛であつたが、實際は英の後の匪賊國家に依る武力的發展の手段の爲の準備工作であつた。』

本件の證據にこの結論を正當とするものでない。いわなる證據がここにあるか。ロシアから挑戦に因らぬ攻撃を受けた場合に、限られた援助を與えることを秘密協定が規定している。證知所の知るとおり、當時外務省歐亜局長である東郷は、「攻撃しを」挑戦に因らざる攻撃」と標題することに成功したと主張している。(東郷、記録第三五六四六頁)。

檢察側は、一應ならず、この協定の規定はそれだけでは有害ではないことと、その意義は、『日本が協定を締結することに似つてドイツと結合する第一歩を踏出した事實にしあつたことを申立ててゐる。

(記録第三四五五六頁) 同じ考えはイギリス輸佐檢察官も述べており、この協定に何ら本質的に邪悪なものはなかつたと認めてゐる。(記録第二二四五一页)

しかし、檢察側は、ソ連政府において、「蘇聯に因らざる攻撃」について詳しく論じ、「蘇聯に因らざる攻撃」に制限したことには何の意味もなかつたことと、「ソ連の平和友好政策は一概に既らかであり、そして偏見疑惑を起す筈がないのであるから、この

E-86

傍件は何等の意義なく又意味すらも持たないものであることを證明しようと試みた。(記録第三九八七六頁)

多數決による判決は、多少ともこの線に添うた推論をして、次のように述べてゐる。『事實において、このときに、ドイツまたは日本に對して、ソビエット連邦が侵略的意圖を持つていたという證據はまつたくない』

従つて、この制限は『まつたく正當な理由がなかつたと認められるであろう』

本官の意見では、このように述べることは、本裁判における審理手續に合致していない。該個の場合に於て、裁判所は被告が他国の側における侵略的意圖を立證しようとする権利を拒んできた。従つて、なんの證據もないと判決中に述べることは誤りであると本官には思われる。

前に述べられたとおり、日本には、ソ連を恐れ、コミニテルンと、その兩者の關係を恐れた人々があつた。しかし、この裁判において、裁判所は、『本審理のために、國際共產黨の規則といふものは、闘争性がない』(記録第二三七〇頁)といふ檢察側の見解に味方して、ドイツと日本が共産主義の大敵として擧げられた一九三五年のコミニテルンの決議を書證として受理することを拒んだ。

これがために、ソ連とコミニテルンとの關係は、本法廷では立證されなかつた。他方で、ソ連の五ヶ年計画と軍備擴張とは立證された。一九三四年と一九三五年に經東におけるソ連の兵力は關東軍の約四

倍、すなわちそれぞれ二十三万（法廷證第二六八一號、記錄第二二五五〇頁）と六万（法廷證第二二〇七號記錄第一五七八五頁）であつた。これらの強力な軍隊の創設がソ連領土の防衛だけを狙つていたものでないことは、モスクワ駐在合衆國代理大使が國務長官に宛ててソ連豫算を報告した一九三八年八月十一日の電報で明かである。この電報によれば、人民委員ズヴェリヨフは、軍事費の増加は「ソ連の國土のみならず各國労働者の防衛にも向けられてゐる」ソビエット政策に關係をもつことを公式に指摘していた。（法廷證第二七一二號、記錄第二三七二四一五頁）

有田は枢密院で防共協定を説明した。その説明は日本がこの條約を恐怖から締結したことを見かに示している。かれの言明はこの恐怖に對する四つの理由を擧げている。すなわち、（一）ソ連の五ヶ年計畫とその極東における軍備、（二）フランスとチエツコスロヴァキア間の相互援助條約締結以來、ヨーロッパにおけるソ連の強力なる地位、（三）ソ連とコミニテルンは他國の内部機局に浸透して、外國の國內的安寧を擾亂することを積極的に試みたという事實（有田は實例としてスペインと中國共産軍とを擧げた）、（四）一九三五年のコミニテルン世界大會は、日本及ドイツをおもな敵として擧げていた。（法廷記錄第四八四號、記錄第二二四八三頁）。

日本政府がソ連との戦争を避けることに甚だ熱心であつた點を有田は強調した。一人の顧問官が、この協定を知つて、ソ連が戦争を起すかも知ぬとの

E-89
心配を表明したとき、有田は「帝国政府としてはソ連に對し我より進んで事端を滋からしめる意圖をしおり」と答えた。なお有田は續けて、「ソ連が戦争を起した際は、恐らくドイツが日本に加擔するであろう」と言つた。「この故にソ連は日本とドイツ両国を敵とせねばならぬ事實を考慮せねばならない。このため日本の軍備は充分でないとしても、ソ連は事件を起すまいと私は信ずる。」ソ連が日本とドイツを合せたものを敵とせねばならなくなる事實だけが、ソ連は日本を攻撃しないと思はれるという理由として擧げられている。多數決による判決でこからの字句に與えられた解釋は誤つてゐると思われる。

同じ権密院の會議で、廣田は同じ言明をした。極東にあるソ連軍の増強とソ連の第三インターナショナルを通しての策動に言及して、廣田は「ドイツもソ連の脅威を感じてゐることを指摘した。このように立場が同じであることに基いて、『國際共產主義の破壊工策』に対する共同防衛とソ連の武力的進出を阻止することを目的として、協定が締結せられた。」

廣田は、目的が防衛についたので、「どちらから進んでソ連との關係を悪化せしむるが如きことは之を避けねばならぬこと勿論である」と強調した。
（記録第二二四八二頁） 政府は國境紛争の處理等はあくまでこれを繼續したいということを廣田は言明した。

防共協定の歴史を詳しく検討するならば、ある個人達がこれによつて何を達成しようと考えていたにしても、日本政府はこの協定をソ連を阻止する一手

E-90
段と認めていたことが明らかになる。日本の將來は、南方において天然資源に富んだ諸國に、獨立の勢力によつて日本に惹きつけられ「アジア人のためのアジア」と云う極力のある標語によつて日本の軌道へ迷わすことのできる諸民族の間にあると日本は悟りはじめていた。日本がその後釜となれるよう、極東にある植民地領有國を驅逐することに日本の國策が決定されたその瞬間から、當分はソ連を放任して置くことに、日本側は充分な用意があつた、但し、滿洲國と中國の間に密接な關係を確立することと、南方諸國に漸次進出することになる日本の政策に、ソ連が妨害しないということを確かににして置かねばならなかつた。

張鼓峰事件

一九三八年という年はハサーン湖地域における事件によつて有名である。これは、一九三六年以降、軍部が勝手な行動をとつた二度目である。この事件は、本裁判の管轄以外であるという理由で、ここでは論じない。しかし、この頃に、日本はソ連に對してなお平和的な意圖をいだいていたか否かという問題に關して、一つの點をここで取りあげて置かねばならない。

證據によればソ連の軍隊が滿洲國領土に入るや否や（この關係に於ては、この政府に與えられた情報が正しかつたか否かは重要でない）、當時の外務大臣宇垣は當時のモスクワ駐在大使重光に正式抗議を提出するように指令した（宇垣證言記録第二三八六九頁）。リトビノフの日記は、重光が七月十一日まで

存在した情勢を回復しようと提言し、續いて兩國が所有していた資料に基いて境界を定めようと提言したことを見立證している。（記録第二二八〇七頁。）この措置は現地軍部の意向はどうであつたにしても、東京にある政府の侵略的意圖をいざさかも示していない。同じく意義深いものは、一九三八年八月二日の木戸日記の記事である。（記録第三〇八五五頁）木戸はそこに内閣はソ連との戦争を避けるために不擴大を決定したことを記している。「必戻ならば張鼓峰の線より撤退するも差支なし。」木戸は原田に向つて、「もしも陸軍がロシアと戦わなければいけないというのであるなれば、私は近衛に對して断固として辭職するよう忠告をする。總理大臣もまたそういう決意であります」といつた（原田日記記録第三七七五八頁）。

本件の證據が示すとおり、天皇から必要な命令を得るために、板垣が天皇を欺く必要があつた。板垣は、外務大臣宇垣が武力を用ゆることに同意したと天皇に報告した。宇垣は單に準備をすることに同意しただけであつた。（記録第二三八八四號）天皇はこの行為のために板垣を叱責した。（法廷證第三七九三 A 號記録第三七七五四頁）。

東京政府はソビエット遠邦との戦争を欲しなかつた。そしてソ連政府はこの情勢を知つていた。

ソ連當局はこの事件を戦争とは認めていなかつた。それでも、外務人民委員リトビノフは、一九三八年八月七日に重光に述べたとおり、通常の国境紛争の域を超えていることを知つていた。すなわち、「わ

われわれはこの際國境事件を諱ずることは不可能であると考えている。……それ故、われわれは正規の軍隊を以てソ連領土を占據してソ連を日本との戦争に引きいれんとする意圖を論じてゐる。（法廷證第二六三八號）。注意すべきことは、一九三八年八月七日に、すなわち、この事件の外交的解決の数日前に、リトビノフは戦争が行かれてゐるとは言わず、ソビエット連邦を日本との戦争に誘引しようとする意圖があると述べてゐる點である。この解釋にさえ重光は異議を唱えた。すなわち、「ソ連邦を日本との戦争に誘引せんとする意圖があるとは云うも笑止の沙汰である。」（記録第二二八五六頁）リトビノフが日本政府の態度を正しく理解していたことは、かれが一九三八年八月五日に合衆國代理大使カーラーに對して、ソビエット連邦は日本がソビエット連邦との戦争を欲していないことを知つてゐると告げた事實からも明らかである。（法廷證第二六三六號記録第二二八四〇頁）。

ノモンハン事件

ハルヒン・ゴール地域の戦闘も同じ見解を以て見ることができる。本件の證據によれば、境界線は日本側が公式に主張したとおりになつてゐるものと日本側で誠實に考えていたということがありえないではない。一九三三年版という新しいソ連軍用地図で、日本側の主張を支持するように見えるものがある。¹⁰⁷（法廷證第二七一四號記録第二三八四八頁）。

多數決による判決によれば、この作戦行動の性

E-03
格と規模に關する最も有力な證據は押收された日本側文書の中にある。この文書、すなわち九月五日附の第六軍司令官の布告を見れば、ほんと四ヶ月の戰闘の後に、すなわち停戦の一週間前に、司令官は次の如く述べたことを示している。『西北地域の防備の大きな使命實現が失敗に歸した事を殘念ながら茲に認めなければならない。』この言明から、事件が侵略の性質を帶びていたと結論するととは、全く困難である。この文書には、失敗の理由すなわち準備が不充分であつたことも擧げられている。

中國との關係

滿洲國建設に先きだつた滿洲事變は、中國と日本との關係を頗る悪いものとしてしまつた。廣田は友好的關係を回復することをその任務と認めた。廣田の努力の結果の一つは、兩國の公使館が大使館に昇格したことに見られるであろう。

陸軍は一九三六年一月十三日附で『北支處理要綱』を作成した（法廷證第二一五號記録第二七二一頁）――。この計畫には、『中國民眾ヲ中心トスル自治ノ完成ヲ援助スル』政策が描かれていた。よく知られているとおり、陸軍は中國に共産主義の浸透することを恐れていた。少なくとも中國の一部を親日的かつ反共的にしようと努力した。その計畫は、滿洲で用いられたものほど殘忍でない方法を規定していた。『今は特ニ指導ニ當リ滿洲國ト同様ノ獨立國家ヲ育成シ或ハ滿洲國ノ延長ヲ顯現スルモノト認メラルルカノ如キ施策ハ實施セザルモノトス』

E-94

陸海軍大臣によつて内閣に提出せられたる基本國策レ(一九三六年六月三十日、法廷證第九七七號)（二）は、日滿支三國ノ緊密ナル協力を規定し、コレ我國ノ大陸政策ノ基調ナルモコレガ實施ニ方リテハ列國トノ友好關係ニモ留意スベキコトもしていた。それゆえ、一九三六年八月七日の五相會議において、次のように意見の一一致を見た。(法廷證第二一六號)「日滿支三國ノ緊密ナル提携ヲ具現シテ我ガ經濟的發展ヲ策スル……而シテ之ガ遂行ニ方リテハ列國トノ友好關係ニ留意ス」。一九三六年八月十一日の五相會議の決定はこの原則を確認した。(法廷證第二七九號)(三)。一九三六年八月七日の四相會議の決定(法廷證第七〇四號)(四)は一層明確である。

支那中央及地方政權ニ對シテハ常に嚴然タル態度ト公正ナル施策トヲ以テ臨ミ對民衆經濟工作ト相俟テ其ノ對日態度ヲ是正セザルヲ得ザラシムル如ク誘導シ共存共榮ヲ基調トスル日支提携ノ實現ヲ冀ス。北支方面ニ於テハ日滿兩國トノ經濟的、文化的融合提携ヲ策スルト共ニ蘇聯ノ赤化進出ニ對シ日滿支共同シテ防衛ニ當ルベキ特殊地域タラシムルニ力ム。

其他ノ地方政府ニ對シテハ殊更ニ支那統一又ハ分立ヲ助成シ若クハ阻止スルガ如キ施策ハ之ヲ行ハザルモノトス。

一九三六年八月十一日の「第二次北支處理要綱」(法廷證第二一七號)(五)は同じ思想を現わしてゐる。

「北支處理ノ主眼ハ北支民衆ヲ主眼トスル分治政治ノ完成ヲ援助シ該地域ニ確固タル防共親日滿ノ地帶ヲ建設スルニ在リ

右目的達成ノ爲ニハ該地政權ニ對スル内面指導ニ依ルト共ニ之ト併行シ北支ノ特殊性ヲ確認シ北支ノ分治ヲ牽制スルガ如キ施措ヲナサズ進ムデ北支政權ニ對シ特殊且包括的ナル分治ノ權限ヲ獸與セシムル様施策スルモノトス

特ニ該地域ニ於ケル支那領土權ヲ否認シ又ハ南京政權ヨリ離脱セル獨立國家ヲ育成シ或ハ滿洲國ノ延長ヲ具現スルヲ以テ帝國ノ目的タルガ如ク無セラル行動ハ屢ニ之ヲ避クルヲ要スルまた一九三七年二月二十日の第三次北支處理要綱（法廷證第二一八號）（六）には、次のとおり述べられている。

北支處理ノ主眼ハ該地域ヲ確固タル防共親日滿ノ地帶タラシムルニアリ

右目的達成ノ爲差當り先ツ北支民衆ヲ對象トル經濟工作ノ遂行ニ主力ヲ注クモノトス。然シテ右工作ノ遂行ニ當リテハ北支政權ニ對スル内面指導ノ外、南京政權ニ對スル施策ニヨリ同政權ヲシテ北支ノ特殊性ヲ確認シ達ンデ日滿文提携ニ協力セシムル様指導スルモノトス
北支ニ對スル我方ノ施策ハ列國ニ對シテ我國ガ支那ニ於テ野望ヲ有スルガ如キ誤解ヲ與ヘタルコトナキニ非ス。仍テ今后ノ施策ニ當リテハ外國ニ此種無用ノ誤解ヲ與フルカ如キ行動ハ屢ニ之ヲ慎ムベシ」

裏面白紙

この方針は一九三七年四月十六日の四相會議決定
（法廷證第二一九號）（七）にも再び述べられてゐ
るのが見られる。そこには、次のとおり言明せられ
ている。

「北支ニ對スル我方ノ施策ハ同地域ノ地理的
特殊性ニモ鑑ミ從來ノ動モスレバ支那並ニ列
國ニ對シテ恰モ帝國ニ於テ停戰地域ノ擴張、
滿洲國ノ國境推進乃至ハ北支ノ獨立等ノ企圖
ヲ有スルカ如キ誤解ヲ與ヘタルコトナキニ非
ス。仍テ今后ノ對北支施策ニ當リテハ此ノ意
無用ノ誤解ヲ與フルカ如キ行動ハ嚴ニ之ヲ慎
ムト共ニ先ツ北支民衆ノ安居樂業ヲ本旨トス
ル文化的經濟的工作ノ遂行ニ專念シ以テ我方
所期ノ目的達成ニ資スルコト肝要ナリ。」

日本の態度は、政府の正式政策を記録するところの、
これらの秘密文書から明瞭である。廣田は誤解の基
礎として、その「三原則」を公然と提挙していた。
蔣介石大元帥の見解が發表せられる前に、それが通
告されることを求めた。南京駐在日本大使から廣田
に宛てた一九三五年十一月二十一日附の電報から見
れば、蔣は、その三原則に同意したもののようにあ
る。（法廷證第三二五七號記錄第二九六三五頁）。

註一、附屬書第一號
註二、附屬書第二號
註三、附屬書第五號
註四、附屬書第四號
註五、附屬書第七號
註六、附屬書第八號

この三原則、（抗日工作の取締り、滿洲國獨立の承認駁約及び反共主義）は、一九三六年一月三十日に、廣田によつて議會で公表せられた。

E-97
上述の電報によれば、いかなる形の協力も華北の軍事行動によつて頼益するであらうと蔣は警告していた。軍部は勝手な行動を慎むといふ陸海軍大臣と文官大臣達によつて到達した協定にも拘わらず、華北にゐる陸軍はそれを憚まなかつた。恐らくその結果として、華北の情勢は變化した。一九三五年十一月廿一日に、日本大使に「自分は決して抗日でなく日本と中國の間の友好關係を衷心から望んでいろし（記録第二九六三七號）と保證した蔣は、明らかに日本に背いた。丁度この頃に、中國政府部内に抗日感情の突發したことが明らかとなつた。一九三五年十一月十四日に、日本總領事は次のとおり打電した。
『累次往電ニ依リ御承知ノ通り國民政府部内ノ對日意見俄然硬化シ來リ多少ハ共產黨其ノ不逞分子ノ策動モアルベキカ』（法廷證第三二五六號記録第二九六三三頁）。蔣が「若き元帥」によつて説教せられた一九三六年の西安事件は、中國の國策に著しい變化をもたらしたこと明かに貢獻した。日本の勢力の擴張と、華北諸省と南京政府の關係をゆるめることとに役立つた今一つの要因は、上に述べた華北における日本の不擇の策動であらう。

しかし、本裁判では、日本と中國の關係の歴史は充分明瞭にされなかつた。いかなる日本と中國の接近政策にも反対した團體が日本にあつたことをわれわれは知つてゐる。それ故、抗日を基礎とする中國統

E-98

一の實現を防止するため、軍部が事件を起し、それに續いて敵對行為を行おうと決心をしたことは、いかにもありそなことである。藍溝橋事件を利用して、支那側が日本に對し本格的な戰争を起し、武力をもつて日本の策動に結束をつける機會にしたといふこともありうることである。東京政府は軍隊の衝突と戰争を避けようとする熱意を示し、國交の改善を圖った。

藍溝橋事件が起つたとき、日本政府はただちに局地解決を決定した。(一九三七年七月九日、記録第二九六八五頁)。一九三七年七月十一日に、事實上現地に於て一つの協定が結ばれた。外務省は諒解に遅しようとして、できるだけの事をしたようである。一九三七年七月二十七日に、張群を相手として結ばれた協定は、明かに手遅れであつた。衝突は遅がつて、兩国の軍隊は行動を開始していた。辰田は一九三七年八月七日に内閣の承認を得た和平の案文を作成し、これを中國に送つた。(法廷證第八二八〇號記録第二九九三五頁)。その案文で廣田は糞察政權並びに糞東政權の解消(記録第二九九四〇頁)を提言し、中國駐在の日本大使に次のように通告した。
「陸軍側に相當難色ありたるが、結局之に同意することとなつた」(記録第二九九四二頁)。

これらの努力は悉く失敗に歸した。本裁判所は確かにこの失敗に關する詳細な情報を缺いていた。上述べた日本の策動に對して、中國側は積極的行動をとる機會が到來したと信じたようである。そのために、事件の解決に余り熱意がなかつた。事變以前

E-99

に日本のとつた和平政策は、慣例によれば犯罪ではないかもしないが、この内部的侵略は戦争の理由となりうるものであつたろう。

日華事變は中國に對する政策上一つの變化をもたらし、滬訓の場合と同じく、獨立し政府を設立するため武力を行使する點に違した。これは一九三七年十二月二十四日の陪審の決定、すなわち「支那事變庭理要項」（法廷證第三二六三號記録第二九七一七頁）に明瞭に示されている。これによれば、中央政府との交渉が失敗する場合には、新政権が占領地域に設立せらるることが決定せられていた。

しかし、この数ヶ月における眞の關係は理解し難い。また裁判所は、西安事件後の中國側の態度に關して、充分な證據をもつていてない。日本政府自身の中で、手段は異なるが目的の同一性に立つて協力した勢力、すなわち強硬派と保守派との間の協力から生じた抗争は、強硬派と保守派が共通目標に向つて協力を試みるときには常に起るよう、次第に「強硬態度」の優勢となつてしまつていていた。この抗争の歴史は分明瞭にされなかつた。

特定の個人の行動を判断するにあたつては、自國の強硬派と戰つて敗れた政治家達に侵略責任を問うには、極限に慎重であらねばならない。廣田や木戸のような人々が侵略戦争を計畫し遂行したという判定については、それに達するのを妨げる疑ひの余地が十分残つてゐる。

裏面白紙

E-100

一九三六年八月十一日の基本的決定（一）で、東亞における列國の権力政治を廻避することを日本政府はその国策として定めていた。この渐進的な平和的な方法で達せられる目標は、東亞新秩序の建設として知られるに至つた。「新秩序」という語は、一九三八年一月二十二日廣田が開會演説において中國との關係について初めて用いたものではつた。廣田の説明では、蒋介石を相手にせずとの日本の政策（特に一九三八年一月十六日に發表された）は「日支協力の安定を保障する外の理想的を實現する唯一の方法」でつた。列國は中國における新情勢を認取し、「在東における新秩序建設に協力するであろう」という希望を廣田は述べた。（法廷證第九五二六號）。この「新秩序」という概念は、一九三八年十一月三日になされた「東亞ノ将来ニ關スル帝國政權ノ聲明」（法廷證第一二九一號記錄第一一六九五頁）中に、公けに正式に言い現わされている。これには、「帝國政府究竟ノ目的ハ在東ニ永遠ノ平和ヲ安樂ラス新秩序ヲ建設スルコトシであると明確に言明されてゐる。この目的を達するためには、（）帝國ハ自己ノ内部組織ヲ改造スル處置ヲトルベシ」とあつた。この新秩序は、舊國際係、共產主義に對する共同防衛、並びに「經濟的提携」を実現する日滿支三國間の緊密なる協力を以つて建設されるという一九三八年十二月二十二日の聲明において、近衛は「の疑いも有していない。（法廷證第九七二号）」。

註一、附島春第六號

この新秩序のために、「大東亞共榮圈」という言

E-101

117

葉を作り、東亞の各国民各民族をして各々ソノ處し
をテしめると言つたのは、松岡であつた。（法廷證
第一二九七號記錄第一一七一四頁、記録第一七九二
六頁）。

ヨーロッパ戰爭の始まつた一九四〇年七月二十七日
は、
日本はもつても、第二次近畿内陸の進捗金には、「世界
情勢ノ推移ニ伴フ時局處理長瀬骨子」を考慮して、
「第三回ト論戰ニ至ラザル限度ニ於テ官方間遷ヲ解
決スルコト」を決定した。（法廷證第一三一〇號記
錄一一七九五頁）。（一）

註一、陪屬證第九號

蘇聯機への援助を阻止するため、偽印に對する
政策を強化し、さらに、重要物资を運ぶするため、
オランダ領東インドに對する外交政策を強化する計
畫が考慮された。

この備印に對する政策から、一九四〇年九月の協定が生れた。（記録第二六八四四頁）。

オランダ領東インドに對する政策は、日本側提案
がオランダ政府に容れられなかつたために失敗した。
このために、一九四〇年九月十二日に始められた交
渉は、一九四一年六月十七日に決裂した。（法廷證
第一三〇九A號第三七頁）。

ドイツとの交渉（一九三八年—一九三九年）

日本において、一方軍事的侵略を代表する勢力と
他方經濟的政治的恩恵的侵略を支持する勢力とは、
固もなく武力を肯定するに至つた。戰争に至らない
手段によつて、他國を東亞から驅逐しようとする日

本の計画に對して、これらの諸國が軍事によつて對抗するときに限つて、最初は日本は武力を行使するつもりであつた。

E-103
右に述べた點は、一九三八年と一九三九年のドイツとの交渉に、明瞭に示されている。一九三六年の防共協定は、ソ連を目標とする軍事同盟にまで延長されるはずであつた。兎に角、それが遠海軍の意向であつて、これにリツベントロップの提案に答えて大島に送られた電文に見られる、（法廷證第三五五號、第三五一六號、記録第三四一一八頁）。この條約は、ソ連によつて、挑發せられない脅威または攻撃を受ける場合に、軍事的協力によつて、ソ連を喰い止めることに援助するものであつた。（記録第三四一七頁）。日本はソ連が戦争を起すことを妨げる條約を欲していた。これに反して、ドイツは全面的な軍事同盟を欲していた。日本本の失敗の歴史を述べる必要はない。伊藤使節團はソ連に對抗し、またその他の諸國が共産主義になつたときけ、その諸國にも對抗する軍事同盟を提案した。日本はその主要目的を達するためには一步一步謙歩した。その者は合衆国とイギリスを敵とする戦争に引き入れられることを欲しなかつた。（記録第一六二三六頁）。

總理大臣平沼は、一九三九年五月四日の聲明¹¹⁷で、このへだたりをなくしようと努めた。この聲明には、いろいろな解釋の余地があつたから、一方において大使大島と證軍大臣板垣、他方において外務

大臣有田が別々の解釋をすることことができた。(記録

第三七八二三頁)

ドイツと一緒に緊密な軍事的連繫を確立しようとするこの試みは、獨ソヘ中立條約の締結のために失敗した。ドイツはその敵の避諱を行つてイギリス、フランス、オランダ、ベルギーにむかおうとしていた。日本はこれらの諸國に對して、戦争に至らない手段によつて、その目的を達しようとなお希望し期待している限り、ドイツの例にならう用意はなかつた。新秩序建設のためには、第三國との衝突は避け難いとの見解を公然述べた板垣へ法廷證第二二〇〇號記録第一五七四六頁、法廷證第二二〇一號記録第一五七四八頁)は、ドイツとの全面的軍事同盟を強硬に主張した。(記録第三七四〇九頁、第三三七六九頁、第四三〇〇一頁)。しかし、板垣の意見は、情勢が變るまで、政府の政策とはならなかつた。

三國同盟

日本は、その當時に、ソビエットとの戦争の結果を恐れていたために、この戰争を避けようとする強い熱意のあつたことは、一九四〇年の三國同盟締結を中心とする出來事から、容易に推定される。一九三六年に決定された日本の政策は、アジアの大きな部分に指導権を確立することであつた。日本がこの新しい組織の中心となり、滿洲國及び中國と緊密な關係をもつといふのであつた。この考え方では、必要な原料の供給のために、南洋の富んだ領土が肝要であつた。北方では、防禦的で、南方には進出せねば

F-105

ならぬことを日本は憚つていた。日本の政策の變はこの北方の防衛に見出されるはずである。日本は恐れていた。なぜなら、もし強化されたならば世界のいずれの國にも抵抗できるような一つの帝國のふらわれるのを見て、ソビエット連邦が不安をもつのも無理はないと豫期されていたからである。そのうえ、少なくとも日本の諸黨派の中にはソビエット連邦の一部を新秩序にするものと見做すものもみつたという事實を知らずにいたのではない。すでに示されたとおり、日本には一九三六年以前にも以後にもソビエット連邦との戰争を掲唱した個人もみり黨派もあつた。しかし、それらの黨派はその見解を政府の正式の政見とすることはできなかつた。それらの黨派は特に陸軍の中に存在したのであつて、參謀本部で作られた計畫はその影響を反映している。

われわれが述べたとおり、一九三八年と一九三九年のドイツ、イタリアとの軍事同盟締結の最初の工作は失敗した。ドイツはソビエット連邦だけではなく、合衆國と連合三國までも目標とする同盟を欲していた。日本國內の意見は分れていた。日本は西洋諸國を戰争とまでは行かない手段によつて東アジアから驅逐することを依然として豫期していたから、それらの西洋諸國との戰争に捲きこまれる可能性を生ずるような條約に意力を感じなかつた。

日本は脅威を感じた場合には、軍事同盟の冒險を¹¹⁹ふえて試みようという意図はあつた。日本を少しも脅かしていないし、また日本が、その國については戰争によらずに自分の目的を達することを期待して

いたところの諸國について同じ危険を冒すことを好まなかつた。

F-106
國際情勢は一九四〇年には變つていた。獨ソ中立條約は日ソ關係における同じようなやり方を支持することを規定していた。他方で、イギリスと合衆国に對する關係は一層悪化していた。輸出禁止とその他の工作は、日本の野心に對する西洋の増大する抵抗の兆候であつた。日本で次第に明白に認められたことは、ソビエツト連邦との平和的（非交戦的）關係の想定に基づくドイツ及びイタリアとの同盟は、合衆國の今後の行動を防止する上に、有効であるとゆう點であつた。合衆國がヨーロッパ戦争に参加するのを防止し、かつ日本に對して戦争を起すことを防止するという日本とドイツに共通の利害關係がここにみつたのである。

この頃の日本のソ連に對する態度は、一九四〇年七月十九日の蘇露會議で到達された決定に明瞭に述べられている。ここで第二次近衛内閣の將來の政策が詮せられ、意見の一一致を見た。

この會議では、ソ連について、次のようないきに決定された。

* 對ソ關係ハ之ト日滿蒙間國境不可侵協定（有効期五年乃至十年）ヲ締結シ且懸案ノ急速解決ヲ圖ルト共ニ右不可侵協定有効期間内ニ對ソ不敗ノ軍備ヲ充實スレ（法廷證第三六八七

E-108

註一、附屬書第九號

最後には三國同盟になつたドイツの日本に対する新らしい接近は、同じくソビエットの平和という理念に基づいていた。ドイツの目的は明瞭であつた。合衆国をヨーロッパの戦争に参加させないことがドイツの明白な利益であつた。日本の目的は、北方における養成の解消ばかりでなく、日本とアメリカとの衝突の防止でもあつた。この二つの目的が眞摯によつて達せられることができた。リツベントロップがこの同盟について「この身は両刃をもつてゐる。ロシアとアメリカに對して」（法廷證第七八四號記録第七九二三頁）といつたのは、それを言いあらわしたものである。チアノ日記に誌されたところで、リツベントロップの言明の文脈から明瞭に知られることは、リツベントロップが同盟をもつてソビエット連邦と合衆国を戦争に参加することを防ぐ手段を認めたことである。日本の立場からも、同盟そのものは主として合衆國に向けられていた。

松岡が御前會議で説明したように、「ドイツは米國の參戰を、日本は日米衝突を回避することを共通目的としたし（法廷證第五五〇號）」のであつた。ドイツとソビエット連邦との間における現存の平和的關係のために、この同書はまた日ソ關係の改善に至る飛石と見られた。

日本の意圖を諒解するには、一九四〇年九月十九日の連絡會議で確認された一九四〇年九月四日の五相會議の決定（スターマーの東京到着についての決定）が

E-107

127

123

肝要である。（法廷證第五四一號記録第六三一一頁（一）。一九四〇年七月二十七日の追締會談で、ソビエット連邦との友好關係をもたらすために、非常に活潑な行動を起すことがすでに決定されていた。

（法廷證第一三一〇號記録第一一七九四頁）（二）

註一、附卷書第十二號

註二、附卷書第十一號

他の者も同様の政策を唱えた。白鳥は、一九四〇年六月二十四日に讀賣新聞との會見において、ソビエット連邦との協約を発言していた。（法廷證第五二三號記録六一七七頁）。大島もまたその頃にソビエット連邦との接近に賛成していてこの思想は陸海軍部内に強い支持を受けた。

重光は一九四〇年八月五日の電報で松岡に次のとおりに報告していた。

「英スルニ大東亞ニ於ケル政治的經濟的ニ實力アル地位ヲ建設スルガ我政策ノ限目ナルモ・・・對ソ連係ヲ機和シ對英米關係ニ就イテモ周到ト考慮ト用意トヲ以テ進ムコト素ヨリ必取ト思考セラル」（法廷證第一〇二三號記録第九七一一頁）。

一九四〇年九月十九日に、追締會談は次のように決定した。

④日本及獨伊兩國ハ「ソ」連トノ平和ヲ維持シ¹²²且「ソ」連ノ政黨ヲ兩者共通ノ立場ニ副ハシムルコトニ協力スル（法廷證第五四一號記録第六三一一頁）（一）。

註一、附屬書第十二號

兩緒盟団が協力してヨーロッパとアジアとに新秩序を建設することが基本的原則と認められた。日本の生活圈については、次のとおり述べていた。

「イ、獨伊トノ交渉ニ於テ皇國ノ大東亞新秩序建設ノ爲ノ生存圈トシテ考慮スペキ節圓ヘ日滿支ヲ根幹トシ、舊獨領委任統治諸島、佛領印度及辰太平洋島嶼、泰國、英領馬來、英領「ボルネオ」、總領東印度、「ビルマ」、瀬洲、新西蘭、並ニ印度等トス但シ交渉上我方ガ提示スル南洋地域ハ「ビルマ」以東爾印、「ニューカレドニア」以北トス尙印度ハ之ヲ「應「ソ」連ノ生存圈内ニ當クヲ認ムルコトアルベシ」（記録第六三一四頁）。

注意すべきことは、非公式の方策と計畫では、大東亞共榮圈に屬するものと見られていたソビエット連邦沿海州がこの關係では挙げられていないことである。日本の計畫を妨害しない方向に、ソビエット連邦が進出するよう誘導しようとすることが決定された。

「「ソ」連ヲ東西南方面ヨリ牽制シ、且ツ之ヲ日獨伊共通ノ立場ニ酬フ如ク利寧シテ其ノ勢力圏ノ進出方面ヲ日獨伊三国ノ利害門檻ニ直接影響少キ方面、例へハ波斯滿ヘ場合ニ依リテハ印度方面ニ對スル「ソ」連ノ進出ヲ認ムルコトア₁₂₃ルヘシ」ニ向フ方面ニ向ハシムル如ク努ムシヘ記録第六三一七頁）。

さらに、日本の態度は、一九四〇年九月二十八日

裏面白紙

に作られた、う一つの重要な文書、『帝國外交方針』からも解釈することができる。（法廷證第六二八號記錄信六九七六頁記錄第一一七一九頁）。この時にも、草案の作成者はソビエット連邦に対しては平和的な手段だけを考えていた。本官は次の文を引用する。

「われわれは・・・さらに日ソ外交門外の急速な改善調整を願らねばならないし（記錄第一一七一九頁）」

この文書は、進んで、ソビエット連邦と一種の提携が存し、それが日本の外交政策の重要な要因と考えられているという觀念にその考慮の基礎を極めているほどである。「日、獨、伊、ソの提携を利用してし、日本の東亞指揮権を合衆國に承認させることを日本は目ざした。（法廷證第六二八號第三頁、朗讀されず）。

中國については、この計画は次のように述べていた。

「獨ソの脅力を利用して日支間の一般原則の實現に努むべし」（法廷證第六二八號第一頁一九四〇年十月二十五日作成された計画には、次のように述べてあつた。（法廷證第六二八號第十一頁朗讀されず）。

「蔣介石陣營内ニ於ケル和平論者ノ努力精頭ニ對シ最大ノ障害トナリ居ルモノハ中國共產黨ノ存在ナリ。右中並ヨリノ妨害排除ニ四シテハ先ニ研究所ニ基キ速ニ日蘇國交ノ調整ニ乗出スコト肝要ナリ、之力爲、速ニ獨逸ヲ避

スル工作ヲ開始スルコト。

スター・マーが東京に着いたとき、一九四〇年九月九日に松岡に次のように告げた。

『獨逸ノ日本ニ求ムル所ハ日本カ有スル方法ニ依リテ米國ヲ牽制シ其ノ暴戦ヲ防止スルノ役割ヲ演スルコトニ在リ獨逸ハ現在ノ處米國ハ暴戦セスト思惟スルモ而モ其コレナキヲ期セントスルモノナリ』

『先ツ日獨伊三國間ノ約定ヲ成立セシメ然ル後直チニ蘇聯ニ接近スルニ外カス。日蘇親善ニ付猶ハ「正直ナル仲買人」タルノ用意アリ而シテ更に接近ノ途上ニ於ユヘカラサル陥落アリトハ覺ヘス從テ差シタル困難ナク解決シ得ヘキカト思料ス。英國側ノ宣傳ニ反シ蘇聯係ハ良好ニシテ蘇聯ハ獨トノ約束ヲ満足ニ履行シツツアリ。(法廷證第五四九號)』。

ソビエット連邦に對して、同盟が攻撃的よりもむしろ防衛的な性質であつたことは、條約の第五條と松岡が樞密院で行なつた説明中に明瞭に示されてゐる。一人の顧問官は、ソ連が攻撃してきた場合、獨ソ不可侵條約にかんがみて、ドイツが日本の援助に來るかどうかについて、疑いを表明した。

ソビエット連邦との戰争が起つた場合には、加盟國は互いに援助すると松岡は説明した。しかし、かれは條約はおもに合衆國を對象としている點を強調¹²⁵して、次のように述べた。

『本案條約ハ特ニ第五條ヲ設ケ「ソ」即ニ四條ナキコトヲ明ニシタリ。・・・。(法廷證第

五五二號 記錄第六三五七頁)。

なお松岡は次のように提言した。

「今後日「ソ」間ノ關係ヲ改善スルハ可ナリ」と
松岡はソビエット連邦と合衆國との協力の可能性を
論じて、この口角では、まだなにも行われていない
ことを確信すると言い、次のように言葉を續けた。

「遂ンデ日「ソ」關係ニ努力セントスし(記録
第六三五八頁)。

東條も翌日の枢密院會議で次の意見を述べた。

「日蘇ノ口交諭敷ハ甚メテ重要ナル問題ナリ」
(記録第九七五六頁)。

権威民が同盟條約を報告した最後の報告には、次
のようす述べてあつた。

「又帝國ト「ソビエット」聯邦トノ關係ニ付テ
ハ特ニ其ノ圓滑ヲ期スルノ要アリ而シテ此ノ點
ニ門シテモ政府ハ獨逸國ヲ介シ其ノ目的達成ニ
努ムヘキ旨ヲ言明シタリ」(法廷證第五五三號
記録第六三八五頁)。

この歴史から見れば、同盟條約第五條が曖昧であつ
たと結論することは誤りと見える。日本には、ソビ
エット連邦との一切の距離を避けようとする説官な
念頭があつて、少しづつに、この念頭が日ソ中立條約
に具体化したもののである。

E-112

第三段階

前に述べたように、日本の外交政策の根本的變化は、スター・マーが枢輔諸國との同盟を交渉するため、東京にいた當時、すなわち一九四〇年九月十三日の會談で起つた。

日本、ドイツ、イタリアの間の提携の強化は、一九四〇年七月十六日、に陸軍、海軍及び外務省の當局者によつて討議されていた（法廷證第五二八號）。この討議中にドイツはオランダとフランスに對して勝利を得てから、佛印と蘭印を政治的に接収するのではなかといふ不安が述べられた。對策が考えられ、そして福東は日本に任すといふドイツの約束を求め、その代償としてドイツに對する援助を申出るという計畫となつてらわれた。ドイツに對する援助のその他の手段として、インド及びビルマにおける獨立運動の煽動と、香港、上海及び天津における獨立運動の煽動と、ソビエット・ロシアについての問題について強硬な態度をとることが考えられた。これらは武力發動に至らぬ程度に行ふべきであつた（六頁）ソビエット・ロシアについては、「差當り平和維持をなすこと、そしてたえずソビエットを日本とドイツの共通の立場に耐ふ如く指導すること」場合によつてはソビエット・ロシアの鋒先をビルマ及びインドに向けることも考へ得ることが進言された。（七頁）

新秩序は日本、ドイツ、イタリアの間に一九四〇年九月二十七日に締結された三國同盟で認められた。この條約の第二條は「獨逸國及伊太利國ハ日本ノノ大東亞ニ於ケル新秩序建設ニ關シ指導的地位ヲ認メ

E-113

129

且之ヲ尊重ス。となつてゐる。(法廷證第四十三號)

三國同盟が締結された時には、日本政府内の侵略派の勢力が強くなつていた。本裁判で提出された最も重要な決定の一つである、一九四〇年九月十九日の連絡會議の決定の中で、間近に迫つてゐるドイツとの交渉を考えて新たに國策が立てられた——この決定で基本國策は次のように定められた。『三國間にヨーロッパ及アジアに於ける新秩序建設に付あらゆる方法を以て相互に協力を與ふるため原則的協定を遂ぐ。』(法廷證第五四一頁) (註)この「あらゆる方法を以て」というのは、必要な場合皇國として兵力の行使をも決意せざるべからず」という意味であつた。しかし戦争に訴えるということは、どのようない場合にも、或る條件に基いて日本によつて自主的に決定されることになつており、その條件の一つは、「對ソビエット國交調整の状況」ということになつてゐた。日本は主として經濟の方面でドイツに援助を與えることになつており、

『東亞に於ける英國權益の排除、對英示威及宣傳、英國の屬領及殖民地の獨立運動支援等獨伊の對英戦争に關し、一層努力を爲す」というのであつた。

註、本章附錄一二

さらに、この決定では戦争とまでは行かない手段によつて、經濟的浸透によつて、そしてアジア諸國の獨立を促進することによつて、新秩序を確立するのが日本の本質的な意圖であつた。蘭印については、

「南印度は獨立的態勢にあらしむるを目途とするも差當り我方の政治上、經濟上の優先的地位を認めしむるものとす」

と決定された。イギリスの領土に對しては、同じ通旨の行動が計画された。日本はある特別な條件のある場合に限つて、内外の情勢のいかんによつては、武力に訴へる用意があるといふのであり、その情勢とはさらに明確にいえば、

「内外諸般の情勢とは支那事變處理の情況の外歐洲情勢等に對ソビエット國交調整狀況米國の我に對する動向及我戰爭準備等の諸條件を指すものとす」というのであつた。

中立條約

この「調整の状況」は、一九四一年四月十三日に締結された中立條約となつてあらわれた。多數決による判決は、この條約を締結するに當つて日本には誠意がなかつたといふ見解を示しており、そして日本は「ソビエット連邦」に對するドイツの攻撃が切迫していたことを豫期する「あらゆる理由」を持つていたと述べた。日本はソビエット連邦に對する攻撃の計畫を容易にするために中立條約に調印した。また他の部分では、この條約は、「ソビエット連邦に對して日本自身が攻撃を行うまでの間、ドイツに與え得る援助に對する懲戒として役に立つために企圖されたようである」といわれている。

E-115
この條約の締結に先だつて行はれた國務の決定と討議によると、この解釋は支持されないようである。日本はドイツによる攻撃を豫期する「あらゆる理由」

を持つていなかつたことは確かである。

一九四一年二月二十三日に、リツベントロップは大島に次のように言つた。すなわち、

「ロシアとの關係も良好である。而して我國の軍備力に鑑みて我國に對して何等かの行動に出ることに就ては用心するであらう。スタークンは冷靜にして賢明な政治家である。ドイツは東歐の事態は成天の安堵を以て眺めて居るのである。我々は是まないが、若しドイツとソビエットが戦ふことがあれば、ドイツの大勝となりソビエット政權の終焉を意味するであらう。」
(法廷證第五七一號記録六四六一頁)

この討議はかえつて日本にロシアとドイツの衝突を説明する何の理由も與へなかつたのである。この「ドイツの大勝」こそ、ソビエット連邦は戰争を始めるとの理由として擧げられてゐる。

一九四一年三月二十八日に、リツベントロップは

松岡に對して次のように言つた。すなわち、

「ロシアが間違つた方針をとる可能性がある。然しリツベントロップはスタークリンが誤つた方針をとるとは期待していなかつた。」(記録六五

一四頁)

その時ヒットラーはロシアによる攻撃の可能性について松岡と討議していたが、ロシアに對してドイツを讃嘆するものとしては、ただ條約ばかりではなく、いつそり重要なものの、すなわち軍隊があると言つて日本の外務大臣松岡を安心させた。

松岡とドイツ官邸との間のすべての會議は、當時

E-116

の文書に記載してあるところによると、ソビエット連邦が攻撃するかどうかという問題を細かく論じている。ドイツがソビエット連邦を攻撃することには、

ドイツの主張者は一言もふれなかつた。

本裁判所に提出された證據から推論すると、日本は南方へ進出することが出来るよう中立條約を締結したということになる。西洋諸國との戦争は、一九四〇年九月十九日に決定されたところによると、ソビエット連邦との關係が良好な場合に限つて始められるべきものとなつていた。

一九四一年六月二十二日にドイツのソビエット連邦攻撃が起つたことは、ドイツの宣傳と相まって、日本のある一派に再びロシアとの戰争を唱えさせるようになつた。大島や白鳥のように、盲目的にドイツの政策を奉じていた者が再び表面に出て日ソ戰を唱へた。しかし政府は、東亞新秩序建設を決定していたので、その南方進出政策を固執した。殊に對日進出禁止によつて原料を南方諸島から入手することが必要となつたので、なおさら斯乎としてそれを固執した。

ドイツのソビエット連邦攻撃に關連して開かれた、一九四一年七月二日の御前會議で、日本は「南方進出に拘りをかけること及び「暫くの間も干渉しないことが決定された。(法廷證第五八八號、記録六五六六頁)」(註)

(註) 本章附錄一六

一九四一年九月六日の御前會議で可決された決議は、日本の要求が外交交渉によつて達成されなかつ

た場合には、合衆国連合王国及びオランダとの戦争を十月に始めることに決定した。連絡会議は、この決定を見るに至つた特別な考ほの一つとして、ソ連の情勢もを擧げてゐる。(法廷證第五八八號、記録六五六六頁) (註)

註、本章附錄一七

E-117
一九四一年十一月五日の御前会議の時には、一交渉が成功しない限り——合衆国連合王国及オランダとの戦争は十一月の末までに起ることが分つていたのであるが、この会議は、ロシアとの戦争を拒絶すればドイツは合衆国との戦争に参加しないかも知れないが、それでもロシアに對しては戦争をしないということを決定した。(法廷證第八七八號、及び法廷證第一一六九號)。

この決定は日本の政界に從つたものである。南方進出は背後の事態が保障されたという事實によつて可能となつた。従つて、命令作第一號には、日本がソビエット連邦を攻撃しない以上は同國は中立を維持するものと考へられると述べてある。(法廷證第八〇九號)

外務大臣松岡は、ドイツとロシアとの戦争が起ると直ちに、日本がこの戦争に加わることを提唱した者の人であつた。

しかしがれの見解は政府にいれられなかつた。そして第二次近衛内閣は松岡を貢送させるといはつきりした目的のために説教した。該奏摺が正しく述べているように、第二次近衛内閣は、松岡を除くという目的だけのために説教した、その松岡は共同謀

開拓の大シ政が希望していない方向に前進することを欲したのである。

太平洋戦争への進展

E-119
一九四〇年九月二十八日附で、帝國外交方針（法廷證第六二八號）を定めた計畫は、大東亜共榮圏の確立に向して次のやうに述べている。

（ア）日清文三國を中心とし、佛印、蘭印、海峽殖民地、英領マレー、泰、比律賓、英領ボルネオ、ビルマ等を含む地域の政治、經濟、文化の結合地帯を構成す。

（イ）佛印、蘭印、先ず廣汎なる經濟協定（資源分配、共榮圏内部及外部に亘する貿易の調整、為替及通貨協定等を含む）の締結に付努力すると共に、獨立の承認、相互援助條約締結等、政治的提携を策す。

（ロ）泰。政治、經濟、軍事に亘り、相互援助提携強化を計る。

一九四〇年十月四日附の對南方景試案（法廷證第六二八號）は、他のことと共に次のことを含んでいた、すなわち佛領印度に關しては、

（ア）獨立運動擡起を工作し、佛領西の主權を撫棄せしむ。（イ）帝國との間に軍事經濟同盟を名目とする保護條約を設定し、實權を掌握す、且し何れの地域に於ても實事的要點は帝國に於て把握する管道を設す。

イギリス領ビルマに關しては、

「獨立運動蜂起を工作すべし。」全地域を獨立国とし帝國との間に經濟的及軍事的同盟を締結す。

オランダ領東印度に關しては、

「大東亜平和の爲、蘭印は即時獨立を宣言すべし。」オランダ領東インドが獨立した後は、「軍事同盟を名目とする保護條約を締結し、權力を有すべき本邦入軍事經濟兩頭間を置かしむ。軍事上の重要地點は之を租借す。」

もしこれらの要求が聽かれなかつたならば、「實力行使す。」

E-120
イギリス領マレイ及び海峡殖民地に關しては、これららの地域は實力をもつて接收すべきものとなつていた。イギリス領ボルネオ及び其の他の地域に關しては、

「蘭印及シンガポールに實權を握りたる後、英領諸地域に付、適當實權を掌握するの措置を採る。」

この試案の大部は實際に行われたのであるが、その中で連合王国とオランダに對してはつきりと戰争が計画されていた。

公式に承認された政策が徐々にこの方向に動いて行つた。一九四〇年七月十九日の決定は、もし合衆國が日本の新秩序建設を妨げる目的で敵對行為を始めたならば戰争が起るものと予測していた。一九四〇年九月十九日の決定は、新秩序を確立する手段としての戰争の可能性を考慮していたし、この可能性に對應する用意があることを言明していた。

一九四一年四月十六日の大本營の決定（法廷證人
一三〇五號、記録一一七五一頁）はさらに詳細にわ

E-121

たつてゐる。その決定は經濟的及び政治的進出とい
う既定の政策をとることを定め、そしてその政策は
原則として外交によつて達成されることになつてい
た。それはさらに次のことを決定した。すなわち、

前項の施策遂行に方り左記¹³⁵如き事態生
し之が打開の方策無きに於てのみ自存自衛の爲
武力を行使す、

一、米英荷の禁輸に依り帝國の自存を脅威
せられたる場合。

二、米英荷文等の對日包團懲勢加重せられ
防上忍び得ざるに至りたる場合』

この決定は、合衆國が採用した博出禁止政策、A
B C D 諸國間の協力及荷印との交渉が失敗に終るに
きまつていた（註）といふことに照して考えなければ
ならない。

註、一九四一年一月二十七日の芳澤松岡宛
の電報（法廷證第一三一八號）と一九四一
年二月六日の芳澤の電報を比較すること。
後の電報の中で芳澤は松岡に『結局、武力
によるにあらざれば荷印を東亞共樂國の一
員たらしむこと不可能なるやに思考せら
る」と報告した。（法廷證第一、三一九號）
この失敗が確實になると直ちに大本營の決定が一
九四一年六月二十五日に行はれたが、それは『荷印
派遣代表の歸朝に關連しても東亞の安定と防衛のた
めに荷印との間に軍事的な結合關係を設定する決定
であつた。』その結合關係は日本に對し航空基地及
び港湾施設を供與することになつてゐた。し必要な軍

隊を南部備軍に駐屯させることになつていした。もし佛印當局がこれらの要求に感じなかつたら、武力によつて目的を貢献するといふのであつた。（法廷證第一、三〇六號）

佛印に入り込む目的は、南方進出であつた。一九四一年六月二十一日にすでに松岡はオットに、中國領印度に行動し得る爲には、佛印に航空並に海軍の據點の創設が必要であると語つた。（法廷證第六三五號）

實際の所一九四一年七月二日の連絡會議（法廷證第五八八號、記録第一一、七五七頁）は次のことを決定した。すなわち

「帝國は自存自衛の基礎を確立する爲、南方進出の歩を進める事。日本は、右目的達成の爲、如何なる障礙をも之を排除すること。
一九四一年七月二日の御前會議（法廷證第五八八號、記録六、五六六頁）（註）は次のように決定した。すなわち、

「・・・・佛印及泰に對する諸方策を完遂し、以て南方進出の態勢を強化す。」
帝國は本號目的達成の爲對英米の戰を辞せず。（記録六五六八號）

註、本章附錄一六

一九四一年七月二十九日に、日本とフランスとの間に正式の講定書が調印された。（法廷證第六五一號、記録七、〇七九頁）それによつて日本は南部佛印に軍隊を派遣する権利を得た。フランス政府としては、同政府が日本政府に通告した通り、「日本政

府の要請を容るるの已むなき次第しであつた。（記録七、〇六二頁）一九四一年七月二十八日の枢密院會議（法廷證第六四九號、記録七、〇六九號）で、外務大臣は質問に答へて、「若し締約側に於て之を承諾せざるときは、好ましからざる事態に至るやも計り難き旨……の暗示をフランス曰政府に與へたることを確認した。

一九四一年七月二十日に、日本は最後通牒に相當するものを提出して、一九四一年七月二十二日六時以前（記録七、〇六一頁）フランスが回答することを要求した。フランスはこの日本の要求に屈服した。そこで、一九四一年七月二十六日に、合衆国は合衆國の船舶船内にあるすべての日本の資産を凍結した。イギリスとオランダもこれにならつた。（記録一〇、七六二頁）ローズベルト大統領は節弾進駐が行はれた場合にはこの措置をとるであろうという警告をはじめ與えていた。

そこで一九四一年九月六日の御前會議の決定（法廷證第五八八號）（一）が行われたのであるが、その決定は、日本の要求が、米英に對し外交の手段を盡しても實現されない場合には合衆國、連合王国及びオランダに對して十月に戰争を行うというのであつた。（註）この決定は、一九四一年十一月五日の御前會議（法廷證第八七八號）で修正された、その會議でのこの選命を決する日附が十一月末に延期された。一九四一年十二月一日の御前會議（法廷證第五八八號）で、合衆國、イギリス及オランダに對して宣傳するという決定が行われた。

註、本章附錄一七

E-124
 一九三六年の政策と一九四〇年の政策との相違
 右に述べた日本の内政外交の歴史の概説は、もし
 新秩序建設のために戦争が必要となつたならば、西
 洋諸国に對して武力を用いふことを日本政府が原則
 として決定した轉換期は、一九四〇年九月十九日に
 行われた決定で具体的にあらわれたことを示すのに
 役立つものである。西洋諸国を排除することによつ
 て東亞の支配（新秩序）達成することを目的とした
 一九三六年八月十一日の重大な決定は、戦争とま
 行かない手段でその目標を達成することを謀期し
 ていた。圓印に關するその決定が一つの例として引
 用できることであろう。すなわち、

『印度に對する我方の發展進出に付ては
 圓印紙をして我方に對する危惧の念を去らしめ、
 親日に轉向せしむること極めて必要なるに付、
 之が爲過切なる方策を講じ、要すれば和圓との
 間に不後堵諒約の締結を譲せず。』

一九三六年のこの外交政策は日本とオランダの間
 の『司法的解決、仲裁裁判及調停條約』の線にそつ
 たものである。この條約は原田がオランダ駐在公使
 であつた時に、かれが提議し締結したのであるが、
 日本はこれを原田が外務大臣にゐるまで批准しなかつたのである。一國が戰争とまでは行かない手段で
 支配しようと思つてゐる諸國と不後堵諒約を締結す
 ることや、戦争以外の手段で征服を行おうと思つてい
 る場合に戰争を不法であるとすることけ甚だ巧妙を、

E-125
また悪意のある政策である。日本は、一九四〇年一月十二日にこの司法的解決條約の廢棄の通告を出した。その結果として、この條約は一九四〇年九月二十七日に満了した。實際その當時は、政府は他の行き方、すなわち軍事的を行き方をとるつもりであつたよう見えた。彦田と『國策の基準』の當時には、日本は日本の求めていた人道的、經濟的、政治的情係を——たとい周囲の諸大国にどのように大きを損失を蒙らせる方法であろうとも——その時の國際法では犯弁とならない方法で解釋することが出来るといふ確信をもつて行動していた。

被告を共同謀議で訴追しているところの起訴状の中では、訴因第一には次のように述べてある。すなわち、

『斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ日本ガ東「アジア」並ニ太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地盤内及ビ之ニ隣接セル凡テノ國家及ビ島嶼ニ於ケル軍事的、政治的及び經濟的支配ヲ獲得スルニ在リ而シテ其ノ目的ノ爲メ獨力ヲ以テ、又ハ同種ノ目的ヲ有スル他ノ諸國ト共同シテ、若クハ右計畫乃至共同謀議ニ誘致又ハ強制的に加入セシメタル他ノ諸國ト共同シテ、其ノ目的ニ反對スル國又ハ國々ニ對シ宣戰ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及び軍約ニ違反スル戰爭ヲ行フニ在リ。』

だがが『平和に對する罪』を犯したかということを決定するに當つては、東アジアを軍事的、政治的及び經濟的に支配する目的を不法な戰争によつて達成

しようとしない限り、この目的は右の犯罪の範囲に入らないことを知る必要がある。侵略戦争を不法とするだけ、戦争と同じように有効をその他の侵略の手段を棄する妥定がない限り無益であるように見えるかも知れない。しかし、それが現在の国際法の状態である。

このようの場合に、法の現状において、問題となるのが目的というよりは寧ろ方法であるという通説的な事實を、概要だけときどき見失つていたようである。

F-126
中立協約の日本とソビエット連邦との關係
日本とソビエット連邦との關係の特別を方面が考
慮されなければならない。簡単な概要で示したよ
うに、ソビエット連邦に対する日本の政策は、恐怖の考
慮に支配された政策であつた。ソビエット連邦に
關する平和的政策を決定したときには、日本は確か
に正しい國際的行爲を考慮して動いたのではなく
て、その決定の基礎は勢力の打算にあつた。この打
算においてはソビエット樺東軍は非常に重要な要素
であつた。ソビエットの兵力は何故日本がソビエッ
ト連邦と戦争を開始しなかつたかという主な理由で
あつた。

ドイツとロシアの戦争が始まると、この兵力の衰へ
る可能性が與へられた。一九四一年七月二日の御前
會議で、ソビエット連邦と戦争に入らざいことが決
定された時に、次の「方針」がまた採擧された、す
れども、「情勢の推移に應じ北方問題を解決す。

E-127

この方針はさらに詳しく述べられてゐた、すなわち、
 『獨ソ戰に對しては三國権輒の精神を基調とするも
 僅く之に介入することなく密かに對ソ武力的準備を
 整へ自主的に對處す、此の間固より周密なる用意を
 以て外交交渉を行う、獨ソ戰争の擴移帝國の爲有利
 に進展せば武力を行使して北方問題を解決し北邊の
 安定を確保す。』（法廷證第五六八號）（註）フラン
 シスがドイツによつて駆逐されたとき、佛印に關し
 て右と同じ政黨が採られたことが述べる、その態度は
 天皇によつて非難された（記録第三六七一五頁）、
 天皇は木戸に對して次のように言つた、すなわち、
 『自分として主張として相手方の弱りたるに乘じ
 要求を爲すが如き所謂火薙場泥縄式のことは好ま
 い。』（木戸日記、一九四一年二月三日、記録第三
 ○、九一九頁）

註、本章附錄一六

しかしながら、これに關連して、一九四一年十一
 月五日の御前會議で明かに別の方針が又決定された
 ことは重長をことである。『對米英兩蔣戰爭終末促
 進要領』として次のことが示された、すなわち、
 『日獨間の話合に依り獨ソの諭和を斡旋し日
 獨間の大陸連絡を復活し他方日ソ關係を調整し
 つつへ出來すれば不可侵條約を締結す』（ソ連の
 印度波斯方面進出を助長する様措置す。）（法
 廷證集一一六九號、五頁）

141

一九四一年十一月十一日の連絡會議決定案の中に
 次のように述べてある、

『帝國は南方に對する作戰國極力對ソ戰争の

志起を防止するに専念。獨ソ兩國の意図に依りてけ兩國を講和せしめソを機転側に引き入るることあるを考慮す。（法廷証第919號、記録九二六一頁）（註）

註、本章附錄一八

その後になつて、ドイツが期待されたほどの成功もせず、また南方問題でさえ武力によつて容易に解決し得ないということを日本が自覺したときには、日本が獨ソ威に参加するかどうかという問題はもはや飛のないものとなつたことけ今や明瞭である。

一日本は立派な理由のために

費つたと云う辯護側の主張

以上述べたところに鑑み、日本か新秩序のための宣傳に於て、公然と守つた理屈け舉して敵意のみつかるものであるか否かを調べることに、本件にとつて遙切かつことである。日本はアジアの諸民族の解放のため、また世界平和に貢獻する地域的經濟長の建設のためにはつたと移告並に主張している。日本がその建設に日本の使命であると主張した新秩序は、公式の聲明で述べられた所によると、西洋の帝國主義の清算、植民地制度の廢止及び全民族がおののおのその座を有られる世界の建設にあつた。（法廷証第1297號）

この新秩序は、主として二つの方面で現われた、すなわち、西洋諸國との關係を絶つことに根底を置く獨立と、日本と密接な關係を保つることを意味する共榮國とでさつた。

E-129.

新秩序を建設しようとする。日本の展望が、第二次世界大戦の原因であつたことは疑ない。それ故ドイツが日本に参画してから後、東條が聲明した通りでゐる、すなわち、いまや世界は徒らに現状を維持せんとする国家と、只管正しき新秩序を建設せんとする国家との兩阵营に分かれていふ……。
 (法廷証八二六號A、記録集八〇六一頁)

この「新秩序」は合衆国との交渉が乘上げた時もであつた。一九四一年の末期においては、日本が中國から撤兵することに、日本の国内情勢に鑑み不可能な情況であつたし、又この撤兵をしては合衆国と協定を締結することは同じく不可能であつた、その板挟みが戦争となつたのであると主張した辯護側による最終指證もあつた。裁判所に提出された証據で別な結果を下さざるを免ない。支那派遣軍司令官畠江、實際に軍隊を中國より撤收するこ¹⁴⁵とが可能であると考へたようである。合衆国とは争を避けろためだけ、日本軍隊は中國から撤退すべきであるといふ自分「烟の」の意見を當局に傳達させるために、煙はその參謀長陸軍中尉後宮を東京に派遣した。海軍大臣として、一九四一年九月頃この傳言を受取つたと海軍大將^{五川}は、證言した。(記録集二九〇〇四頁)

その傳言、すなわち、アメリカと衝突を回避するためには、中國から全日本軍を撤退せねばならぬ」というのが、時の陸軍兵務局長田中隆吉に傳達され、かれは陸軍省に於てこの計畫を推進するため援助するよう依頼された。(田中の證言、記録集二九〇一三頁)

新秩序が眞の問題であり、紛争の主要點であつた。新秩序は西洋諸國の排除を意味した。新秩序は、もし正しく了解すると、世界の他の部分を支配し得るような膨大なそして強力な一帝国の出現を意味した。¹³⁰ 合衆国が、首肯出来る懸念を以て、この「新秩序」が協約の違反によつて發展して行くことを見ていたのも理解できる。

「アジア人のためのアジア」と云う標語に助けられたこの新秩序の観念が、誠意あるものであつたか又はドイツに於ける国家社會主義の例の如く、これは國內のイデオロギー的侵略の別の方法にすぎなかつたかといふ問題を評議することは本件にとつて適切なことである。

本件に対する證據は、事實この新秩序の觀念なるものは、未にその獨立といふ點と「アジア人のためのアジア」という點に於て、日本の國內的侵略方法以上のものでは殆んどないことを示している。

アジア諸國の獨立と日本

一九三七年に出版された「青年に贈る」（法廷證第一二九〇號A）の中で高木は、自分の言はんとすることを率直に表現して、日本の東、西、南、北に立する地域を要求した。當時の拓務大臣小磯は、佛印及びオランダ領東印度に於ける日本の植民地の希望に關し、ドイツ大使ときたんのない會談を行ひ、その時、ドイツがヨーロッパで勝利を占めた後は、これらの地域に於て日本は自由行動をとりたいと提案した。（一九四〇年六月二十四日オットよりの發

電、法廷證第五二三號、記錄第六、一七六頁)

一九四二年一月二十七日に、總力戰研究所で起草された「大東亞共榮圈建設原案」(法廷證第一、三三六號、記錄一二、〇一〇頁)の中にはつまり示されているように、日本が「自由」及び「獨立」の觀念に對し、獨自の解釋をつけていることは意味深い。

「同東亞諸民族の獨立は飽く迄「東亞新秩序中に存在する獨立國」として東亞建設の理念に立脚すべきものにして單なる自由主義民族自決主義的理念に基く獨立とは其概念を異にするを要す。」

鈴木寛太郎の言う所によれば、大東亞省は「王道に基かず霸道に基いたし」(註)で設立されたのであるが、その大東亞省は、獨立を許した諸國が引續き、實際に於て、日本によつて支配されることを保證するため組織された。

(註)かかれが一九四二年十月二日権密院會議で述べた所による(記錄一二、〇九三頁)

その上、日本はその外の場合にも、日本が思うやうにすることが出来る立場を獲得すると同時に、それ以前に宣傳し且つ要求していたその獨立を許すことを拒絶した。

開戰前、獨立運動を煽動することが日本の對外政策の一つであつた時、日本はオランダ領東インドに對する完全な獨立を支持し且つ要求した。

[「]蘭印は歐洲との連繫を絶つべきである。[」]
[「]インドネシア人に完全なる自治政府を認むること。[」]

一九四〇年九月バタビヤに到着した經濟使節團に
依つてオランダ當局に提出された日本の要求は以上
のようなものであつた。（法廷證第一、三一一號）
戰爭に對する決意がなされてから後は、この政策
は變更され、完全な獨立はもはや考へられなかつた。
一九四一年十一月五日の御前會議は、『蘭印の一部
を獨立せしめ所要地域を帝國の爲に確保すること
を決定した。』（法廷證第一、一六九號）一九四一年
十一月二十日の連絡會議はさらに一步進めた。問題
はもはやオランダからの獨立ではなく、日本への依
存であつた。次の決定がなされた。すなわち、

『原住土民に對しては皇室に對する信倚觀念
を助長せしむる如く指導し其の獨立運動は過早
に誘發せしむることを避くるものとする。』（法
廷證第八七七號、記録八、九八八頁）

日本人が長印を占領した時、かれらのとつた最初
の行動の一つは、すべての豪華、及びすべての結社
を禁止することであつた（一九四二年三月八日布告
第二號、記録一二、一八二頁）、それと同時に、暫
時存在していたすべての結社は一九四二年七月解散
させられた（記録第一二、一四三頁）。一九四三年
五月三日の御前會議で、東印度地域を帝國領土へ編
入すべきことを決定した。連合國側宣傳に乗せられ
ない様にこの歸屬決定を發表しないことも又決定さ
れた。（法廷證第一、三四四號、同じく記録第一七、
九三三頁参照）

日本の政策は再び反對の方に向に向けられた、しあれは政局が増々悪化してから後漸く行はれたのである。原住民の十分な協力を確保するため何等かの意志表示を爲すことが必要となつた時、總理大臣小磯は、一九四四年九月七日議會で、將來の獨立を約束した。(法廷證第二七七號、法廷證第一、三四九號)。一九四四年九月八日に、ジャワの住民は、或る特定の日には、日本の國旗と併行してインドネシア旗を掲げること並に日本として、インドネシア・ラヤ 歌を歌うことを許可された。(法廷證第一、三五一號四八頁)

更にその上になつて、追加的侵歩を與へなければならなかつた。一九四五年七月十七日の「外務大臣説明資料」を擧げた日本の公文書中に次の様に述べてゐる、

「殊に敵の反攻が既に東印度の一角に及びつづらる今日現地住民の對日協力を愈々強調化する必要より言ひも、此の際客年の聲明を更に具体化し、獨立の時期を明定し之を中外に發表するの要あり。」

一九四五五年七月十七日に、該説明資料合冊は可及的速かに東印度に發し獨立を容認することを決定した(法廷證第一、三五〇號)。この獨立は、一九四五年八月中旬眞實際に與へられた。この宣言は日本本の譯次後十七日の朝放送された。(法廷證第一、三五一號)

日本の艦隊が率狀した後、軍隊の使用が不可能となつてから後、日本は、東アジア地域内に於て獨立

國家を支援することにより、権力と勢力を得るという、昔の政策に歸つて行つた。日本は武力の行使が失敗でみつたことが證明されたその瞬間に、獨立の陰謀団を樹立するといふこの政策に歸つた。

日本と共榮

E-134
新秩序のもう一つの經濟的方面、すなわち共榮圏、
は獨立の標語と同様に誠意のないものであつた。東
アジアに榮榮をもたらすのは自己の使命であると日
本は公然と主張した、しかし日本は第一に日本帝國
の利益のために盡すことを意圖した。共榮圏内の他の
の参加國の利益は、第二次的主要性のものであつた。

一九四〇年十月二十五日の「對印經濟發展の爲
の施策」（法廷證第一、三一七號）（註）という秘
密閣談決定と、バタビヤに於て日本使節團の爲した
公式申入れとを比較することは意義がある。後者（
公表された要求）においては、東アジアの民族の繁
榮が考慮されてゐる。しかるに前者（秘密閣談決定）
においては、根本的に皇國の神長が企てられていた
全部日本の利益を獲得することを目的として長々と
詳しく述べられたいろいろの施策の終り頭に於て、
僅かに譲歩の一つとして、閣談で「皇國の利益伸長
と土民と調和する如く努むること」が決定された。
(法廷證第一、三一七號)

注、本章附錄一三

他の方に於けると同様にまた經濟方面に於ても
「アジア人のためのアジア」と云ふ標語は、實際には「日本のためのアジア」と云う意味であつた。

「大東亜共榮圏」は、實様には、第一に日本帝國の繁榮を目的とした。

E-135
戦争中に於けるやり方は全くこの決論を再確認している。

一九四三年十一月六日、大東亜會議で採択された共同宣言中に於て、大東亜各國は相互に自主、獨立及び傳統を尊重し互助教諭の實を擧げることが同意されている。（法廷證第一、三四六號）

占領期間中、日本は互助教諭の主義に立脚した誓約を實行しなかつたばかりでなく、見苦しくない交戦國の主義に立脚した、第四ヘーネル條約に規定してある行為の裁罰さえ守らなかつた。

崇高な理想が日本に靈感を與へ、日本を導き遂に戰争に導いたといふ被告の主張は却下されなければならぬ。遂行された政策を見ると、打勝つたのは公表された聖明の精神ではなく、祕密決定の精神であつたことが明である。これらの祕密決定は全く日本帝國の偉大ということだけを目的としていた。

裏面白紙

E-136
本章・・・事實に關する考察・・・附錄

一、北支處理要綱、一九三六年一月十三日
支那駐屯軍司令官ニ對スル指示

法廷證第二一五號、記錄二七二一頁

二、國策大綱、一九三六年六月三十日、陸軍省海軍省
法廷證第九七七號、記錄九五四二頁

三、國策ノ基準、一九三六年八月七日、(五相會議)、
法廷證第二一六號、記錄二七二〇頁。

四、帝國外交方針、一九三六年八月七日、(四相會議)、
法廷證第七〇四號、記錄七五二三頁。

五、第二次北支處理要綱、一九三六年八月十一日、
法廷證第二一七號、記錄二七二八頁
(訂正、記錄二八〇〇頁)。

六、國策ノ基準、一九三六年八月十一日、(五相會議)、
法廷證第九七九號、記錄九五四九頁。

七、第三次北支處理要綱、一九三七年二月二十日、
法廷證第二一八號、記錄二七四五頁。

八、北支指導方策、一九三七年四月十六日、(四相會議)、

法廷證第二一九號、記錄二七四八頁。

九、荻窓會議ニ於テ決定サレタ政策、一九四〇年七月十九日、
法廷證第三六八七一A號、記錄三七八六四頁、
(西園寺原田日記所載)

一〇、基本日策要綱、一九四〇年七月二十六日、(内閣)、
法廷證第五四一號、記錄六三〇七頁、

一一、世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱骨子、
一九四〇年七月二十七日、(連絡會議)、
法廷證第一三一〇號、記錄一一七九四頁、

一二、日獨伊樞軸強化ニ關スル件、

一九四〇年九月四日、(四相會議)、
一九四〇年九月十九日、(連絡會議)、
法廷證第五四一號、記錄六三一一頁。

一三、對蘭印經濟發展ノ爲ノ施策、
一九四〇年十月二十五日、(内閣)、
法廷證第一三一七號、記錄一一八三七頁。

一四、對南方施策、一九四一年四月、(大本營)、
法廷證第一三〇五號、記錄一一七五一頁。

一五、南方施策促進ニ關スル件

一九四一年六月二十五日、(連絡會議)、
法廷證第一三〇六號、記錄一一七五三頁。

E-137
一六、情勢ノ推移二件フ帝國國策要綱、
一九四一年七月二日、（御前會議）、
法廷證第五八八號、記錄六五六六頁。
一七、帝國國策遂行、一九四一年九月六日、（御前會議）、
法廷證第五八八號、記錄六五六六頁。

一八、連絡會議決定案、一九四一年十一月十一日、
法廷證第九一九號、記錄九二六一頁。
一九、帝國國策遂行要領ニ關聯スル對外措置、
十一月五日御前會議決定、
一九四一年十一月十三日（連絡會議）、
法廷證第八七八號、記錄八九九四頁。

E-138
一、北支處理要綱、一九三六年一月十三日、
支那駐屯軍司令官ニ對スル指示、

法廷證第二一五號、記録二七二一頁。

北支處理ノ主眼ハ北支民衆ヲ中心トスル自治ノ完成ヲ援助シ以テ其ノ安居樂業ヲ得セシメ且日滿兩國トノ關係ヲ調整シ相互ノ福祉ヲ増進セシムルニアリ之ガ爲新政治機構ヲ支持シ之ヲ指導誘技シテ其機能ノ強化擴充ヲ期ス

要 紹

(一) 自治ノ區域ハ北支五省ヲ目途トスルモ徒ニ地域ノ擴大ニ焦慮スルコトナク第二項以下ノ要領ニ則リ徐ニ先ツ冀察二省及平津二市ノ自治ノ完成ヲ期シ爾他三省ヲシテ自ラ進ンテ之ニ合流セシムル如クスルモノトス冀察政治委員會ニ對スル指導ハ當分宋哲元氏ヲ通シテ之ヲ行ヒ民衆ノ自治運動ニシテ公正妥當ナルモノハ之ヲ抱容セシメツ、逐次其ノ實質的自治ヲ具現セシメ北支五省ノ自治ノ基礎ヲ確立ス

冀東自治政府ニ對シテハ冀察政務委員會ノ自治機能未タ充分ナラサル間其ノ獨立性ヲ支持シ冀察ノ自治概ね信賴スルニ至ラハ成ルヘク速ニ之ニ合流セシメルモノトス

自治ノ程度ハ成ル可ク擴汎ナル自由ヲ獲得セシムルヲ可トスルモ差當リ南京政權ヲシテ反日滿的政策ヲ遂行スルノ餘地ナカラシムル狀態ヲ目途トシテ之ヲ促進シ其他ハ漸進的ニ之ヲ行ヒ急激ニ獨

(二)

立的権限ノ獲得ヲ庶幾スルカ如キハ之ヲ避クルモノトス

我方ニ依ル指導ハ財政經濟特ニ金融、軍事及一般民衆指導ニ重點ヲ指向シ且大局ヲ把握シ細部ハ努メテ之ヲ支那側ニ委シ自ラ實行ノ責ニ任せシム。今次指導ニ當リテハ滿洲國ト同様ノ獨立國家ヲ育成シ、或ハ滿洲國ノ延長ヲ顯現スルモノト認メラル、カノ如キ施策ハ實施セサルモノトス從テ日本人民問ハ(冀察)政務委員會内及第二十九軍内ニ限り少數限度ニ止メ之等顧問其他公共事業產業開發等ニ要スル人的財的融通ハ已ムヲ得ザルモノ、外ナルヘク日本内地ニ之ヲ求ム經濟進出ハ民間資本ノ自由進出ニ據ルヲ本旨トシ且共存共榮ノ主義ヲ如實ニ具現スル如ク指導スルモノトス

(四)

對內蒙工作ハ依然從來ノ趣旨ニ基キ繼續スヘキコト固ヨリナルモ冀察政務委員會ノ自治強化及山西遼兩省ニ對スル自治擴大ノ爲ノ工作ノ進展ヲ阻害スルノ虞アル施策ハ當分之ヲ差控エ蒙人勢力ノ南漸ハ適宜之ニ制限ヲ加フルモノトス之ガ爲對內蒙工作ハ其範圍ヲ概シテ長城線以北ニ限定シ且東部及遼四蒙旗ノ地域ニ波及セシメサルモノトス

北支處理ハ支那駐屯軍司令官ノ任スル所ニシテ直接冀察冀東兩當局ヲ對象トシテ實施スルヲ本則トシ且飽々迄內面的指導ヲ主旨トス又經濟進出ニ對シテハ軍ハ主動ノ地位ニ立ツコトナク側面的ニ之ヲ指導スルモノトス但當分ノ間冀察政務委員會指揮ノ爲一権關ヲ北平ニ置キ支那駐屯軍司令官ノ區處(自治機構ノ指導並ニ顧問ノ統制等)ヲ受ケ

E-140

シム

閩東埠及北支各機關ハ右工作ニ協力スルモノト
ス 其ノ他在支各武官ハ右工作ニ策應シ特ニ大使
館附武官及南京駐在武官ハ適時南京政權ニ對シ北
支自治ノ必要性ヲ理解セシムルト共ニ自治權限六
項目ノ承認ヲ強要シ、少クモ自治ヲ妨害スルカ如
キ策動ヲ禁遏セシムルモノトス

外務海軍各出先官憲ト密ニ連絡スルモノトス

内

二、國策大綱、一九三六年六月三十日、陸軍省海軍省、
法廷證第九七七號、記録九五四二頁、

一、國家經綸ノ基本ハ大義名分ニ即シテ内、國礎ヲ鞏固ニシ外、國運ノ發展ヲ遂ゲ帝國ガ名實共ニ東亞ノ安定勢力トナリテ東洋ノ平和ヲ確保シ世界人類ノ安寧福祉ニ貢獻シテ茲ニ譽國ノ理想ヲ顯現スルニアリ。帝国内外ノ情勢ニ鑑ミ嘗ニ帝國トシテ確立スペキ根本國策ハ國防ヲ安固ニシテ東亞大陸ニ於ケル帝國ノ地歩ヲ確保スルト共ニ南方海洋ニ進出發展スルニ在リ

其ノ基準大綱ハ左記ニ依ル

(一)列強ノ霸道政策ヲ是正シ眞個共存共榮主義ニヨリ互ニ慶福ヲ頌タントスルハ即チ皇道精神ノ具現ニシテ我對外發展政策上常ニ一貫セシムベキ指導精神ナリ

(二)國家ノ安泰ヲ期シ其ノ發展ヲ擁護シ以テ名實共ニ東亞ノ安定勢力タルベキ帝國ノ地位ヲ確保スルニ要スル國防軍備ヲ充實ス

(三)滿洲國ノ健全ナル發達及其ノ完成ト日滿國防ノ安固ヲ期シ北方蘇國ノ脅威ヲ除去スルト共ニ英米ニ備ヘ日滿支三國ノ緊密ナル提携ヲ具現シテ我國經濟的發展ヲ策スルヲ以テ大陸政策ノ基礎トス而シテ之ガ遂行ニ方リテハ列國トノ友好¹⁵⁰關係ニ留意ス

(四)南方海洋殊ニ外南洋方面ニ對シ我民族的經濟的發展ヲ策シ努メテ他國ニ對スル刺戟ヲ避ケツ

E-142

ツ漸進的平和的手段ニヨリ我勢力ノ進出ヲ計リ以テ滿洲國ノ完成ト相俟テ國力充實、國防強化ノ兩全ヲ期ス。

二、右根本國策ヲ樞軸トシテ外交其ノ他財經政策等内外各般ノ政策ヲ統一調整シ現下内外ノ情勢ニ照應スル庶政一新ヲ期ス。要綱左ノ如シ。

(一) 国防軍備ノ整備ハ

(1) 陸軍軍備ハ蘇聯ソ極東ニ使用シ得ル兵力ニ對抗スルヲ目途トシ特ニ其在極東兵力ニ對シ開戦初頭一擧ヲ加エ得ル如ク在滿鮮兵力ヲ充實ス

(2) 海軍軍備ハ米國海軍ニ對シ西太平洋ノ制海權ヲ確保スルニ足ル兵力ヲ整備充實ス

(三) 我外交方策ハ一一根本國策ノ圓滿ナル遂行ヲ本義トシテ之ヲ綜合刷新シ軍部ハ外交機關ノ活動ヲ有利且圓滿ニ進捗セシムル爲内面的援助ニ勉メ表面的工作ヲ避ク

(四) 政治行政機構ノ刷新改善及財政經濟政策ノ確立其ノ他各般ノ施設運營ヲシテ國防力ノ強化並ニ躍進的經濟發展ニ綜合セシムルヲ主眼トスルヲ要ス尙之ガ爲左記事項ニ關シテハ適當ノ措置ヲ講ズ

(1) 國內輿論ヲ指導統一シ非常時局打開ニ關スル國民ノ覺悟ヲ鞏固ナラシム。

(2) 國策ノ遂行、國防上必要ナル産業並ニ重要ナル貿易ノ振興ヲ期スル爲政治機構並ニ經濟組織ニ適切ナル改善ヲ加フ

(3) 國民生活ノ安定、國民体力ノ増強、國民思

(一) 想ノ健全化ニ就キ適切ナル措置ヲ講ズ
航空並ニ海運事業躍進ノ爲適當ナル方策ヲ
講ズ
(二) 國防及產業ニ要スル重要ナル資源並ニ原料
ニ對スル自給自足方策ノ確立ヲ促進ス。
△ 外交機關ノ刷新ト共ニ情報宣傳組織ヲ充備
シ外交機能並ニ對外文化發揚ヲ活潑ニス

三、國策ノ基準、一九三六年八月七日、（五相會議）、
法廷證第二一六號、記錄二七二〇頁。

一、國家經綸ノ基本ハ大義名分ニ即シテ内、國基礎
ヲ鞏固ニシ外、國運ノ發展ヲ遂ケ帝國力名實共ニ
東亞ノ安定勢力トナリテ東洋ノ平和ヲ確保シ世界
人類ノ安寧福祉ニ貢獻シテ茲ニ聲國ノ理想ヲ顯現
スルニアリ

帝國内外ノ情勢ニ鑑ミ當ニ帝國トシテ確立スヘ
キ根本國策ハ外交ト國防ト相俟チ東亞大陸ニ於ケ
ル帝國ノ地歩ヲ確保スルト共ニ南方海洋ニ進出發
展スルニ在リテ其ノ基準大綱ハ左記ニ據ル

(一)列強ノ霸道政策ヲ是正シ眞個共存共榮主義ニ
ヨリ瓦ニ慶福ヲ領タントスル即チ皇道精神ノ具
現ニシテ我對外發展政策上常ニ一貫セシムヘキ
指導精神ナリ

(二)國家ノ安泰ヲ期シ其ノ發展ヲ擁護シ以テ名實
共ニ東亞ノ安定勢力タルベキ帝國ノ地位ヲ確保
スルニ要スル國防軍備ヲ充實ス

(三)滿洲國ノ健全ナル發達及其ノ完成ト日滿國防
ノ安固ヲ期シ北方蘇聯ノ脅威ヲ除去スルト共ニ
英米ニ備ヘ日滿支三國ノ緊密ナル提携ヲ具現シ
テ我力經濟的發展ヲ策スルヲ以テ大陸政策ノ基
調トス而シテ之カ遂行ニ方リテハ列國トノ友好
關係ニ留意ス

四 帝國外交方針、一九三六年八月七日、（四
相會議）、

法廷證第七〇四號、記錄七五二三頁。

國策ニ遂由シ之カ達成ヲ期スル爲外交方針ヲ確立シ施策ヲ之ニ順應セシム可ク出先文武官憲ノ連絡ヲ緊密ニシ且國民ノ指導ヲ積極適切ニシ、在外ノ外交ノ完全ナル統制ヲ期ス。

而シテ我公正妥當ナル権益ノ擁護維持ニ對シテハ自屈退侵ヲ戒メ常ニ積極的態度ヲ持スルト共ニ列國ノ帝國ニ對スル猜疑心若シクハ危惧心ヲ解消セシムルニ力ム。

第一 一般方針

東亞ノ恒久的平和ヲ確立シ帝國ノ存立發展ヲ完ウスルガ爲、滿洲國ヲ育成シ同國トノ特殊不可分關係ヲ益々鞏固ナラシメ、世界的見地ニ於テ蘇支兩國トノ關係ヲ自主的ニ調整スルト共ニ、兩洋方面ニ和平的發展進出ヲ計リ、依テ以テ東亞ニ於ケル安定勢力タルノ實ヲ擧グルヲ帝國外交ノ中権方針ト爲ス。

而シテ近時蘇聯邦ハ其國防上及國際上ノ地位頓ニ強化スルニ伴ヒ、極東ニ過大ノ軍備ヲ配シテ東亞方面ニ對スル其ノ武力革命的迫力ヲ增大シ、各方面ニ對シ赤化進出ヲ企圖シ、益々帝國フシテ不利ノ地位ニ至ラシメツツアリ。右ハ帝國ノ國防ニ對スル直接ノ脅威ナルト共ニ、我東亞政策ノ遂行上重大障礙ヲ爲スヲ以テ、差當り外交政策ノ重點ヲ蘇聯ノ東亞ニ對スル侵略的企圖ノ挫折特ニ軍備的脅威ノ解消、赤

E-145

化進出ノ阻止ニ置キ、國防ノ充實ト相俟チ外交手段ニ依リ之ガ達成ヲ期スベシ。

依テ帝國ハ現下ノ國際情勢ニ綜合的考察ヲ加ヘ、主要列國トノ關係ヲ調整シ、國際的ニ我ニ有利ナル情勢ヲ誘致スル如ク帝國外交ノ機能ヲ全面的ニ活動セシムルヲ要ス。

第二 方策要綱

一、現下内外ノ情勢ニ鑑ミ蘇聯ニ對シテハ我ヨリ進ンデ事端ヲ滋カラシムルコトヲ嚴ニ戒メ、専ラ平和的手段ニ依リ、從來ノ懸案解決ニ努ムルト共ニ

(イ) 與凱湖ヨリ西江ニ至ル國境劃定及國境紛爭處理兩委員會ノ設置ヲ圖リ、更ニ其ノ他ノ滿、蘇國境及滿蒙國境ニ付テモ此ノ種機構ノ設置ヲ圖リ、

(ロ) 適當ノ時期ニ至ラバ非武裝地帶設置ヲ提議ス、蘇聯側ヨリ更ニ不侵略條約締結ノ希望ヲ表明シ來ル場合ニ於テハ彼我均衡ヲ保ル如キ極東兵備整理ヲモ含メタル日、蘇蒙重要諸懸案ヲ解決セバ寧ロ之ガ締結ヲ希望スル旨ヲ明示ス。

(ハ) 尚蘇聯ノ日、滿、支ニ對スル思想侵寇ヲ防遏

スペキ適當ノ措置ヲ講ズベシ。

二、支那中央及地方政府ニ對シテハ常ニ嚴然タル態度ト公正ナル施策トヲ以テ臨ミ、對民衆經濟工作ト相俟チ其ノ對日態度ヲ是正セザルヲ得ザラシムル如ク誘導シ共存共榮ヲ基調トスル日支提携ノ實現ヲ期ス。北支方面ニ於テハ日滿兩國トノ經濟的文化的融合提携ヲ策スルト共ニ蘇聯ノ赤化進出ニ

163

對シ日滿支共同シテ防衛ニ當ルベキ特殊地域タラシムルニカム。

爾他ノ地方政権ニ對シテハ殊更ニ支那統一又ハ分立ヲ助成シ若クハ阻止スルガ如キ施策ハ之ヲ行ハザルモノトス。

E-146
三
以上ハ對支政策ノ根本方針（一九三五年十月四日附對支政策ニ關スル決定參照）ニシテ諸般ノ施策皆之ニ據えベキモノナリ。然シテ現下ノ施策ニ當リテハ日蘇關係ノ現狀ニ鑑ミ先づ速ニ北支ヲシテ防共親日滿ノ特殊地域タラシメ且國防資源ヲ獲得シ交通施設ヲ擴充スルト共ニ支那全般ヲシテ反蘇依日タラシムルコトヲ以テ對支實行策ノ重點トス。（差當リ實行スベキ方策ハ別ニ之ヲ定ム）

日本親善關係ノ増進ハ英蘇ヲ牽制スルニ與テ力大ナルモノアル處米國ハ銳意軍備ヲ擴充シ其ノ傳統的極東政策ヲ基調トシテ帝國ノ政策ノ推移ニ多大ノ關心ヲ有シ我ニ對スル警戒ヲ忌ラザルヲ以テ我方今後ノ對支態度如何ニ依リ支那ヲ援助シ益々支那ヲシテ歐米依存ノ政策ニ出テシムル虞アルノミナラズ、我ガ蘇聯對策上頗ル不利ナル事態ヲ生ズル懸念無キニ非ズ。依テ帝國トシテハ差當リ米國ノ對支通商上ノ利益ヲ尊重シ同國ヲシテ我ガ公正ナル態度ヲ諒解セシムルト共ニ日米間ノ經濟的相互依存關係ヲ基調トシテ親善關係ノ増進ヲ期シ同國ヲシテ帝國ノ東亞政策遂行ヲ防害セシメザル¹⁶²様力ムベシ。

四　歐洲政局ノ推移ハ東亞ニ重大ナル影響アルヲ以テ之ヲ我方ニ有利ニ誘導シ管ニ蘇聯ヲ控制スルニ

力ムベシ。

(4) 英國ハ各方面ニ於テ帝國ト利害關係相容レザルモノノ尠ナカラザルモ、東亞ニ於テ歐米列強中最大ノ利益ヲ有シ、且又歐洲諸國ノ向背ガ英國ノ態度ニ依ル所多キニ願ミ、此際姑ク帝國ハ自主積極的ニ同國トノ親善關係ヲ増進シ以テ帝國ノ對蘇關係ニ於テ我ニ好意アル態度ヲ執ラシメ、蘇聯ノ我ニ對スル態度ヲ牽制スルト共ニ、我海外發展ノ障礙ヲ緩和除去スルコト特ニ必要ナリ。而シテ支那ニ於テ兩國關係ヲ調査スルコト極メテ効果的ナルガ故ニ、差當リ英國ラシテ帝國ガ特ニ支那ニ於テ特殊且緊要ナル利害關係ヲ有スルコトヲ尊重セシメ又同國ノ在支權益ヲ尊重シ、支那ニ於ケル日英關係ノ局面打開方に付適切ナル方策ヲ講ズルト共ニ兩國間ノ全般的關係ノ調整ニ努ムベシ。

然レドモ英國ハ列國殊ニ米、蘇、支ヲ利用シ對日抑壓政策ヲ執ルベキ處アルヲ以テ此ノ點特ニ警戒スルヲ要ス。

E-147 (a)

獨逸ハ對蘇關係ニ於テ概ネ帝國ト利害ヲ齊シクシ、佛蘇ノ特殊關係ニ鑑ミ國防上並ニ赤化對策上我トノ協調ヲ便トスベキヲ以テ同國トノ友好關係ヲ増進スルト共ニ必要ニ感ジ日獨提携ノ實ヲ擧グルノ手段ヲ講ジ又其ノ關係ヲ擴充シテ波蘭等ノ親善關係ヲ増進シ以テ蘇聯ヲ牽制スベシ。其ノ他蘇聯ニ隣接スル歐洲及亞細亞諸國並ニ爾餘ノ同教諸民族トノ友好關係増進ニ留意シ其ノ啓發ニ力ムベシ。

163

五、南洋方面ハ世界通商上ノ要衝ニ當ルト共ニ帝國ノ產業及國防上必要缺クベカラザル地域トシテ將

又我民族發展ノ自然的地域トシテ進出ノ地歩ヲ固ムベキモ關係諸國ヲ刺戟スルコトヲ慎ミ帝國ニ對スル危惧ノ念ヲ除去スルニ勢メ平和且漸進的ニ發展進出ニ力ムベシ。

比島ニ付テハ我方ハ其ノ完全ナル獨立ノ實現ヲ期待シ要スレバ比島ノ中立ヲ保障スルヲ辭セズ。

蘭領印度ニ對スル我方ノ發展進出ニ付テハ蘭印側ヲシテ我方ニ對スル危惧ノ念ヲ去ラシメ、親日ニ轉向セシムルコト極メテ必要ナルニ付、之ガ適切ナル方策ヲ講ジ、要スレバ和蘭トノ間ニ不侵略條約ノ締結ヲ辭セズ。

暹羅及其他後進民族ニ對シテハ共存共榮ヲ基調トシテ適當ニ指導誘掖ス。

六、海外貿易ハ國民經濟生活ノ維持向上ニ缺クベカラザルノミナラズ財政及國際貸借ノ改善ニ資シ、帝國トシテハ現時ノ内外情勢ニ鑑ミ殊ニ其ノ伸暢ニ力ヲ致サザルベカラザルヲ以テ、我ガ對外通商ノ合理的伸展ヲ計ルト共ニ成ルベク列國トノ利害ヲ調節シ、重要資源ヲ確保及獲得シ、延テ經濟力ノ涵養ニ努ムルヲ要ス。

F-148
五 第二次北支處理要綱、一九三六年八月十一日、
法廷證第二一七號、記錄二七二八頁、（訂正
記錄二八〇〇頁）。

一、北支處理ノ主眼ハ北支民衆ヲ主眼トスル分治政
治ノ完成ヲ援助シ該地域ニ確固タル防共親日滿ノ
地帶ヲ建設セシメ併セテ國防資源ノ獲得竝ニ交通
施設ノ擴充ニ資シ以テ一ハ蘇國ノ長寇ニ備ヘ一ハ
日滿支三國提携共助實現ノ基礎タラシムルニ在リ
ニ依ルト共ニ之ト併行シ南京政権ヲシテ北支ノ特
殊性ヲ確認シ北支ノ分治ヲ牽制スルガ如キ施措ヲ
ナサズ進ムテ北支政権ニ對シ特殊且包括的ナル自
治ノ極限ヲ賦與セシムル様施策スルモノトス
要綱

一、自治政府ノ内容
分治ノ内容ハ前記方針ニ基キ北支政権ヲシテ財政
産業交通等諸般ノ學項ニ付實質上ノ極限ヲ行使セ
シメ北支民衆ノ安居樂業竝ニ日滿支三國ノ提携共
助ヲ目的トスル政治上及經濟上各般ノ施措ニ關シ
南京政権其ノ他ノ排日的工作ニヨリ影響ヲ受ケザ
ルガ如キ狀態ニ在ラシムルヲ以テ目途トス、特ニ
該地域ニ於ケル支那領土等ヲ否認シ又ハ南京政権
ヨリ離脱セル獨立國家ヲ育成シ或ハ滿洲國ノ延長
ヲ具現スルヲ以テ帝國ノ目的タルガ如ク解セラル
ル行動ハ嚴ニ之ヲ遣クルヲ要ス
二、自治政府ノ範囲

分治ノ地域ハ窮屈ニ於テ北支五省ヲ日途トス。徒ニ地域ノ擴大ニ焦感スルハ却ツテ我方所期ノ目的ヲ達スル所以ニ非サルヲ以テ先づ冀察二省ノ明朗化（經濟ノ開發及民心ノ安定）ト分治ノ完成トニ主力ヲ傾倒ス。尙爾他三省ニ對シテハ第五項ニ基キ施策スルモノトス。

三、冀察政権ノ指導

冀察政権ノ指導ニ當リテハ豈モ公明ナル態度ヲ以テ施ミ該政権ノ機構ヲ改善シ其ノ人的淨化刷新ヲ計ルト共ニ特ニ財政經濟軍事等百般ノ事統テ軍閥的稅政ヲ清算シテ明朗ナル地域ヲ構成シ民心ノ把握ニ努メシムルヲ要ス

右内面指導ト共ニ南京政権ニ對スル工作ニ依リ同政権ヲシテ帝國ノ對北支政策ニ協力セシムル如ク於某スル等南京政権利用策ヲ併用シ兩々相俟ツテ成果ノ向上ニ努ムルヲ要ス

四、冀東自治政府ノ指導

冀東自治政府ノ指導ニ當リテハ尙ニ其ノ内政ノ向上ニ努メシメ同政権ヲシテ冀察政権ニ對スル範タラシムルニ着意スルヲ要ス

同時ニ冀東自治政府ハ結局單獨ニ存立シ得ザルモノナル點ヲ考慮ニ容レ北支五省分治結成ノ障害トナルガ如キ施策ハ之ヲナササルヲ要ス
冀察政権ノ分治體所信頼スルニ足ルニ至ラバ冀東地域ハ之ヲ冀察政権下ノ特別區トシテ同政権ニ合流セシムルモノトス

五、山東、山西及綏遠諸自治政権ノ指導

山東ニ對シ強テ之ヲ冀察側ニ合流セシムルカ如キ

工作ヲ行フハ却テ其ノ對日依存ヲ困難ナラシメ延
テ其ノ存在ヲモ危クスルノ惧多キヲ以テ之ヲ慎ミ防共
親日及日滿支經濟提携ヲ主眼トスル諸般ノ工作ニ
依リ帝國トノ聯帶關係ヲ一層密接ナラシム。

山西及綏遠ニ關シテハ右ニ準ズ。而シテ此等兩
政權ニ對スル指導ハ內蒙工作トノ調和ヲ必要トス
ルコト勿論ナルモ同時ニ對支政策ノ圓滿ナル遂行
ニ留意シ該省政權ヲ驅逐シ又之ヲ內蒙政權ニ隸屬
セシムルカ如キ施策ハ之ヲ行ハザルモノトス。

E-150
六 北支經濟開發ハ民間資本ノ自由進出ヲ本旨トス
ル我方權益ノ伸暢ニ依リ日支人ノ一致セル經濟的
利益ヲ基礎トスル日支不可分ノ事態ヲ構成シ、平
蔵兩時ニ於ケル北支ノ親日態度保持ニ資セシムル
ヲ以テ目的トス特ニ國防上必要ナル軍需資源（鐵、
石炭、鹽等）ノ開發並ニ之ニ關聯スル交通電力等
ノ施設ハ要スレバ我方資本ニ依リ速ニ之ガ實現ヲ
圖ルモノトス。

尙經濟開發ニ當リテハ第三國ヲシテ我特殊地位
並ニ權益ヲ尊重セシムルト共ニ第三國ノ既得權益
ハ之ヲ尊重シ要スレバ此等諸國ノ施設ト合同經營
シ又ハ其ノ資本材料等ヲモ利用スル等特ニ英米ト
ノ提携共助ニ留意スルモノトス。

六 國策ノ基準、一九三六年八月十一日、（五相
會議）、
法廷證第九七九號、記錄九五四九頁。

一、國家經緯ノ基本ハ大義名分ニ即シテ内、國體ヲ

裏面白紙

170

鞏固ニシ外、國運ノ發展ヲ遂ゲ帝國ガ名實共ニ東
亞ノ安定勢力トナリテ東洋ノ平和ヲ確保シ世界人
類ノ安寧福祉ニ貢獻シテ茲ニ我國ノ理想ヲ實現ス
ルニアリ帝國內外ノ情勢ニ鑑ミ當ニ帝國トシテ確
立スベキ根本國策ハ外交國防相俟ツテ東亞大陸ニ
於ケル帝國ノ歩調ヲ確保スルト共ニ南方海洋ニ進
出發展スルニ在リテ其ノ基準大綱ハ左記ニ機ル

（一）東亞ニ於ケル列強ノ霸道政黨ヲ排除シ眞個共
存共榮主義ニヨリ互ニ慶福ヲ頌vantスルハ即
チ皇道精神ノ具現ニシテ我對外發展政策上常ニ
一貫セシムベキ指導精神ナリ

（二）國家ノ安泰ヲ期シ其ノ發展ヲ確託シ以テ名實
共ニ東亞ノ安定勢力タルベキ帝國ノ地位ヲ確保
スルニ要スル國防軍備ヲ充實ス

（三）滿洲國ノ健全ナル發達ト日滿國防ノ安固ヲ期
シ北方諸國ノ脅威ヲ除去スルト共ニ英米ニ備ヘ
日滿文三國ノ緊密ナル提携ヲ具現シテ我國經濟
的發展ヲ策スルヲ以テ大陸ニ對スル政策ノ基調
トス而シテ之ガ遂行ニ方リテハ列國トノ友好關係ニ
留意ス

（四）南方海洋株ニ外南洋方面ニ對シ我民族的經濟
的發展ヲ策シ勢メテ他國ニ對スル刺戟ヲ避ケツ
ツ漸進的和平的手段ニヨリ我勢力ノ進出ヲ計リ
以テ滿洲國ノ完成ト相俟ツテ國力ノ充實強化ヲ
期ス

三、右根本國策ヲ権輿トシテ内外各國ノ政策ヲ統一
調整シ現下ノ情勢ニ照應スル庶政一新ヲ期ス要綱
左ノ如シ

(一)

國防軍備ノ整備ハ

(イ) 軍軍備ハ蘇國ノ極東ニ使用シ得ル兵力ニ對抗スルヲ目途トシ特ニ其在極東兵力ニ對シ開戦初頭一擧ヲ加ヘ得ル如ク在滿鮮兵力ヲ充實ス

(二)

(イ) 海軍軍備ハ米國海軍ニ對シ西太平洋ノ制海權ヲ確保スルニ足ル兵力ヲ整備充實ス

(三)

(イ) 我外交方策ハ一一根本國策ノ圓滿ナル遂行ヲ本義トシテ之ヲ総合刷新シ軍部ハ外交機關ノ活動ヲ有利且圓滿ニ進捗セシムル爲内面的援助ニ

勉メ表面的工作ヲ避ク

(四)

(イ) 政治行政機構ノ刷新改善及財政經濟政策ノ確立其ノ他各般ノ施設運營ヲシテ右根本國策ニ適應セシムルカ爲左記事項ニ關シテハ適當ノ措置ヲ講ズ

(五)

(イ) 國內輿論ヲ指導統一シ非常時局打開ニ關スル國民ノ覺悟ヲ鞏固ナラシム

(六)

(イ) 國策ノ進行上必要ナル産業並ニ重要ナル貿易ノ振興ヲ期スル爲行政機構並ニ經濟組織ニ適切ナル改善ヲ加フ

(七)

(イ) 國民生活ノ安定、國民体力ノ増強、國民思想ノ健全化ニ就キ適切ナル措置ヲ講ズ

(八)

(イ) 国防及產業ニ要スル重要ナル資源並ニ原料ニ對スル自給自足方策ノ確立ヲ促進ス

(イ) 外交機關ノ刷新ト共ニ情報宣傳組織ヲ充備シ外交機能並ニ對外文化發揚ヲ活潑ニス

E-152
七、第三次北支處理要綱、一九三七年二月二十日、
法廷證第二一八號、記錄二七四五頁。

一、北支處理ノ主眼ハ該地域ヲ確固タル防共親日滿ノ地帶タラシメ併セテ國防資源ノ發掘、並ニ交通施設ノ擴充ニ資シ以テ一ハ蘇國ノ侵寇ニ備ヘ一ハ日滿支三國提携共助實現ノ基礎タラシムルニ在リ右目的達成ノ爲北支民衆ヲ對象トスル經濟工作ノ遂行ニ主力ヲ注クモノトス。然シテ右工作ノ遂行ニ當リテハ北支政權ニ對スル内面指導ノ外、南京政權ニ對スル施策ニ依リ同政權ヲシテ北支ノ特殊性ヲ確認シ進ンデ日滿支提携共助ノ諸施策ニ協力セシムル様指導スルモノトス

要 綱

一、北支處理ニ對スル態度

滿洲ニ對スル我方ノ施策ハ動モスレハ列國ヲシテ恰モ帝國ニ於テ北支ニ對シテ侵略的意圖ノ野望ヲ有スルカ如キ誤解ヲ與ヘタルコトナキニ非ス。仍テ今後ノ施策ニ當リテハ此種無用ノ誤解ヲ與フルカ如キ行動ハ嚴ニ之ヲ慎ムト共ニ北支民衆ニ對スル文化的工作ノ遂行ニ專念スルコト肝要ナリ。北支ノ經濟的開發ニ當リテハ民間資本ノ進出ヲ歓迎スルト共ニ冀東政權又ハ南京政權ノ要望ニ對シテハ常ニ理解アル態度ヲ以テ臨ムコト必要ナリ。冀東地區ニ於ケル特殊貿易及北支自由飛行等ノ問題ニ關シテハ概ね既定ノ方針ニ基キ遠ニ之カ解決ヲ計ルモノトス

二、冀察政權ノ指導

同政權ニ對スル指導ニ當リテハ公明ナル態度ヲ以テ臨ミ財政經濟軍事等百般ノ事總テ軍閥的執政ヲ清算シテ民心ノ把握ニ努メシムルヲ要ス

三、冀東政權ノ指導

冀東自治政府ノ指導ニ當リテハ其ノ内政及ビ産業ノ向上ニ努メ眞ニ軍閥的擇取執政ナキ安居樂業ノ地城タラシム

冀東政權ハ結局單獨ニ存立シ得サルモノナル點ヲモ考慮ニ容レ冀東政權指導上ノ障害トナルカ如キ施措ハ之ヲ爲サマルヲ要ス。

四、山東、山西、綏遠諸政權ノ指導

日滿支ノ融通提携ヲ目的トスル文化的經濟的工作ノ遂行ニ依リ帝國トノ連帶關係ヲ密接ナラシムルコトヲ以テ主眼トス。

防共親日滿等ヲ目的トスル政治的工作ノ遂行ハ却テ支那民眾ノ排抗日感情ヲ激發スルノ結果トルノ惧アルヲ以テ嚴ニ注意スルヲ要ス。

五、經濟開發ニ關スル方針

北支經濟開發ハ民間資本ノ進出ヲ歓迎ス。我方權益ノ伸暢ニ依リ緊密ナル日支間ノ友好關係ヲ構成シ平戰兩時ニ於ケル北支ノ親日態度保持ニヨリ軍需資源ノ獲得ヲ計ルモノトス
第三國ノ既得權益ハ之ヲ尊重シ要スレハ此等諸國ト合同經營シ又ハ其資本ヲモ利用スルモノトス。

八北支指導方策、一九三七年四月十六日、(四相會議)、
法廷證第二一九號、記錄二七四八頁。

方針

一、北支指導ノ主眼ハ該地域ヲシテ實質上確固タル
防共親日滿ノ地帶タラシメ併セテ交通施設ノ擴充
ニ資シ以テ一ハ赤化勢力ノ脅威ニ備ヘ一ハ日滿支
三國提携共助實現ノ基礎タラシムルニ在リ。

二、右目的達成ノ爲メ差當り先ツ北支民衆ヲ對象ト
スル經濟工作ノ遂行ニ主力ヲ注クモノトス。然シ
テ右工作ノ遂行ニ當リテハ北支政權ニ對スル内面
指導ノ外南京政權ニ對スル施策ニヨリ同政權ヲシ
テ實質上北支ノ特殊的地位ヲ確認シ達ムテ日滿支
提携共助ノ諸施策ニ協力セシムル様指導スルモノ
トス。

要綱

一、北支指導ニ對スル態度

北支ニ對スル我方ノ施策ハ同地域ノ地理的特殊性
ニモ鑑ミ從來動モスレバ、支那竝ニ列國ニ對シテ
恰モ帝國ニ於テ停戰地域ノ擴張、滿洲國ノ國境推
進及至ハ北支ノ獨立等ノ企圖ヲ有スルカ如キ誤解
ヲ與ヘタルコトナキニ非ス。仍テ今後ノ對北支施策
ニ當リテハ此ノ種無用ノ誤解ヲ與フルカ如キ行動
ハ嚴ニ之ヲ慎ムト共ニ先ツ北支民衆ノ安居樂業ヲ¹⁷²
本旨トスル文化的經濟的工作ノ遂行ニ專念シ以テ
我方所期ノ目的達成ニ資スルコト肝要ナリ。

北支ノ文化的經濟的開發ニ當リテハ努メテ解放

1-154

的態度ヲ採リ民間資本ノ自由ナル進出ヲ計ルト共ニ冀察政権又ハ南京政権ノ要望ニシテ其ノ至當ナルモノ又ハ西子上尤モナリト認メラルモノニ對シテハ常ニ理解アル態度ヲ以テ臨ムコト必至ナリ。河北山東地區ニ於ケル特殊貿易並ニ北支自由飛行ノ問題ニ關シテハ遠ニ之ガ解決ヲ計ルモノトス。

二、冀察政権ノ指導

冀察政権ニ對スル指導ニ當リテハ最モ公明ナル態度ヲ以テ臨ミ特ニ財政經濟軍事等百般ノ事總テ軍閥的統政ヲ清算シテ明朗ナル地域ヲ構成シ民心ノ把握ニ努メシムルヲ要ス。

三、河北山東自治政府ノ指導

河北山東自治政府ノ指導ニ當リテハ特ニ其ノ内政ノ向上ニ努メ產業ノ徹底的開發ヲ行ハシムルト共ニ眞ニ軍閥的榨取秕政ナキ安居樂業ノ模範地域タラシメ以テ北支ニ對スル帝國ノ公正ナル眞意ヲ事實ノ上ニ具現セシムルコトニ努ム。

前記施策ニ當リテハ河北山東自治政府ハ結局單獨ニ存立シ得サルモノナル點ヲモ考慮ニ容レ北支諸政権指導上ノ障害トナルカ如キ施措ハ之ヲ爲ササルヲ要ス。

四、山東、山西、綏遠諸政権ノ指導

此等諸政権等ニ山東ニ對スル施策ハ日滿支ノ融通提携ヲ目的トスル文化的經濟的工作ノ漸進的遂行ニ依リ帝國トノ延帝關係ノ一層密接ナラシムル¹⁷³以テ主眼トス。右施策ニ當リテハ最モ公正ナル態度ヲ以テ臨ミ徒ニ民衆ノ感情ヲ激發シ支那側ニ排抗日ノ口實ヲ與フルノ懷アルカ如キ政治工作ハ之

ヲ避クルヲ要ス。

五、經濟開發ニ關スル方針

北支經濟開發ハ民間資本ノ自由進出ヲ本旨トスル
我方權益ノ伸暢ヲ圖ルト共ニ支那資本ヲモ誘致シ
以テ日支入ノ一致セル經濟的利益ヲ基礎トスル日
支不可分ノ事態ヲ構成シ平戰兩時ニ於ケル北支ノ
親日態度保持ニ資セシムルヲ以テ目的トス。特ニ
國防上必備ナル軍需資源（鐵、石炭、鹽等）ノ開
發並ニ之ニ關聯スル交通、電力等ノ施設ハ要スレ
バ特殊資本ニ依リ速ニ之カ實現ヲ圖ルモノトス。
尙經濟開發ニ當リテハ第三國ヲシテ北支ニ於ケル
我力特殊地位並ニ權益ヲ尊重セシムルト共ニ第三
國ノ既得權益ハ之ヲ尊重シ要スレハ此等諸國ノ施
設ト合同經營シ又ハ其資本材料等ヲモ利用スル等
第三國特ニ英米トノ提携共助ニモ留意スルモノト
ス。

九 次會談ニ於テ決定サレタ政策、一九四〇年七月十九日、
法廷證第三六八七一A號、記録三七八六四頁、

(西園寺・原田日記所載)。

一、

支那事變ノ處理及世界新情勢ニ對應スペキ我方
施策ヲ展開スルタメ我戰時經濟政策ノ強化確立ヲ
以テ内外政策ノ根基トス。之ガタメ我經濟活動ハ
作戦軍ガ軍ノ生存上自ラ處理指導スルコトヲ絕對
必要トスルモノヲ除キ一切政府ニ於テ一元的ニ指
導シ極力之ヲ操作ス

二、

對世界政策

(一)

世界情勢ノ急變ニ對應シ且遠カニ東亞新秩序
ヲ建設スルタメ日獨伊権軸ノ強化ヲ圖リ東亞諸
國ハ互ニ策應シテ諸國ノ重要政策ヲ遂行ス。但
シ右権軸強化ノ方法反ビ之ガ實現ノ時機等ニ就
テハ世界情勢ニ即應シテ機宜ヲ失ハザルコトヲ
期ス。

(二)

對ソ關係ハ之ト日滿蒙間國境不可侵協定(有
効期間五年乃至十年)ヲ締結シ且懸案ノ急速解
決ヲ圖ルト共ニ右不可侵協定有効期間内ニ對ソ
不敗ノ軍備ヲ充實ス。

(三)

東亞及隣接島嶼ニ於ケル英佛蘭葡殖民地ヲ東亞
新秩序ノ内容ニ包含セシムルタメ積極的ノ處理¹⁷⁵
ヲ行フ。但右ニ關シ列國會議ヲ排除スルニ努ム。
米國ニ對シテハ無用ノ衝突ヲ避ケルモ東亞新
秩序ノ建設ニ關スル限り彼ノ實力干渉ヲモ排除
スルノ固キ決意ヲ以テ我方針ノ實現ヲ期ス。

裏面白紙

以上が組閣途上、松岡、吉田、東條三大臣と首相が協議した事項で之が所謂内閣結成の根本方針をなすものであつた。

E-156
一〇、基本國策要綱、一九四〇年七月二十六日、
(内閣)、法廷證號三四一號、

記録六三〇七頁。

基本國策要綱

世界ハ今ヤ歴史的一大轉機ニ際會シ數個ノ國家群ノ生成發展ヲ基調トスル新ナル政治經濟文化ノ創成ヲ見ントシ皇國亦有史以來ノ大試練ニ直面ス、コノ秋ニ當リ眞ニ肇國ノ大精神ニ基ク皇國ノ國是ヲ完遂セントセハ庶政百般ニ亘リ遠ニ根本的刷新ヲ加ヘ萬難ヲ排シテ國防國家体制ノ完成ニ邁進スルコトヲ以テ刻下喫緊要務トス依ツテ基本國策ノ大綱ヲ策定スルコト左ノ如シ

一、根本方針

皇國ノ國是ハ八纮ヲ一宇トスル豪國ノ大精神ニ基キ世界平和ノ確立ヲ招來スルコトヲ以テ根本トシ先ツ皇國ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル大東亜ノ新秩序ヲ建設スルニ在リ之カ爲皇國自ラ速ニ新事態ニ即應スル不抜ノ國家態勢ヲ確立シ國家ノ總力ヲ擧ケテ右國是ノ具現ニ邁進ス

二、国防及外交

皇國內外ノ新情勢ニ鑑ミ國家總力發揮ノ國防國家体制ヲ基底トシ國是遂行ニ遺憾ナキ軍備ヲ充實ス
皇國現下ノ外交ハ大東亜ノ新秩序建設ヲ根幹トシ先ツ其ノ重心ヲ支那事變ノ完遂ニ置キ國際的大變局ヲ達觀シ建設的ニシテ且彈力性ニ富ム施策ヲ講シ以テ皇國國運ノ進展ヲ期ス

三、

國內態勢ノ刷新

我國内政ノ急務ハ國体ノ本義ニ基キ諸政ヲ一新シ國防國家体制ノ基礎ヲ確立スルニ在リ之カ爲左記諸件ノ實現ヲ期ス

- 1、國体ノ本義ニ透徹スル教學ノ刷新ト相俟チ自我功利ノ思想ヲ排シ國家奉仕ノ觀念ヲ第一義トル國民道徳ヲ確立ス尙科學的精神性ノ振興ヲ期ス
- 2、強力ナル新政治体制ヲ確立シ國政ノ綜合的統一ヲ圖ル
イ、官民協力一體各々其職域ニ恩シ國家ニ奉公スルコトヲ基調トスル新國民組織ノ確立
- 3、新政治体制ニ即應シ得ヘキ議會制度ノ改革ハ行政ノ選用ニ根本的刷新ヲ加ヘ其統一ト敏若トヲ目標トスル官場新態勢
- イ、皇國ヲ中心トスル日滿支三國經濟ノ自主的建設ヲ基調トシ國防經濟ノ根基ヲ確立ス
イ、日滿支ヲ一環トシ大東亜ヲ包容スル皇國ノ自給自足經濟政策ノ確立
- ロ、官民協力ニヨル計畫經濟ノ進行特ニ主要物資ノ生產、配給、消費ヲ貢ク一元的統制機構ノ整備
- ハ、綜合經濟力ノ發展ヲ目標トスル財政計畫ノ確立並ニ金融統制ノ強化
- ニ、世界新情勢ニ對應スル貿易政策ノ刷新
- ホ、國民生活必需物資特ニ主要食糧ノ自給方策ノ確立
- ヘ、重要產業等ニ重、化學工業及機械工業ノ創

期的發展

- ト、科學ノ創期的振興並ニ生産ノ合理化
- チ、内外ノ新情勢ニ對應スル交通運輸施設ノ整備擴充
- リ、日清文ヲ通スル綜合國力ノ發展ヲ目標トスル國土開發計畫ノ確立
- 4、國是遂行ノ原動力タル國民ノ資質、体力ノ向上並ニ人口增加ニ關スル恒久の方策特ニ農業及農家ノ安定發展ニ關スル根本方策ヲ確立ス
- 5、國策ノ遂行ニ伴フ國民犧牲ノ不均衡ノ是正ヲ斷行シ厚生的諸施策ノ徹底ヲ期スルト共ニ國民生活ヲ刷新シ眞ニ忍苦十年時艱克服ニ適應スル實質剛健ナル國民生活ノ水準ヲ確保ス

E-158

一一、世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱骨子、
一九四〇年七月二十七日、（連絡會議）、
法廷證第一三一〇號、記録一一七九四頁。

一、世界情勢ノ變局ニ對處シ内外ノ情勢ヲ改善スル
コト。

二、遠カニ第三國ノ援燕行爲禁絶ヲ主眼トスル對支
施策ヲ強化シ文部事務ノ解決ヲ促進スルコト。

三、第三國ト開戦ニ至ラザル限度ニ於テ南方問題ヲ
解決スルコト。

四、第三項ノ施策トシテ特ニ左ノ件ヲ實行スルコト。

(1) 一面對米嚴然タル態度ヲ保持スル、他面獨伊
トノ政治的結束強化對「ソ」国交ノ飛躍的論議
ヲ圖ル。

(2) 佛印香港及租界ニ對スル撫育禁絕、敵姉芟除
施策ヲ強化ス。

(3) 重裏勅賛取締ノ爲對蘇印外交ヲ強化ス。
國內戰時態勢ヲ刷新ス。

E-159

一二、日獨伊枢軸強化ニ關スル件

一九四〇年九月四日、(四相會議)、

一九四〇年九月十九日、(連絡會議)、

法廷證第五四一號記錄六三一頁。

日獨伊三國ノ提携強化ノ氣運最近頗ル濃化シ此際
 三國間ニ取急キ會談ヲ要スル時機ニ達シタリト認メ
 ラルニ付左記基本要綱ニ基キ差誥メ獨逸偶ト折衝
 致度

要綱

- 一、三國間ニ歐羅巴及亞細亞ニ於ケル新秩序建設ニ付凡有ル方法ヲ以テ相互ニ協力ヲ與フル爲原則的協定ヲ遂グ
- 二、右協力ノ最善ノ方法ニ關シ出來得ル限り短期間ニ三國間ノ協議ヲ行フ
- 三、差當リ三國共同聲明トシテ前二項ノ趣旨ヲ内外ニ公表ス

説明書

獨逸政府ハ今般「スタークマ」公使ヲ本邦ニ特派スルニ至レル處右ハ單ニ當方情勢ノ探査ヲ目的トスルヤモ知レザルモ同人ハ「リ」外相ニ特別信用アル人物ニモアリ此際我方トシテ一段暗込ンデ日獨伊枢軸強化ニ關シ話ヲ始ムルヲ適當トスペク差當リ別紙要綱一二ノ如キ共同聲明ヲ發スルコト内外ノ情勢ニ顧ミ喫緊ナリト認ム
 右聲明ハ凡有ル方法ヲ以テ相互ノ新秩序ニ協力スル趣旨ナルヲ以テ必要ノ場合皇國

兵力ノ行使ヲモ決意セザルベカラズ尤モ英國ノ開
スル限り獨逸トシテ直チニ我方ノ武力協力ヲ必要
トセザルヤモ測ラレズ然ル場合ニハ主トシテ米國
ヲ目標トスルコトトナルベク蘇聯ノ問題モ素ヨリ
談ニ上ルベキ處何レノ遂我方トシテ武力行使ノ決
意ヲ爲スニ非ズンバ獨逸側トノ話合ハ不可能ナル
ベシ

E-160

而シテ右共同聲明ハ畢竟豫備的ノモノニシテ引續
キ軍事協定ノ交渉ニモ入ルヲ適當トスベク要綱第
二項ノ最善ノ方法ニ關シ協議ストハ結局軍事協力
交渉ヲ意味ス

尙右交渉ハ別紙交渉ニ關スル要綱ニ基キ處置セン
トスルモノナリ

軍事同盟交渉ニ關スル要綱

一、皇國ト獨伊トハ世界新秩序建設ニ對シ共通的立
場ニ在ルコトヲ確認シ各自ノ生存圈ノ確立及經済
ニ對スル支持及對英對蘇、對米政策ニ關スル協力
ニ付キ相互ニ了解ヲ遂ク（別紙第一參照）

註、右基本的了解ニ基キ更ニ日獨伊間又ハ日獨日
伊間ニ所要ノ協定ヲ行フモノトス

182

二、現在日獨伊各國カ夫々直面シ居ル支那事變及歐
洲戰爭ニ關スル相互支持協力ニ關シ右基本的了解
ト共ニ速カニ了解ヲ遂ク（別紙第二參照）

三、前記（一）及（二）ノ交渉ハ（別紙第三）日獨伊提携強
化ニ對處スル基礎要件ヲ體シ且（別紙第四）交渉
方針要領ニ基キ行フ

四、以上ノ了解ハ必シモ協定ノ形式ヲ執ルヲ要セ
サルモ獨伊ノ希望アルニ於テハ協定トスル

裏面白紙

185

別紙第一

日獨伊提携強化ノ爲ノ基本トナルヘキ

政治的了解事項

- 一、日本及獨伊兩國ハ現在其ノ實現ニ努力シツツアル世界ノ新秩序建設ニ關シ共通ノ立場ニ在ルコトヲ認識シ南洋ヲ含ム東亞ニ於ケル日本ノ生存圏並歐洲及阿弗利加ニ於ケル獨伊ノ生存圏ヲ相互ニ尊重シ右地域ニ於ケル新秩序建設ニ付凡有ル方法ヲ以テ協力ス
- 二、日本及獨伊兩國ハ相互ニ密接ナル經濟的協力ヲ行フ之カ爲各自ノ生存圏内ノ所在物資ノ優先的相互交易並ニ技術ノ交換ヲ行フト共ニ夫々各自ノ生存圏内ニ於ケル對手國ノ經濟的活動ニ付好意的考量ヲ加フ

- 三、日本及獨伊兩國ハ「ソ」聯トノ平和ヲ維持シ且「ソ」聯ノ政策ヲ兩者共通ノ立場ニ副ハシムル如ク利導スルコトニ協力ス（尙獨伊ト交渉ノ際先方ニ希望アルコト判明シタルトキ右ノ外更ニ日本又ハ獨伊ノ一方カ謀聯ト 戰爭狀態ニ入ル危險アル場合ニハ執ルヘキ措置ニ關シ協議スルコトニ付テモ諒解ヲ遂クルコトトス）

- 四、日本及獨伊兩國ハ米國ヲシテ西半球及米國ノ領地以外ノ方面ニ容喙セシメサルト共ニ之ニ對シ兩者ノ政治的及經濟的利益ヲ囂護スル爲相互ニ協力ス又其ノ一方カ米國ト戰爭狀態ニ入ル場合ニハ他ノ一方ハ凡ユル方法ヲ以テ之ヲ援助ス
日本及獨伊兩國ハ中南米ニ對スル施策ニ關シ緊密ニ協力ス

E-161

E-160-A

本了解ハ秘密トス

別紙第二 日本及獨伊兩國ノ歐洲戰爭及支那事變

ニ對スル相互支持協力ニ關スル了解事項
一、日本及獨伊兩國ハ現在兩者ガ夫々直面シツツア
ル支那事變及歐洲戰爭ノ解決ニ方リ左ノ如ク相互
ニ支持協力ス

日本ハ

(1) 南洋ヲ含ム東亞所在資源及物資ノ取得ニツキ
獨伊ノ希望ニ對シ爲シ得ル限り便宜ヲ供與ス
(2) 南洋ヲ含ム東亞ニ於ケル英國ノ勢力ニ對スル
懲迫ヲ強化スルト共ニ獨伊ノ對英戰爭遂行ヲ容
易ニスル爲シ得ル限り協力ス

獨伊ハ

(1) 日本ノ希望スル機械類等ノ供給並ニ技術ノ援
助ニ關シ爲シ得ル限り協力ス
(2) 支那事變解決ノ爲シ得ル限りノ政治的及經
濟的協力ヲ爲ス

備考

本了解ハ秘密トス

別紙第三 日獨伊提湧強化ニ對處スル基礎要件

一、皇國ノ大東亞新秩序建設ノ爲ノ生存圈ニ就テ
(1) 獨伊トノ交渉ニ於テ皇國ノ大東亞新秩序建設
ノ爲ノ生存圈トシテ考慮スヘキ範圍ハ日滿支ヲ
根幹トシ舊獨領委任統治諸島、佛領印度及同太
平洋島嶼、泰國、英領馬來、英領ボルネオ、
領東印度、ビルマ、婆羅洲、新西蘭並ニ印度等ト
ス
但シ交渉上我方カ提示スル南洋地域ハビ

東南印ニユーカレドニア以北トス尙印度ハ之ヲ
一應「ソ」聯ノ生存圈内ニ置クヲ認ムルコトア
ルヘシ

(四) 蘭領東印度ハ獨立態勢ニアラシムルヲ目途ト
スルモ差當リ我方ノ政治上經濟上ノ優先的地位
ヲ認メシムルモノトス

右ニ蘭シ万一千獨逸ノ提案ト相觸ルルコトアル場
合ニ於テモ蘭印所在物資及資源ノ優先的供給蘭
印ニ於ケル獨逸人ノ既得經濟經營繼續ニ關スル
保障其ノ他全般ニ於ケル政治的折衝ニ依リ蘭印
ニ於ケル皇國ノ優越的地位ヲ認メシムルコトト
ス

(五) 佛領印度支那ニ蘭シテモ(四)ニ同シ

日獨伊三國ノ經濟協力ニ就テ

(一) 交易ニ蘭シ皇國ハ日滿支三國ノ農林水產物等
ヲ供給スルノ外支那、佛印、蘭印等ノ特殊鑄產
物及「ゴム」等ノ供給ニ付協力ヲ與フヘク獨伊
ハ皇國ノ必要トスル技術ノ援助及航空機、機械
類化學製品類等ノ供給ヲ爲ス
相互經濟的活動ニ蘭シテハ皇國ハ特ニ支那及滿
洲ニ於テ事實上獨伊ノ爲優先的取扱ヲ爲シ其技
術及施設ヲ參加セシム

(四) 右目的ノ爲夫々經濟協定、貿易協定及支拂協
定ヲ締結ス

(三) 日獨伊三國ノ對「ソ」及對米協力ニ蘭スル皇國¹⁸⁵
ノ態度ニ就テ
世界カ東亞、「ソ」聯、歐洲及米洲ノ四大
分ルルヲ豫見セラルル戰後ノ新態勢ニ於テ

指導者ヲ以テ任スル皇國ハ歐洲ノ指導勢力タル獨伊ト密接ニ提携シ

(イ) 「ソ」聯ヲ東西南方面ヨリ牽制シ、且之ヲ日獨伊共通ノ立場ニ副フ如ク利導シテ其勢力圈ノ進出方面ヲ日獨伊三國ノ利害關係ニ直接影響少キ方面例へハ波斯灣（場合ニ依リテハ印度方面ニ對スル「ソ」聯ノ進出ヲ認ムルコトアルヘシ）ニ向フ方面ニ向ハシムル如ク努ムルト共ニ

(ロ) 又米國ニ對シテハ力メテ平和的手段ヲ以テスヘキモ東亞及歐洲分野ノ政治的經濟的提携ニ依リ所要ニ應ジ米國ニ對シ壓迫ヲ加ヘ得ルノ意勢ヲ構成シ以テ皇國ノ主張ヲ貫徹スルニ寄與セシメル如ク策ス

右施策ニ際シ努メテ「ソ」聯ヲ利導スルコトヲ考慮ス
且又獨伊ハ現在南米ニ相當ノ移民ト經濟的地步トヲ有スルヲ以テ將來皇國ノ米國ニ對スル諸般ノ施策ニ之ヲ利用ス

日獨伊三國ノ排英協力ニ關スル皇國ノ態度ニ就テ

(イ) 皇國ハ東亞新秩序建設上、南洋ヲ含ム東亞ニ於テ英國ノ政治的及經濟的權益ヲ排除スル爲、狀勢ニ應シ諸施策ヲ講ス

（ロ）右施策ハ英國ノ地位ヲ薄弱化スルモノニシテ現ニ支那ニ於ケル三國ノ對英政策カ自ラ歐洲戰場ニ有效ニ影響シ居ルコト事實ノ示ス所ナリ
（ハ）皇國ハ更ニ獨伊ノ對英戰爭ニ一層協力ス
南洋ヲ含ム東亞所在資源及物資ノ取得ニ
伊兩國ノ希望ニ對シテ協力ヲ惜マス。又、東

ニ於ケル英國權益ノ排除、對英示威及宣傳、英國ノ屬領及殖民地ノ獨立運動支援等獨伊ノ對英戰爭ニ關シ一層ノ協力ヲ爲ス
五 對英米武力行使ニ關シ皇國ハ左ノ諸項ニ依リ自主的ニ決定ス

(一) 支那事變ノ處理未タ終ラサル場合ニ於テハ内外諸般ノ情勢之ヲ許ス限り好機ヲ補担シ武力ヲ行使ス

(二) 支那事變ノ處理未タ終ラサル場合ニ於テハ原則トシテ開城ニ至ラサル限度ニ於テ施策スルモ内外諸般ノ情勢特ニ有利ニ進展スルカ若クハ我準備ノ成ニ拘ハラス國際情勢ノ推移最早猶餘ヲ許サスト認メラルル場合武力ヲ行使ス

(三) 「内外諸般ノ情勢」トハ支那事變處理ノ情況ノ外歐洲情勢特ニ對「ソ」國交調整ノ狀況米國ノ我ニ對スル動向及我戰爭準備等ノ諸件ヲ指スモノトス

別紙第四 交渉方針要領

- 一 独伊ヲシテ皇國ノ南洋ヲ含ム東亞ニ於ケル生存國ヲ承認尊重セシムヘキ別紙第一(一)ノ交渉ニ於テハ南洋ヲ含ム東亞全般ニ付包括的ニ皇國ノ優越的地位ヲ認メシムルコトヲ主眼トス
- 但獨伊側ヨリ特定地區ニ何等留保的態度ニ出ツル場合ニハ別紙第三(一)日獨伊提携強化ニ對處スル基礎要件ノ(一)ノ(四)項以下ヲ体シ右地區ニ付具体的折衝ヲ行ヒ之ヲ容認セシム
- 獨伊側ヨリ對英米軍事的協力を關シ希望シアル場合ニ於テハ皇國トシテハ原則トシテ之ニ應ス

裏面白紙

ルノ用意アルモ我現状ニ鑑ミ武力行使即チ參戰ニ
關シテハ別紙第三（日獨伊提拂強化ニ對處スル基
礎要件）第五項ノ□□□ノ如ク考慮シ居ル點ヲ説
明諒解セシムルト共ニ
獨伊側ヲシテ皇國ノ對英米開戦ニ關スル内外諸般
ノ情勢改善ニ關シ我ニ協力セシムル如クスルモノ
トス

一、對蘭印經濟發展ノ爲ノ施策、

一九四〇年十月二十五日、（内閣）、
法廷證第一三一七號、記録一一八三七頁。

世界新秩序ノ進展ニ伴フ經濟團發生ノ必然性、並
ニ日獨伊三國條約ニ基ク皇國ノ蘭印ニ於ケル優位ヲ
確認シ、共存共榮ノ大局的立場ニ基キ、遠ニ蘭印ト
經濟的緊密化ヲ図リ、以テ其豐富ナル資源ヲ開發利
用シ、皇國ヲ中心トスル大東亞經濟團ノ一環タル實
ヲ擧ゲシメンコトヲ期シ、茲當リ左記長領ニヨリ施
策スルモノトス

一、蘭印經濟ヲシテ歐米經濟「プロツク」ニ依存セ
ル狀態ヲ清算セシメ、大東亞經濟ノ一員タル立場
ヲ取ラシムルコト

二、現在邦人ノ經濟的活動ヲ阻害スル諸種ノ制限的
措置ヲ撤廢又ハ緩和シ、邦人ノ經濟的活動ヲ他ニ
優先シテ自由活潑ナラシムル如ク努ムルコト

三、皇國ノ必長トスル重要物資ヲ可及的ニ大東亞團
内ニテ確保シ以テ英國（國名不明）ヨリ資源的獨
立ヲ圖ルタメ蘭印ニ對シ共同開發ヲ提議スルコト、
長スレバ適當ナル島嶼地域ノ租借又ハ買收ヲナス
コト

四、皇國ノ必要トスル重要物資ノ供給確保ニ關シテ
ハ、先ニ蘭印側ノ保障ヲ取り付ケタルモ、更ニ此
等物資ノ種類及數量ノ增加ニツキ、蘭印ノ世界的
ムルコト尙述ミテハ重要物資等ニ蘭印ノ世界的
占商品タル錫、「ゴム」、魏郡等ヲ皇國ノ指導ニ
189

E-166

ヨル貿易管理ノ實現ニ努ムルコト

五、共存共榮ノ實ヲ尋ゲルタメ可及的土着民ノ収益
トナル蘭印産農産物ノ買付ヲナシ土着民ノ購買力
ヲ培養スコレガ爲、蘭印側ニ於テハ可及的我ガ國
ノ長崎ニ應スル如ク農業ヲ誘導スルコト

六、皇國製品ノ對蘭印輸出増進ニツキ、時ニ協力提
携ヲ求ムルコト

七、將來他ノ大東亜諸地域ヲ併セ皇國ヲ中心トスル
大金融團ノ設定ヲ目標トシ、蘭印トノ新金融團係
ノ設定ニ付テモ之カ一環タラシムル如ク努ムルモ
ノトス、但シ蘭印自体ハ之ヲ「團」或トナスコト
ヲ目的トセサルコト蘭印ニ於ケル爲替管理ヲ皇國
ノ指導下ニ置ク如ク努ムルコト差當リ蘭印ニ於ケ
ル爲替管理ノ運用ヲ邦人ニ對シ寛大ナラシムルト
共ニ蘭印ノ銀行等ヲシテ本邦側ニ對シ「クレデツ
トル」ノ設定其ノ他極力金融上ノ便宜ヲ供與セシム
ルコト

八、交通及通信ニ關シテハ大東亜全局ノ指導的地位
ヲ確保スル一環トシテ左ノ特殊權益ノ設定ニ努ム
ルコト

(1) 沿岸貿易権、不開港入港権及港湾設備ノ經營
及利用権

(2) 海底電線ノ陸揚及運用権、國內通信事業經營
ニ對スル參加権ソノ他ノ通信権

(3) 定期航空路ノ新設及航空保安施設ノ設置権
ルタメ漁船ノ増加、漁獲物輸入港制限ノ撤廢、漁
業根據地ノ設置、其ノ他水産業ノ經營ニ伴フ権益

裏面白紙

193

ノ獲得ニ努ムルコト

一〇、蘭印ニ於ケル第三回福益ニ對シテハ新規ノ設定ヲ許サズ又既存ノモノニシテ皇國ノ發展ニ障害トナルカ如キモノハ之ヲ驅逐スルカ如ク努メシムルコト

一一、蘭印ノ對内外經濟政策ノ樹立及實施ニ參與シ皇國トノ經濟的提携ヲ指導強化スル為、蘭印側ニ邦人ヲ加ヘタル經濟建設委員會、其他適當ナル機關ヲ設ケシムルコト

蘭印ハ貿易、金融、稅制、關稅、第三回トノ經濟協定、企業、交通、通信等ニ關シテハ右機關ヘノ諮詢ヲ長スルモノトス

差當り、在蘭印邦人輸入商ヲ經濟省ノ諮詢委員會ニ參加セシムルコト

一二、蘭印ニ於ケル新聞其他刊行物ノ對日惡論調ニ對シ徹底的ナル取締ヲ長求スルト共ニ、邦人ノ新開銀行ニ對スル自由ヲ確保セシムルコト

一三、在住華僑ノ蒙蔵抗日態度ニ對シテハ、蘭印當局ノ嚴重ナル取締ヲ要求スルト共ニ、一方ソノ經濟的地位ニ鑑ミ、大局的立場ヨリ、華僑ノ組織及資力ノ利用ヲ策スルコト

一四、皇國ノ經濟的進展ヲ期スル爲、土着有力者ヲ皇國ニ招致シ、又ハ皇國ノ眞姿ヲ宣傳正解セシムル等諸般ノ處置ヲ講ズルコト

一五、經濟施策ハ大東亜共榮圈確立ノ大局的立場ニ立脚スルコトト皇國ノ利益伸長ト土民ト調和スル如ク努ムルコト

E-168

一、對南方施策、一九四一年四月、(大本營)
法廷證第一三〇五號、記錄一一七五一頁。

一、帝國ノ當面スル對南方施策ノ目的ハ、支那事變
ノ處理ヲ促進スルト共ニ、自存自衛ノ爲、綜合國
防力ヲ擴充スルニアリ

之カ爲

1 佛印泰トノ間ニ軍事、政治、經濟ニ亘リ緊密
不離ノ結合關係ヲ設定ス

2 蘭印トノ間ニ緊密ナル經濟關係ヲ樹立ス

3 其ノ他ノ南方諸邦トノ間ニ、正常ノ通商關係
ヲ維持ス

前項目的ノ達成ヘ外交的施策ニ依ルヲ本則トス

三、前項ノ施策遂行ニ方リ、左記ノ如キ事態發生シ
之カ打開ノ方策無キニ於テノミ、自存自衛ノ爲、
武力ヲ行使ス

1 米英蘭ノ禁輸ニ依リ、帝國ノ自存ヲ脅威セラ
レタル場合

2 米英蘭文等ノ對日包围態勢加重セラレ國防上
忍ビ得ザルニ至リタル場合

E-169

○一、南方施策促進ニ關スル件、

一九四一年六月二十五日、(連絡會議)、
法廷證第一三〇六號、記錄一一七五三頁。

192

一、帝國ハ現下諸般ノ情勢ニ鑑ミ既定方針ニ準據
シテ對佛印泰施策ヲ促進ス時ニ蘭印派遣代表ノ歸
朝ニ關聯シ遠ニ佛印ニ對シ東亞安定防衛ヲ目的ト

E-170

スル日、佛印軍事的結合關係ヲ認定ス
佛印トノ軍事的結合關係認定ニ依リ、帝國ノ把握ス
ヘキ要件左ノ如シ

(イ) 佛印特定地域ニ於ケル航空基地及港灣施設ノ
設立又ハ使用並ニ南部佛印ニ於ケル所長軍隊ノ
駐屯

(ロ) 帝國軍隊ノ駐屯ニシスル便宜供給

三、(一) 前號ノ爲外交交渉ヲ開始ス
佛國政府又ハ佛印當局老ニシテ我力要求ニ應セ

サル場合ニハ武力ヲ以テ我力目的ヲ眞徹ス

(二) 前號ノ場合ニ處スル爲謀メ軍隊派遣準備ニ着手
ス

一六一九四一年七月一日ノ御前會議ヲ經テ採擧サレタル決定、
情勢ノ推移ニ伴フ帝國國策長綱。

第一 方針

- a 帝國ハ世界情勢變轉ノ如何ニ拘ラズ、
大東亜
共榮圈ニ建設シ、以テ世界平和ノ確立ニ寄與セ
ントスル方針ヲ堅持ス
- b 帝國ハ依然支那事變處理ニ邁進シ、且、自存自
衛ノ基礎ヲ確立スル爲南方進出ノ歩ヲ進メ又情勢
ノ推移ニ應ジ北方問題ヲ解決ス
- c 帝國ハ右目的達成ノ爲如何ナル障害ヲモ之ヲ排
除ス

第二 要領

- a 總政權屈服促進ノ爲更ニ南方諸域ヨリノ壓力ヲ
強化ス情勢ノ推移ニ應ジ、適時重慶政権ニ對スル

E-171

交取権ヲ行使シ、且支那ニ於ケル敵性租界ヲ接收
ス

b

帝國ハ其ノ自存自衛上南方長城ニ對スル必要ナル外交交渉ヲ續行シ、其ノ他各般ノ施策ヲ促進ス之ガ爲對英米戰準備ヲ整へ先づ「對佛印泰施策案綱」及「南方施策促進ニ關スル件」ニ據り佛印反泰ニ對スル諸方策ヲ完遂シ以テ東方進出ノ意勢ヲ

強化ス帝國ハ本懲目的達成ノ爲對英米戰ヲ時セズ

c 猶「ソ」戰ニ對シテハ三日輦轍ノ精神ヲ基調トルモ皆ク之ニ介入スルコトナク密力ニ對「ソ」武力的準備ヲ整へ自主的ニ對處ス此ノ固ヨリ周密ナル用意ヲ以テ外交交渉ヲ行フ、猶「ソ」戰争ノ推移帝國ノ爲有利ニ進展セハ、武力ヲ行使シテ北方問題ヲ解決シ北邊ノ安定ヲ確保ス

d

前號遂行ニ當り、各種ノ施策就中武力行使ノ決定ニ際シテハ對英米戰爭ノ基本態勢ノ保持ニ大ナル支障ナカラシム

e

米國ノ參戰ハ既定方針ニ從ヒ外交手段其ノ他有ユル方法ニ依リ極力之ヲ防止スペキモ万一本ガ參戰シタル場合ニハ帝國ハ三日條約ニ基キ行動ス但シ武力行使ノ時機及方法ハ自主的ニ之ヲ定ム

f

遠ニ國內戰時體制ノ徹底的強化ニ急行ス特ニ國土防衛ノ強化ニ勉ム

g

具体的措置ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

一七 一九四一年九月六日、御前會議ヲ經テ決定

帝國國策遂行要領。

帝国ハ現下ノ急迫セル情勢等ニ米英蘭等各國ノ勅
レル對日攻勢「ソ」聯ノ情勢及帝國國力ノ彈捺性等
ニ鑑ミ、情勢ノ推移ニ伴フ帝國國策要綱、中南方ニ
對スル施策ヲ左記ニ依リ遂行ス

a 帝國ハ自存自衛ヲ全フル爲對米（英蘭）戰爭
ヲ辟セサル決意ノ下ニ經テ十月下旬ヲ目途トシ戰
爭準備ヲ完整ス

b 帝國ハ右ニ並行シテ米英ニ對シ外交ノ手段ヲ盡
シテ帝國ノ要求貫徹ニ努ム

對米（英）交渉ニ於テ帝國ノ達成スヘキ數少限度
ノ要求事項並ニ之ニ關聯シ帝國ノ約諾シ得ル限度
ハ別紙ノ如シ

c 前號外交交渉ニ依リ十月上旬頃ニ至ルモ尙我渠
家ヲ貫徹シ得ル目途ナキ場合ニ於テハ直チニ對米
（英蘭）開戰ヲ決意ス

對南方以外ノ諸策ハ既定策ニ基キ之ヲ行ヒ特ニ
米「ソ」對日連合戰線ヲ結成セシメサルニ努ム

裏面白紙

E-172
一八、連絡會議決定案、一九四一年十一月十一日、
法廷證第九一九號、記錄九二六一頁。

方針

一、速ニ極東ニ於ケル米英蘭ノ根據ヲ覆滅シテ自存
自衛ヲ確立スルト共ニ將政權ノ屈服ヲ促進シ且獨
伊ト提携シ先ツ英ノ屈伏ヲ圖リ次イテ米ノ續戰意
志ヲ喪失セシムルニ勉ム。

二、極力戦争對手ノ擴大ヲ防止ス

要領

一、帝國ハ迅速ナル武力戦ヲ遂行シ東亞及南西太平
洋ニ於ケル米英蘭ノ根據ヲ覆滅シ戰略上優位ノ態
勢ヲ確立スルト共ニ重要資源地域並ニ主要交通線
ヲ確保シテ長期自給自足態勢ヲ整フ。凡有手段ヲ盡
シテ適時米海軍王力ヲ誘致シ之ヲ擊滅スルニ勉ム

二、日獨伊三國協力シテ元ツ英ノ屈伏ヲ圖ル

(一) 帯頭ハ左ノ諸方策ヲ執ル

- (1) 緑洲印度ニ對シ政略及通商破壊等ノ手段ニ
依リ英泰國トノ連鎖ヲ遮断シ其ノ離反ヲ策ス
(2) 「ビルマ」ノ獨立ヲ促進ス
- (3) 獨伊ヲシテ左ノ諸方策ヲ執ラシムルニ勉ム
(4) 近東、北阿、「スエズ」作戰ヲ實施スルト
共ニ印度ニ對シ施策ヲ行フ
- (5) 對英封鎖ヲ強化ス
- (6) 情勢之ヲ許スニ至ラハ英本土上陸作戰ヲ實
施ス

(一) 三國ハ協力シテ左ノ諸方策ヲ執ル

E-173

- 印度洋ヲ通スル三國同ノ連絡提携ニ勉ム
通商破壊戦ヲ強化ス
- 占領地資源ノ對英流出ヲ禁絶ス
- 日獨伊ハ協力シ對英指揮ト並行シテ米戰意ヲ喪
失セシムルニ勉ム
- 帝國ハ左ノ諸方策ヲ試ル
- A 比島ヲ米ヨリ離反獨立セシム
B 比島ノ取扱ヒハ戰争終末促進ニ資スル如
ク考慮ス
- C 比島ニ馴シテハ胸レサルコト
對米通商破壊戦ヲ徹底ス
- 支那及南洋資源ノ對米流出ヲ禁絶ス
對米宣傳謀略ヲ強化ス
- 其ノ重點ヲ米海軍主力ノ極東ヘノ誘致並ニ米極
東政策ノ反省ト日米戰無意義指摘ニ量キ米國輿
論ノ厭戰誘發ニ導ク
- ラシムルニ勉ム
- 獨伊ヲシテ中南米ニ對スル左ノ攻勢方策ヲ執
強化ス
- 支那ニ對シテハ對米開戰争特ニ其ノ作戰ノ成果
ヲ利導シテ援將ノ榮退、抗戰力ノ減殺ヲ圖リ政戰¹⁹⁷
略ノ手段ヲ積極化シ以テ重慶政権ノ屈伏ヲ促進ス
- 五 帝國ハ南方ニ對スル作戰間極力對「ソ」戰爭ノ
惹起ヲ防止スルニ勉ム。
- 獨「ソ」兩國ノ意図ニ依リテハ兩國ヲ媾和セシメ

200

「ソ」ヲ楓軸側ニ引キ入ルルコトアルヲ考慮ス
六、當時戰局ノ推移國際情勢、敵國民心ノ動向等ニ

對シ嚴密ナル監視ニ考察ヲ加ヘツツ戰爭終結ノタ
メ左記ノ如キ機會ヲ捕捉スルニ勉ム

イ、南方ニ對スル作戰ノ主要段落

屈服

ロ、支那ニ對スル作戰ノ王要段落特ニ商政權ノ

ハ、歐洲戰局ノ情勢變化ノ好機特ニ英本土ノ沒

落、暫一ソ一戰ノ終末、

對印度施策ノ成功

之ガタメ速ニ爾米諸國、瑞典、葡國、法王廳等
ニ對スル外交並ニ宣傳ノ施策ヲ強化ス日獨伊三
國ハ英ノ屈伏ニ除シ之ト直ニ媾和スルコトナク
英ヲシテ采ヲ誘導セシムル如ク施策スルニ勉ム

193

一九、帝國國策遂行要領ニ關聯スル對外措置、十一月五日御前會議決定、一九四一年十一月十三日ヘ連絡會議、法廷證第八七八號、記錄八九九四頁

對獨伊

日米交涉決裂シ戰争不可避ト認メラレタル際ヘ大
本十一月二十五日以降ト想定スニハ遲滯ナク獨
ヘ伊ニ對シ帝國ハ近ク準備成リ次第英米ニ對シ
開戦スルノ意図ナル旨ヲ通報シ右準備ノ一部ナリ
トシテ左記事項ニ付必要ナル交渉ヲ行フモノトス
一、獨（伊）ノ對米戰爭參加
二、單獨不媾和

補考

獨逸側ヨリ對一ノ參戰ノ要求アリタル場合ニハ
差當リ參戰セサル旨ヲ以テ應酬ス但シ之カ爲獨側
ノ對米參戰ノ時期カ遲ル方如キ事態生スルモ已

ムヲ得ス

對英

對米交渉ノ結果タル了解事項中英國ニ關係アル事
項ヲ英國ヲシテ文諾セシメ且之ニ實質的ニ協力セ
シムル様速ニ直後又ハ米ヲ通シ措置シ置クモノト
ス

右以外企圖隱匿ノ元地ニ於テ特別ノ外交措置ヲ行
フコト無シ

對蘭印

我力企圖祕匿欺騙ニ資スルタメ成ルヘク速ニ從來

E-176

對
泰

歩ヲ續行ス

交渉繼續ノ形式ニ於テ帝國ニ對スル所要物資ノ供給ヲ主眼トスル外交交涉ヲ遂次開始ス

對
「ソ」

概ネ昭和十六年八月四日大本營政府連絡會議決定ニ係ル對「ソ」外交交涉要綱第一項ニ準據シテ交

1、 進駐開始直前左記ヲ要求シ迅速ニ之ヲ承認セシム泰ニシテ帝國ノ要求ニ應セサル場合ニ於テモ軍隊ハ予定ノ如ク進駐ス、但シ日・泰間武力的衝突ハ之ヲ局限スルニ努ム

イ、 帝國軍隊ノ通過並ニ之ニ伴フ諸般ノ便宜供與

ロ、 帝國軍隊ノ通過ニ伴フ日泰軍隊ノ衝突回避措置ノ即時實行

ハ、 泰ノ希望ニヨリテハ共同防衛協定ノ締結（註）一本交渉開始嗣ニ於ケル對泰態度ハ從來ト特別ノ變化ナカニシメ特ニ開戦企圖ノ祕匿ニ万全ノ考慮ヲ拂フモノトス

2、 進駐後速力ニ概本左ノ諸点ニ關シ具体的ニ現地ニ於テ取組ヲ行フ

イ、 帝國軍隊ノ通過及庇護ニ關スル事項

ロ、 軍用施設供用及新設増強

ハ、 所要ノ交通通信機器及工場施設等ノ供用

ニ、 通過並ニ駐屯軍隊ニ對スル宿營給養等

ホ、 所要軍資ノ借用

備考 第一、第二項ノ交渉ニ當リテハ昭和十六年二月一日大本營政府連絡會議決定ノ對

E-177

對支

佛印泰施策要綱ニ準據シ泰ノ主權及領土ノ尊重ヲ確約シ尙泰ノ態度ニヨリテハ將來「ビルマ」若シクハ馬來ノ一部ヲ割譲スペキ事ヲ考慮スヘキ旨ヲ仄カシ以テ交渉ヲ有利ナラシム。

- 1、在支米英武力ヲ一掃ス
- 2、在支敵往租界へ北京公使館區域ヲ含ム一及敵性重要機密一海關鑑印等一ヲ我實權下ニ把握ス但シ我國ノ人的並ニ物的負擔ヲナルベク輕カラシムル様留意スルモノトス
- 3、（註）共同租界及北京公使館區域ハ敵性武力ヲ一掃シテ我力實權下ニ收ムルモ友好國權益ヲモ混入スルヲ以テ接收等ノ形式ヲ取ラサルモノトス
- 4、前諸項ノ發動ハ我企圖ヲ暴露セサル爲我對米英宣戰後トス
- 5、在支敵國系權益中國民政府ニ關係アルモノモ必要ニ應シ差當り我方實權下ニ把握スルモノトシ之ガ調整ハ別ニ措置ス
- 6、占領地内ニ於ケル支那側要人ノ活動ヲ出來ル限り誘導促進シ日支協力ノ下ニ民心ノ把握ニ力

203

裏面白紙

204

メ以テ可能ナル地境ヨリ漸次局部和平ヲ實現セシム

7、對支經濟關係ニ於テハ物質獲得ニ重點ヲ置キ
之ガタメ現行諸制限ニ合理的調整ヲ加フルモノ
トス

202

裏面白紙

E-178

各個人に對する判定

現在の法律からすれば、當然、どのような人も平和に對する罪を犯したかどで死刑に處せられるべきではない。今日の段階では、終身の禁錮がこの犯罪に對して妥當な處罰である。この終身の禁錮刑は、裁判所係令によれば、最高司令官により何時でも輕減することができる。一裁判所係例第十七條一從つて、侵略戦争遂行の共同謀議または侵略戦争の遂行という起訴事實については有罪と認定されたが、どのような通例の戦争犯罪についても無罪と認定された被告は、終身の禁錮刑に處せられるべきである。

津に課されたが、これは正しい。

被告、岡、佐藤、及び島田については、多數決による判決は、これらの被告に同じ處罰を加えている。かれらは通例の戦争犯罪について有罪と認定されるべきであつて、死刑をもつて處罰されねばならなかつた筈である。

被告土肥原、坂垣、不村、松井、武藤及び東條に對して宣告された死刑については、本官は敬意をもつて同意する。

被告畠、廣田、木戸、並光及び東郷は次に述べる理由によつて、無罪にされるべきであつた。

E-179

畠

畠は職業軍人であつた。かれに對して提出された證據の検討を延める前に、平和に對する罪に關する

203

205

E-180 軍人の責任を、はつきり定めることが適當と考えられる。

検察側は次のように述べてゐる。

「如何なる戦地の軍人と雖も單にその屬する政府の遂行しつつあつた侵略戦争の経過の間軍事作戦を實施したが故のみをもつてしては侵略戦争に關する罪の下に訴追されることは居ないのであります。かゝる罪で訴追されてゐる者は、唯政府の侵略政策爾立に賜與したか、或は初めに侵略を誘發し、次で之が政府の政策とせられた場合のみなのであります。」記録

四〇五四〇頁一

この陳述の範囲は、單なる檢察側の方針についての申立ての範囲をこえるものとして、擴張されるべきものである。この陳述には、一般的に認められなければならない規範が含まれている。

單に政府の政策を實行した軍人を、平和に對する罪について有罪であるとして犯罪人とみなしてはならない。軍隊の義務は忠誠であることである。兵卒も將官も、陸軍であると海軍であるとを問わず、政府が遂行する戦争において戦闘という軍人の義務を果したに過ぎない場合には、侵略戦争の開始または遂行という罪に問われるべきでない。

本件では、軍人が一國の政策に影響を及ぼすといふ状勢の危険が全期間にわたり明らかにされてゐる。軍隊は、國家を防衛し、政府によつて決定された政策を實施する力でなければならぬ。この政策を専

てたり、それを左右したりしてはならない。

明治天皇が陸海軍軍人に與えた勅諭を内容とする
その中には次のように述べられている。すなわち、

「抑々國家を保護し國権を維持するは、兵力
に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なる事を辨
へ世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己の本
分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よ
りも輕しと覺悟せよ」（法廷證第三四六五號一
今次の戦争と、その結果日本にもたらされた災
害とは、軍部が右の勅諭に従わなかつたために
ひき起こされたものであるということが、本件
において再三繰返えし述べられている。検察側
は軍人を政治に干渉したかどで訴追してゐる。
蓋し右に述べたことが正しいならば、われわれは
侵略的な性質の戦争において戦うことを命ぜられた
際に軍人が職を解することを期待してはならないと
いうことにたる、これを要求することは、政治に干
済することを軍人に義務として負はせることにひと
しき。それは、別な意味では惡の根本をなすと考え
られてゐること自体を要求することを意味するので
あろう。

平和に対する罪に關して軍人の責任を考慮するに
當つては、極めて慎重でなければならない。ヘニユ
ールンベルグの判決の中で呼ばれているように一名
譽ある兵馬の職が國家間の交際上必要なものである
限り、この職業は「政治に干渉することを強要さ
れぬよう保護されなければならないし、またそ
れが自己の本分内にとどまつてゐる限り、戦争が敗

裏面白紙

北に終つた後にそれに對して提起される訴追に對して、保護されなければならぬい。

自國の軍人が單にその國の政府の命令に従つて戰つたといふだけで處罰されることには、どこの國民も決して同意しはしないであろう。今確立されつつある法の規則は將來適用することを目的としている。

我々の教へるのは血なまぐさい教訓にすぎず、それを一たん教へると、教へた方のものに災がもどつてくる」と云ふような事はさけなければならぬい。

畑は、南京陥落後間もなく任を解かれた松井の後任に任命された。松井及び八十人の幕僚の召還が懲戒處分を構成するものであることは本裁判所において否定された。しかしながら、その指揮下では「南京暴虐事件」が起り得る、と立證された將官の後任としては、尾下の部隊に該正を軍紀を維持させる能力と意思の持主として知られた人が選ばれたということが、おそらく事實であるようと思われる。

畑は訴因第四十五で南京暴虐事件について責任を問われているが（訴因第四十六）。しかし、廣東に對する攻撃は、檢察側も認めたとおり、畑の指揮下ではなかつた南支那派遣軍によつて行われたものである。（記録一六・八三二頁）

また畑は、漢口陥落後に行われた犯罪についても責任を問われてゐる。これらの殘虐行為について本

E-183 E-182a 裁判所に提出された唯一の證據は、A.A.ドーランスの證言だけである。證人は火のことを見たと云つてゐる。すなわち同市の占領後、日本軍が數百の中國の兵卒を集め、一時に、三、四人づつ棧橋を歩かせて、棧橋の端に來るとかれらを揚子江につき落とし、かれらの頭が再び水面に浮び上つてくると鐵砲でこれを擡つたといふのである。へ記録三三九一頁一 辯護側は漢口入城並びに占領が板めて秩序正しかつたことを立證するために十数人の證人を出廷させた。たつた一人の檢察側證人によつて逃べられたとおりこれらの出来事が起つたと、かりに容認したとしても、それはたゞ或る特定の日に或る種の殘虐行爲が漢口で起つたといふことを意味するにすぎない。畠がその日にそこに居たこと、または、かれがどのようなことが起つてゐるか知つてゐたということ、あるいはかれがこれらの出来事を防止できただはずであると/orいことを立證する證據はない。

阿部が組閣の命令を受けた際に、天皇は「外交の方針は英米と協調する方針を試ること」、ならびに内務、司法兩大臣の人選は十分慎重にするよう、畠か梅津かを陸軍大臣とするようとの希望を表明した。
（記録一六二四〇頁）
畠は當時侍従武官長であり、畠ならばアメリカ及びイギリスに對して平和的な政策の實施を確保する用意があるものと、天皇は考えていたようである。
検察側は次のように主張している。「陸軍大臣であつた期間を通じての畠の行爲は、次の點で一層非

難すべきものである。すなわち、かれは、自分が仕えていた政府をくづかえすために、はじめは秘密裡に、後にはより公然と、活動していながら、しかも表面はその政府の政策に従つて、いるよう見せかけた點である。」

右の主張が正確であるかどうかを、特に、米内内閣が平和を念願していたという検察側の主張へ記録三一三五一頁一に調査して、立證することが肝要である。米内も有田も畠がかれらの万對に協力し、へ法廷證第三一九八號、記録二八九一七頁・法廷證第三二〇〇號、記録二八九四五頁一三國同盟に反対したと證言した。畠が同盟に反対でめつたことは田中隆吉によつて證言された。(記録二九四〇八頁一米内は、これより以前に行われた訊問の際には、畠が三國同盟に賛成していたと述べた(記録三八〇〇〇頁一)が、證人としては、このことを否定した。

一九四〇年三月二十二日の議會で、日本は、アメリカ及びイギリス側に追隨するか、ドイツ及びイタリイ側に追隨するものであるか、陸軍大臣に對して質問が行われた。権輜國を支持するものならば誰でも卒直に返答したであろうが、畠はそのようにはしなかつた。かれは、次のように答えた。『英米のプロツクと云ひ、獨伊のプロツクとい色々のプロツクもありますが、吾々と致しましては、事變を處理するためには東亞新秩序の達成をどこまでも妨害する第三國があつたならば、是は飽くまでも排撃せねばならずと云う万對に變りはないのであります』(記録三八〇二二頁)

E-184

この答えは、イギリス及びアメリカとの協調の線に副つた政策を支撑するといふ。自分自身の意見を表明出来ないような立場にあり、しかも陸軍大臣ではあるが陸軍部内でドイツ、イタリアとの同盟を持する一派の者たちの單なる代辯者であることをいさぎよしとしたい人の典型的な言葉であるという印象をわれわれに與える。

米内内閣の瓦解の際に畠が演じた役割に關しては、本裁判所に多くの證據が提出された。證人台の米内と有田の兩人は畠は上級公軍當局者のために無理にやめさせられ、その結果内閣の瓦解をひき起したと感じたと證言した。この見解は證人澤田によつてうらづけられてゐる。(法廷證第三二〇五號)當時の參謀總長閑院宮の次長であつた澤田のいう所によれば、閑院宮は陸軍と内閣との間の行きづまりを打解するためには陸軍大臣を利用しようとしたのである。

(記録二九〇一〇頁)

澤田はまた陸軍次官河内こそ、陸軍省内で軍國主義者の希望を代縛していたのであり、内閣の瓦解にもつとも重要な役割を演じたものであるとも證言した。田中はこの證言を支撑した。(記録二九〇四九頁)

當時畠が果してゐた役割について述べてゐる新聞記事が提出された。(法廷證第三一九九一A號)そこには、畠は米内の要請に應じて辭職し、陸軍三長官の會同の後、次のように總理大臣に報告したと述べてある。

すなわち、三長官に詣り陸相の後任を推薦しその受諾方を交渉したが、現下の状勢では何れも文諾

裏面白紙

の意思がなかつた。貴方の御意見には全陸軍は全然反対である。「」といふのである。一傍線は引用者による。

212

この記述から見れば、畑が故意に内閣の瓦解を來したということには全くならず、この結果をひきおこしたのは畑の推薦した候補者を受け入れることを拒否した陸軍三長官中の他の二人のものの拒絶の爲であつた。

他の内閣のもとで發生した中國との戰争は阿部及び米内内閣時代にも續いて行はれてゐた。畑が就任した時にはこの戰争は遂行されつゝあつた。陸軍大臣であつた時に畑は蒋介石と和を説じようと試みて穏密に交渉を行つたと田中は證言した。(記録二九四〇八頁)その誠意を示すために畑は日本軍の兵力を九十万から六十万に減らした。(記録二九四一一页)

畑が「蔣政權を根本的に打倒しようと努めた」ということを立證するため検察側は一九四〇年三月二十二日に畑が議會でなした答辯を引用した。畑は「蔣政權の容共、抗日策を根本的に打倒致しまして・・・」といふことを述べたのである。(記録三八〇一五頁)

公式の場合に話された言葉は、眞實を語るものでないことがしばしばあるといふことは別として、中國と日本の關係、並びに日本の内部のいくつかの黨派、派閥の間の關係は、畑が侵略戰争を遂行したという罪について有罪であることを立證するに十分な程には明らかにされてゐない。この點については²¹¹幾分疑ひが残されており、従つて未だ疑念のもたれる中はざのような人をも有罪であると宣告してはならない。

訂正

訂正理由	撮影ミスのため 直前の / コマ取消
訂正個所	直前の / コマ再撮影
訂正年月日	平成ノ八ノ年ノ十二月ノ四日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	舟藤光始印
撮影者	舟藤光始印
受託責任者	重隆印

神奈川県横浜市中区210番地
富士写真フィルム株式会社
代表取締役
森 重 隆

この記述から見れば、畑が故意に内閣の瓦解を來したということには全くならず、この結果をひきおこしたのは畑の推薦した候補者を受け入れることを拒否した陸軍三長官中の他の二人のものの拒絶の爲であつた。

他の内閣のもとで發生した中國との戰争は阿部及び米内内閣時代にも續いて行はれてゐた。畑が就任した時にはこの戰争は遂行されつつあつた。陸軍大臣であつた時に畑は蒋介石と和を説じようと試みて穏密に交渉を行つたと田中は證言した。（記録二九四〇八頁）その誠意を示すために畑は日本軍の兵力を九十万から六十万に減らした。（記録二九四一頁）

畑が「蔣政権を根本的に打倒しようと努めた」ということを立證するため検察側は一九四〇年三月二十二日に畑が議會でなした答辯を引用した。畑は「蔣政権の容共、抗日策を根本的に打倒致しまして・・・」ということを述べたのである。（記録三八〇一五頁）

公式の場合に詰された言葉は、眞實を語るものでないことがしばしばあるということは別として、中國と日本との關係、並びに日本の内部のいくつかの黨派、派閥の間の關係は、畑が侵略戰争を遂行したという罪について有罪であることを立證するに十分な程には明らかにされてゐない。この點については²¹¹幾分疑ひが残されており、從つて未だ疑惑のもたれる中はざのような人をも有罪であると宣告してはならない。

中國と日本との間に戦争が行われてゐたという事實に照らして見れば、武器の供給をやめさせるために佛印に對してなされた強硬な要求を目して、これをフランスに對する侵略と見做すことは正しくない。米内内閣の瓦解の二日後に畠は天皇に謁見し、後任者について内奏した。東條はこの種の推薦は總理大臣が陸海軍兩大臣の人選を終えた後でなされるべきであつたと證言した。いづれにしても、畠は近衛の決定をまたないで東條を推薦し、そのために天皇によつて少し早いようだと考へられた。(木戸日記一九四〇年七月十八日、法廷證第五三九號、記錄六二六六頁)この日の日記を見ると推薦は「内奏」とよつて行わたとあり、この「内奏」という言葉が誤まって「秘密に」と翻譯された。この「秘密の推薦」に基いて検察側は畠が共同謀議したと訴追してゐる。しかし、東條の反對訊問の際に「内奏」は「非公式に」という意味であることが明らかにされ、言語裁判部によつてこのことは公判廷で口頭で確認された。(記錄三六六一〇頁)この訂正は後に検察側の最終論告で見落され、多數意見による判決でさえも畠に對してはかれが「ひそかに」東條を推薦したと不利に認定してゐる。(判決、四七九頁)

事實は依然として畠が東條をかれの後任者として推薦したということである。人事局長野田は次のように證言した。すなはち、畠が東條の名を挙げたのではなく、野田自身が東條を畠に推薦し畠は單に野田の推薦を採用したに過ぎないというのである。(記錄二九四〇〇頁)

野田はかれが東條を推薦したのは、「阿南次官とも

篇と相談した結果」ほかのこととともに参謀本部の希望並びに當時の陸軍省内各局の空氣をも取入れて行つたものであると説明した。（記録二九三九四頁） 畑個人に對する判定の中ではかれは「また他の高級の軍當局者と協力し、これらと協議した上で、米内内閣の瓦解を急に早め、「たと述べられてはあるが、多數意見による判決が「米内内閣の倒壊をもたらした策謀に、陸軍大臣畑が積極的に參加したということは、示されていない」（判決四七四頁）と述べてゐるのは正しい。米英に、對する反対の演説をした某中佐に對して畑が處罰を加えたと田中は證言したが（記録二九四一〇）此の様に軍人が政治に干與することに反対であつた畑が日本の政策を指導しようとした陸軍部内的一部の者によつて、ひどく取扱はれた事はありさうなことである。

畑に對する個人判定の中では次のように述べてある。「中國における派遣軍の總司令官として、一九四四年十一月まで、同國で引續き戰争を遂行した。かれは、日本陸軍部内における現役軍人の最高地位の一つであつた教育總監として、中國と西洋諸國に對して、引續き戰争を遂行した。

軍人は誰しも嚴密な意味での軍人としての職務を履行したというたゞそれだけの理由で侵略戰争遂行の罪について有罪と認定されるべきではない。侵略は政治的な概念であつて、侵略の罪もそれに開連した政治的な決定に加わるものに限られなければならぬ。

裁判所條例の意味する所も、軍人は陸海軍を問は

ず、たとい將官級のものであつてもそれぞれの資格で、政府の政策を決定するものでない限りは、決して侵略戦争を遂行するものとは看做されるべきではない、というのである。

E-189

更に、軍人は誰でも單にその軍人としての任務を履行するだけでは戦争を遂行したとはいはれない。この言葉の意味と、平和に對する罪を定義するのにこれが使はれてゐる目的とを考えて見れば、たゞ政府と政府の職務を實行し政策の樹立にあづかる當局者とだけが戦争を遂行するものであるというふうに理解されなければならない。ニューヨークベルグの判決で指摘されたように、この「遂行」という概念は極めて範囲の制限されたものでなければならない。この遂行を支持する諸活動は經濟的性質のものであらうと軍事的性質のものであらうと遂行という範囲の中には含まれない。これらの諸活動はまた侵略戦争遂行の犯罪に參加したという犯罪的なものではない。いづれにせよ、本裁判所の管轄權の對象となる參加の形式は裁判所條例に列舉されてゐるのであって、それ以外の形式の參加は除外されるのである。

従つて、畠が一九四一年から一九四四年にわたつて中華人民共和国の最高指揮官であり、後に教育總監であつたという事實は、そのような地位に居つたからといふので彼が平和に對する罪を犯したということの正当な理由にはならない。

畠は更に中華人民共和国の日本軍によつて犯かされた戰罪についても責任を問はれてゐる。召喚された幾人かの證人は彼が嚴正な行動をするようとの命

令を發したことを證言した。

E-190
本裁判で立證された殘虐行爲について、烟が知つてゐたということを立證する證據は提出されてゐない。これらの殘虐行爲はそれらについての報告が間違いなく、烟のもとに達するという程の大規模のものではなかつた。この軍隊によつても、殘虐行爲が行はれるといふのは誰でもが知つてゐることである。本件の場合、殘虐行爲を単坐にやめさせるのに間に合うよう、烟は出来事について知り得た筈であり、知つてゐなければならなかつたと、合理的な疑念の余地がない程十分に結論することのできる證據が當法廷に提出されていない。

合衆國との交渉の失敗がもとで太平洋戦争になつたのであるが、この交渉は、烟が中國で總指揮官であつたときに行はれた。この交渉に關しては、烟は何らの職責も果さなかつた。それでも、かれは日本と米國との間の戦争には反対で、かれの參謀長を東京に派遣し、當局者に對して、いよいよ已むを得ないとなれば、米國との戦争を防止するためには日本軍は一兵も残さず中國より撤退しなければならない旨を傳えさせた。海軍大臣、及川はこの意味の證言をなしたし（記録二九〇〇四頁）、田中も同じように證言した。（記録二九四一三頁）この措置は、烟は軍閥に屬さなかつたという木戸の意見をうらづける。（記録三一二三六頁）烟の勸告に従つたならば、太平洋戦争は勃發しなかつたであらう。

烟俊六は、かれに對する起訴事實のこれについても有罪であるということが、合理的な疑念の余地のな

E-191
今までに立證しつくされてゐないという理由にもとづき、無罪とされなければならぬ。

廣田

廣田は通例の戰爭犯罪並びに平和に對する罪について訴追されており、多數決による判決ではそれらについて有罪と認定されてゐる。

通例の戰爭犯罪については、先づ最初にかれはこれららの起訴事實についてなんらの疑いもなく無罪とされなければならないといつてよい。この無罪であるという理由については順次述べることとする。

平和に對する罪に關していえば、廣田は二つの異なる種類の行為について罪を問われ、かつ有罪と判定されてゐることに留意しなければならない。その二つの行為とは、新秩序確立のために戰爭遂行の共同謀議をしたことと、中國での戰争を遂行したことである。廣田は一九三六年八月十一日の國策の基準の決定の中で立案された外交政策の樹立、または少くともその指導について、多數決による判決の中では再三繰り返えし有罪であると認定されてゐる。この外交政策は本裁判所によつて冒頭から軍事的な侵略を構成するものと解釋されてゐる。

(本意見書)の事實に關する一般的考査の部分で、右の解釋が必ずしも正しくはないことが示されてゐる。この秘密決定の原文からみても、日本が侵略戦争という手段によつて東アジアを支配しようと計畫したのではないことは明らかである。したがつて、眞の侵略戦争の遂行に關する犯罪的な共同謀議と具体的な計畫の立案とはいづれも関連性を全く失うこ

E-192

となる。一九三六年並びにその後の政策立案者の考えてゐた東アジア支配への道は右以外の方法であった。かれ等は外の諸國が武力をもつて日本の「平和的」進出に對し反撲を加えることがないようにはどうしても日本を強力にしなければならないと考えた。その政策が東アジアの支配達成の手段として武力を行使するという方向に向つた決定的な時期は一九四〇年の後半、特に一九四〇年九月十九日であつたことが立證されてゐる。

判決はその一般段階で、一九三六年のソビエットの領土の一部に對して、ソビエット聯邦の領土の一部に對して、占領の目的で攻撃する意志があつた事がわかるとして結論を下してゐる。(七八三頁) その他の箇所においても、判決はこの一九三六年八月十一日の決定に關して既に次のように述べてゐる。ソビエットの根本目標は・・・・アジア大陸に確固とした地歩を確立することと、軍事力によつて東アジアを支配することであつた。(一六七頁)

この解釋は正確でないようと思われる。廣田の個人判定で、判決は次のように述べてゐる。(一九三六年に、かれの内閣は、東アジアと南方地域における進出の政策を立案し、採用した。廣範な影響のあるこの政策は、ついには一九四一年の日本と西洋諸國との間の戦争をもたらすことになつた。本官には、ここで一九三六年八月十一日の決定が正しく評價されてゐるようと思われる。それは宿命的な決定であつた。今になつて回顧してみると、あのよくな政策を決定したのでは戦争も已むを得なかつたというこ

E-193

とが分るのである。というのは、この決定の中で立案された方針のもとでは、必ずやいつか誰か外の日本人によつて引きつがれて別の方舟なわち職事という方向へもつてゆかれる時期が来たに違ひなかつたからである。一九三六年の政策は西洋諸國の反響を招來することは確實であつた。この反響が起つて來た時代になると。・・・そしてこれに對しては當然のこととして日本国内に反動をひきおこしたのであつたが。・・・もはや「漸進的な強力方針」を維持出来なくなるといふことは廣田は予想しなかつたようである。しかもかれはこの危局が明確に到達するのをまたないでそれ以前に早くも辭職したのである。

かれの場合は自分の力の誤算であつた。廣田はその政策によつて誘發してゐた邪惡な精神を抑えることが出来なくなるということを事前に悟らなかつた。此の致命的な傾向が具体的にあらはれて來た時には、かれは「重臣」という無力を存在の中に引込んでしまふ、日本は破滅に向つてばく進してゐると警告しても何の効果もなかつた。

この一九三六年の政變が日本にとつてどんなに致命的なものであつたにせよ、それは裁判所條例が言及してゐる平和に對する罪の概念に該當するものではない。

廣田はまた平和、特に中國との平和に對する罪、について訴追されてゐる。多数決による判決では、彼が蔣介石に對する戰爭を擴大するのに貢獻したと示されてゐる。この點については以下檢討を加えてみる。ここで、前に述べた二つの起訴事實には闇違性があるということに注意を喚起したい。廣田を中國に對する戰争を支持した外務大臣と看做せば、その見地から、一九三六年の國策の基準の決定を解釋しようとする傾向を生ずる。戰争とまではゆかない手段によつて中國に對するその意圖の實現を圖ろうとして出來なかつたので、廣田は中國でのその目的の達成のために全面的に武力の行使を支持したといふことを認めるならば、一九三六年の決定の際にも同じような態度を認めようとした勝ちなものである。²¹⁹ すなわち同じような態度とは、戰争にいたらない手段によつて新秩序の達成を圖ろうと試みながら、必要とあれば新秩序の確立のために侵略戰争といふ

手段を用いることをも辞さないという用意があつた
というのである。多數決による判決の中に與えられ
てゐる解釋はこのようをものである。しかし、この
解釈は、一九四〇年並びに一九四一年の決定の中
示されてゐるような武力行使の政策への事態の漸次
的な推移を考慮してみると、筋道が立たない。

E-195

廣田は外務大臣と總理大臣であつた時期を通じて、
すなわち一九三七年の約四ヶ月を除いて一九三三年
九月十四日から一九三八年五月二十九日にわたる間、
軍國主義者と協力することによつて、かれらに對す
る妥協政策を唱道したもつとも頗著な人である。こ
の協力とはかれらの目的すなわち新秩序を採用しな
こと、しかしその手段すなわち侵略戦争は採用しな
いことであつた。政治的な背徳行爲であるといふ理
由にもとづいてこの政策を彈劾するには十分なしつ
かりした根據があることかも知れない。しかしながら、
本官はここで、本裁判所は裁判所條例にあらわ
されてゐる以外の法的犯罪をつくり出すことはさけ
なければならぬと繰り返えして強調する。經濟的
侵略、思想的侵略、宣傳及び破壊行爲による侵略、
第五列を通じてまた内部のあつれきを挑發すること
による侵略、たとい、これらの方の一つ
でもその同類物である軍事的侵略に劣らず効力のあ
ることが明らかにされた場合においても、これらは現行國際法のもとでは犯罪と、今の所は、考
えられていない。會議の席上その立場を強化するため
に強力を軍隊をつくつておくということは犯罪で
はないし、またさきに述べたどのようを政策を樹立

するに當つてもこのようを軍隊を予備に取つておくことも犯罪ではない。

廣田のとつた措置は、それが、日本及び世界の將來にとつてどのように致命的なものであつたにせよ、侵略戦争の具体的な立案という範囲の中には含まれない。回顧してみると、それらの措置は、侵略へ向つてのそれ以後の推移にとつては必要不可缺の條件であつたと或は思はれるかも知れない。しかし、かれが支持した政策を後に棄めることになつた措置を彼はとらなかつた。かれが外務大臣を辞めてからしめた無力な地位にあつたときに、日本の外交政策について見解を表明するよう求められた際には、どのような場合にもこれらの措置には反対したということを示す證據がある。

蘆溝橋事件の後に中國に關して廣田が演じた役割については幾分疑問の點が残つてゐるかも知れない。その事件の以前にはかれは日中關係改善の支持者であることを明らかにしていた。蔣介石はかれの三原則に贊意を表明していたし、この三原則に基づいて中國と日本の關係は樂き上げられることになつていた。一九三五年から一九三七年の間に中國と日本との關係に變化があつた。本裁判に提出されたいくつかの書類によつて、日本が華北に對する特別な關係を確保しようとしたことが判る。しかしながら滿洲に適用された方法が譲返されではならないといふ事を日本が認識していたようであるといふこともこれら²²¹の文書によつてわかる。目的は南京政府を説いて北部五省に關する特別な地位を認めさせようといふのであ

つた。

多分日本側のこれらの計略に對する反動としてであろうが、中國政府の態度が變つた。中國がこの日本側による國內への侵略に抵抗したことは全く正當である。西安事件がどの程度にまで中國側の態度の變更に影響を及ぼしたものであるかは本裁判では明らかにされていない。しかし、薩摩橘事件の勃發後は中國政府は譲歩なしで抵抗することに決定したことが指摘されてゐる。抵抗して最後まで城い抜くことを決意したといふ意味の蔣介石聲明をわれわれは證據として求めるものではない。この主張を實證したであらうと思われる蔣の著した本からの抜萃があつたが、それは一般段階でなしにある個人の部門で提出されたため證據として受理されなかつた。(記録三〇一四六頁)日本側が諒解に到達しようとする試みたことについて、また、中國側の回答がおくれたり、わざとおくらされたり、同避的であつたりしたことについての長期にわたる歴史がある。中國の外交部長の聲明に關して一九三八年一月十三日にトラウトマンはドイツ外務大臣に次のような電文を送つてゐる。「私には口上書には了解到達の希望が現はれて居ない様に思はれた。」(法廷證第四八六B號)ドイツによる仲介に關して、一九三八年一月二十六日にフォン・デイルクセンは次のように本国政府に報告した。「支那側では日本の條件に對し眞面目に吟味する決意さへなかつたことは次の事實から明らかである即ち蔣介石元帥が日本の條件についてトランツマン氏と決定的討議をすることを避け又支那の

E-197

閣談が日本の條件と我々のそれに關して與へた説明に關して公式の會合に於て最近に到るまで留置したかつたことである。（法廷證第四八六一號）

この態度を取つたことについて（すこしも）中國側を非難することはできない。日本が蘆溝橋事件を起したといふことは立證ずみである。然し同時に又廣田がこの事件に關係せず、それをやめさせようと最善の努力を盡したことにも疑う余地はない。

その情勢をもつとも簡単に要約してみると次の通りである。單獨が一の事件、と云ふよりはむしろ一連の事件を起した。東京の政府はたゞちに紛争を局地的に解決しようと試みた。然し中國政府はそれ以上の譲歩をしないであくまでも戦いぬくことを決定した。最初の事件について責任がなく又戦争を防止しようとしたが中國軍が行動を起してはいたといふこと並びに交渉が明らかに誠意をもつては行われていなかつたと云ふ事實に直面させられた外務大臣の立場は法律的にみればどの様なものであろうか？

廣田はただちに事件を解決しようとはかつた。一九三七年七月十一日に現地で一應の解決をとげた（記録二九六八五頁）そして、問題は南京の中國政府と（記録二九九〇一頁）同時に東京の大蔵とに對して交渉された。（記録二九六八二頁）日高は外務省と問題を相談し、張詳との個人的折衝を開き、七月二十七日にある同意に到達した。（法廷證第三二七三號）妥結を得ようとしたこの努力は、たしかに廣田が中日間の戰争を欲しなかつたこと、そして中

E-198

223

225

國で侵略戦争を開始しようと共同謀議しなかつたことを示すものである。この交渉中に東京では数個の鉄砲の動員についての決定が行われた。中國の軍隊はすでに行動をおこしておつた。軍當局は日本守備隊の増援が必要であるということを強調した。(七月二十日及び同二十七日の決定)

一九三七年八月七日に一和平案が起草され、承認されて中國當局へ提出された。(法廷證第三二六〇號)この和平案の條項は日本政府がその紛争を解決することにどのように熱心であつたかを明瞭に示している。その様子は、ほのかのこととともに、冀東政権の解消を含み、同時に、日本政府は右の政権を南京政府の管轄下におくよう援助することを約束した。(法廷證第三二八〇一A號)廣田は陸軍側に相當難色あつたが結局は同意したと電報した。(法廷證第三二八〇一B號)

同時に、廣田は中日關係の全般的な調整をもたらさうと努力し、「日支關係の全面調整計畫概要」を南京へ送つた。しかしかれば大使に對して全面的な調整のための右の提案は、當面の紛争の解決をふくらしてはならぬこと、そして迅速な協定に達する見込のある場合に限つてもち出されなければならぬことを訓令した。(法廷證第三二八〇一B號記録二九九四二頁)

國內での廣田の立場の困難さは陸軍の極めて小數の指導者だけが右の條件をしらされていたという事實によつて判斷されるであらう。(法廷證第三二八〇一D號、記録二九九三五頁)

この裁判中に、廣田が和平解決に奔走し、高宗武と秘かに交渉するため個人的に船津を中國へ派遣したことが證明されてゐる。（法廷證第三二七五號、記錄二九九一六頁）廣田はまた同様の目的のために有田を中國へ派遣した（記錄二九六九四頁）

廣田は和平をもたらそうとする努力を繼續した。かれは他の諸國の斡旋を得て、それを利用したいと熱望していた。かれはグルー大使に日本が協定に到達する用意のある條件の限度を説明した。（グルー供述書、法廷證第三七一六一B號、記錄三七〇〇五頁）合衆國は、兩當事國によつて要請されない限り、斡旋の労をとることを欲しなかつた。クレーギー大使は、英國政府の斡旋を申出で、廣田は即座にこれを受諾して、繰り返し日本の提案を説明した。しかし、陸軍は英國の仲介に對して異議を唱えたので、クレーギーの交渉は失敗した。（記錄二九六九九頁）當時、日本では、強い反英感情があつたが廣田は、英國が日本の欲する和平の好い仲介となるかもしけないことを指摘して、これらの感情に對して警告した。（法廷證第三七八四一A號、記錄三七六九五頁）一九三七年十月一日の「支那事變處理要綱」（法廷證第三二六二號記錄二九七七一頁）はさきに述べた和平提案について、ある特恵の條件、すなわち、滿洲國の承認と賠償を追加した。廣田がその後グルーに語つたように、敵對行為が長引いて死傷が引づいて増加するならば、日本の態度は變化しその際件はもつと強硬になるかもしかつた。（一九三七年十一月十六日法廷證第三二八四號、記錄二九九五
225

六頁）この傾向は南京の陥落直後及びそれ以後に特
に顯著になつた。中國が了解に達しようとするのに
余り熱心でないということが増え明らかになつたと
いう事實は、蔣介石との一切の交渉をたち切ること
になつた新政策を促進した。

一九三七年十二月二十四日の「文部事變處理要綱」
（法廷證第三二六三號、記録二九八一五頁）では日
本が蔣介石と協定を結ぶ用意のあることが尙表明さ
れてゐた。

一九三八年一月十四日及び十五日の連絡會議にお
いで中國からの回避的で欺瞞的であると認められた
回答が受けとられた後、蔣介石をこの上相手とする
ことをやめることに決定された。

中國と日本との間の悲劇に役割を演じた当事者の
眞の意圖と關係をはつきりと描き出すことはむづか
しい。しかし、廣田が戦争に反対したこと、そして
かれが平和の維持とその後平和の回復に影響を盡し
たということは、疑う余地がない。彼は失敗した。
しかしグルーの日記の記述によつて、（法廷證第三
二八二號、記録二九九四九頁）その當時、廣田の地
位が強力をものでなかつたこと、及び文官政府が軍
部に對して殆ど無力であつたことがわかる。
新秩序を建設するために軍事的な侵略を宣傳し支
持した日本國內の一派に廣田が屬さなかつたといふ
ことまではつきりしてゐる。廣田はこの新秩序が
漸進的な平和的な方法でだけ確立されることを欲し
た。

中日戦の紛争に當つては、かれは戦争に反対した。本裁判所に提出された不充分な證據によれば、かれはこれらの出来事が起らないようにしてようと試みたけれどもこれを防止するだけの力がなかつたという印象を受ける。

もうこれ以上蒋介石を相手にしないといふ政府の決定にかれが参加したということは證明されている。たとい、この事からかれが日本政府の間諺として中國に對して侵略戦争を遂行したという指証が導き出されるとしても、かれの経歴は、かれが本裁判所によつて死刑に處すると判定された侵略の巨頭連の仲間ではなかつたことを示している。當時の最も重要な關係について今も尙疑いが存在するということを考えれば、かれに對してその疑わしい點を有利に解釋してやるだけの理由が、本件では、十分にある。

軍事的な侵略を提唱した日本国内の有力な一派に廣田が賛同したかつたという意見をうらづけるものとして以下の諸點が挙げられる。

一九三六年に、かれはワシントン海軍條約に關して妥協を唱達した。かれはその會議から退すことには反對であつて、そのためには辭職することさえ考えていた程であつた。(原田日記、記録三八六四六頁)。

E-202

陸、海軍大臣になるには陸海軍の現役將校でなければならぬとする法律が廣田が總理大臣であつたときに復活したとき、かれは次のような質問を行つて反対を表明した。『この改革のために、組閣の大命を授したもののが將來陸海軍大臣を任命するのがむづかしくなるようになるのではないか』

かれは第一次近衛内閣の外務大臣を辞めた後は二度と内閣に列しなかつた。

それ以後かれは二度と公卿にさえつかなかつた。日本の語政策の傾向は、もはや辰巳によつて支持されない方向へ向つて行つてしまつた。一九三九年に總理大臣に推薦されたときにかれは『陸軍のことが心配である』といつてこれを断つた。(記録三八六七七頁)

廣田が三國同盟に反対であつたこと、(記録三〇〇六頁有田證言、記録三〇〇一九頁米内、記録三〇〇三四頁ロメル)並びに松岡の政策を「日本にてつて致命的である」と考えていたこと(一九四一年二月一日附グル1日記、記録三〇〇三六頁)は證明されてゐる。

一九四一年十一月二十九日の重臣會議の席上、次のように質問して廣田は戦争に反対であることを表明した。

『外交上の危機は所謂戰機との關係もあるところ・・・・今回危機に直面して直に戦争に突入するは如何なものに』(記録一六一八七頁)

このような形式で述べられた質問といふものは日本人が異議を唱える際の通常のやり方であることが

E-203

指摘されていい。

一九三六年の廣田の政策、すなわち侵略主義者の目的を採用することによりかれ等の先手に當ようとしたことは日本にとつて滅命的であり、軍國主義者の努力を增大させ、終局的には戦争に導く以外の何の結果をも招來することは出来なかつたと結論を下すことができるかもしれない。

出来事が起つてから判断すれば、このような結論に到達することは全く、容易なことである。一九三四年に、廣田は議會で述べたように「凡そ國勢の向上する場合には其の適当すべき事端多々あるものであります」（法廷證第三二三七號）といふことを十分認めていた。かれはこれらの問題を解決しようとして致命的な誤りを犯した。そうするに當つて彼が犯罪を犯したということは、合理的な疑いをなさむ余地のないまでには證明されていない。

廣田は訴因第四十五、第四十六、第四十七に舉げられてゐる通例の戰爭犯罪、すなわち、南京へ一九三七年一一九三八年）、廣東（一九三八年）及び漢口（一九三八年）で行われた殘虐行爲について責任を問われている。廣東については、檢察側は一九三八年に行われた殘虐行爲に関する證據を提出しなかつた。黃頭祥（法廷證第三五〇號、記録四六四八頁）と劉自然（法廷證第三五一號、記録四六五〇頁）の兩證人は、一九四一年と一九四四年にそれれ廣東省でおこなわれた殘虐行爲について證言した。

漢口については、本裁判所に提出された唯一の證據は A・A・ドノランスの證言によるものである。

E-204 E-203-A

同證人の見た所では、日本軍が漢口の占領後、數百の中國兵を乗め、一度に三人または四人づつ機橋を降りてゆかせ、その端に來ると揚子江に投げこみ、彼らの頭が水面上にめらわれるとこれを射擊したといふのである。（記録三三九一頁）辯護側は漢口入城並びに占領に際しての日本軍の行動が全く嚴正でかつたことを立証するために十人以上の證人を召喚した。かりに、たつた一人の檢察側の證人によつて述べられたような出來事が起つたことを認めるにしても、それは或る特定の日に特定の殘虐行為が漢口で行われたことを意味するにすぎないのであつて、それについて日中の外務大臣は、もとより、全然知らなかつたし、凡そ知ることが出来なかつた筈であるし、從つてこれら殘虐行為を防止するといふことは到底出來なかつたのである。訴因第四十六及四十七で彼に對して參げられた起訴事實について廣田が無罪とされなければならぬことには全く疑いの余地はない。

問題は、南京での殘虐行為、すなわち一括して「南京暴虐事件」としてしられてゐる事件について外務大臣としての廣田が責任があると認定されるべきかどうかといふことである。南京の陥落後、大董虐殺、集團強姦、全般的な略奪並びに財産の手當り次第の破壊が行われたといふことは全然疑いのないまでに證明されてゐる。安全地帯を組織し、青年が射殺され、婦女が強姦されるのを防止しようと全力を盡した南京在留外國人は、かれらの觀察並びに證實に至づいて抗議したのであつた。國際安全地帯空

E-205
員會監記 I・T・C・スマイスは最初の六週間は日に二度の抗議を提出した。（記錄四四五七頁）ペー・ツ博士によれば、暴力行為の横行は二週間半から三週間にわたつて激烈をきわめ、南京の陥落にひきづき六週間から七週間にわたつて深刻でみつた。

（記錄二五三八頁）許證人は「暴行」の期間を三ヶ月間と概算した。（記錄二五八四頁）

日本大使館員は外國人と協力して殘虐行為をやめさせようとしたが、ほとんど無力であつたといふ證據がある。（マツクカラム、記錄四四七三頁）一日本大使館員は委員會に對して、日本陸軍は「南京を手痛く攻撃する決心をなし居れるが大使館員は其の行動を緩和せしめんとしつつあり」と語つた。（記錄四五八七頁）國民基督教會謹のボイントン師は上緯の英國大使に對して次のように述べた。“日本大使館員にして日本軍入城間もなく南京に到着したるものは泥酔の宴樂、殺戮強姦及強奪が避難区域の内外にて公然と行はれ居るを見て戰慄し居たり。彼等は軍司令官に注意を促さんとせしも果さず、結局其司令官が無情無關心なる態度なるが爲に刑罰の方法として南京に臨むに故意に放慢となりたるもの如しと觀察し居り又東京に打電連絡せんとするも電報が軍管轄なる爲之亦強望なりて大便館職員は宣教師に彼等宣教師より日本内に之等事實を公表する如く試み日本政府が與輪により軍隊を抑制する様に仕向けては如何との語あつたる程なりし（記錄四五五九一四五六〇頁）

南京の日本大使館に送られた報告は更に外務大臣

E-206

のもとへ、廻送された。これらの報告は二組に分けて東京で受取られ（石射、記録二九九七四頁）外務省からは直ちに陸軍軍務局長にその内容がしらされた。外務大臣は一度か二度みずから陸軍大臣杉山に話したが、戻田は「出先の軍に聞することは内閣でもつて闇談として取扱うことはなかつた」ので（石射、記録二九九九二頁）その問題を闇談にはからなかつた。從つて、司法大臣鹽野は、闇談は中國における殘虐行為についてしらされなかつたと述べた。（記録三〇五三八頁）大藏大臣賀屋（記録三〇六四〇頁）及び、文部大臣木戸（記録三〇八四一頁）（註一）も同じ意味の言をした。

〔訳〕 後に、一九三八年二月の中旬に、關係事件めつた後、この問題は貴族院で論議され、その際大倉男爵は次のように述べた。「外國の新聞を見ますると云うと、南京、上海方面に於ける日本軍の行動に付て色々忌はしいことを書いて居ります。」木戸はこれに對して以下のように答辭した。「只今潤話の上海に於ける日本軍の行動に對しまする報道は、私も耳に致して居るのであります。大倉男爵の御話の通り私は全然是は全部が眞相とは思ひませぬ。併し又一面他の方面からも可なり斯う云つたやうな報道を受けた所ります事實はゐるのであります。」（法廷證第三七三七一頁、記録三七一八五頁）、一九三八年二月十八日附「ジャパン・タイムス・アンド・メール」紙はこの貴族

裏
面
白
紙

二三九

E-207

院での論議について報導した。(法廷證第
三三四二：▲號、記録三一五一七頁)。

證人石射は陸軍大臣が廣田に對して即刻行動し、
そして強硬な警告を發することを約束したことを證
言した。(記録二九九七五頁)これに從つて廣田は
ダルー大使に對して次のことを保證した。「最も嚴
重なる訓令が大本營から發せられ在支の總ての司令
官に渡される旨である。其主意は之等の掠奪は中止
せらるべきこと及本間少將が南京に派遣せられ調査
を爲し命令の遅延を諒めることを云つて居る。」
(記録三〇〇し〇頁)

この措置がなんらかの効果をもつたといふことは、
司令官松井が召還されたこと、そして彼とともに約
八十名の幕僚が歸還を命ぜられ、その一人は南京の
陷落前十日程に同市を占領した軍隊の指揮官となつ
ていいた明治天皇の女婿に當る朝香宮であつたという
ことによつても分る。(記録三四五七頁—三四六一
頁)しかし、この大量の召還が懲戒措置であつたと
いふことは否定された。

E-208

以上のことに鑑み、廣田は殘虐行爲について責任があると認定されではならない。問題は、彼が、これらの戦慄すべき出来事に關連してかれの執るべき任務を怠つたかどうかにある。證據は彼が、現に措置を執つたこと、そしてかれが、直後の關係者である閣僚、すなわち、陸軍大臣に個人的に折衝したこと、示してある。後者は措置をとること、すなわち、警告を發し、そして現場での調査をするために、一時校を派遣するということを約束した。これらの措置が效果をあけるまでにかなりの時が経つたということは、廣田の過失ではない。かれは陸軍の行爲について苦情を受けた外務大臣として當然しなければならないことをなした。すなわち、陸軍大臣に通告したのである。かれが自らこれを行つたという事實は、かれが、この問題を極めて重要であると考えたことを示してゐる。當時の政府の政策——すなはち若し、中國政府との敵對行爲が避けられないとしても中國民衆からの協力を獲得しようとする政策から見ても、南京暴虐事件のような事件は政府の真的希望を裏切るものであるといふことは容易に理解される。この理由からだけでも、外務大臣を初め外務省員全体が南京の事件について深く憂慮し、その終止に努力したこととは誰でも理解出来る。本裁判に提出された證據は一外務大臣が軍部を相手にすることが非常に困難であつたということを示してゐる。重光は、後年、このことを木戸に訴えてゐる。
（記録
三一一〇六頁）廣田は一九三七年九月二十日グル
大使と會談したか。それについて・グルーは彼の日

裏面白紙

記に政府が軍に對して殆ど無力であつたということを書いてある。一法廷證第三二八二號、記錄二九九四九貢一軍隊が獨立の地位をもつてゐた日本の特異を説明のために政府が軍に關する事項に干涉することは一層困難であつた。

238

E-209
多數決による判決で、廣田は「殘虐行爲をやめさせるために、直ちに措置を講ずることを開譲で主張せず、また同じ結果をもたらすために、かれがとることができた他のどのようを措置もとらなかつた。かれは保證か實行されていなかつたことを知つていた。しかも、かれはその保證にたよるだけで満足していた」と云ふ理由で殺傷の犯罪的不適失について有罪であると判定されてゐる。

しかし、廣田が陸軍大臣に對してとつた虚謬が依然として效果がなかつたということをしらされた時期をたしかめるための證據は本裁判所に提出されなかつた。前に述べたように、南京の外務省員は「東京に打電通報せんとするも電報機が軍管轄なる爲之亦抱望なり」となした證據がある。(記録四五五九頁)南京の日本大使館からの電報類は二回にわたつて東京についた。へ石射記録二九九七四頁(第二回目の部分が正確にいゝ東京についたかといふこと)、それによつて廣田は十分な措置かとられていないと判断出來た筈である——をわれわれは知らない。外國人が南京の状況と出來事について外界に知らせようとあらゆる努力をしておつたことについて軍當局が非常な忿懣をいだいてゐたことは新任の守備隊司令官の演説にあらわれてゐる(記録四五八八頁)。

このような状況のもとでは、軍の機關によつて廣田が「南京暴虐事件」しか尙繼續してゐることを適當な期間内に知らされることをさまたげられていたとうことは誰でも容易に想像出来る。

以上の理由によつて、廣田は南京の出來事に觸遇

して有罪とされるべきではない。

E-210 E-209-A
慎重でなければならない。
全般的にいつて裁判所というものでは、軍の戦地の行爲について政府文官の責任を問うには極めての責任を負はなければならない。

さらに本裁判所は、ここでは、「不作爲」の責任について現行法の一般的原則を適用するものである。法律と政策から考へても、また正義と便宜から認められなければならぬ。これらの原則が、この最後の戦争以来始めて通例の戦争犯罪について適用されてゐるということ以外の理由からしても、ここには厳密な區別がされなければならない。

以上の見地から、廣田は訴因第亜十五第亜十六、及び第四十七でかれに對してなされた起訴事實、ならびに訴因第五十四、及第五十五に含まれてゐる起訴事實についても無罪とされなければならない。

廣田弘毅は、かれに對する全ての起訴事實についても無罪とされなければならない。かれは訴因第五十四及第五十五の起訴事實についてもかれが、有罪でないことが立證されているから無罪とされなければならない。訴因第一の起訴事實についても、かれには侵略戦争の共同謀議の罪がないことが立證されないもので無罪とされなければならない。中西に對する侵略戦争遂行の起訴事實についても、訴因第二十七一彼がこの犯罪に有罪であることが、合理的な疑いの余地のないまでにはいたつていなかから無罪とされなければならない。かりに、かれが戦争

遂行の犯罪について有罪であると認定されたとしても、かれは死刑に處せられるべきではない——たとい本裁判所の多数裁判官が適用した規範、すなわち、たゞ、侵略戦争への途上で主要な指導者であつた被告だけが死刑に處されるべきであるという規範を認めたとしてもそうなのであり、——かれが行動したような状況の下にあつては特にそうである。

木戸は、一九三七年十月二十二日に、第一次近衛内閣へ入閣した以前に起つたことについては、なにも起訴されていない。検察側は「吾々はこの期間中（一九三七年まで）彼が謀謀に参加した一員である」ということを示唆するものではない」といつていて、從つて、検察側は「實際に開始されたのは彼が謀謀に参加する以前に始つて居たのであるから」（記録四一二二八頁）、木戸に關する限り、訴因第十九を放棄することを申立てた。

第一次近衛内閣に於る文部大臣および厚生大臣として、また平沼内閣における内務大臣として、木戸は中國に對する侵略戰爭の遂行者として訴追されてしまふ。この戰争は蘆溝橋事件に始まり、それを局地化しようとした政府の希望と努力にも關らず濶大していく。この戰争は蘆溝橋事件は陸軍が獨立にとつた行動の最初の例であるが、一九三六年八月十一日の五相會議では、右のような行動を防止するために、陸海軍大臣と他の閣僚は、軍部がそのような行動を差控え政府の政策を支持する範囲に止まらなければならぬといふことに一致した。

しかし、「支那事變」に關して、平法廷に提出された多量の證據にも知らず、各閣僚がどのような演劇を演じたかということは、あまりはつきりしていない。日本における關連した關係も、海外における複雜な事件も、合理的な疑ひの餘地のないほど

E-212
木戸に責任を負はせるよう充分に明かにされては
いられない。

賤田の場合と同じように、木戸の意圖についても、
平和の支持または戦争の助長に対するかれの役割に
ついても、充分な疑問がある。ここでも、また、被
告は、入院した前に始つた戦争を助長したのか、ま
たは事件の解決に最善をつくしたかについて、疑い
があることから生じる利益を受けなければならぬ
訴因第四十五ないし第五十では、木戸は特定の都
市の住民の殺戮を命じ、行はせ、または許したこと
によつて、殺人罪で訴追されている。本法廷には、
これらが事件が勃發したときに、木戸がそれらのこと
とを知つていたという證據も、文部、厚生または内
務大臣として、かれがこれらの事件を防止する權力
と義務を持つていたという證據も、提出されていな
い。

近衛の計画に従つて、從來の二政黨にとつて代る
ようになつてゐた全國單一政黨すなわち大政翼賛會
の創立に參與した（木戸日記、一九四〇年五月二十一
日、法廷記録一六二四七頁）かぎで、木戸は特に
訴追されている。近衛の終局的目的是、軍閥に對立し
て總理大臣の地位を強化することにあつたと木戸は
いつてゐる。（法廷記録三〇八九四頁）。本裁判
では、政黨が腐敗していたことと、その内部的分裂
の結果として、軍閥に對して弱い立場にあつたこと
ととについて、充分な證據があつた。近衛はどちら²⁴⁰
にも禱していなかつた。木戸が挙げている理由は、
彼の日記とその他の證據によつては、明確に支持され

E-213

とはいが、正しいかも知れないし、少くとも主要な動機の一つであるかも知れない。木戸が自分を近衛の忠實な追随者と考えていたことは周知のことである。一九四〇年五月二十六日附の日記には、近衛と大政翼賛會について討議したことが記されている。この記録には、軍閥に反對する方策がなんら示されていない。決定された事項の一つは、「陸海軍の國防、外交、財政に關する要望を聽取すること」(記録一六二四三頁)である。しかし、これは近衛と木戸がこれらの分野すべて陸海軍の希望のまゝになるつもりであつたということを意味するものではない。これらの希望を「聽取する」というのが、日本の實情に照して、當然のことであつたようである。

これらのことをするべて考慮に入れた上、また大政翼賛會の組織にあたつて木戸が演じた役割に關して、木戸がその運動に關係があつたという理由で、かれが侵略戦争の謀議に參加したと主張するのに、充分な根據はない。

木戸が訴追された主な罪狀は、かれが、内大臣であつて、その職務上當然に日本の天皇の助言者であつた期間中に、かれの行つたことか、行うのを怠つたことに關係している。

これに關連して、日本における天皇の地位が注目に値する。かれの地位は立憲君主のそれであつた。この地位について、東條は次のように證言している。

「之を裏するに、天皇は自己の自由の意志を以て内閣及び統帥部の組織を命ぜられませぬ。内閣及び統帥部の道言は拒否せらるることはありませ

244

ぬ。天皇陛下の御希望は内大臣の助言に由ります。而もこの御希望が表明せられました時に於ても之を内閣及び統帥部に於て其の責任に於て審議し上奏します。この上奏は拒否せらるることはあります。」（記録三六三八三頁）。

E-214

天皇は自己の意見を内閣に披瀝することができ、内閣はそれからそれ自身の責任を以つて行動すると木戸は證言した。一旦政府が決定すれば、「國策として奏上せられたる政府の決定を御裁下になることは、近代日本の建設者であらせられる明治天皇以来嚴重に遵守せられたる傳統として天皇の守るべき所であつたのであります。」（木戸、記録三〇九一〇頁）。

この陳述が間違つていないことは、本法廷に提出された他の證據によつて示されている。阿部が組閣中のときに、天皇は「外交方針は英米と協調するの方針を執る事」と訓令した。木戸は近衛に對して、これは阿部が自分の裁量で處理することができる問題であると阿部に話すように勧めた。（木戸日記一九三九年八月二十八日、記録一六二四〇頁）。同じ日附の日記から、阿部が天皇から、この訓令とともに、他の二つの訓令、すなわち、梅津か畑かを陸軍大臣に指名することと、内務大臣と司法大臣の選擇には、深甚の注意を拂わなければならぬといふ訓令を受取つたときに、非常に困惑したことと、近衛がそれを聞いたときに、途方に暮れたことがわかる。（記録一六二四一頁）。

被告鈴木の證言によれば、鈴木は近衛に對して、一九四一年十月十二日の荻窪會議の後に、かれ（天

245

E-214-A
皇）が戦争を欲しない旨を披露するよう、天皇に相談してはどうかと進言した。近衛はそれに對して、そうするには、陸軍大臣、海軍大臣および外務大臣の賛同を要し、もしその賛同を得ることができたならばもはや天皇に會見する必要はないだろうと答へた。（記録三五三二七頁）”

E-215
天皇の見解が、（木戸日記と原田日記を通じて）、明白であることが數回の場合あつて、それから誰してみると、ある政策と事件について、天皇はそれらを變更することもできず、勅許を與へないのが正しいと思ひもしないで、許可を與えなかつたようである。天皇が滿洲事變に反対である旨を再び表示するのを防ぐために、木戸は懸命であつた。（日記一九三〇年九月二十二日、記録一九三八頁）。

原田日記によれば、天皇は奉天事件と蘆溝橋事件に於る陸軍の陰謀と畫策に反対の旨を表明し、張鼓峯事件において陸軍の忌しい行爲に對して板垣を叱責した。（記録三七七五七頁）。天皇は佛印に關する政府の政策を非とし、陸軍の行動を火事場泥棒のそれになぞらえた。ヘ木戸日記一九四一年二月三日、記録三〇九一九頁）。東條が總理大臣に任命された時の天皇の態度は彼が次のように木戸に述べたことの中に明確に顯れている。すなわち、“虎穴に入らずんば虎兒を得ず”。（木戸日記一九四一年十月二十日、記録一〇二九五頁）。

天皇が自身で或る重要な決定をした場合の證拠がある。それは一九四五年八月十四日の御前會議で出席者の間に意見の一一致を見ることが出来ず、また事

E-216

態の急に鑑み内閣の奸職による遅延を許さない時のことであつた。この情況り下で、忠臣大臣である海軍大將鈴木は天皇に決定方を委請したので天皇は降伏といふことに決定した。(東北、記録三五七九〇頁)。

本裁判に於る證據は、天皇が軍に戰争を始めるなと、いうだけでかれがそれを防止することが出来たであらうし、また木戸のような人々が、天皇がそうするよう勧告しなければならなかつたといふ検察側の陳述を是認しない。法的にも傳統的にもかれは政府に従わなければならなかつた、これは東條によつて次のように明確に述べられている。すなわち、

「内閣の決定は、當然閣僚の責任においてなされ、統帥部の決定は統帥部の輔導者の責任においてなされる。」(内閣の決定は統帥部の輔導者の責任においてなされる。統帥部の決定は統帥部の輔導者の責任においてなされる。)のであり、そこに専人の容喙は許しません。從つてその他人といふ言葉の中には内大臣も含むわけです。(記録三六五一頁)。

天皇の制限された権能は、彼の助言者の権能の制限となつてくる。

天皇のこの地位、従つてかれの助言者のそれも、その侵略的な希望が達成されない場合は革命も動搖も解さないと決心していた強力な黨派が日本に存在していたといふ事實に應連して特別の意義をもつものである。日本の軍部は統帥部の獨立ということによつて特種の地位を占めていた。しかしそれよりも一層重要なことは、陸海軍の右翼派が國策を變動するためには暗殺と革命を起してもよいという考へであつたといふ状況である。本裁判に於る被告のある

E-217

者は青年の間にこのような精神を喚起したということに而して重い責任を擔つてゐる。このようにしてかれ等は後日に於てかれ等がそれを制止することを得ず、またかれ等の政策が最早青年將校達の計畫と一致しなくなつた際、かれ等自身一例えは荒木と平沼一が折衝暗殺的となつたところの精神を喚起した。天皇の地位もまたこの情勢によつて影響された。かれは他的立憲君主のように法律や國の慣例ばかりではなく、常にかれやかれの側近者か暗殺されるといき可能性によつて拘束されていた。

木戸は社會の不安を防止することがかれの第一の務であると考えていた。かれは、日本で活潑であつた強力な権略的勢力を一要素であると認めその元地から天皇へ進言した。檢察側は次のように述べてこの態度を攻撃した。すなわち、「かれは常に筆をして勝手に振舞わせ、少く共後に於ては日本國內に革命、或は内亂惹起の危険を冒すよりも、寧ろ筆がやり易い様に仕向ける心構へを持つて居たのであり」（記録四一〇四九頁）、また「・・・・天皇が陸軍及び右翼側の意見に對して、一層同情的態度を取られるやう指導することが、かれの使命であると考えてゐた」（記録四一〇五六頁）。三國同盟に歸して檢察側は、木戸は日本の國內に於る紛争さへ同避することができれば、どんな種類の同盟がドイツと結ばれようと大して意に介しなかつたと述べた。（記録四一〇九〇頁）。「彼が特に關心を抱いたことは、常に日本國內紛争を避けることでした。彼はこれらがまとまつた限りは、そのようにまとまつ

245

248

E-212

たかについては餘り意に介しませんでした。」（記録一六八四七頁）。この點については正に確證がある。源洲事變中にかれは天皇にも説等はなき方よろしくなるべくと進言し（日記一九三一年九月二十二日、記録一九三八頁）、三疊瓦鹽が給給された時の彼の態度は國內情勢に係する考略によつて決定された（日記一九三九年四月十九日、記録一六二三五頁）。天皇が非難した佛印事變の際は、木戸は天皇に「此極し御許を願ひたいと進言し（法廷證第六二七號、記録六九七三頁、及びその訂正記録七〇二九頁）、また野村が、ルーズベルト大統領へ天皇に和平の親電を送るよう提案した時は木戸の態度は内亂の憂に充されていた。（東郷記録三五八〇五頁）。

木戸は不安を防止するために必要と考えた場合には侵略派に譲歩するつもりであつた。かれは政治的には、近衛が主要な一員であつた一派に屬していた。この一派といふのは新秩序を國策として立案し、日本が偉大な國となつて東亞の支配者となることを目的とし、またその達成のために開戦に至らざる何らかの手段によろうとするものであつた。

軍閥と提携する基礎を與えたのは實にこの國策であつた。なんとなればその遂行には強力な日本を必要としたからである。この一派の指導者は、國際間に於る交渉では主張の重みはその背後にある國力によつて決定されると認めていた。これはそれ自体ではかれ等が侵略戰争の謀議をしたということを意味しない。

木戸は近衛と同じように西園寺公を中心とした仲

E-219

間に居していった。かれは後年にかつて必ずしも常に同公の勧告に従わなかつたしまだ同公に、勧告させないようさへしたことが立證されている。

原田は、木戸と近衛が天皇に三国同盟に同意するよう切めたことおよびそうしたことを西園寺公に秘していたことに對むかれ等を非難した。(記録三七九八〇頁)。天皇に承認を與えるよう進言したのは三國同盟によつて日米戦争を防止できる可能性があるという見解からであつたと木戸は法廷で述べた。

木戸が熱心に東亞新秩序の概念を支持したといふことに疑いの餘地はない。彼の一九四一年四月十九日附の日記はドイツに對して信託を失わないことまた「我國の國是たゞ新秩序すなわち大東亞共榮圏の建設に對してはどのような干涉も防がなければならぬ」という必要から合衆国との交渉が制限されないことを示している。(法廷証第一〇六五號、記録九八七五頁)。しかし上に述べたように、新秩序建設の政氣はただその目的が侵略戦争によつて遂行された場合に平和に對する犯罪の範圍内にいるのである。その意味に於て木戸が侵略政策を支持したという充分な證據はない。

第三次近衛内閣の期間中における木戸の活動と近衛の後継として東條を選定するに當つてかれの演じた役割は特に意味が深い。

前にも述べたように、木戸は自身を近衛の後継者であると考へていた。近衛と同じようにかれの見解は草樹との接觸の影響を受けて新秩序のために一見

殆んど戦争を開始する覺悟のある態度に變つていた。この點に於ては近衛は岸田を凌ぎ、木戸はこの局面の展開で近衛に隨つた。

E-220
一九四一年八月二日附の日記には木戸が「懐て、今日米軍を決定するしことに反対したことが示されている。かれどその時、もし近衛が協定を結ぶことに失敗した後で辭職したならば、陸海軍が國政を擔當することにかる」ということを認めていた。

E-221
（法廷證一一九、記録一〇一九六頁）。これは後に木戸の勅告でその通りになつたようである。

その頃の木戸の意見はかれの一九四一年八月七日附の日記に明確に示されている。彼は草稿の見地に立つて油の状況に鑑み日本は合衆国との戦争に勝てなければならぬとしました丁度日清戰爭後の三國干涉の時と同じことが起るという結論に後づけていた。換言すれば日本は時間を持たなければならぬといふのである。「窮極の目的は兩途であり、この目的を達成するためには重工業、人造石油および海運について規定する十年計畫が樹てられた。（法廷證一三〇、記録一〇一九八頁）。この意見は明かに水野の天皇への進言にまつもので、木戸の一九四一年七月三十日附の日記に語られてゐるが、その中で天皇は、永野の話してお油は一年半の分量しかないし、『勝ち得るや否やも覺束かい』そうちと木戸に傳えたと記されている。（記録一〇一八四頁）。日本は十年待たなければならぬという同じ意見は一九四一年十月九日附の日記に再び披瀝されている。

(記録一〇二四一頁)。木戸けこのように近衛に進言した。さて檢察官けつこれは軍主義者達と目的同じでけあるがかれ等の如く即座に成功するとは信じかかつた者の言してみたと述べた(記録四一〇五頁)。この場合犯罪を構成するのを目的するわち東ニアの支配でなくて唯その目的を達成する手段であるところの侵略戦争であると、これを繰返す必要はない。このことは前に檢察官がもし彼がこの発言の容れられなかつた時請任していただとしたら、われわれは彼を含めなかつかも知れない」と陳べた時かれ等がよつて一層正しく認められた。(記録一六八五二頁)。より好いを信を得るための準備に十年もしくて十五年の臥薪嘗膽へ一九四一年十月記入の日記、記録一一三九頁)といふ勧告もまた侵略戦争をする謀議の中にいたるといふ見解をあらそのような言説に餘りにも漠然としており、餘るいは支持することができるとも知れない。然しありにも時間が離れすぎており、また侵略戦争をしてようとする犯罪的の共謀と見做すだけの具体性をかいしている。(註一)

註一 この見解は國際連合の決議によつて支拂されたニューヨルンベルグの判決と一致する。すなわち共同謀議のその犯罪的目的の誠実がはつきり示されなければ成立しない。それは決定と行動の時期から離れていてはならぬ。『當裁判所は戦争を遂行するという具体的な計畫が存在していたかどうかを検討してその具体的計畫に參照したものか誰であるかということ

を決定しなければならない。」（判決文四三頁）木戸が駿争に反対であつたことは九月六日の御前會議の時に明らかに示されてゐる。木戸は穩定を實現するために全體の権力をしおければならないという嚴命を警告を發するよう天皇に進言した。（記録三一四二〇頁）。

一九四一年十月十二日附の日記には、恭親に於る五相會議（法廷證第一一四七號、記録一〇二匹六頁）で海軍大臣及川が次のように述べた時の富田の報告が書かれている。すなわち、「外交を以て打開せんとせば之に徹底するを要し」と。これに本戸によれば「相當の譲歩をしてや」ということを意味する。（記録三〇九六八頁）。このよう方提言に對して東條は反対し、「駐兵問題及之を中心とする諭政策を變更せざること、支那事變の成果に動搖を與えざること」と主張した。ここで海軍大臣及川は明らかに全權を中國から撤去するという畠の発言に言及したのであり、（記録二九〇〇四頁、記録二九四一三頁）東條は直ちにその提案に反対した。

註。この見解は、國際連合の決定によつて支持されているニュルンベルグ判決と一致するものである。すなわち、「共同謀議はその犯罪的目的が、はつきりと示されていなくてはならない。それは決定と行動の時期からあまりかけ離れていてはならない。」^L 請判所は「争を遂行しようとする具体的な計畫が存在したかどうかを調べ、そしてその具体的な計畫への参加者を決定しなければならない。」^L（判決四三頁）。

E-225
右のすべての事情にもかかわらず、木戸は東條を推薦し、かれが總理大臣となる手筈を決めるのに異つて力があつた。有力な陸軍軍人だけが、日本の譲歩に基く合衆國との根本的協定を、陸軍に承認させることができるよう、國內情勢であつたことを日記は示している。従つて、總理大臣には進んでその譲歩を行い、且つ同時に陸軍を抑えることのできる人物を得ることが必要であつた。東條は交渉を繼續し且つ譲歩を行う用意があると言明していた。今に至つてそのことを考えてみると、かれの誠實を疑う理由がある。然し問題の當時においては、かれは少くとも表面上は第一の條件を履行していいたようであつた。第二の條件に付ては、何等義はなかつた。これらの理由で東條は木戸によつて推薦された。^L 熟慮の結果之が唯一の打解策と信じたるが故に奏請した。^L（日記一九四一年十月二十日、記録一〇二九五頁）。天皇がこの奏請の性質と、それに含まれていた危険

D-224
を諒解していたことは、天皇の言葉によつて示されている、すなわち、「虎穴に入らずんば虎兒を絶ぜ」（記録一〇二九五頁）。この行為を信博者の行爲と云う者があるかもしれません。然し平和に對する罪につき有罪であるものとは、政府の政策を曉得の方向に進めるように共同謀略をする者のことであつて、政府の政策を別の方向に向けようと努力して、のみがそるかの危険を冒す者のことではない。宇垣が近衛の後継者となることにたいして、宇垣大將が軍を抑えることは極めて困難であるという理由で、木戸が反対したことは、（記録三一〇一四頁）。協定到達の場合は革命が起り、次いで騒動となることを防止しようとした木戸の憂慮を示すものである。

その後、十一月にかつて、木戸は天皇に對して、總理大臣が最終的決定を要請した場合、重臣を入れた御前會議を召集することを進言した。（記録一一四三頁）。このようを進言は平和に賛成する意見を支持する可能性をつくりだすことを意味しているだけである。實際には、一九四一年十一月二十九日の重臣會議は、出席者の殆んど全部が戦争に反對する聲明をする結果をもたらした。この時岸田は次のようにを疑問を抱いた。すなわち、「外交上の危機は、いついつに戰争に突入する如何なるものにや」と又、此の時若槻は、國家は自存自衛の必要とあれば、たとえ敗戦と解つても、勝わければならないが、共榮國のような理想の爲に戰うことは危険であると、はつきり言明した。（記録一六一八七一六一九

二頁）註

註。多數決による判決は、その「太平洋戰爭」の章において（九七三頁）重臣の聲明に對して述つた解釋をしてゐるが、この述つた解釋は、天皇の前で反對を表明する日本人のやり方についての間違つた理解に基くものと思われる。

E-225
木戸が自分の家の周囲に警備員を置いたのは、この時であつた。それはハリスまでは十人から十五人に、又夜間は二十五人から三十五人に増加された。木戸が親英及び親米と目されていたという證據が、本誌判所に提出されている。（記録三四九〇八頁、記録三三九二〇頁）

木戸が戦争に反対していたことは、かれがほとんどのはじめから和平を支持していたところの、この戦争の期間中を通じて、示されている。かれは一九四二年二月五日に天皇と和平について論じ、（記録三三一〇五三頁、一九四二年二月六日の日記、記録三一〇五五頁）、二月十二日に天皇は木戸に對して、「戦争の終結につきては機會を失せざる様充分考慮し居ることは思ふが、人類平和の爲にも徒に戦争の長引きて被害の擴大し行くは好ましからず」（記録三一〇五六頁）と話しておいたと。
木戸は一九四二年四月十一日に重光と和平について論じた。（日記、一九四二年四月十一日、記録三一〇六一頁）。彼は前イギリス駐在大使吉田茂に、

E-225-A 和平のための途をひらくために近衛がヨーロッパを訪問することについて話しており、（一九四二年六月十一日、記録三一〇六五頁）、また、松平、近衛とも、（一九四三年二月四日、記録三一〇六六頁）天皇（一九四三年三月三十日、記録三一〇六九頁）と、重光、（一九四三年五月十三日、記録三一〇六九頁）および高松宮とそれについて話し合つた。高松宮には、「軍部の要求と和平條件の調節は」困難であること、「如斯場合は充分なる御發聲を願はざるべからざる旨」を彼は話した。（日記、一九四三年五月十四日、記録三一〇七一頁）。

該局が思わしくなくをつた時に、和平に賛成したとて特別な功績をどはをいと考えられるかも知れない。（しかし、木戸は彼の和平のための活動が、もつと早くから始められていたことを立証している。）

註、木戸は一番はじめから和平のための努力を支持していたことを示す證據を提出した。

（記録三八九二〇頁）。それが反覆的であるという理由に基く検察側の異議（記録三八九一九頁）を、裁判所は認めた。（記録三八九二一頁）後で、検察側は、木戸の和平の努力は競争が思わしくなくをつてからはじめて、はじめられたと主張した。（記録四一一二四頁）。しかし、日記によつて木戸は、日本が全線に亘つて勝利をしめていた時にも或程度の和平のための努力をしていたことを立証することができた。

戦争の後期における木戸の和平の努力を述べたことは本件には関連がない。かれがこれらの和平に賛成の意見をもつものとして知られていたといふことは、一九四五年八月十四日の夜、陸候といふよう考究方には絶對反對でゐた革新派の者が、かれを採り、かれの家を襲撃したとき、金庫にかくれなければならなかつたといふ事實によつて、証明されてゐる。

(記録三一九六頁)。

E-226 右のことにもかんがみ、木戸が、日本の政體を侵略戦争の方向に向けた一派の一人であつたといふ結論を下すことは、正しくないようみえる。天皇に対するかれが遺言する場合のかれの態度は、二つの悪いことのうちのひとつをえらぶことの結果であつたことがしばしばであつた。その中の一つは平和者との暗殺か、または内亂の危険であつた。今からさかのぼつてみれば、かれは、鋭意にさいして致命的暴力出来た筈であるといえるかもしれない。しかし平和に對する罪に觸犯して不作爲といふことを考るることは、まだ時機が早いように思われる。現行國際法によれば、平和に對する罪について有罪と看做されたといふことが、合理的な疑問の余地のないまでは明らかにされていかいといふ理由によつて、木戸

木戸が侵略戦争遂行の共同謀謀を積極的に支持し²⁵⁵たといふことが、合理的な疑問の余地のないまでは明らかにされていかいといふ理由によつて、木戸

は、平和に對する罪に關する起訴事實については無罪とされるべきである。

木戸は通常の戰爭犯罪について訴追されている。一九三八年から一九三九年にわたる、かれの文部大臣、厚生大臣また内務大臣としての任務に關して右の起訴事實がうらづけられているということは、證明されていない。さらにまた、その出來事以前、またはそれが起つてゐる間に、かれがそれを知っていたということも、また殘虐行為について干渉し、これを防止する懇願および發誓を、かれがもつていたということも、證明されていない。

這合戦の抗戦に関して陸軍と折衝することは田舎だと重光が訴えたと木戸は證言した。(記録三一〇六頁) 檢察側は次のように述べた。「天皇に報告すべきであつたに拘らず彼が報告をしたということはどこにも全然見當らない」しかし木戸は時折報告したと主張した。一九四二年三月三十一日附の日記は、彼が香港での虐毒行為に関するイ・デンの演説について點綴したことなどを示している。木戸はこれを天皇に報告し、その結果として天皇は東條に相談したと證言した。(記録三一〇五九頁)

陸、海軍大臣並に統帥部の懇願と責任についての日本の現行法律に遵従して見た場合の木戸の立場からすれば、彼は通常の戰爭犯罪を含む起訴事實について無罪とされなければならぬ。

木戸幸一は彼に對する全起訴事實について無罪とされなければならぬ。

E-228

重光

本裁判所に提出された證據は、重光が外交官および政治家として、戦争よりはむしろ平和のために働いたことを示している。滿洲事變が起る前に、當時中國駐在の公使であり、幣原によつてその職に任命された重光は、當時の衝突と紛議を平和的に解決するについて與つて力があつた。一九三一年の八月と九月につくられた計畫は、行政院長宋子文と南滿洲鐵道總裁内田伯爵とヤング・マーシャル張學良との會談について定めていた。その會談は滿洲で行われることになつていた。そして重光は現地における交渉の遂行に助力することになつていた。(法廷證第三五三六號、記錄三四四七〇頁)。奉天事件の勃發によつてこの計畫は實行できなくなつた。重光は滿洲事變を非常に遺憾に思つた。かれは奉天事件の後間もなく送つた電報で自分の考を幣原に述べた。その中で、かれは次のように述べた。

「折角築き上げ來れる對外的努力も一朝にして破壊せらるるの感あり。國家の將來を察じて悲痛の感を禁じ難し。」(記錄三四四七七頁)

第一次上海事變の當時に、重光は上海にいなつて、日本において、天皇の前で講演をした。その時、天皇から「日支親善と云うことは當分できないか」ときかれた時に、かれは滿洲事變が解決されない限り、中國との親善は不可能であると答えた(木戸日記)。一九三二年一月二十一日、記錄三〇七五四頁)。重

E-229

-257

260

光は一九三二年一月三十日に上海に歸り、停戦協定を結ぶために努力した。この協定は一九三二年五月五日に締結された。

この事變に對して責任のある陸軍の指導者について、かれの態度は甚だ批判的であり、これ以上の向う見ずな行動、特に海軍側におけるそれから起る結果について、政府に警告したといふ證據がある。かれは幣原にあてた電報の中の一つで、次のように述べた。

「此の上は一日も速に軍部の獨斷を禁止し、國家の意思をして政府の一途に出づることとし、軍部方面の無責任にして不利益なる宣傳を差止め、旗幟を鮮明にして政府の指導を確立せられんことを切望に耐へず。」（一九三一年九月十三日、記録三四四七七頁）。

重光は當時の外務大臣幣原の政策を全面的に支持したといつて差支えない。重光は、滿洲事變または上海事變に關するどの起訴事實についても、無罪とななければならぬ。

重光はまた、ソビエット連邦駐在大使であつた間に起つた張鼓峯事件に關連して訴追されている。前に述べたように、この事件に關連する出來事は、本裁判所の管轄權には含まれていはない。さらに、本件において、重光が演じた役割は、決して刑事上の訴追を正當とするものではない。この事件において、重光は自國政府の明確な命令に基いて、單に代辯者として行動していたに過ぎなかつた（法廷證第二六三三號）。檢察側はかれに對して、かれとりトビノ

B-230

フとの交渉は信誠をもつて行われたものではなかつたということを責めている。しかし、辯護側は、本国政府によつて與えられる情報と訓令に基いて行動するのが大使の本務であると主張した。これは正しい主張である。

いかなる政府にしても、その大使が政府の與える情報の眞實性、又は政府の主張の正確性について責任を負はされ、若くはそのいづれかについて判断を加へねばならないとしたら、動いては行かないのです。（辯護側最終論點、記録四六三二六頁）

重光は本国政府から事件の解決について交渉せよとの命令を受けたのでありこの事件が起つたことは重光の責任ではなかつた。職守を熱心に避けようとしていた本国政府の希望に従つて、かれはその任務を果した。（外務大臣字垣の證言、法廷證第二七一五號、記録二三八七一頁）。この件について、彼が演じた役割には、犯罪的な面といいうものは全然ない。重光は訴因第三十五に擧げられた起訴事實について、無罪としなければならない。

一九三六年から一九三八年の間に、重光はソビエット連邦駐在の大使であつた。一九三八年から一九四一年まで、イギリス駐在の大使であつた。これらの年の中に、中日事變の發生に何か關係があつたという證據はない。それどころか、イギリス外務次官との會談で、南京政府と重慶政府との間に了解を成立させたいという希望をかれは表明した。（一九四〇年三月二十三日、重光發有田報電報、法廷證第一

E-231

○一六號、記録九六七四頁）。

ロンドン駐在の大使として、重光は有田に宛てて、いくつかの電報を送った。これらの電報を基礎にして、検察側は、重光が侵略戦争を遂行する共同謀譲に關係していたと訴追している。一九四〇年五月十三日附の電報の中で、すなわち、オランダとベルギーが侵入されてから三日の後に、かれは、南方に關して、交戦國も中立國も現状に干渉してはならないという、從來の政策を固守することを進言した。日本もまた現状を變更しないという意圖を聲明すべきであるとし汪と蔣との妥協、または蔣と日本とのそれを、それぞれの場合に伴う條件はどうであろうとも、かれは有利であると見た。（法廷證第一〇一七號、記録九六八三頁）。

一九四〇年五月二十五日附の電報の中で、重光は、日本は好むと好まざるとにかゝわらず、東亞の安定に對して責任を負うべきであると主張した。かれは、日本の地位を少しでも固めておくことが、將來日本が國際場裡において生きる途であると考へた。かれは、「支那問題に於て各方面に對し妥協の措置を探ること」が必要であると感じた。積極的措置として、中國から交戦國の軍隊を撤退させることに關する日本の希望を實現するよう措置することを勧告した。更に、「三百哩主義」の宣言を再考すべきことを主張した。之等の措置は之を軍事又は輿論の壓迫の下に爲すことなく外交的に爲すこと效果多きこと勿論なり」とかれは電報で述べた（法廷證第一〇一八號、記録九六八八頁）。

E-232 E-231A

一九四〇年六月十九日附の有田あての電報の中で、重光は「歐洲戰爭を東亞に於ける日本の地位を固むるため利用することを主張した。フランスの崩壊した後に、オーストラリヤが佛印に干渉したならば、日本も積極的行動に出づる機會を掴みうるやもしれず」と述べた。この電報の中で、さらに、「若し如きことありては、日本は此の國とも戰争の危険を包蔵することとなる」と述べた。従つて、「今日勇氣をもつて之を防止しおく」必要があると考えられた。かれがどの大國を指していたかは明かでない。辯護側は、合理的な根據に基いて、それはドイツを指したものであると解釋した。この電報の中にある「此の際東亞に於ける地位を確立するの時機」という進言は犯罪的な意圖を證明するものではない。
（法廷證第一〇一九號、記録九六九一頁）。

最も意味のあいまいな電報は、新しい外務大臣松岡に於てた一九四〇年八月五日のものである。重光が松岡に對して、大東亞政策の確立と實行について祝意を表したという事實は驚くにたりない。重光はこの政策を支持した。それは一九三六年からの日本政府の政策であつた。廣田も近衛も、かれらの目標は、「平和的手段」によつて新秩序を實現することであつた。この電報の重要性は、重光がドイツとの同盟を結んではならないと極力勧告したという事實にある。かれはそれを「根本に於いて政策の獨自性を確保することが要點」とみなしした。さらに、大東亞における日本の地位を建設するために、この政策

E-233

を小國（フランスとボルトガルのような）を犠牲にして行い、「他國との衝突を避け、一時に相手を多くせず、各個處分の方策を以て」最小限度の損害で最大の利益を收めることを勧告した。重光は、イギリスと合衆國がすでに極東から退却する兆しをみせていることを強調して、もしも大東亜政策が條理と出禁止のようないは撤回されるであろうという意見を述べた。彼は、日本を英米との戦争に引き込もうとする日本国内の傾向に對して警告し、また、中日事變の解決に當つて、大きな腹で結末をつける態度を示すのは弱味ではなくて、強味を示すことであるとのべた。（ドイツに對して）「哀願もしくは追從的態度をとることは不可にして」といふ、對蘇關係を緩和し、對英米關係に就ても周到なる考慮と用意とを以て進むこと素より必要と思考せらる」とつけ加えた。（法廷證第一〇二三號、記録九七一二頁）

もしここでこの電報の内容がいくらか長く引用されているとすれば、それは全体を見なければその趣旨があらわれて來ないからであつて、その趣旨とは、競争に至らない手段で、大東亜における強力なる政治的、經濟的地位を確立しすることであつて、それを「合理的、公正且つ公明」なやり方で行い、合衆国とイギリスがその「妨害的」指揮をやめるだけの理由を見出すようにするということである。ここでもまた、一九三六年にすでに採用されていた「漸進的且つ平和的な方法」が主張されている。弱い日々が他の援助を求める得ないときに、これらを一回づつ處理する方がよいといふ遺言は、倫理的を見地からは、興味があるかもしれないが、侵略戦争を遂行する共同謀議についての専事上の訴追には、關係のないことである。

重光が日本とイギリスとの競争を防止しようとしたという点については、十分な證據がある。かれは三國條約に反対したが、無益であつた。この條約から起る結果を打消そうと努力したが、これも無益であつた。日本にイギリスの使節を送るイギリス政府の計画に、かれは全面的に協力したが、これらの計画は、三國條約の締結によつて失敗に歸した（ハンギー卿口供書、法廷證第三五四七號、記録三四五一頁）。かれはハンギー卿の日本訪問に賛成したが、重光の力では左右することのできない理由のために、實現しなかつた。（記録三四五一三頁）。好戦的な日本の外務大臣を動かすために、重光はイギリス政府が集めた資料を松岡に提供する計画に賛

志をもつて協力した。(センビル口供、法廷證第三五四九號、記録三四五二五頁、イギリス外務次官R・A・バトラー口供、法廷證第三五五〇號、記録三四五二九頁、これらの資料は法廷證第一〇六二號として本裁判所に提出された)。松岡と接觸しようとする試みは失敗したが、重光は後でこれらの資料を東京に持ち帰った。その東京で、一九四一年二月に、中國の汪精衛政府に討する大員に任命された。かれは外務大臣として當して、イギリスは決して敗れないであらうと口張て報告し、次のように自分の意見を述べた。

「日本は如何なる場合にも戰争には捲込まれてはならないこと、および對米交渉は必ず成立せしめたい」(塩田口英吉、法廷證第三五四號、記録三四六四一頁)

重光がイギリスの態度について天皇に報告した時の心境は、水戸日記の記述(一九四一年七月二十三日)に明らかにされている。

「チャーチル首相の意図を恐懼す。も(記録三一二一八頁)」。

一九四三年より前の諸事実に關して、本裁判所に提出された證據は、信者し事を進行する共同謀略について有罪と認めることを決して正論とするものではない。

一九四三年四月に、重光は外務大臣として東條内閣に入り、一九四五年四月十七日に、小樺内閣が解散するまで、この内閣で右の職に貢献ついていた。侵略の蔓生の原因となつた諸事件に加わらなかつ

た者の件を考慮するに當つては、このようにしてすでに始められた戰爭の途中で、關係的地位についたことから、その者はそれによつてこの侵略戰争を遂行したといふ結論が必然的に導き出されるかといふ問題が起るのである。外務大臣というものは、戰爭に導いた諸事情を充分に知つてゐることはいうまでもない。當然なことであるが、重光は疑いもなくこの戰争の侵略的性質について知つていた。

しかし、かれが關係になつた時には、戰争はすでに進行中であつた。戰争はすでに確立されていた侵略政策であつた。

さて、檢察官は次のように述べた。

「本裁判においては、何人といえども、既定の政策に従つてその公務中になした行為又は言明が、その者とその長の政策との唯一の關係であつたらば、それらの行為や言明のゆえに訴追されていふ者は一人もない。」（記録四〇五三九頁）

辯護側は、この中から、單に事實の陳述ばかりではなく、どんな事情の下においても適用されるべき範範を読みとりたいと熱望している。平和に對する罪に關して、最大の責任は、宣戰の前に行われた行為にかかるといふことは疑いもない。戰争に向つて懲命に進もうとする内部的な階勢力の方が、敵對行為の產生後に舞台にあらわれて、その前からさまざまいた政策を實行する調人よりも、遠に罪が深い。平和に對する罪についてに、問題の眞理は、詭説的であるが、そのような犯罪を計畫することは、犯罪そのものよりも、いつそ犯罪的であるということである。

E-236

本審判の右の言明は、一般的な法規範として認めることはできないけれども、疑いを容れないことは、すでにきまつてゐる犯罪的な戦争政策に従つて行動をした者は、だれでも平和に對する罪について有罪であるとは限らないといふことである。行爲が行われたときの意思是、争端に重要な關係をもつてゐる。平和をもたらし、すでに進行中の戦争を速かに終らせようという意思をもつて、ある者が東條内閣や小磯内閣の上うな戦争内閣に入つたならば、その者はその侵略戦争を遂行したといふわけにはいかない。

この戦争は個人の人物によつて計画され、開始されたのであるが、すでに始められた以上は、それ自身として個人に關係なく存在するものとなつた。もつとも、戦争の発生した後に駐軍機構の中の公職に任命されても、戦争を長びかせる侵略政策を積極的に支持する個人は、戦争遂行の罪について有罪であり得る。しかし、その戦争に反対するために公職につき、平和をもたらすために任命を承諾する者は、侵略戦争の遂行について訴追することはできないしまだ訴追すべきものではない。

多數意見の判決では、戦争をできるだけ早く終らせるために、戦争内閣に入つた者の件においては、刑罰を輕減する理由があるかもしれないといふことを認めながらも、重光が一九四三年に入閣したように、外務大臣といふ資格でそのような内閣に入つたといふ事実だけでも、それ自分で犯罪であると主張されている。この見解は正しくなく、支持し得ないようと思われる。(註一)それは、平和のために盡

E-237

266

269

したいと望んでいる政治家に、かれらの希望を成就できる筈の地図につくことを強いて差控えさせることになるであろう。それは、どのような戦争の場合にも、その戦争を心から支持しない者は、誰も自分の國の政府に加わることができないようにする事になるであろう。内閣に入り、平和のために努力し得るのに必要な権力を持つようになる地位につくことは、犯錯どころか、むしろ義務である。平和のために努力しようとして、自分の國の政府に加わる者は、その政府が捲込まれてゐる侵略戦争を遂行するものということはできないという規則を、本裁判所はつきりと確立しなければならない。

(註一) ニューヨーク判決によれば、侵略戦争の進行中に間條であつたという事實だけから、その者がその侵略戦争を遂行したという結論が導き出されるものではない。一九四三年九月二日にドイツの草薙大臣の職についたシユベルは、侵略戦争遂行について、有罪とは判定されなかつた。

被告重光は、證人として出廷しないことにした。その結果として、本裁判所は、被告東郷の場合と異つて、かれの入閣の動機を證據として受理していい。しかし、證人として出廷することをこのように拒んだことから、問題の個人は、自分が不利を蒙ることを恐れて、自分の行動を説明しようとはしなかつたと結論するのは、誤つてゐるであろう。この拒絕は、いろいろな理由に、例えば、自分の共同被告人をかかり合いにすることを避けることができなく

なるかもしないような立場に、心ならずも追込まれることになるのを好まないというような理由に、書いていたかも知れない。従つて、被告が證人として出廷することを拒んだことからは、どのような結論も引出すべきではない。

E-237A
一九四三年以前の被告重光の態度や活動に関する事実に提出された證據から推して、かれが侵略戦争に反対していたことと、そのような戦争を防ぐために努力したこととは明かである。

東條内閣と小磯内閣の外務大臣としての重光の活動に関する證據は、當時の戦争をできるだけ早く終らせるために、かれが全力を盡したことを見ている。その目的のために、かれはスエーデン公使バッゲに申入れをした。（記録三四五六一頁）。かれはロシヤの仲介によつて平和をもたらそうとした。（記録三四五五一頁）。任期のはじめの頃から、かれは木戸と平和の可能性について話合ひ（記録三一〇六九頁）、これを目的とする自分の努力を天皇に報告した（記録三一一〇七頁）。

なるかもしれないような立場に、心ならずも追込まれることになるのを好まないというような理由に基いていたかも知れない。従つて、被告が證人として出廷することを拒んだことからは、どのような結論も引出すべきではない。

E-237A
一九四三年以前の被告重光の態度や活動に関して、本裁判所に提出された證據から推して、かれが侵略戦争に反対していたことと、そのような戦争を防ぐために努力したこととは明かである。

東條内閣と小磯内閣の外務大臣としての重光の活動に関する證據は、當時の戦争をできるだけ早く終らせるために、かれが全力を盡したことを示している。その目的のために、かれはスエーテン公使バッゲに申入れをした。（記録三四五六一頁）。かれはロシヤの仲介によつて平和をもたらそうとした。（記録三四五五一頁）。任期のはじめの頃から、かれは木戸と平和の可能性について話合ひ（記録三一〇六九頁）、これを目的とする自分の努力を天皇に報告した（記録三一一〇七頁）。

E-238

重光が平和を齎らす目的で戦時内閣に参加したと
いうことを指示するものは多數ある。かれの意圖に
關してなにか疑問があるならば、その疑問をかれの
ためによい方に解釋すべきである。

早くも一九四三年四月三十日に、聰明な人ならば、
入手できる情報からして、日本が戦争に敗けるだろ
うという結論に達することができたであろうといふ
點を問題とすることもできよう。そもそものはじめ
から、日本は長期戦には敗けるだろうということを
知つていた。イギリスが敗けることと、合衆国が短
期間内に無闇心になることを日本は見てにしてい
た。一九四一年十一月十一日の遠緒會議は、先づイ
ギリスを打敗かすこと、「次イデ米ノ繼戦意志ヲ喪
失セシムルニ勉ム」ることを基本原則として決定し
た。(法廷證第九一九號)。これが遠算であつたこ
と、合衆國の戦意欲は當初の敗北によつて高まる
ばかりであつたことが一九四三年に明かになつた。
ひとたび戦争が失敗の運命にあるとはつきりした上
は、平和のため努力することは少しもとりえがない
と主張することができないことはない。しかし、こ
の議論は支持されない。平和を促進しようとする意
圖は、道徳的または法律的考慮に基くものであるか
もしれないし、全く自己の利益から割出した打算に
基くものであるかもしない。いづれの場合にも、
重要なのは平和を促進するという意圖である。その
ような意圖が政府の職についている個人の心に存在
している場合には、その人が侵略戦争を遂行してい
るという認定はできなくなる。

E-239

重光は、戦争法規の違反を命令し、授權し、かつ許可し（訴因第五十四）、また右の遵守を確保し、その違反を防止するに適当な手段をとるべき法律上の義務を故意と不注意に無視したという（訴因第五十五）通例の戦争犯罪によつて訴追されている。

外務大臣としての重光と通例の戦争犯罪との關係は、かれの省が連合諸国政府からの抗議や苦情を受けとつたのと、他の關係當局が作つたそれらの抗議や苦情に對する回答がかれの省を通じて連合國政府に傳えられたという事實に歸着する。檢察側は、重光のところを通つた回答の内容は、實際に起つたところと一致していなかつたといつた。さらに、檢察側は、全然虚偽なことが述べてある回答を送ることについて惡意であつたことゝなる」と主張した。その際に、裁判長はこれに對して次のようにのべた。

「もしもそれで被告重光の方で全然これを捏造したということを示すことが出来るならば、そのことは明かになるであろう。しかし、もしもかれの部下を含めた他の者からえた情報を傳えただけならば話は別になる。」（記録一四八二四頁）

證據の示すところによれば、抗議を關係當局に傳達することは外務省の任務であつた。これらの當局者は、調査を行い、連合諸国政府に傳えるために、外務省に情報を與える筈であつた。外務省は獨自の調査をする方途を全然もたなかつた。田中隆吉は外務省は「單に通信を取扱つた郵便局」と評した。

（記録一四三六五頁）。俘虜情報局長官小田島（記

E-240 E-239a

錄二七八七一頁)と苦情を取扱つた鈴木九萬は、同じ趣旨の證言をした。(記録三八九八頁、記録三八七八九頁)。一九四二年十月三十日以前の苦情を取扱つた工藤は、次のように證言した。

「直接調査の方法なき外務省としては、報告に信頼する外に方法はありませんでした。」(記録二七一四八頁)。

この證言は關係規定のつてゐる文書によつて裏付けられている。捕虜關係事項を調査する権限は俘虜情報局長官に與えられていた。(法廷證第一九六五號IA、記録一四四四〇頁)。捕虜の取扱に關する規定は陸軍大臣が作つて出した(例えは、一九四三年までに改正された一九〇四年陸軍省達、俘虜取扱規則、法廷證第一九六五號IA、記録一四四四七頁、法廷證第一九六五號IA)。俘虜に關する事項は現地の指揮官または陸軍省によつて取扱われた。

抗議や苦情を處理するに當つて、外務大臣の立場は、非常に微妙なものであつた。そのような抗議や苦情は、戦争宣傳の一部になるかも知れないのであり、その場合には、誇張する傾向がたしかにあるのであるから、敵國からの苦情をある程度の疑いの目でみることは、不都合ではない。本裁判においてさえも、毒ガスを使つたという訴追が行われた。(附屬書D、第九節)。この訴追を檢察側は具体的に證明しようともしなかつた。敵國から行われたすべての抗議が眞實であると認め、自國の官廳から受けた情報を信用しないことが外務大臣の義務であるといふ

ことは考えられない。

E-241
重光が受けとつた苦情の性質や内容、そのものからして、その多くは事實に基いたものであるということを、かれにうすうす感じさせたに違いないといふことは明かである。しかし、重光は軍部から受けた情報にたよらなければならなかつたのである。かれは木戸に對して、これらの事柄に關して、軍部と交渉することは容易でないという不平をのべた（記録、三一〇六頁）。そして、ある場合には、この點について自ら陸軍大臣に會つた。（鈴木九萬、記録三八七九一頁）。かれは最高戦争指導會議で捕虜問題をとりあげた。（記録、三八七九三頁）。

連合國側に對するかれの回答の中で、かれは亦十字代表または中立國の視察者に捕虜收容所を訪問させるこという連合國側の要求を、殆んど全部拒絕しなければならなかつた。しかし、そのような要求を許したり、拒んだりすることは、外務大臣の権限内のことではなかつた。陸軍大臣又は統帥部が決定したことを、かれはただ傳えることができただけであつた。

重光は、訴因第五十四でかれに對してなされた訴追について、無罪放免とされるべきことは、疑のない所である。かれは戦争法規違反を命令し、授權し、許可したものではない。

ある責任を負うためには、探求と調査を行う權能を有することが必要であるが、日本の國內法は、そのような權限も資格も外務大臣に與えていないから、訴因第五十五、すなわち、法律上の義務を故意また

E-242
は不注意に無視したことについて有罪の決定を求めるることは不可能である。捕虜は政府の轄内にあるべきであるというへーブル条約の規定にもかかわらず、日本の国内法は、捕虜の取扱をもつばら陸海軍省と現地の指揮官に割當てたということを人は遺憾とするかもしれない。しかし、これが法律であつたのであり、その法律に基いて、重光は責任がないといふ事實にかんがみ、かれは外務大臣として、訴因第五十四と、第五十五の中のかれに對する訴追について無罪となるべきものである。

E-243
要するに、被告重光葵は、かれに對する訴追の全部について無罪となるべきものである。（註一）
註（一）本裁判所は、一方では、侵略戦争を遂行した罪はあまりにも重大であるから、それ自身に不法な殺害も含まれているという見解を明白にとりながら、そしてこの理由で訴因第三十七から第四十四までを無視されているのであるが、他方では、重光を單に侵略戦争を遂行した罪ばかりでなく、さら僅か七年の刑に處した。これは自己矛盾である。眞に通例の戦争犯罪についても有罪と認め多數決による判決によつて採用された標準そのものに従つて、遙に重い刑に處されるべきである。

298

件として、検察側は「東條内閣に於いて職についた時からはじまる被告東郷の行動についてかれの有罪を求める」と主張してゐる。(記録三五三四七頁)この留保、すなわち、「一九三九年ソ聯への大使としての彼の行動および、ノモンハン事件に關して大使であつたためにどんな犯罪行為があつたことが發見されようとも」ということは、ノモンハン事件は本裁判所の管轄権内にないといふ理由だけからでも、ここでは無視することができる。

しかし、東郷が東條内閣の外務大臣の地位を承諾したときより前の期間を無視することは、正當とは思われない。一九四一年以前の年代において、東郷は侵略を主張した人達に協力しなかつたばかりでなく平和的な外交政策を積極的に支持したといふことに注意することは、本件において適切なことである。一九四一年以前の東郷の態度を理解することは、その後のかれの態度を判断できるようにするために、是非とも必要なことである。この點に關して、一九三三年の四月の中ころ、かれが歐米局長であつたとき、外務大臣内田に提出した報告は、大いにかれの面目をほどこすものである。(法廷證第三六〇九號一A、記録、三五三七二頁)。この報告においては、もちろん當時の國際情勢が出發點となつていたが、滿洲事件における日本の行動について、東郷はなお批判的であり、そのような行爲は再び繰返してはならないと警告した。この報告のある部分を前に引用したがそれらはそれだけで明白なものである。

裏面白紙

E-244

東郷は防共協定には反対したけれども、その締結に至るまでの交渉では重要な役割を演じたと謳言した。（記録、三五六四二頁）。かれは正文は「攻撃」の代りに「沈没によらざる改革」と見えらがるようになつたと主張した。（記録、三五六四六頁）

279

東郷が三國同盟に反対したことは疑いのないまでに證明されている。まさにその理由で、かれはベルリンからモスクワに轉任させられたのである。（記録一六二二五頁、五九一七頁、三四九一二頁）。かれはモスクワ駐在大使であつたとき、松岡の好戦的政策に反対しているご考へられていた他の多くの外交官と共に、外務大臣松岡によつて呼戻された。

東郷の場合に於ける決定的な問題はかれが東條内閣に入つたこと、その内閣が戦争の決定をした時にその内閣にいたことにある。このことは、法律問題ご事實問題を提起するものである。

法律問題を處理するためには、事實は東郷が主張している通りであるご假定して議論をすすめることが便宜である。

東郷のいうところによれば、かれは太平洋戦争の防止のために、何かを成しごけることが出来るごしたら、自分こそそれをするのに最もよい立場にあると信じていたので、そのため全力をつくすつもりで東條内閣に入つた。内閣に入るに當つてかれはまた、かれの努力が失敗するかも知れないことを、またもし失敗に終つた場合かれが辭職するごいうことは國家に對しての明白な大きな不忠となるだらうことを認識していた。その理由は、かれの辭職によつて、戦争が不可避であるかどうかについて意見の相違があることが暴露されるからである。その上かれは東條の條件によつてのみ、その内閣に入ることが出来た。かれは交渉のための時間は限られていることを了解していた。かれは閣外に居て、かれより能力も

E-246

熱意も少いほかの者に交渉を行はせるか、あるいは平和のために盡すために内閣に入るか、どちらかを選ばなければならなかつた。しかしもしかれが失敗したとしてもかれは自分の國こそその政府を裏切ることのないようその内閣にさうしてもこゝまらなければならぬのであつた。それだけでなく、内閣に止まるこことよつて、かれは平和のための仕事を続ける機会を、依然こしてもつていた。

右にのべたことが事實であるご假定するご問題に、犯罪が情状酌量の余地ある事情の下で犯されたのであるか、それとも犯罪が全然行はれなかつたのであるかどちらかである。國內刑事法の下における状態と比較すれば、直ちに前の結論の方が正しいといえるであろう。平和に對する罪のもつ特別な性質と國際關係のもつ特別な性質および要求を考へるご、後者の結論に達することは避けられない。入閣すること、または一般に平和のための機會を促進するために或る職につくことは、特にそれをする資格をもつものにさつては國際的な義務である。戦争を考えている内閣にこゝまることが、もし法律上當然に、一つの犯罪を犯したことになるのであるごしたら、そのような法律は非現実的な、非實際的なものであらう。それはその法の目的、すなわち、平和の維持と促進を損なうものである。平和に對する罪が、平和のためには犯されるこゝはあり得ない。平和に對する罪においては、決定的な要素は侵略の意圖である。もし、平和を促進するためには或る地位を占めたために、その不可避免的な結果として、戦争に同

277

281

裏面白紙

意しなければならない破目に陥つたとするならば、その者は侵略的意圖があつたとして訴追されるこはできない。

E-246
事實問題は非常に困難であり、また微妙である。檢察側は、東郷が日本の立場を擁護し、日本が前に行つた長略を否定し、その行動が正當なものであると主張したことの文書を提出した。(例えは、一九四一年十一月十日のグルーミの會談。法廷證第二九一八號、記録二五九二七頁)。かれは軍事がはじまつた後、それが正當な戦争である理由を議會に説明した。しかし、政治家が行つた公の聲明を解釋するには相當の慎重さを以てやらなければならぬ。政治においては、好戦的な意圖をもつていながら平和的な話をすることもあると同様に、平和的な意圖をもつて好戦的な話をすることもある。

政治家に之つては、變更を加えようとする意圖しているいろいろな機關や觀念に對してある程度の表面的な質問を示さなければならない場合が多い。

東郷の立場は實に困難なものであつた。かれは合衆國に對して申入れる條件を作つたり決定したりするこは出來なかつた。かれが陸軍部内の一一致した強力を意見に對して反対したので、眞珠灣攻撃前数カ月の間、かれをやつつけてしまいたいと思つていた軍國主義者の手からかれを保護する必要があること中が考えた程であつた。(記録、三五五四三頁)この點まで譲歩すべきかは東京の政府が決定した。この點について、東郷は積極的に譲歩のために力を盡し、そして實際或る程度の成果を收めた。合衆國

に對して行われたかの提案は、合衆國政府から斥けられたが、それはそれらの提案が何ら新しいことを含んでいなかつながらではなくて、それらが誠意あるものご考えられなかつたからであつた。バランタインは、甲案に大した關心をもつてみられなかつたこ證言した。ごいうのは、傍受電報によつて、われわれに對してなされた申出は・・・・誠意を以てなされたものでなかつたと彼は確信していたからであった。(記録、一〇九一六頁)。電報の解讀が不正確なために、どの程度まで、この態度をござることになつたかをこゝで論ずる必要はない。疑いもなく、不誠意な分子が日本政府のなかにあつた。これらの分子が、誠意のあつた分子を故意に欺いた、ごいうことはありそうなことでさえある。しかし、東郷が合衆國を欺こうとしたごいう證據は何にもない。

東郷が外務大臣になることを承諾したのは、交渉が續けられるごとく、陸軍が中國における駐兵やその他の事項についてかなりの讓歩をすることを條件としてであつたことをわれわれは知つてゐる。(記録、三五六七一頁、二五九一九頁)。東條は少くも表面土は、完全に協調的であるようにみえた。東郷に對して自分の態度を變えるといつたかれは證言した。(記録、三六三一五頁)。

東郷は、一日考えた末、一九四一年十一月一日、
二日の連絡會議で、交渉が失敗に終つた場合には戰
争することに同意した。かれの同意は、東條が與えた
次のような保證に基いていた。それは、もし合衆

國が受諾しそうな態度を示したならば、總理大臣である東條は、當時最少限の條件をされていたものにさらに變更を加えてなおもつと緩和されたものをおとうこする東郷の努力に對してかれを支持しようといふ保證であつた。戦争に同意する前に、東郷は辭職を考えたが、他の即時開戦を支持するよう者が任命されるこいけないから辭職してはいけないこ、廣田から忠告を受けたので踏みこごまる決心をした。(記録三五六九六頁)。東郷は、かれの主張を通す代償として、交渉が失敗した場合にけ戦争するこいう違約會議の決定に同意しなければならなかつたことを主張している。(記録、四七九七七頁)。この主張が疑問の余地ないまでに證明されたこはいうことはできない。辯護側の最終辯論でさえ、東郷が一九四一年十二月一日の宿命的な會議で戦争に賛成したのは、十一月二十六日のハル覺書の後、彼がこの覺書が日本を自衛のための駆争に追いこんだこ心から、かつ合理的な理由に基いて信じたからであつて(記録、四七九七七頁)、十一月一日、二日ち算荷會議で同意を與えたからではないことをほのめかしている。

しかし、東郷の主張を信じさせる助けになるに十分な證據がある。もしも東郷の動機について何か疑があれば、その疑は被告に有利なように解してやらなければならぬ。十一月一日ご十二月一日の會議を開くに至らせたいろいろの出來事にかんがみて、被告東郷は侵略戦争を開始し遂行したこいう起訴事實について有罪こされるべきではない。

E-248

東郷は一九四二年に、大東亜省が設けられたことに關連して議論した。この省は大東亜共同輔助の國々で獨立を與えられた國さえも、日本が支配することを保證するために設けられたものであつた。海軍大將鈴木貢太郎は東條のこの省を設置する案に關して「本案は王道に基かず霸道を行ふに在りしこのべた。」一九四二年十月二十日、枢密院會議、記録一二〇九三頁)。

東郷は諷諭大臣鈴木貢太郎の要請によつて一九四五年四月九日に、再び内閣に入つた。鈴木は東郷がもともと戦争に反対であつたと感じていたので自分の内閣に東郷が入るよう引張つたと證言した。(記録三五五九〇頁)。東郷が證言した通り、かれは、自分の和平工作を内閣が支持するという條件でその内閣に入つた。(記録三五七七九頁)。この主張は鈴木(記録三五五九一頁)、追水(記録三五六〇五頁)および岡田(記録三七一六七頁)の證言によつて裏付けられてゐる。東郷の態度は、さらに八海大臣として内閣のための努力によつて示されている。それは、かれが親切ついた一日遊びを終了したエドワード・アーヴィングバツグを連れて、バツグの證言、記録三四三五九頁)、またソビエット大使マリツクに極秘裡に當つてくれるように頼んだ廣田を通じて行つたのである。(五月後半、東郷、記録三五七八三頁、野口、記録三五三八三頁)。東郷は天皇にかれの和平計畫について論じ、和平に關じて腹藏なく論議する機會をうるために、書記として最高戰爭指導會議を開くことに成功した。五月十四日に、最高戰爭指

E-249

導會議は速かに戰争を終らせるごとに同意した。(東郷、起錄三五七八二頁、鈴木、記錄三五五九二頁、迫水、記錄三五六〇五頁)この會議での東郷の活動は考慮の價値がある。こいのうのは、それほ、危険な仕事であつたからである。松平康昌はその時、次のような意見をのべた。「當時の國內情勢では余程の熱意と決死の覺悟を有した外務大臣がいなくては終戦出來なかつた」。されば更に、この理由によつて東郷に對して外務大臣の職をひきうけるように極力すゝめたとのべた。(記錄三五五九七頁)。

さて、檢察側は、すでに軍局は日本に不利になつてゐたのであるから、和平を達成しようといふこれらの試みは、本件において何少しも意義がないと言いた。しかし、これらの試みをこゝで述べるのは、たゞ東郷が内閣に入つたときの意圖を示すためすぎない。

車光に關して考察した時に論じたように、全く戰争を終らせようといふ意圖で此時内閣に入つたのならば、誰でも、侵略戰争を遂行したかごて有罪とするべきではない。それを遂行することには、酌量の余地ある情狀の下において國際的犯罪を犯したのみなすことにはできない。それどころか、かれはむしろ國際上の義務を果したのである。

多數決による判決で決定されたように、東郷は訴因第五十四および第五十五については無罪とされるべきである。

右にのべた理由によつて、東郷重徳は、全起訴事

裏面白紙

實について無罪とされるべきである。

287

283

(2) 裁判長別個意見 (separate opinion)

23-11-12. 3

柳井恒夫

同様

アメリカ合衆国その他對荒木その他

裁判長の別個意見

一九四八年十一月一日

U.S.A. AND OTHERS V. ARAKI AND OTHERS
SEPARATE OPINION OF THE PRESIDENT
[Japanese Translation by Language]
Division, IMTPE

288

(2) 裁判長の別個意見 (spare)

U.S.A. AND OTHERS V. ARAKI AND OTHERS
SEPARATE OPINION OF THE PRESIDENT
[Japanese Translation by Language
Division, LtTE]

一九四八年十一月一日

裁判長の別個意見

アメリカ合衆国その他對荒木その他

柳井恒夫

23

裏面白紙

E-1
アメリカ合衆国その他對荒木その他

裁判長の別個意見

法

裁判所條例は、日本を占領する連合國の最高司令官が軍法をもつて実施した國際法、ボツダム宣言および降伏文書であるから、拘束力をもつている。

最高司令官は、本裁判所を設置する宣言書と右に述べた軍法である裁判所條例との中で、かれの措置は、戦争犯罪人に對して、峻厳な正義に基いて處罰を行使しなければならないという降伏條項を遂行するためであると述べた。

降伏文書によつて、日本の天皇と政府とは、誠實にボツダム宣言の條項を履行することと、この宣言を実施するために、最高司令官が要求する一切の命令を發し、一切の措置をとることとを約束した。

これは、戦争犯罪の訴追のために裁判を受けなければならぬものとして、最高司令官によつて指名された者を逮捕し、引渡す義務を、ほかのことと共に、日本政府に負わせた。
E-2
日本の天皇と政府とは、「戦争犯罪人」という言葉は、戦争の責任者を含むものと了解した。
降伏文書は、天皇と日本政府との國家統治の権限は、降伏條項を実施するために適當と認める措置をとる最高司令官に服さなければならないということとも規定した。

國際法によれば、交戦國はその手中に陥つた戦争犯罪人を戦時中處罰する権利をもつてゐる。この権利は、敵の領土の占領後に生ずる。休戦の條件として、戦勝した交戦国は、戦敗国に對して、戦争犯罪の訴追を受けた者の引渡しを要求することができる。ボツダム宣言と降伏文書は、この権利の行使を意圖している。しかしながら、處罰が科せられる前に、有罪が確定されなければならない。従つて、裁判のための規定がある。

占領をしている交戦国は、戦争犯罪について訴追されている者を裁判するための軍事裁判所を設置し、公正な裁判を保證するために、軍人でない裁判官を用い、控訴と公開発表の権利を設けることができる。(オッペンハイム 国際法、第六版、第二卷四五六頁)
裁判所慣例によつて、最高司令官は、これらのことに關する規定を設けている。かれは宣告を再審し、重刑を輕易なもの、すなわち、例えは、死刑の宣告をごく短い期間の拘禁に減ずることができる。

平和に対する犯罪

國際連盟の総會は、一九二五年と一九二七年に、侵略戦争は國際犯罪であり、このようなすべての戦争は禁ぜられており、また禁じなければならぬと宣言した。一九二八年に、第六回汎米會議は、侵略戦争は、人類に對する罪を構成するものであつて、すべての侵略は不法であり、禁ぜられていると宣言した。これに續いたのは、連合國と日本を含む六十
三カ國が調印し、または加入した一九二八年のバリ
ー條約である。この條約には、右に言及した宣

言と異つて、『犯罪』または『犯人』といふ言葉はないが、この條約の言葉——戦争を嚴肅に不法としたこと、國家の政策の手段としての戦争を放棄したこと、及び紛争または紛糾を處理または解決するために、戦争に訴えないと合意し、また戦争に訴えることによつて生ずる必然的な結果はもとより、自然的、蓋然的な結果に訴えないと合意したこと——を考えれば、侵略戦争の不法性と犯罪性が認識され、承認されていたという結論はどうしても避けることができない。しかし、この條約に至るまでの交渉に見られるように、自衛のために戦争に訴える権利はある。

E-4
一九二八年四月十三日に、合衆国政府は、前文と三カ條とから成る條約の案文を添えた通牒をイギリス、ドイツ及び日本に送つた。第一條及び第二條は、パリー條約の現在の形における該當項と同じ言葉で書かれていた。第一條及び第二條の言葉は、フランスの外務大臣ブリアン氏が、一九二六年六月に提案した條約のそれとほとんど同一であると通牒に述べてあつた。一九二八年四月二十日に、フランス政府は、イギリス、イタリア、ドイツ及び日本並びに合衆國に條約案を送付し、その中では、合法的な自衛の権利は特に留保され、またその中には國家の政策の手段、すなわち、『國家の發意による個人的、自發的、自主的行動の手段』として戦争に訴えることを不法とし、放棄するということが含まれていた。³日本政府は一九二八年五月二十六日に、合衆国の通牒に對して、提案の目的に賛意を表すること、そ

の目的は「戦争制度の完全廢止」を意味しているものと解することを回答した。日本政府は、この提案はどの獨立國に對しても、自衛権を否認するどのようなものも含んでいないと了解していると附言した。

E-5
一九二八年六月二十三日に、合衆國政府は、日本とその他の諸國の政府に對する通牒の中で、アメリカの提案には自衛権をすこしでも制限し、あるいは毀損するものは何もないと述べた。この権利は各主權國の固有のものであつて、一切の條約の中に默示的に包含されている。どのようなときでも、また條約の規定がどのようなものであつても、各國民は、攻撃または侵入に對してその領土を防衛する自由をもつており、またその國だけが、自衛のために戦争に訴えることを要する情勢にあるかないかを決定する権限をもつてゐる。しかしながら、譲渡することのできないこの権利を條約によつて明示的に承認しようとすることは、侵略を定義しようとするときに常に出會うと同様な困難を惹き起した。これは同一の問題を反対の方面から見たものである。どのような條約の規定も、自然的な自衛権に何もつけ加えることができないので、條約で自衛権の法律的概念を規定することは、平和の利益にならない。それは、無法者にとつては、協定された定義に適合するよう事件をつくり上げることは、あまりにも容易であるからである。

日本政府は一九二八年七月二十日に、この通牒に⁴對して、條約案に對する日本政府の了解は、合衆國のそれと實質的には同一であると答えた。

自衛

自衛の必要を判断する権利については、「自衛に訴えるということは、まず第一に危険にあると思っている当事者の自由な判断に任せなければならぬ」ということが自衛の概念の本質である。・・・しかし、解釋の基本的な原則によれば、いわゆる自衛戦争に訴える一国に對して、このような行動の合法性に關して、法律上の決定的な効力をもつ最終的な決定権を與えるというような解釋はできない。このような権利は、どんな國際協定によつても與えられていない。自衛のために武力に訴えるということの合法性は、個々の特定の場合に、司法的またはその他の機關によつて、公平な決定を受けるのに適當な問題である。」（オッペンハイム『國際法』、第六版、第二卷一五四一五頁）

個人の責任

不法で犯罪的なものとして認識され、承認された行動は、國際的紛争を解決するために、すなわち國家の政策の手段として、戦争に訴えるということである。戦争の行われるところでは、それに對して責任をもつものは、必ずそれを決定し、計畫し、準備した者を含んでいる。準備の中には、戦争を促進するために戦争に訴えることの、すなわち國家の政策の手段としての戦争に訴えることの、不法性と犯

罪性を認識し、かつ承認した。それにもかかわらず、もしこれらの国家のどれかが侵略戦争に訴えるならば、その国家の名において行動する個人は、かれらの国家が條約に参加していることを知っているのであるから、国家のこの不法行為に對して、刑事責任を負うものである。

裁判所様例は、この犯罪について訴追されているものの裁判と、有罪となつた場合の處罰とを規定することによつて、國際法または自然法に違反するものではなく、むしろボツダム宣言と降伏文書を実施するのと同じように、それを實施するものである。このような犯罪は、この點において、通例の戦争犯罪と區別はできない。どちらにしても、戦争を不法とすることに賛成することによつて默示的に、またはたとえば降伏文書のようなものによつて明示的に、戦争に對して責任のある自國民を處罰することに同意した場合に、国家の主權が侵害されるものではない。(ライト卿、ロー・クオタリー・レビュー〔Law Quarterly Review〕第六二卷五七頁、A・L・グッドハート教授、ジユリティカル・レヴュー〔Juridical Review〕第五八卷一一、一三頁、シエルドン・グリュツク『ニュールンベルグ裁判と侵略戦争』一九四六年、クインシー・ライト、アメリカン・ジャーナル・オブ・インターナショナル・ロー〔American Journal of International Law〕第一五一年三八一七二頁、ハンス・ケルゼン、カリフォルニア・ロー・レビュー〔California Law Review〕第一三一卷五三〇頁より始まり、關係の部分は五三九一四一頁)。

E-7

侵略戦争が不法で犯罪的であるという見解は、その趣旨を貫いて、論理的結論にまで到達しなければならない。すなわち、軍人や文官がはじめは戦争に反対したけれども、一たん戦争が開始された後は、講和を結ぶのもつと好い時機が来るまで、その戦争を遂行すべきであると決定した場合には、かれは侵略戦争の遂行について有罪であつたということである。

もし侵略戦争であることを知つてゐるか、知つてゐる可きはずであつたならば、その侵略戦争を促進するか、それに參画したものの地位または階級の高低にかかわらず侵略戦争に對する責任を制限するような特別な規則はない。

共同謀議

実体的な犯罪が實際に行われたということを事實が立證した場合には、犯罪を行つたことについて訴追し、それを行うための共同謀議については訴追しないのが通例である。しかし、被告に對して不公平であるとして賛成しない判事もあるが、イギリス連邦においては、右のような場合に、共同謀議の訴追をすることは合法的であると考えられている。

國際法は多くの國の國內法と異つて、純粹の共同謀議という犯罪を明示的には含んでいない。パリ一條約は侵略戦争に訴えることを犯罪と認めている。これは戦争の伴わない共同謀議を含んでいない。それと同様に、戦争の法規と慣例も單なる純粹共同謀議を犯罪としない。

戦争に訴えるための、または通例の戦争犯罪もしくは人道に對する罪を犯すための、純粹の共同謀議は、犯罪でなければならないといふこともできよう。しかし、本裁判所は何が法であるべきかを決定するのではなく、何が實際に法であるかを決定するものである。國際法によつて犯罪であると定められた場合には、本裁判所は刑事責任の範囲を決定するため、一般に適用されている規則を適用することができる。しかし、本裁判所には、英米の概念に基いて、純粹な共同謀議を犯罪にする權限はなく、また各國の國內法において共同謀議とされている犯罪の共通の特徴と認めるものに基いて、そうする權限もない。多くの國の國內法が、國家の安全に影響を與える純

E-9
粹な共同謀議を犯罪として取扱つてゐるかも知れない。しかし、國際秩序の安全のために、純粹な共同謀議という犯罪があると本裁判所が宣言することは、裁判官による立法を行うことに等しいであろう。

裁判所條例の第五條は、共通の計畫または共同謀議に參加するとということを平和に對する罪を犯すための手段であると宣言し、その計畫を遂行するための行爲を誰が行つたとしても、その行爲に對する責任は、このようを計畫または共同謀議の立案または實行に參加した指導者、組織者、教唆者及び共犯者にあると述べてゐる。これは刑責責任に關する一般的法則に適つたものである。實体的な犯罪が犯された場合には、指導者、組織者、教唆者及び共犯者は、どの國においても、責任を負うのである。

國際法は正義の規則と法の一級原則によつて補充することができる。嚴格な實定法主義はもはや國際法に適合するものではない。諸國間の自然法は、その重要さにおいて、實定法すなわち人意法に劣らない。（オツベンハイム國際法、第一卷、第六版、九三、一〇二、一〇三頁）

E-10

總論

辯護側は國際法の存在を疑問とした。

國際法は本質的にはキリスト教文明の產物であり、中世紀の後半期頃から形成されつゝあつた。（オツベンハイム國際法、第一卷、第六版、五頁）
當時のイングランド首席判事キロウエンのラツセル卿は、一八九六年に、アメリカ辯護士協会で講演

をした際に、國際法を次のように定義した。

「文明諸國が同意した規則または慣例の全体は、これらの諸國の相互關係について、これらの諸國を拘束すべきものである。」

フレデリック・ボロツク卿は、諸國家の法、すなわち國際法は、文明獨立諸國家を、その相互の關係及び相互の國民との關係について拘束するものと認められた規則の集りであると定義している。

條約や協定がこれらの規則の一部を定めることがあるが、このようにして定められた協定による法は、その當事者だけを拘束するものであるとフレデリック卿はつけ加へ、さらに、しかしながら、大國のすべてまたは大部分が、熟慮の上、一般的に適用されるある種の規則に同意したときは、このような規則は同意を表明しなかつた諸國家の間についてさえも、慣行上きわめて大きを重要さをもつものであり、この種の協定は、遠からず普遍的に認められる諸國家の法の一部となるものと考えてよいとかればいつている。國際法は、それが國家の公認的文書に含まれていなかつた限り、個人的な著述家が表明する意見のままになるものであるといつて反対されたことがあり、このことからして、國際的な問題について、なにかの法が存在するということそのことが擬制的であつたと主張されたことがあるとかれは述べている。これに答えて、經驗に富み、定評のある著述家の意見は、單なる意見としてでなく、證據として價値があるという、英語諸國の最高の法律界の権威者の見解をかれは引用している。

グレイ判事は、バケテ・アバナ號事件（合衆國判決錄第一七五卷、一八九九年、六七七頁）における合衆國最高裁判所の多数意見を發表したときに、次のようにいつた。

「司法裁判所がこのような著作の力を借りるのは、法がどんなものであるべきかについて、その著者の考え方を求めるためではなく、實際に何が法であるかについて、信頼すべき證據を求めるためである。」

マリア號事件（ロビンソン・イギリス海軍裁判所判決錄、第一卷、三六三頁）において、ストーヴェル卿は、「單に意見を發表しているロー・マ法學者としてではなく、事實を——それが現行の慣行であるという事實を主張する證人としてレヴァッテルを根據とした。

フレデリック・ボロツク卿も、長い間宗教上及び世俗の支配者が、ともに忠誠の念を表明してきた自然法の名において、近代國際法は發生し、承認されたと述べている。しかし、この自然法とは、道徳の一般的原理、すなわち理性的な人間の合意の中に示された普遍的理性の別の名にほかならなかつたとかれは示唆した。（ロー・クオタリー・レビュー誌へ Law Quarterly Review 一第十八卷、四一八頁）。

軍法についていえば、布告されなくとも有効である。それは占領または征服の即時かつ直接の効果であり、結果である。

ウェリントン公は次のようにいつた。「軍法とは、

軍を指揮する將軍の意志より以上のものでもなく、それ以下のものでもない。……私は他の國で軍法を施行した。すなわち、私はある國の大きな部分を私みずから の 意志によつて統治したのである。しかし、そのときに、私は何をしたか。私はその國がそれ自身の國內法に従つて統治されねばならないと宣言した。そして、私はこれを、すなわち私の唯一の宣言した意志を、實行したのである。……」

一八五七年に、當時合衆國の法務長官であつたクッシング氏は、このウエーリントン公の言葉を引用し、進んで次のようにいつた。

「ある國で外國の軍隊の司令官によつて施行される、……軍法は、戦争法規の一要素である。……侵入軍、占領軍または征服軍の司令官は被侵入國を最高の権力をもつて支配するもので、これを制限するものは、國際法と、かれが仕えたは代表する主權者または政府の命令だけである。正當な戦争における戰時占領は、國際法によつて、敵國の主權を征服者に移轉させる。」

「合衆國法務長官意見集」(Opinions of Attorney

Generals of the United States

）第八卷、一八

五七年、三六九頁。ホルズワース教授、ロー・クオタリー・レビュー誌第一八卷、一三二頁。ハイド

「主として合衆國によつて解釋適用された國際法」

(International Law Chiefly as Interpreted and Applied by

the United States

）改訂第12

二版、第三卷、一九一〇頁。)

クッシング氏に従えば、征服者は、國際法の制限

を受けて、敵國の主權行使するとされていることに注意しておきたい。

主權の移轉については、オッペンハイム國際法、第二巻三四二頁は、おそらくもつと狭い見解をとっているのであろうが、結果においては違ひがない。かれは次のようにいつている。

「 . . . 占領者の行政は . . . 明白に正確に軍政である。 . . . 占領者はその土地の憲法及び法律からまつたく獨立している。なぜならば . . . かれの軍隊の安全と戦争の目的とが、かれのまず第一の關心であり、これを促進しなければならないからである。 . . . しかし、かれはその土地の主權者ではないから、その軍隊の安全と戦争目的の實現が . . . 必要とするもの以外は、法律または行政について、變更を加える権利はもつていない。 . . . 」

今度の戰争の一つの目的は、ボツダム宣言の目的の實現と戰争犯罪人の處罰とであつた。國際法及び軍法がともに存在することについては疑いがなく、また、それらは本裁判所條例の法と本裁判所の裁判権とを裏づけるものであると本官は考える。

E-14

刑罰

戦争は罪悪を累積させるものであつて、これを開始したり、遂行したりするような大きな犯罪に對しては、最小限の刑罰として、死刑に處すべきであるようと思われるかもしない。しかし、ニューヨークベルグ裁判所はそうは考えなかつた。

同裁判所は、まず、

E-15
 「侵略戦争を開始することは、……單に國際的犯罪であるだけではない。それは最高の國際的犯罪であつて、他の戦争犯罪と異なる點は、ただそのうちに全戦争犯罪の害悪を累積したものを含んでゐることにある」と述べ、さらに、

「被告らが侵略戦争を計畫し、遂行したという起訴事實は……最も大きな重大性を持つ起訴事實である」とつけ加えた後、

侵略戦争を遂行する共同謀議をなし、またそれを計畫し、遂行したことについてだけでなく、戦争犯罪と人道に對する罪についても、有罪と認定された被告に對して、終身刑を越えない刑を科した。ところが、人道に對する罪だけについて有罪と認定された被告は、絞首刑の宣告を受けた。

ドイツの被告の犯罪が、日本の被告の犯罪よりも、はるかに兇悪で多様で廣汎なものであつた。ドイツに情狀酌量の一般的根據があつたとすれば、日本にそれがないというわけはない。

デニツツは訴因第二及び第三について有罪と認定され、懲役十年を宣告された。

フォン・ノイラートは四つの訴因の全部について

E-16 有罪と認定され、懲役十五年を宣告された。

レーダーは最初の三つの訴因について有罪と認定され、終身懲役を宣告された。

E-17 侵略戦争を遂行する共同謀議、またはその遂行、もしくはその両方にについて有罪と認定された十二名のうちで、七名が絞首刑を宣告されたが、かれらはまた戦争犯罪及び人道に對する罪についても、有罪と認定されていた。侵略戦争を遂行する共同謀議、またはその遂行、もしくはその両方にについて有罪と認定された他の五名は、終身刑を越えない刑を宣告された。但し、そのうちの二名は、戦争犯罪及び人道に對する罪について、また他の二名は戦争犯罪について、有罪と認定されていた。

これら五名、すなわちヘス、フォン・ノイラート、フンク、レーダー及びデニツツを死刑から免れさせることについては、同裁判所は、かれらが戦争を行つたときには、侵略戦争は一般的に裁判すべき犯罪とは考えられていなかつたという事實を考慮に入れたものと本官は考える。今でも、多くの權威ある國際法の法律家は、この點に關して、パリ一條約は何の變更も加えなかつたという見解をとつてゐる。

日本人被告を取扱うについては、ドイツ人被告に對するほどの考慮を拂わないといふのでない限り、どの日本人被告も、侵略戦争を遂行する共同謀議をしたこと、この戦争を計畫及び準備したこと、開始したこと、または遂行したことについて、死刑を宣告されるべきではない。

次に、戦争犯罪及び人道に對する罪に對する刑罰については、ある犯罪に對する刑罰の主要目的は、この刑罰が他の者に對するみせしめの作用をもたなければならぬことであるということは、一般に認められている。

E-18
隔離された場所において繼續的な困苦の状態で、または日本以外の場所——このような場合には普通の状態の下で——終身の禁錮に服させる刑罰の方が、被告のような者には、絞首台の上や、銃殺隊の前で、素早くその命を絶つよりも、もつと大きなみせしめになるかも知れない。

もう一つ考慮すべきことは、被告のある者は甚だしく年をとつていてることである。このような老人を絞首刑または銃殺刑に處するのは忌まわしいことであるかも知れない。

天皇の免責

天皇の権限は、かれが戦争を終らせたときに疑問の余地がないまで證明された。戦争を終らせたときと同様、戦争を始めるにあたつて、かれが演じた顕著な役割は、検察側によつて導き出された否定できない證據の対象であつた。しかし、検察側はまた天皇を起訴しないということを明確にした。天皇のこの免責は、太平洋戦争の開始にあたつて、かれが演じた役割に對照させてみると、判決を下す際に、本裁判所が考慮に入れなければならない事柄と考える。もちろん、だれが起訴されるかは、検察側のきめることである。しかし、イギリスの裁判所ならば、宣告をするにあたつては、犯罪の指導者を裁判にかけ

E-19

ることができるのに、それが免責されているといふことは、できればこれを考慮に入れるであろうと本官は信ずる。殺人の場合のように、裁判所が法に基いて死刑を科さなければならぬ場合には、宣告を受けた者の命を救うために、おそらく大赦の特権が行使されるであろう。

戦争を行うには、天皇の許可が必要であつた。もしかれが戦争を望まなかつたならば、その許可を差控えるべきであつた。かれが暗殺されたかもしれないといふことは、問題の答えにはならない。この危険は、自己の義務を危険があつても遂行しなければならない統治者のも、侵略戦争の開始といふ犯罪をしておいて、そうしなければ命が危うかつたのであるからといつて、それを犯したことについて、赦されるものと正當に主張することはできない。

天皇は進言に基いて行動するほかはなかつたといふことは、證據と矛盾している。かれが進言に基いて行動したとしても、それはかれがそうすることを適當と認めたからである。それはかれの責任を制限するものではなかつた。しかし、何れにしても、大臣の進言に従つて國際法上の犯罪を犯したことに対するは、立憲的君主でも赦されるものではない。

本官は、天皇が訴追されるべきであつたと示唆するものではない。それは本官の仕事ではない。かれの免責は、疑いもなく、すべての連合國の最善の利益のために決定された。

E-20

有罪と認定された被告の刑罰を決定する際には、

E-21

正義の要求に従つて、本官は天皇の免責を考慮に入れなければならない。それだけである。

かれに對して公平であるために、次の點はここに述べておくべきであろう。證據の示すところによれば、かれは常に平和を望んでいたのであるが、立憲的君主としての役割を果すことを選んだから、おそらく自己のよりよい判断に反してであつたろうが、各大臣やその他のものが進言した戦争を容認したのであつた。しかし、戦争を終らせるために、かれはその疑いもない権能行使して、日本を救つた。

刑|
決定された刑が刑罰の主要な目的をおそらく最もよく達成するものであろうとして、本官がそれをすべて支持したとは、あえていうことができない。しかし、どの刑も明白に重すぎるとか、明白に不充分であるといふこともできないから、本官は不同意を記録にとどめない。

めくれず

裏面白紙

一九四八年十一月十二日

覺書



フランス代表裁判官

極東國際軍事裁判所書記局長

反対判決に関する件

裁判所の決定に従い、またそれに示された目的のために、正規の署名を附した本官の反対判決の原本をここに添附する。

MEMORANDUM, "DISSENTING JUDGMENT
The Member from France
Japanese Translation by Language
Division, ILCMTC.E.S."

極東國際軍事裁判所フランクス代表判事の反対判決

本官は法と事實との問題の双方について多數ご意見を異にしていただけれども、最初は本官の不同意を反対判決の形で記録に止める意思はなかつた。多數意見による決定は多數の名において言渡されるものであつて、本官が最後的な段階で沈黙していても、右の決定に本官が同意しているものと誤解される可能性はない。本官は考えていた。しかし、多數意見をとる裁判官は、結局その決定を單に本裁判所の名において言渡すことに決定した。これらの事情によつて、被告に對して公正を期するため、本件に関連する法と事實との問題に關する本官の見解を、それが多數の見解と異なる限りにおいて、簡単に発表するのが本官の義務であると考える。

裁判所創設の合法性

当事者間の争を解決する権利を持つているのは、關係当事者のすべてまたはその多くの者が上位の権威者として認めている権威者である。各國內において、この原則が認められていることは、それが自然の、また普遍的な法にかなつていて、この充分な證據であつて、この法を尊重することによつて、法と公民社會との基礎そのものが與えられるのである。普遍的な権威者こそ、普遍的な秩序に對する罪を訴追している個人を裁く裁判所を創設する権能

E-2
を持つ者である。しかし、このような普遍的な権威を與えられている有機的な組織体がないので、この義務を引受けるのに充分な實際の権力と道徳的な権威を持つ者が、自然のまた國際的な法に對する犯罪的な違反と考えられる行爲をした疑のある者を裁判するためには、必要な裁判所を設けることができるのである。この目的のために、かれは被告の裁判のために、また判決の執行のために、被告を裁判所に出廷させる手續規定を定めることができる。

特定の國家の國民に對して行われた犯罪は、また普遍的な共同社會に屬する者に對して行われた犯罪罪との裁判を組織するとのできる事實上の權威者は、もし機宜に適したものと認めらるならば、これらもある。従つて、平和に對する罪と人道に對する罪との裁判を組織するとのできる事實上の權威者は、もし機宜に適したものと認めらるならば、これらの犯罪と共に、特定の國家の國民に對する犯罪をも訴追することができる。しかし、この場合に適用されるべき法は、戰勝國にせよ戦敗國にせよ、ある特定の國家の法ではなく、すべての國家の法である。普通的な法に對する犯罪で訴追されている者を裁くために、必要な裁判所を設置する義務を受けた權威者は、もしそうすることによつて、公正な判決が得られるようにする最大限度の保證を被告に與えることを故意に拒んだならば、その資格を失うことになるであろう。この點に關する權威者の好意の最良の證據は、自國の國民が國內秩序に對して犯した罪の裁判について、かれらに與えるのとすくなくとも同じ程度の保證を、被告にも與えることである。

一九四五年九月二日の降伏によつて終つた期間中

に、極東を荒した戦争を犯罪的な行為に基団するものとして、連合諸國は、右に述べた原則の結果にして、極東國際軍事裁判所を創設する完全な資格を持つていた。一九四六年一月十九日に、連合國最高司令官が連合諸國の名において承認し、公布した裁判所條例の規定は、被告に最大限度の保證を與えたいという連合諸國の希望を十二分に示している。良心と普遍的な理性によつて欠くことのできないものと考えられる保證のうちで、すこしのものが裁判所條例によつて明示的に與えられていないことは、眞實であるとしても、それらの保證が被告に對して拒絶されているのではないことを、裁判所條例第七條によつて、本裁判所が裁判所條例の根本的な規定に一致する手續規定を起草したり、修正したりする権限を與えられていることは、少くともこの點において、これらの保證を直接に與えるのに相當するといふことは、同様に眞實である。

裁判所條例の起草者がまさしく戰勝者であつたといふことは、敗戦國の政府首腦者だけしか訴追することができなかつたといふことは、いずれも考慮に入れるべきことはなかつた。どのような種類の裁判も一切行わずに被告を處罰する代りに、かれらを裁判所、すなわちかれらを無罪にする自由を持つている裁判所に引渡したといふことは、連合國の好意の充分な證據である。さらに、裁判の行われる前の決定——最後には征服者側の責任の宣言をする余地をなくした決定——が、裁判官でもありこの決定の参加者でもあるところの、戰勝國によつて行われたとい

ふここについては、世界の政治的無組織をこそ非難すべきである。戦勝國がなにもしなかつたならば、判定の必要が普遍的に感じられていたのに、世界は判定を與えられないことになつたであろう。

以上に述べたこから見て連合國の権利と、連合國の名において板東国際軍事裁判所を設置し、裁判所條例によつて與えようござれた管轄権を、この裁判所に與える連合國最高司令官の権能とに對して、辯護側の提出した異議は、これを一切却下することができるであろう。

裁判所の管轄権

『管轄権』といふ言葉が普通に認められてゐる意味で了解されるならば、それは一つまたはそれ以上の訴訟事件を審理し、決定する裁判所の権限の限界を意味し、それを示すものである。ついでに記しておきたいのは、およそ刑事上の管轄権を引受けることは、それ自体では、事實または行爲、すなわちそれらに關連してそのような管轄権を引受けた事實または行爲の犯罪性を意味するものではない。いふところである。これは、事實を裁判官に提出するところの権威者が、これらの事實の犯罪性について立法する資格のある者ではない場合に、特にそうである。

裁判官に提出するこことは、この権威者の判断では、問題の事實または行爲が、たしかに犯罪であるとか、恐らくはそうであろうとか考えられている。こいうことを意味するに過ぎない。

板東国際軍事裁判所の事物に關する管轄権は、一

E-4

九四五五年七月二十六日のボツダム宣言、一九四五九年九月二日の降伏文書、一九四五五年十二月二十六日のモスコーカンファレンス、及び一九四六年一月十九日に連合國最高司令官によつて承認され、板東國際軍事裁判所を設置する裁判所條例第五條によつて定められてゐる。この管轄権は、敵國の國民または反逆者の行為でしかあり得ないところの事實に限られてい。

日時に關しては、裁判所條例は、訴追され得る事實を限定していないので、時効に関する通常の規則であつて、良心と普遍的な理性によつて認められるものが何かあるごすれば、それだけが檢察側の行為を制限することになるに過ぎないものと考へてよい。しかし、板東委員會が一九四六年四月五日の會議で、板東における戰爭犯罪人の逮捕、裁判及び處罰に関する政策を採用するにあたつて、この點について、なにかの制限を考えていたように思われるここに留意しなければならない。板東委員會は、その第五委員會である「戰爭犯罪人」委員會を通じて、次のように述べている。「是はある特定の日時以後に行われたものでなければならぬ。事件の大多数は、一九三七年七月七日の延溝橋事件以後の數年に關連するものと豫想して差支ない。」

以上の言葉と、國際連盟總會が二月二十四日に採用したところの、一九三一年九月十八日以前に存在した緊張狀態の發端においては、當事國の双方の

どちらの側にもある程度の責任があつたものと思われるが、一九三一年九月十八日以降の諸事件の發展に關しては、中國側の責任問題は全く起り得ないのである」という趣旨の報告とに照して見れば、連合國最高司令官に傳達された上述の政黨をとつた極東委員會の考えでは、ハサン湖とハルヒンゴール河に關する事實と同じ種類の事實は、訴追すべきものと考えられていた事實に屬するものとは思はれていかつたと断定することが出来る。しかし、もしこれらの事實が争の余地なく裁判所の判断に委ねられた諸事實の全体の不可分な一部分を成していたことが立證され得るならば、これらの事實は本裁判所の管轄に入れるのが正當であることは疑いない。

E-5
多數の意見では、「すべての被告が共同謀議について訴追されているのであるから、共同謀議についてわれわれが有罪であると認定するかもしれない被告に關して、さらに計画と準備についても有罪の認定をする必要があるとは考えない。い、かえれば・・・訴因第六ないし第十七については、これは考慮に入れることも、有罪の決定をすることも、必要であるとは考えない」というのである。さらに多數の意見では、「侵略的または不法な戦争を遂行する共同謀議は、その犯罪を行おうとする合意に、二人またはそれ以上の者が参加したときに生ずる。」そして、勿論共同謀議の目的を採用し、その達成のために計画し、準備する者は、共同謀議者となる。こ₆の最後の言葉からして、必らずしも共同謀議を行つた者は、後にいつて計画し、準備したということに

はならない。い、かえれば、裁判官の多數は、共同謀議と準備とは二つの異つた事柄であるのが眞實であると認めてゐるが、これは正當である。本官の意見では、また右に述べた共同謀議の定義から考えれば、計畫と準備とは、單なる共同謀議よりも、いつそう重大なことである。従つて、裁判所はこれらのこと考慮に入れなければならぬし、もしそれが立證されたと認められたならば、有罪の決定をする基礎として取り上げなければならぬ。

多數裁判官は、殺人を行う共同謀議を訴追してゐる訴因第三十七と第三十八を考慮に入れる必要を認めなかつたし、同じ理由で、戦争法規に違反する犯罪を犯す共同謀議を訴追している訴因第四十三と第四十四をとり上げる必要も認めなかつた。本官は、後に述べる理由から、訴因第三十七と第三十八に関する多數裁判官の結論に同意はするけれども、訴因第四十三と第四十四に関するかれらの意見には同意しない。本官の意見では、訴因第三十七と第三十八に關して、多數裁判官の示した理由は、訴因第四十三と第四十四の場合には、あてはまらないようと思われる。

多數裁判官の見解は、次のような言葉であらわされている。(第二章、英文第十一、十二頁)

「訴因第三十七と第三十八は、殺人の共同謀議を訴追している。裁判所條例第五條の(1)號と(2)號は、通例の戦争犯罪と人道に對する罪を取扱つてゐる。第五條の(1)號は、次の一句がある。「上記犯罪ノ何レカヲ犯サントスル共通ノ計畫又ハ共同謀議ノ立案

又ハ實行ニ參加セル指導者、組織者、教唆者及ビ共犯者ハ、斯カル計畫ノ遂行上爲サレタルチ間ハズ、責任ヲニ付ソノ何人ニ依リテ爲サレタルチ間ハズ、責任ヲ有ス。」ニュールンベルグの裁判所條例にも、同じような規定があつたが、そこでは獨立した項になつており、本裁判所の條例のようく號のうちに入れられていなかつた。この規定の前後の關係からして、それは明らかにもつばらイ號、すなわち平和に對する罪に關連してゐるものである。なぜなら、「共通の計畫または共同謀議」が犯罪とされているのは、たゞこの部類においてだけだからである。通例の戦争犯罪と人道に對する罪を犯す共同謀議は、本裁判所の條例では、犯罪とされていないから、この規定はこれらの犯罪には適用されない。」

この推論は、裁判所條例の第五條では、「共通の計畫または共同謀議が犯罪とされているのは、たゞ平和に對する罪の部類においてだけである」という假定に基いてゐる。この言葉は判決のほかの部分で繰り返されてゐるが、誤解を起させるように思われる。第五條のどこでも、平和に對する罪、通例の戦争犯罪または人道に對する罪といふ表題の下に挙げられている事実に關して、これらの事が犯罪であるということは述べられてない。述べてあるのは——刑の宣告の對象として、罪といふ形容詞をすでに附けられた諸事實に關して——これらの事實が「個人責任アルモノトシテ本裁判ノ管轄ニ屬スル犯罪してある」ということだけである。い、かえれば、第五條第二項の目的は、そこに挙げられている特定の事實が犯罪であるといふ

ことを言明することではなく、人道に対する罪を定義するこことではなく、まさに本裁判所の管轄に属するところの、戦争犯罪等を構成するものとされていふる諸事實に關して、個人責任があるべきだといふ原則を述べることである。さらに、平和に対する罪、通例の戦争犯罪及び人道に対する罪と名づけるに値するものとして挙げられた諸行為を第五條に掲げたのは、制限的な意味ではないといふことができる。

同じように、すでに言及した板東委員會の政策は、次のように述べている。

「一、ここに用いられた「戦争犯罪」という言葉は、(a)計畫、準備・・・・(b)戦争の法規慣例の違反を含んでいた。このような違反は殺人、虐待、その他・・・・を含むが、これらに限られてはいない。後者については、(b)項は、犯行地の國內法に違反しているかいなかにかわりなく、犯されたその他の非人道的な行為に言及してゐる。

多數裁判官の意見のよう、第五條の最初の部分からして、裁判所作詞の起草者は、さきに挙げた諸事實のうちのどれかを達成するための共通の計畫または共同謀議が犯罪であると默示的に決定したものと推論することができならば、同様に本條の最後の文章からして、この條例の起草者は、その前の数行で犯罪であるとして列挙されている諸事實に、通例の戦争犯罪と人道に対する罪に關する共同謀議を默示的に追加したものと推論することができる。多数裁判官の主張——すなわち、最後の四行を通例の戦争犯罪と人道に対する罪にも適用するといふので

はなく、これらの四行は平和に對する罪だけに適用されるものと考へるべきである。この正當な論理的歸結として、われわれは通例の戦争犯罪または人道に對する罪を犯す合意の實行に參加した指導者、組織者、共謀者及び実犯者は、このような計畫を遂行するに當つて行われたすべての行爲に對して責任がない。ほんざあり得ない結論に達することになるであろう。たゞえば、日本の學者が、一つの地域全体の住民を一擧に絶滅することのできる變見を、ある陸軍將官のたすりによつて、利用することを決定した實際利用したといふ場合に、もしこのような殘虐な破壞が陸軍將官の命令に従つて、兵士によつて行われたならば、その學者はその破滅に對して責任がないことになるであろう。

侵略戰争を行ふ共同謀議よりも、いつそう信むべきものである。吾の、全住民の破滅を企てるといふような共同謀議の行爲を、正義に基く裁判に委ねることを連合國が拒むわけは、眞實のところ、全然ないのである。

裁判所裁判の起訴者が本裁判所に提出したいと思つていたのは、普通にそうであるように、資格のある立法者によつて前もつて確定された刑罰の定義の範圍内に、入つてくるであろう。いふう將來の事實ではなかつた。それどころか、すでに行われ、かつ明示された事實であつて、それに關して、本裁判所自身が、それらは極限のある當局者によつて刑罰的制裁を實際に加えられたかどうかを決定し、また被告がそれらを行つた者であるかどうかを調査

し、決定しなければならないものであつた。これら
の事情の上で、本裁判所は、提出された事實を、
良心と言ふ道的な理性が可能であると認めるところの、
すべての制限に充分な考慮を拂つて、審理する権利
を持つてゐる。これらの事實のうちで、最も嚴重な
制裁を必要とするものを審理することば、本裁判所
の義務である。

實体法

多數意見による判決によれば、裁判所條例の法は本裁判所にごつて決定的であり、これを拘束するものである。この裁判では、裁判所條例の中にあるものを除いては、裁判官はどのような管轄権ももつていらない。その結果として、もし右のようにはここがなければ、本裁判所の裁判官は、被告の裁判に關して、まったく権限をもつていないのであるが、本裁判所を構成し、かれらを裁判官として任命した文書によつて、被告を裁判する権限を與えられたのである。ただし、いかなる場合にも裁判所條例に定められた法を裁判に適用するという義務と責任の下に常に立たされている。

多數裁判官は、辯護側が本裁判所の管轄権を争つた實質的な理由のうちの四つを次のようにな分分析した。(第二章二頁)

(一) 連合國は、最高司令官を通じて、「平和に對する罪」(第五條④)を裁判所條例に含め、これを裁判に付し得るものと指定する権能をもつていなさい。

(二) 侵略戦争はそれ自体として不法なものではなく、國家的政策の手段としての戦争を放棄した一九二八年のパリ一縫約は、戦争犯罪の意味を擡げてもいないし、戦争を犯罪であるとしてもいない。

(三) 戰争は國家の行為であり、それに對して、國際法上で個人的責任はない。

四 裁判所條例の規定は、「事後」法であり、従つて不法である。・・・。

このように分析した後に、右の判決は、裁判所條例の法は、本裁判所にとつて決定的であり、これを拘束するものであるから、右の主張のうちで、初めの四つについては、本裁判所はこれを却下すべき形式上の拘束を受けているしご結論している。

右に引用した敍述から推論して得られる結論は、多數裁判官によれば實体法は裁判所條例によつて與えられていること、この實体法は被告に對する判決に適用されるものであることを、及び本裁判所はごのような理由によつてもそれを適用することを拒絶することはできないことをなればならない。

多數裁判官は、その判決がこのように解釋されるのを歎力所で、特に右に引用した個所の直ぐ後につづく數行で防いでいることは確かである。その數行は、次のように述べている。へ第二章一頁一。

右に述べた意見は、つぎに述べるような見解が主張されることがあるとしても、その見解を支持するものと解釋してはならない。その見解ごいのは、連合國またはごの戦勝國でも、戦争犯罪人の裁判は處罰について規定するにあたつて、確立した國際法またはその規則もしくは原則と矛盾する法律を制定または公布したり、それらと矛盾する権限を自國の裁判所に與えたりする権利を國際法上でもつてゐる。こいの見解である。このまうな戦争犯罪人の裁判は處罰という目的のために、裁判所を創設する権利を

行使し、その裁判所に権限を與えるにあたつて、交戦國は國際法の範囲内で行動することができるにすぎないのである。

しかし、判决の他の個所、すなわち通例の戦争犯罪または人道に対する罪の共同謀議を犯罪であると認めることができないと本裁判所が言明しているよう個所は、右の解釋がやはり多數裁判官の眞の指導的見解をあらわすものであることを示している。

本官はこのような見解に同意することができない。本件ではそうではないのであるが、かりに裁判所條例の起草者自身が平和に對する罪、通例の戦争犯罪、または人道に對する罪といふ表題の下に列舉された事實を犯罪とする意思をもつていたとしても、本裁判所は職務上當然にこれらの實体的な規定の合法性を検討し、それが起草者の権限を越えたものと認めたらば、それを適用することを拒絶する権限をもつてゐるという事實は依然として變らない。もし被告からそのように要請されたならば、本裁判所はそうしないわけにはゆかないであろう。本裁判所の裁判官がかれらの任命を受諾したといふ事實からして、かれらは裁判所條例に含まれている實体的な條項の効力を否定することができないと主張された。この主張は根據がない。裁判官は、實体法について自分が讀てから知り、かつ是認している決定を下したり、意見を述べたりした権威者からでなくして、仕事を引受けないということを、自分の規則として定めているということがあり得る。この規則を法として明文化しているところはどこにもないし、またそれを

一般的に適用すれば、法の正當な執行を危くするであろう。裁判所の外で、裁判官が法を是認しても、裁判の當事者にも、それに従わせるこ_トはできない。それは細密な検討を受けなければならぬし、検討の結果として、反対の決定に達することもあり得るのである。

3-10 實際において、多數裁判官がその判決のある部分では同意しながら、他の部分では却下しているところの意見とは反対に、裁判所諒解の起草者は、ある事實を犯罪としたり、ある犯罪の定義を與えたりする決意をどこにも述べていない。裁判所諒解の第五條は、諸行為を列挙して示すだけであつて、それらの行為は、平和に對する罪、通例の戦争犯罪及び八道に對する罪_トいう三つの表題の下に列挙され、本裁判所の管轄に属する犯罪であるとされ、それに對しては個人的責任があると主張されている。

しかし、本裁判所を創設するに至つた諸文書の條項に含まれている意味は、起草者の考_えでは、國家的政策の手段としての戦争または侵略戦争は犯罪である_トいふことであるのは間違のないところである。従つて、これらの文書が法を構成するものではなく、法として本裁判所を拘束するものではないとして、それらはやはりこの法の證據として本裁判所を拘束するものである。

パリ一綱約の調印は、右に述べた諸文書と同じ命題を含んでいる。多數裁判官は述べた。本官の意見では、そうではない。同綱約の締約國は、かれらの協定の違反_トいう結果を起すようなことを抑制する

ために、社會はこの程度の手段をとることを許されるのであるか、ということを敢えて究めるところなく、國家的政策の手段としての戰争を不法とするところができる。しかし、新約國が、國家的政策の手段としての戰争または侵略戰争は犯罪であると定めるところを希望しなかつたとか、ただ考慮しなかつただけであるとかいうことは、かれがそれを犯罪でないと考えたといふことを少しも意味するものではない。

このような戰争は理性と普遍的良心——との國際裁判所でも、その裁判に委ねられた被告の行為を判断するについて、基礎とすることができ、また基礎としなければならない自然法を表現するもの——に照らして見れば、今も犯罪であり、從來も常にそうであつたといふことについては、本官の念頭にはなんの疑いもない。

E-11
個人が自分の行為によつて負わねばならなくなつた責任を團体の責任の蔭にかくすことはできないといふことも疑いのないことである。連帶責任が存在していると假定しても、それは個人的責任に加えることができるだけであつて、個人的責任をとり去ることはできないのは明らかである。これらの原則が本裁判所によつて尊重されなければならないのは、それらが自然法の中に明示されているからであつて、條例の起草者によつて本裁判所の構成についての文書の中に明示されているからではない。但し、それらを想起したのは、起草者の名譽となることである。これらは考査によつて判斷すれば、「法なければ犯罪なし」という原則とか、法律不適切の原則とか、

個人責任の原則を述べている裁判所條例の規定は無効である。さういうこと、いかを基礎とした辯護側の異議を却下したことは正當であることがわかるであろう。

起訴状の訴因第二十五及び第二十六によつて主張されている事實——ハサン湖地域とノモンハン地域における攻撃——に関して、これらの行為に關連する責任があつたとしても、そしてそれが刑罰を受けなければならぬ性質のものであつたと假定しても、一九三八年四月十九日と一九三九年九月九日と、それから一九四〇年六月九日と一九四一年四月のソビエットと日本との間の協定があるので、それらの責任は免除された。さういうことがさらに主張された。多數裁判官はこの要求を「辯護側の議論の基礎になつてゐる協定の下にもまつたく免除の特權が與えられておらず、刑事上またはその他の責任の問題も取扱われていない」という理由で却下した。本官は多數裁判官の結論に同意する。但しそれは少し違つた理由からである。問題の協定については、それには何を述べられていない。さういうことは、ただそれだけでは決定的でない。ある學説では、紛争を終結することを目的とする協定を調印することによつて、賠償に對する一切の権利は主張できなくなると考えられている。そのいふことを認めて、それにしても、この學説は、當事者が互いに相手方に對して負擔している賠償の問題にしか效果を及ぼし得ないものである。それ以上に進むことはできない。すなわち、だれも犯罪人を訴追するという社會の権利を處分することはできない。すくなくともそれに害を及ぼ

す程度にまで處分することはできない。疑いもなく、
國內秩序の場合のように、この社會の權利には、時間的制限を加えなければならないし、國際秩序においても、國內秩序においても、社會の行爲における遲延ということを考慮に入れなければならない。しかし、問題の諸事實は、時效を援用することができたような孤立的な事實としてばかりでなく、諸事實を一つにまとめた全体の一體としても考えることができ、これらの事實の終局の日時が最近のものであつて、本氣に時效を問題にすることができないことがある。

通例の戦争犯罪

階級組織のすべての段階において、日本の陸軍及び憲兵隊に属する者が、抑留者及び占領地域の一般住民に対する最も憎むべき罪を犯したことは疑いの余地がない。

被告は捕虜の虐待を防止しなかつたものとして特に訴追されている。多數裁判官は、かれらによれば、この不作為を犯罪としているところの、實体法を述べるとともに、ヘーネル条約の第四條を援用して、次のように言っている。

「捕虜と、一般人抑留者は、それを捕えた政府の権力内にある。これは必ずしも前から常にそうではなかつた。しかし、最近の二世紀の間に、この立場は承認され、この趣旨の慣習法は一九〇七年のヘーネル条約に正式に規定され、一九二九年のジュネーヴ俘虜條約でも繰返された。従つて、捕虜と一般人抑留者（以下すべて「捕虜」という）の保護の責任は、捕虜を留置している政府にある。この責任は、單なる扶養の義務に限られるものではなく、虐待の防止にも及ぶものである。特に、該約によつて、同様に慣習国際法によつても禁止されているところの捕虜に対する非人道的な行為は、捕虜に對して責任のある政府が防止すべきものである。」（A部、第二章、第六及び七頁）。

右の條文の結果として、捕虜を捕えていた者は、かれらが防止しなかつた虐待について、刑事責任を負うことになると主張した後に、多數裁判官はさらに進んで、「政府」とは何を意味するかを明示した。

E-13

多數裁判官は「大体において、日本の手にあつた捕虜に對する責任は、次の者にあつたといつてよい。
〔閣僚、〕捕虜を留置している部隊の指揮官である陸海軍武官、〔・・・・・〕四文官であると、陸海軍武官であるとにかかわりなく、捕虜を直接にみずから管理している職員と述べている。」

本官の意見では、右に列舉された者は、ある條件の下では、虐待を防止しなかつたことについて有罪とすることができるのは疑いがない。しかし、この責任は、右に言及した第四條に基くものではないことはたしかである。同條の正確な言葉は、次ぎの通りである。〔俘虜ハ敵ノ政府ノ檍内ニ居シ之ヲ捕へタル個人又ハ部隊ノ檍内ニ居スルコトナシ。〕もしこの條文が閣僚の責任の基礎をなすものと考えられるべきものならば、これは捕虜を捕えた個人または部隊を右に述べた責任から免除するものであると認めることが——それはできることではない——が必要となるであらう。多數裁判官は、捕虜をその檍内にもつてゐる者が責任を負わされることになる條件を検討するに當つて、次の場合を予想している。

〔これらのが、妥當な取扱を確保する適當な組織を設けることと、捕虜の虐待を防止することを怠る場合。〕

〔これらのが、右のような組織は設けたが、その機能的な、效果的な運営を確保することについて怠合。〕

〔これらの者が組織の適用を知ることについて怠慢である場合——この怠慢は結果が生ずるのを必要と

しないようである)。

四　これらの者が、このような犯罪が行われていることを知つており、それを知つていながら、将来においてこのような犯罪が行われることを防止するために、自己の権限内にある措置をとることを怠つた場合。

四　このような犯罪が行われたとして、右の者がそれを知らなかつたことについて過失がある場合。

あの二つの場合には、「捕虜の管理について、自分よりいつそ直接に關係している他の者からの保證を受け容れたということを示しても、ほかの點で責任があれば、その者は罪を免除されるのに充分ではない。すなわち、右の他の人の地位とか、この情報から見て、それらの保證の眞偽をさらに調査しなければならない立場におかれた場合である。犯罪がよく知られており、數が多く、時と場所から見て非常に廣い範囲にわたつているということは、知つていたものと推定するについて、考慮されるべき事項である。

内閣は政府の主要な機關の一つとして、捕虜の保護について、連帶して責任を負うものであつて、その關係は、すでに論じた意味の犯罪が行われていることを知つており、しかも將來このような犯罪が行われるのを防止する措置を行つたり、それに失敗しながら、ある關係として引續き在任する場合には、彼は責

任を解除されることはない。たといかれの主管としている者が捕虜の保護について直接に關係していない場合でも、これはあてはまることがある。閣僚は辭職することができる。かれが捕虜の虐待を知つており、將來の虐待を防ぐ力がないのに、あえて内閣に留まり、これによつて、引継き捕虜の保護についての内閣の連帶責任を分擔するならば、將來のどのような虐待についても、かれはみずから好んで責任を引受けるものである。

(4) 陸海軍の指揮官、陸軍大臣または海軍大臣は、かれらの権内にある捕虜に對して犯罪が行われ、それが起りそうなことについて、あらかじめ知つており、または知つていたはずである場合に、責任がある。

(5) 各省職員は、その職務の中に捕虜の保護組織の運営が含まれており、犯罪を知つていたか、知つていたはずであつて、將來においてその犯罪が起るのを防止するために、その権限の範囲内において效果的なことを何もしなかつた場合に、このよくな將來の犯罪に對して責任がある。本官はこれらの種々の命題に同意できない。

一、これらの命題の最初のものは、虐待を防止するためには、妥當な取扱を確保するに適當な組織を設け、その繼續的な、效果的な運営を確保する義務を、疑いもなく不注意に、四つの種類の者に負わせているが、その中の三者に對しては、この性質の義務を負わせることは合理的であり

得ないし、その中の二者は、一九〇七年十月十八日附のヘーダ第四條約の第四條によつて、明確に除外されてゐる。

二、判決のこの部分の言葉づかいからして、多數裁判官は、考慮された八つの場合のそれそれを、通例の戦争犯罪としての性質を有するすべての犯罪と同等に重大な犯罪であると認めてゐると考へられる。これらの各場合には、問題の犯罪に於いて直接に責任を負うのであるが、われわれの審理を受けてゐる問題の犯罪容疑者は、その罪に對して責任を負うべきものといわれており、それについてはなんらの留保もないし、また直接の遂行者の責任について主張されるものと思われる言葉と疑いもなく同じ言葉が使われてゐる。この責任は、どちらの場合においても、同じようく重大であると判定されているよう見える。疑いもなく、こゝに記載された数の犯罪についてだけしか訴追されないが、右の八つの假定においては、多數裁判官ははるかに多數の犯罪に對して責任を負うべき個人が取扱われてゐると認めるつもりであるという事實である。しかし、これに伴う責任は、直接の遂行者の責任とはまったく異つた性質のものであり、予想されてゐる刑の宣告の重大さは、この責任の性質が明確にされない限り、決定することができない、というのが眞實である。

これを明確にするためには、自分の作爲または不作爲の必然的な結果以外のことに対する対して、たれも責任を負わされることはあり得ないということを想起する必要がある。ある犯罪において、遂行者、共犯遂行者または共犯者として、積極的に参加した場合に、右の原則を適用することは困難を作りうるものではない。消極的な参加、すなわち不作爲による参加の場合には、これ以上の多くの問題があるわけはない。不作爲による責任は、言うまでもなく、その不作爲から起るところの不作爲のあつた者か、一人もしくは数人の他の者かに原因のあるところの、究極的作爲を必要とされている。この作爲の結果に対する責任は、もしその作爲がその不作爲から起る當然の結果である場合に、その不作爲のあつた者にだけ負わせることが出来るのである。因果關係は、不作爲のあつた者と作爲のあつた者とが同一人である場合には、容易に確かめることができる。それが異つた者である場合には、最早それは行かない。この因果關係を立證する唯一の可能な方法は、不作爲のあつた者が、ある種の行為によつて、作爲とその直接の有害な結果とを防ぐことができたはずであるということを證明することであろう。

これらの原則を適用すると、捕虜に對して行われた殘虐行爲の責任から生ずる結果は、それらの行爲に積極的に參加した者以外では、それを防ぐことができた筈であるのに防がなかつた者でない限り、どの個人にも負わせることができないという結論に達するのである。被告が捕虜の負傷、病氣、死亡等を

防止することができた筈であるという證明は、法律上の推定へこれらの負傷、病氣、死亡等を直接の結果として引起すに至つた行爲の遂行者として、被告が訴追され得る場合を除いて一や、犯罪容疑者の地位や、一定の性質の行為または命令を差控えたこと等の結果として處られるものではない。後者については、ある個人が罪を犯すことを確實に防ぐには、理性と良心とがとがめることによつて、かれがそれを経けることを前もつて確實にできないようになると、多數裁判官のよう、陸海軍の指揮官は、命令によつて捕虜の妥當を取扱を確保し、虐待を防ぐことができるということを原則として述べるのは、経験によつて知られている事實のすべてに反するよう本官には思われる。『できる』といふ言葉は正しくない。『できるかもしれない』という言葉だけが正しいのである。この點については、一般的な規則を作ることはできないし、引起された害の原因が不作爲にあるという證據は、個々の場合に、検察側から提出されなければならないのである。

言うまでもなく、ある事態を容認したことに関連して、重要な義務を回避したということは、それ自体で、結果にかわりなく、犯罪を構成することがありうる。究極的な結果が、法によつて特に有害であると認められてゐる時には、いつでもそうである。これらの結果の重大さが憂慮されるので、立法府は、結果が現實に起るのを待たないで、義務の回避について犯人を罰することを許されてゐる。しかし、一

方において、回避について有罪な者であつて、自分の行爲の結果を考えなかつた者と、それを考えていながら、なお行動を差控えた者と、他方において、おそれられていた結果が起つたと假定される場合と、それが起らないと假定される場合との両方における犯人の場合とを、同じ立場におくのは正當でないであろう。

三 妨するに、また右に述べた原則の素戔として、戦争法規の違反または人道に對する罪について、消極的な共犯の罪があるのは、その違反を防ぐことができるのに、そうしなかつた者だけである。法律上の推定を援用して、戦争法規に對することのよりを全面的または個々的な違反を被告が防ぐことができた筈であるといふことを、確立することはできない。そして、その職業上の任務または道義上の責任を果すことを忘つたことは、怠慢、輕率または不作爲による共犯の罪の要素と考へることは出來ないのである。ただし犯された罪が、この怠慢、輕率または不作爲の直接の結果であるか、この怠慢、輕率もしくは不作爲がなければ犯されなかつた筈である場合は別である。

捕虜または人道に對する自分の義務を怠つた點で罪があるのは、輕率とか怠慢とかによつて、または命令もしくは規則を自分の意思で無視することによつて、戦争法規または人道に對する違反を増加させやすい事實上の狀態をつくり出した者である。次に挙げることは、捕虜に對する義務を怠つた罪を重くする事情となるものである。

イ、被告がかれの輕率、怠慢、または命令もしくは規則の不遵守から起る結果を予期したか、または職務上それを予期する義務をもつていたにもかかわらず、罪を犯したという事情。

ロ、輕率、怠慢または命令もしくは規則を故意に守らなかつたことによつて引き起されると同じ性質の戦争法規または人道に對する違反が行われたという事情。

受けるべき罰は、

イ、戦争法規または人道に對する違反について消極的な共犯の罪のある者は死刑。

ロ、捕虜及び人道に對する自分の義務を怠つたことで罪のある者は、もしその怠慢が右に挙げた罪を重くする事情の少くとも一つを伴つている場合には、終身の禁固刑。

ハ、捕虜及び人道に對する自分の義務を怠つたことで罪のある者は有期の禁固刑。

E-18

本官の意見を述べるにあたつて、國際法という言葉よりも、むしろ自然法または普遍法という言葉を用いたことが數回あつた。國際法は、慣習、社會的な慣例、條約または協定のいすれから生じた諸國の權利義務の全体を指稱するために、あまりにもしばしば用いられて來た。この全体は、すべての個人とすべての國家とによつて認められている法に一致することも、一致しないこともありますが、これと同一のものではない。本官が「自然」とか「普遍的」とかいう形容をつけることにしているのは、この法についてである。それは國家の外に、そして國家の上に存在している。その性質については、意見がまちまちであるとしても、その存在については、本氣で争われることなく、また争うことのできないものであつて、この法の存在を言明するだけで、われわれの目的のために充分である。

裁判所の手續に関する意見

本官の意見では、裁判所條例は、被告に對して、かれら自体を辯護するに足るだけの保證を與えることを許したのであるが、本官の考えるところでは、これらの保證が實際には與えられなかつた。

基本的な原則であつて、それに違反すれば、たいがいの文明國では、訴訟全體が無効になるような原則と、被告に對する訴追を棄却する裁判所の權利とが尊重されなかつた。本官は次のことを強調しておこ。

イ、訴追が最も重大な性質の犯罪に關したものであ

裏面白紙

236

E-19

り、その立證が非常に大きな困難をもたらすものであつたといふ事實にもかかわらず、被告は直接に本裁判所に對して起訴され、かれらは、予審といふ方法によつて辯護資料を手に入れたり、まとめたりするよう努めする機會を與えられなかつた。予審は、檢察側からも辯護側からも獨立した司法官が双方に同等に都合のよいように行うものであつて、その間に被告は辯護人の援助によつて利益を得たであらうと思われる。本官の意見では、この原則の違反から起る實際の結果は、本件においては特に重大である。口、訴追は事物についてではなく、人について行われた。檢察側がすべての容疑者を同時に訴追しなくてもよいといふ権利を主張したのである。本件訴追の提起に際して、本裁判所は、訴追が裁判に附し得るすべての者について、平等で充分に正當な方法で行われるよう、支配力を及ぼし得る立場に置かれていなかつた。それどころか、不平等で正當化されないやり方で、訴追の嚴格さを評價しなければならない立場に置かれたのである。この不平等から起る結果は、天皇裕仁に關して、特に明白であり、また遺憾である。この裁判はかれが容疑者の一人と認めて差支のない者であつたことを明らかにした。そして、かれが裁判にかけられなかつたことは、もしかれの件が違つた標準で判断されるというのであれば、國際裁判はこれを行う價値があるものであろうかといふ疑を起させると共に、被告の辯護にとつてはたしかに不利益となつたのである。

ハ、評議の行われた方法は、國際法が被告に與え

てゐるところの保證のすべてをかれらが確實に與えられるようにしたかといふことに關して、争いの余地がある。これらの保證は次のように要約することができる。口頭の評議を、一切の影響を受けないで、提出された證據のすべてに關して、裁判に列席したすべての裁判官の間で行うこと。判決の中の事實の認定に關する部分はすべて起草委員會によつて起草され、その起草が進むにつれて、まず最初に「多數」と呼ばれた七名の裁判官から成る委員會に提出された。この草案の寫しは、他の四名の裁判官にも配布された。後者は多數裁判官の討議のために、また必要が起つた場合には草案を修正するために、自分の見解を多數裁判官に提出することを要請された。しかし、本裁判所を構成する十一名の裁判官が判決のこの部分の一部または、全部を口頭で討議するためには會合することを求められたことは一度もなかつた。

草案の個人の件に關する部分だけが口頭の討議の對象であつた。

評議期間と言つてもよい期間中に、「少數」に屬する數名の裁判官は、草案を讀んで思いついた意見を述べた覺書を書面で各裁判官に提出した。これらの意見のうちには、多數裁判官によつて採用され、最初の草案の修正をもたらしたものもいくつかある。すべての裁判官に配布されたものは、一つの反対意見の草案と、反対といえるかも知れないもう一つの意見の草案もあつた。

判決の終りに本官が署名したことは、裁判所の評議の通例の形式を尊重することを承認したものと解

E-20

釋されなければならぬ。それは判決を承認したもとのと解釋されてはならないということを、ここで言明しておくのは本官の義務であると考える。本官としては、次のことを否定することも、證明することもできない立場にある。(一)どの裁判官もみな出席させることになる口頭の評議の場合にそうであるように、多數に屬する裁判官も少數に屬する裁判官も、すべての裁判官が、各裁判官の述べるそれぞれの意見を聞き知つたということ、(二)多數裁判官が採用した法律論と事實の認定は、裁判官以外の者の一切の協力を受けないで採用されたということ、(三)裁判中に提出された證據のすべてが、そしてこのような證據だけが考慮に入れられたということ。

判定と刑

裁判所が缺陷のある手續きを経て到達した判定は、正當なものではあり得ない。しかし、多數裁判官がかれらの判定を發表したから、本官も本官の判定を發表することにする。これは慎重な考慮の下にであり、また修正の余地のあるものではある。

被告の辯護のためには、せひとも尊重しなくてはならない規則に違反したにもかかわらず、そして恐らくはこの違反のゆえに、平和に對する罪の訴追については、被告に確かに罪があるものと認めるわけには行かないという結論に本官は到達した。

被告にとつて有利である多數の事實上の理由の中から、本官は、次の二つだけを擧げることにする。というのは、これらの理由は、裁判所の注意を引き

もせず、長く引いてもいなかつた法についての考慮に關係があるからである。

E-21
一 正式に公布された法律がある以上は、検察側としては、被告がそれを知っていたということを立證する必要はないけれども、裁判官としては、非難すべきものと考えられる事實が起つたときに、被告がこれらの事實の犯罪的な性質を發見し得る立場にあつたということを確かめないと、その被告を有罪とすることができないということは、依然として眞實である。

侵略戦争の共同謀議、計畫、準備、開始、または遂行が犯罪であるということは、起訴狀に含まれてゐる期間中に、だれでも確かに知り得る立場にあつた。しかし、共同謀議、計畫等といふこれらの言葉は、當時あまりに曖昧であつたので、それ自体では、自國と他の諸國との關係の處理について、ある役割を演ずるようになり要求された國の國民は、その役割がどんなものであるにせよ、自己の行為の功罪について意見を立てるには、役に立たなかつた。共同謀議、計畫、準備、開始という言葉が、單獨で用いられた場合には、國際的な制止に關する限り、比較的容易に定義し得るものと當時考えられていたとしても、これららの言葉の意味は、「侵略戦争」という言葉に關連した場合には、明確に定めることが非常に困難となつた。その上に、右に述べた國民が達成するようになり要求され、そしてしばしば命令によつて、または他の者の文配を受けていたところのかれらの職務の範囲内で、かれらが達成したところの、行為の實

際の遂行者は、責任のどのような部分を負わされるのであるか。このように多くの問題を戦前に多くの国際法學者が熟考したけれども、これらを解決することはできなかつた。被告がいつそうよくこれに成功し得る立場にあつたということは、本官には疑わしく思われる。かれらが實際に成功したということについて、正式な證據がない限り、この疑いは消えないし、また被告を有罪とすることは許されない。確かに、判決の中で被告の行つた演説や採用した政策等を引用している數カ所で、戦争という言葉に侵略という形容詞がつけられ、この侵略という形容詞がいかにも被告の口や筆から直接に出たもののようにされている。しかし、かれらの中のたれでも、戦争に對するかれらの憂慮とか、希望とか、または戦争の勃發を確實にし、妨げ、おくらせようとするかれらの努力とかを表明するに當つて、この戦争を侵略戦争と言つたことは一度もない。被告がかれらの罪を、従つて默示的に法を認識していたことを告白した、といふ結論に達することができるような事實の認定を多數裁判官が書くことができたのは、これらの演説、政策等を検討することによつて引き出される結論を用いたからにほかならない。

二、わかつてゐる個人の間で、わかつてゐる日時に、特定の場所で、陰謀が計畫され、その目的が世界のある地方をその住民の意志に反して日本の支配の下におくことになつたということについて、直接的な證據は提出されなかつた。證明されたことは、

E-22

日本國民のある有力な階級の間に、どのような犠牲を拂つても、東アジアの日本以外の地方を日本の支配権に服させたいという希望があつたといふことだけに過ぎない。被告は繼續的または一時的にこの傾向に賛同した。しかし、このようにしてすることによつて、かれらが犯罪的に行動したかどうかという問題は、まだ完全に確かめられていない。この問題は検察側によつて提出されもしなかつたし、また多數意見による判決によつて答えられもしなかつた。この傾向は、それが太平洋戦争の宣戦となつて具体的にあらわれた時まで進展した。この宣戦は孤立した行為と見做されており、本官の意見では、平和に對して犯された行為のうちで最も重大なものを構成したのであるが、その責任の問題は依然として答えられない。否定することができないのは、そこに一人の主要な惹起者があり、その者が一切の訴追を免がれていることと、本件の被告は、いずれにしても、その者の共犯者としてしか考えることができないということである。もしこれらの被告を偶然的な共犯任の代りにかれらの責任をおきかえることが望まれているのであるならば、このような主張に反対するものとして、本官は法廷證第一一九八號の木戸日記から單に次の抜萃を引用しておく。

「三時半御召により拜謁す。高松宮殿下御上りになりたるが、其時の語に、どうも海軍は手一杯で、出来るなれば戦争はさけたい様な氣持だが一体どうなのだろうかね、との御尋ねあり。時局の重大なる

に鑑み海軍大臣軍令部總長及び首相を御召になり御話置き願い度いと存じますと奉答す。六時三十五分再び御召により拜謁、海軍大臣總長に先程の件を尋ねたるに、何れも相當の確信を以て奉答せる故、豫定の通り進むる様首相に傳えよとの御下命あり。

監察側と裁判所がとつた手續の缺陷からして、本官としては、平和に對する罪の訴追から起つた問題に關して、確定的な意見を述べることができなかつたことをすでに述べておいた。このことは必然的に^{四-23}通例の戦争犯罪及び人道に對する罪の訴追についてもあてはまる。

最も憎むべき罪は、最も大きな規模で、日本の憲兵隊及び陸軍の人員によつて犯された。それでも、本官は、被告のうちのある者がこれらの罪に對する責任の大きを部分を負うものであること、他の被告は確かに捕虜と人道に對する義務の重大を怠慢にして有罪になつたことを言い得ると考へたし、またこの點について本官の念頭には少しも疑いがないことを附け加えておこう。判定の正確さは慎重を考慮を要するであろうし、刑の公正さはあまりにも争いの余地があるが、本官としては、判定の作成や刑の決定にこれ以上あえて立入ることはできない。



裏面白紙

343

めぐれす

面白紙

高橋義次

23-11-12. 5

アーリー
ダルフ
（アーリー）
（ダルフ）

同意意見

フィリピン共和国代表判事
デルフィン・ハラニリヤ

一九四八年十一月一日
英文 一一三五頁

CONCURRING OPINION
By the Honorable Mr. Justice Delfin Jaranilla
Member from the Republic of the Philippines
Japanese Translation by Language Division, IATFE

344

E-1

同意意見

フィリピン共和国代表判事
デルフィン・ハラニリヤ

われわれ多數意見の者は、すでにわれわれの決定を書き上げ、本官はそれに同意するのであるが、卓見によれば、さらに論議と説明を必要とするいくつかの點があるので、本官はこの同意意見を書かないわけにはいかない。

裁判所條例による共同謀議

われわれの意見で、平和に對する罪についてだけ、共通の計画または共同謀議は犯罪とされているのしてみて、^ア通例の戦争犯罪及び人道に對する犯罪には適用されないと認定した。

これに該當する裁判所條例の第五條は、次の通り規定している。

『第五條 人並ニ犯罪ニ關スル管轄

本裁判所ハ、平和ニ對スル罪ヲ包含セル犯罪ニ付個人トシテ又ハ團体構成員トシテ訴追セラレタル極東戦争犯罪人ヲ審理シ處罰スルノ權限ヲ有ス。左ニ掲グル一又ハ數個ノ行爲ハ個人責任アルモノトシ奉裁判所ノ管轄ニ屬スル犯罪トス。

『(イ) 平和ニ對スル罪即チ、宣戰ヲ布告セル又ユハ布告セザル侵略戦争、若ハ國際法、條約、協定又ハ保證ニ違反セル戦争ノ計画、準備、

開始、又ハ遂行、若ハ右諸行為ノ何レカラ達成スル爲メノ共通ノ計画又ハ共同謀議ヘノ參加。

(ロ) 通例ノ戰爭犯罪即チ、戰爭ノ法規又ハ慣

例ノ違反。

(ハ) 人道ニ對スル罪即チ、戰前又ハ戰時中爲サレタル殺人、殲滅、奴隸的處使、追放其ノ他ノ非人道的行爲、若ハ犯行地ノ國內法違反タルト否トヲ問ハズ、本裁判所ノ管轄ニ屬スル犯罪ノ遂行トシテ又ハ之ニ關聯シテ爲サレタル政治的又ハ人種的理由ニ基ク迫害行爲。上記犯罪ノ何レカヲ犯サントスル共通ノ計畫又ハ共同謀議ノ立案又ハ實行ニ參加セル指導者、組織者、教唆者及ビ共犯者ハ、斯カル計畫ノ遂行上爲サレタール一切ノ行爲ニ付、其ノ何人ニ依リテ爲サレタルトヲ問ハズ、責任ヲ有ス。

第一に、裁判所條例によれば、共通の計畫また行共同謀議は、それ自体犯罪として述べられているのでけない。判決が正しく認定しているように、裁判所條例は五つの別個の罪を挙げている。これらは侵略戦争、または國際法、條約、協定もしくは誓約に違反した戦争の計畫、準備、開始、及び遂行であつて、この四つに加えて右のいづれかを達成するための共通の計畫または共同謀議に参加するというもう一つの罪がある。いつそう明確にいえば、最後の罪は、はつきりさせるために、これを二つの種類の参加にわけることができよう。すなわち、共通の

計画への参加と共同謀議への参加である。

これらの六つの罪のうちで、共通の計画または、共同謀議は平和に對する罪として擧げられているのではない。もし共通の計画または共同謀議に參加することが犯罪であるとすれば、その計画または共同謀議そのものもまた犯罪でなければならぬといふ論理があるかもしないけれども、嚴密にいへばその計画または共同謀議そのものについて有罪と認定することは、右の理由からして、裁判所條例の條項に基いてけでないことがある。上に述べた裁判所條例の第五條によれば、共同謀議も共通の計画と同様に犯罪でない。それは犯罪の遂行のための手段に過ぎない。罪はこのどちらかに參加することである。この双方の存在といふことは要件ではない。部分的な共同謀議があつたか、共同謀議が全然なかつたかもしけないが、それでも、單に共通の計画だけに參加したということによつて、被告が平和に對する罪の中のどれかについて有罪だということがあり得る。

さて、多數意見の根柢は、上に引用した裁判所條例の第五條(4)号の規定、すなわち「上記犯罪ノ何レカラ犯サントスル共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立集又ハ實行ニ參加セル指導者、組織者、教唆者及ビ共犯者ハ斯カル計画ノ遂行上爲サレタル一切ノ行爲ニ付其ノ何人ニ依リテ爲サレタルトヲ問ハズ責任ヲ有ス」は、もづけら(4)号、すなわち平和に對する罪だけに連想しているといふことにある。その理由は、「これが共通の計画または共同謀議が犯罪であるとされ

てゐるのはこの部類においてだけだからであり、
『通例の戦争犯罪と人道に對する罪を犯す共同謀議
は、本裁判所の條例では、犯罪とされていないから、
この規定はこれらの犯罪には適用されない』といふ
のである。言いかえれば、共通の計画または共同謀
議への參加が罪として擧げられているのは、平和に
對する罪についてだけであつて、通例の戦争犯罪と
人道に對する罪については、罪として擧げられてい
ないと主張されているから、問題の規定は平和に對
する罪だけに關係があるものとされるのである。

E-4
この意見け、少くともある程度までは、検察側が
この見解に對して爭わなかつたという事實に基いて
いるようである。しかし、見のがしてならないのは、
本裁判所と檢察側と辯護側が合意して裁判所條例の
明白な、命令的な規定を無視したり、犯したりする
ことはできないということである。
裁判所條例の本條は基本的なものである。その正
確な解釋によつてこそ、本裁判所の認定がきまるの
であつて、それらの認定け、裁判に付せられた被告
の責任に重大な影響を及ぼすばかりでなく、將來の
國際關係と世界史の動向に強く影響するものである。
多數意見の達した結論は、上に述べた裁判所條例
の第五條の字句にも精神にも反しているように思わ
れる。その理由は、次のようである。
一 戰争の法規また慣例に對する違反『通例の
戦争犯罪』は、一般的な意味では、また國際法の違
反であり、國際法の違反については、『共通の計画
または共同謀議』が適用される。

二、問題の規定は、⁷平和に對する罪⁶について
け、その一部分として含まれていないのに、もしそ
の規定がこの罪に關係するものと考えられるべきで
あるからば、⁷人道に對する罪⁶についてけ、右の
規定が切りにかすことのできない部分として含まれ
ているから、いつそ強い理由で、それはこの罪に
關係すべきものであり、また實際に關係しているの
である。

三、このよう⁷を參加け、二つの責任を作うもので
ある。(a)直接の參加について負うべき責任、(b)計監
を實行した者の行為について負うべき間接の參加
から生ずる責任。従つて、平和に對する罪に參加し
た者け、共通の計監を實行した者の行為についても
責任がある。これについての規定は(b)號に含まれて
いな⁷けれども、そうである。

四、人道に對する罪⁶において擧げられたいわゆる
指導者、組織者等け、共通の計監また⁷共同謀議の
遂行に當つて、他のものによつて行われた行為に對
して責任があるが、かれらがみづから直接に行つた
行為に對してけ、責任を負わせるわけにけいかない
と主張するのけ、意味をなさないことである。従つ
て、参加を罪として含めている⁷平和に對する罪⁶
の中の規定は、間接の參加に屬する⁷人道に對する
罪⁶の中の規定がやはり⁷平和に對する罪⁶に適用
されると同様に、⁷人道に對する罪⁶にも適用され
ることは明らかである。

E-5
五、共通の計監または共同謀議への參加を⁷平和
に對する罪⁶についてけ罪であると規定し、⁷過例

の戦争犯罪」と「人道に対する罪」について、その規定をばぶくというのと、たしかに裁判所条例の意志でけんかつた。これらの最後の二つの犯罪は同様に日本が行つた侵略戦争の結果であり、侵略戦争においては、共通の計画または共同謀議の参加に對して責任がある。

六 問題の規定は、「上記犯罪の何れかを犯さんとする」という限定を含んでゐるということに留意しなければならない。ところで、多數意見の認められようにもしこの規定が全く平和に對する罪だけに關連するものならば、次の形式をとつていてあろうし、またそああるべきであつた。すなわち、「(何)號に与げられた行爲また行爲の何れかを犯さんとする」という形式である。さらに、この字句は(何)號ではなくて、(何)號に含まれていたであらう。しかし、實際に打それどころでなく、第五條全体の最後の部分に至つては、(何)號に含まれていたであらう。しかし、所條例のよう、別個の一項とかつていてあらう。このようにして、どちらの場合でも、この字句は明かにその前に与げられた三つの重大な犯罪のすべてに關係している。あるいは、ニューヨークベルグ裁判の何れかといふ言葉によつて證明されているように、平和に對する罪、通例の戰争犯罪及び人道に對する罪である。

で(何)號のこの部分があいまいであるか疑わしいものであるとしても、その最初の部分が決定的である。この部分は、人道に對する罪を直接に共通の計算または共同謀議に結びつけてゐる。それが人道に

對する罪の定義そのものをなすものであり、その遂行を「裁判所ノ管轄ニ屬スル犯罪ノ遂行トシテ又ハ之ニ關連シテ」と定義している。これに次のことを意味するにほかならない。「侵略戦争または國際法、條約、協定、書約（イ號）、戰爭の法規慣例（ロ號）に違反した戰爭の計畫、準備、開始、もしくは遂行として、またにこれに關連して、またに右に舉げた犯罪のいすれかを達成する共通の計畫または共同謀議（イ號及びハ號）の遂行として、またにこれに關連しててあつて、その理由はこれらのことはすべて本裁判所の管轄に屬する犯罪であるからである。」
言いかえれば、（イ號それ自体が、その人道に對する罪の定義そのもので、共通の計畫または共同謀議の遂行として、またにこれに關連して行われた殺人その他の非人道的な行爲に對する責任を明らかに規定している。・

八 平和に對する罪についてだけでなく、通常の戰爭犯罪及び人道に對する罪についても共通の計畫または共同謀議を規定した裁判所條例のこの意図は、カイロ會議及びボツダム宣言の條項と時供條件とに完全に一致するものである。これらのもののなかで、戰爭の法規慣例の違反及び人道に對する罪の遂行を許し、連合國が「野蠻ナル敵」とび「戰爭犯罪人」と呼んだ日本の「無責任ナル」と「我體ナル軍團主義的助言者」とび指導者を裁判するという意圖を、連合國は明瞭に表明した。確かにこれらの助言者及び指導者、すなわち連合國が「野蠻ナル敵」とび「戰爭犯罪人」と呼んだ者は、本件における被告と、

E-7

恐らくけをその他の者であつて、かれらは、共通の計画またに共同謀議に従つて、日本の侵略戦争の譖政策を立てたり、指導したりしたのである。ボツダム宣言は「吾等ノ侵虐ヲ虐待セルモノヲ含ム一切ノ戰爭犯罪人ニ對シテハ峻最ナル正義ニ基キ處罰ヲ加フヘシ」と述べている。この規定は、殘酷な行為を實行した者と、これらの行為を命令しまたは許可したとのとを明らかに區別している。

侵略戦争の計画、準備及び開始に關する訴因の無視

本裁判所は裁判所條例の中に述べてある罪についてしか管轄權がないということについて、われわれは意見が一致している。そういうわけであるから、裁判所條例の中で、平和に對する罪とけ別個のものとして明確に示されている計画と準備に關する訴因（訴因第六ないし第十七）及び開始に關する訴因（訴因第十八ないし第二十六）について、させわれわれは考慮することを差控えなければならぬのであろうか。これを差控えるのは、上に述べた計画、準備及び開始を別個の罪として規定していふ裁判所條例第五條を見逃すことになる。裁判所條例によれば、計画、準備及び開始というこれらの罪について判決を下すことほ、明らかに本裁判所の管轄とかつてゐる。裁判所條例にて左ニ掲クル一又ハ數箇ノ行為ハ本裁判所ノ管轄ニ屬スル犯罪トス」と規定してあり、また「本裁判所ハ右に述べた罪についてテ訴追セラレタル・・・・極東戰爭犯罪人ヲ審理シ

E-8

處罰スルノ範囲ヲ有ス」と規定してあるのは、本裁判所江、裁判所條例の規定に従つて、被告の訴追の事由とひつていろところの右の罪について、かれらを裁判し、處罰すべきものであるという意味である。

多數裁判官が到達した結論は、侵略戦争遂行の共同謀議について有罪である被告は、みな必然的にその計画、準備及び開始についても有罪であるということを意味する。もし右の被告がみなそれを計画し、準備し、開始し、遂行したのであるならば、これは正しくない。前の理由から、本裁判所江、ある被告が計画と準備だけについて有罪である場合に、かれが戦争の遂行について無罪であるといき理由で、かれを有罪であると判定することを差控えるべきであろうか。さらに、戦争の計画と準備に参加した被告が、その戦争を開始もしたかされないし、あるいはそれを單に遂行しただけであるかもしれない。開始と遂行は同じことを意味するものでない。遂行は開始を含むかもしれないが、必ずしもそうとは限らない。そして開始に遂行であるかもしれないが、遂行より多くはるかに限定されている。その上に、開始は遂行と同様に必ずしも戦争の計画と準備を伴うものでない。なぜなら、被告は戦争の實際上の開始または遂行だけには参加したかもしれないが、共同謀議者の一部によつて、その目的のために、あらかじめ立てられた計画と準備には参加したかつたかもしれないからである。⁹

E-9
裁判所條例の中で定義されている計画と準備は、平和に對する各種の罪を列挙した第五條イ號の趣旨に従えば、必ずしも實際の遂行に包含されるか、これに關連しているとけ限らたい。それらは主として遂行の前に企てられた計画と準備であり、實際の遂行の罪とは別個の罪を構成する。従つて、被告の中で、戰爭の遂行について有罪であるかもしがないし、ある者は反対について有罪であるかもしがないし、他の者は戰爭遂行の以前または遂行中の計画と準備だけについて有罪であるかもしがない。實行の程度について、これらの差異があるのて、遂行とは區別されたところの計画、準備及び実行の新詞について、別個の認定がどうしても必要となるのである。

従つて、多數裁判官の到達した結果は、戰争を遂行した者すべて、例外なく、そして同じ程度に、それを計畫もし、準備もし、開始もし、遂行もしたという趣旨でない限り、それがどうして正確でありうるかを説明することはできない。しかし、このことは明かにその趣旨でない。なぜなら、これらの共同謀議者はすべてが最初に参加したわけではなく、また参加したものの中の一部はそれが終らかにうちにその遂行についての活動をすでにやめていたしといふことをわれわれは認めてゐからである。

殺人とその他の反虐行爲に關する訴因
殺人についての共通の計畫または共同謀議を却下

し、従つてこれに該當する訴因第三十九ないし第五十二へ第四十四を除く)を無視すると同時に、本裁判所は、その重要性か、その殺人に對する關係かを認識して、殺人(侵略戦争に含まれていると認定している)。これらの結論——共同謀議は殺人には適用されないということ及び殺人(侵略戦争の中に含まれている)といふこと——は矛盾している。もし殺人が侵略戦争に含まれているとすれば、侵略戦争には計畫または共同謀議が存在するのであるから、その場合に、必然的にその殺人についての計畫または共同謀議もあつたということになる。ほんこ遂行する共同謀議を行つた者は、その戦争を遂行する計畫またけ共同謀議に含まれていると主張さて、いるところの殺人を行う共同謀議も行つたといふことに、どうしてならないのか了解しがたいことである。

E-10
しかし、裁判所條例の中で考えられてゐる殺人の罪は、明らかに普通に戰争に伴うところのものでけない。なぜなら、もしそうであるとすれば、どういふ必要があつて、裁判所條例は殺人とその他の人道に對する罪を本裁判所の管轄に屬する別個の罪として定義したのであろうか。このように定義したこと、そのように定義された人道に對する罪は、本裁判所の管轄に屬する別個の犯罪であり、戰争に通常伴うところの殺害とけ異なるものであつて、それについて、本裁判所け、起訴状の中で訴追されているよううに、判決を下すべきものと裁判所條例によつて指令されているといふことを意味するにほかならぬ。この點についてとられた立場は、その結果として、

裁判所條例のこの非常に重要な規定を無効にすることになり、またそれに伴つて、本裁判所を設置した道合國の断乎たる意思、すなわち「野蠻ナル敵」と「戦争犯罪人」を、かれらの侵略戦争についてばかりでなく、かれらの懲しい「人道ニ對スル罪」についても裁判するという意思も無効にすることになるのである。

多数意見は、さらに、戦争が合法的であつたならば、合法的な戦争は不法を發露を伴うものではないから、殺人という訴追は必然的に成り立たかくなるとしている。それ故に危険を以言ひ、さうに思われる。もしそうであるとすれば、全般の戦争を行ふ一國家の指導者は、思うまゝにまた好差別に殺人とその他の人道に対する罪を犯し、それが犯されると許しても、罰を受けないはずもかもしれない。いたる所で、またどのような時に、人類を貶謙せざると思われるこのような理論に、本官は賛成することができない。合法的な戦争は、裁判所條例で考究られており、また本件で立証されたような犯罪と残酷行為の遂行を正當化し得るものでないことは明らかである。これらの犯罪と残酷行為は、冷酷に、甚だしい暴虐と宿怨をもつて遂行され、合法的であろうと不法であろうと、戦争の必要を全くまた明確にこえていたものである。

いたけれども、訴因第五に訴追された共同謀議が立証されていると認めている。一方において、われわれはまた、共同謀議者へ、日本とドイツ及びイタリアとの同盟をもたらした。これらの兩國の政策は、かれら自身のものと同様に、侵略的であつた。そして外交の分野でも、かれらは兩國の支持を希望したのである。しと認めてゐる。ついでに、日本、ドイツ及びイタリアの間の三國同盟は、政治的と經濟的の分野の協力を考えていたということに注意しなければならない。

後に述べたわれわれの見解が、これまで充分に支持されており、従つて訴因第五に訴追された共同謀議が立証されなかつたと認定することは正しくない。

訴因第五は、日本とドイツとイタリアが戦争を實際に共同して遂行したと訴追していないということに留意しなければならない。一方では日本、他方でドイツとイタリアとの間に、この三國が「自己特有ノ國内ニ・・・夫々特別文配ヲ有スルコトニ依リ全世界ニ亘ル支配ヲ獲得スルコト・・・其ノ目的ノ爲相倚リ相扶ケ以テ其ノ目的ニ反對スル諸國、特ニ「アメリカ」合衆國、全「イギリス」連邦、「フランス」共和国、「オランダ」王國、中華民國、「ボルトガル」共和国、「タイ」王國、「フイリツビン」國及び「ソビエット」社會主義共和國連邦ニ對シ・・・侵略戦争ヲ行ふことを目的としたところの共通の計画または共同謀議を訴追しているだけである。

すでにわれわれが認めたように、上にのべた目的のために、日本とその指導者が、日本、ドイツ、イタリア間の同盟をもたらしたことについては、今や全く疑いはない。日本、ドイツ、イタリア間の三国同盟そのものと、その後の三国間の関係は、われわれの判決でありますところなく論じてあるように、この共同謀議を決定的に立證している。日本、ドイツ、イタリアは、三国の力と資源とな合わせて、三国のそれぞれの勢力圈を、ドイツとイタリアはヨーロッパとアフリカに、そして日本は極東に確立することができるように、右に述べた同盟を結んだことについては全世界が知つており、また區別的な證據がある。この同盟は、ドイツとイタリアがすでに侵略戦争を開始したのちに結ばれたものである。ドイツとイタリアは、戦争の間に少くとも太平洋における連合國の行動を牽制することによつて日本を助け、また日本は、太平洋戦争の前にもその間にも、少くとも両半球における連合國の行動を牽制することによつて、同様にドイツとイタリアを助けたということは、證據が明かに示している。この同盟の締約国がかれらの国力の範囲を越えて、いつそ効果的な方法で、互いに援助することができなかつたということに従つてかれらが迷惑しようとした試みた目的が察し、實效的なものであつたことが變更されるということはありえない。それこそまさに訴因第五で訴追されてゐることである。

E-13

裁判所に對する異議。

本裁判所の裁判官は、日本を敗北させた戰勝國の代表者であるから、正義を執行することはできないということ、被告は公平無私な裁判を受けることができないということが主張された。この意見の中で、すでに述べてあるように、ボツダム宣言と降伏文書がこの裁判を規定したのである。

連合國最高司令官は、戰爭犯罪の容疑者を裁判するために、裁判所を設置し、裁判官を任命する權限を降伏文書に基いて正當に與えられてはいるのであって、最高司令官が本裁判所を設置するに當つて實行したのは、まさしくこれであつた。そればかりではなく、最高の異つた連合國から、その資格、公正及び公平さについて、慎重に選ばれた十一名から成る國際軍事裁判所をかれは設立した。かれは一國に屬する將校から成る軍事委員會しか設立しなくともよかつたのである。ボツダム宣言も降伏文書も、權限のある公平な裁判所を設立して、これに被告を裁判させることのできる職勝國の權能とか、ボツダム宣言の目的を實現し降伏文書の規定を實施する最高司令官の權能とかに關する、どのような種類の制限も含んでいない。それどころか、天皇に關する件を除いては、降伏は無條件であつた。

E-14
日本は無條件に降伏し、すべての戰爭犯罪人の裁判を行ひ、その裁判の遂行に必要となるすべてのことを履行すべきことと定めた降伏文書に調印したのであるから、それに従つて行われたことに對して、今になつて有効な異議を申立てることはできない。

このように重要な歴史的な文書によつて、日本が敵艦に締結し、署約したことを、日本は否認する権利を全くもたない。

たといこのような文書がなくとも、戦勝国は敗戦の戦争犯罪人を逮捕し、裁判し、處罰する権能をもつてゐるといつて、著名な国際法學者や著述家の意見は一致している。戦争法規に違反した戦争犯罪人を捕えた軍は、その違反者が敵國民でめらうとなからうと、かれを訴追し、裁判する完全な権力と権利をもつてゐる。このようにして、現地の軍指揮官は、右の目的のために裁判所または委員會を設置し、その委員または裁判官と検察官とを、敵と戰つたところのかれ自身の部下の將校の間から任命し、その判決を執行するのである。戰地における戰勝軍は、戦争犯罪人を裁判するその裁判所または軍事委員會に参加させるために、敵國人を任命することはない。そして國內法でも國際法でも、このようなことは全く要求されていない。

國際法の著名な著者オツベンハイムは次のように述べている。

「戰時において自己の権力内に留つた戦争犯罪人を處罰するという交戰國の権利は、國際法の原則として、廣く認められてゐるところである。その権利は、交戰國が敵國領土の一部または全部を占領し、その結果として、たまたまその地にある戦争犯罪人を逮捕し得る地位を占めてゐる場合に、有効に行使しえる権利である。体戦の條件として、交戰國は戦敗國の當局者に對

して、戦争犯罪を犯したとされる人々を引き渡すべき義務を負わせることができる。その場合に、この人々が、戦勝者の現に占領している領土、または戦争の終結において勝利を占めた場合に占領し得べき領土に在るか否かは問うところではない。何となれば、上の二つの場合ともに、被告は實質的に占領國の権力下にあるからである。そして、戦争犯罪人を訴追する権利は、講和條約の締結によつて喪失するのを常とするとはいえ、戦勝國が敗敗國に對して、休戦または講和條約の條項の一つとして、戦争犯罪を犯したとされる人々を、裁判に付するため引き渡すべき義務を負わせることを禁ずる國際法上の規定はない」と。

他の著名な著作者は次のように述べて同じ見解を表明した。

「交戦國は、攻撃の権利から直接生じて来るところの敵に對する権利を有してゐるほか、さらに戦争法規に違反した人々が自國の権力内に陥つた場合に、これを處罰する権利をも有する。

「上の諸権利のうちの第一の権利の實行に對しては、交戦國が一般的に認められた法規に對する違背を罰するにとざめるというかぎりにおいては、反対はあり得ない。」（ホール、國際法、四九五頁）。

類似した見解がガーナーによつて述べられた。

「戦争法規違反の行為を犯した個々の軍人は、

それらの行爲が同時に一般刑事法上の犯罪である場合には、自國の裁判所において裁判及び處罰を受けるだけでなく、もしもその軍人が被害國の權力内に陥つた場合には、その國の裁判所によつて、裁判及び處罰を受けるべきものであるという原則は、長い間認められてきたものである・・・・・しと。

E-16
連合國最高司令官は、これと同じ手續をとることができたのであるが、日本の最も重大な戦争犯罪容疑者に最高度の公平無私な裁判をうけさせるために、かれは一國の、軍事委員會ではなく、十一カ國の國際裁判所を設置し、それぞれの國から資格があり、公平な裁判官を任命し、その裁判所について、世界の一流の國民が享受しているような民主主義的な慣行と保證との適用を確保する裁判所慣例を規定した。このようにして、高度の資格をもつた人々によつて構成され、連合國間の協定と日本の受諾によつて設置された本裁判所が、右の協定と日本の受諾に従つて右の戦争犯罪容疑者を裁判し處罰するについて、一國の軍事委員會やただ一人の軍指揮官よりも、權力が少いとか、獨立性と公平さが少いとかいつて争うことが有効に成り立ちるでふろうか。上に述べた場合において、一國が國際法に基いてなし得ることなら、共通の協定において行動している敵国は、同様になし得るいつその理由があることは確かである。本裁判所の裁判官の公正と公平は、本裁判所がいろいろな起訴事實について被告を無罪とし、みる係争點に關して意見が異つたといふ

ことと、さらに一裁判官が戦勝国の一つに属するに
もかかわらず、無罪釋放の意見を提出したというこ
とによつて證明されている。インド代表判事は、
この立場で、本裁判所におけるかれの同僚と本咎に
ついて討議し、議論し、審議したのであるが、これ
らの同僚が任務を遂行するについて、道徳的な堅實
さ、人格の獨立、及び判断の正しさになんの快感も
見出さなかつた。從つて、本裁判所の公正と公平を
争つた辯護側の申立を却下するよう、かれも投票
したのである。

カリフオルニア大學のハンズ・ケルゼン教授は、
そのような種類の裁判所が戦争犯罪人を裁判すべき
かを指摘するにあたつて、この見解を支持している。
かれは次のように述べている。

「戦争犯罪人裁判の範囲は、いかなる種類の
裁判所に與えるべきか、國內裁判所か國際裁判
所か、という問題については、國內の普通裁判所ま
たは軍事裁判所よりも、國際裁判所の方がはる
かにこの仕事に適していることは、疑いの余地
がほとんどない。戰勝國のみならず、敗戦国を
もその締約國とする國際條約によつて設置され
た裁判所であつてこそ、國內裁判所の直面する
ある種の困難には遭遇しないですむであろう。
・・・」

實際に、本裁判所に對して、いやしくもなんらか
の非難がなされるとしたならば、それはただ本裁判
所が被告のために非常に寛大な態度で行動し、かれ
らの辯護人を通じて、かれらのもつていた辯護をさ
E-17

のようなものでもすべて提出する機會を完全に與え、そのために裁判を長びかせたということだけである。検察側も辯護側も平等に取り扱われ、平等の権利と特權を與えられたのである。

さらに、戦勝国は本件の場合におけるように、講和協約が調印されない間に、戦争犯罪人を裁判する権利をもつてゐる。たといこのような協約がすでに実施されてゐたとしても、他の規定がない限りは、それは決してボツダム宣言または降伏文書の實施に対する障害とはならないのであり、この宣言と文書とは、戦争犯罪容疑者の裁判を行うことができ、または行わなければならぬ制限または條件をなにも規定していらない。本件の場合におけるような犯罪容疑者の裁判を阻害するような国際法上のごくような種類の規定も引用されたことはない。

「法律なくして犯罪なく、法律なくして刑罰なし」という法律格言

本裁判所の條例は、戦争犯罪を定義したものであり、戦争犯罪人の裁判についての規定を含んでいるが、それは過及的とは認められないといつて通旨の議論が申立てられた。法律なくして犯罪なく、法律なくして刑罰なしといつて法律格言を引用して、違法行為をなしたものと、その行為の遂行當時には違法行為でなかつた行為について、處罰するのは公正ではなく、その者はその行為が犯罪でめり、それには處罰が伴うものであることを豫め知つていなければならぬと主張されている。法律の一級原則として、

新しく制定された法律は、すでに行われた事前の行為に適用することはできないのであって、その理由は、もしさうすれば、その法を事後法と考え得るからであるということは眞實である。本件については、これを支持する充分な理由はないと平官は考える。なぜなら、われわれは一國の國內法とか、その國の法律に違反したその國の國民とかを取扱つてゐるのではなく、國際法と、國際的犯罪の遂行者としての國際法の違反者とを對象としているからである。

この問題に關する國內法または他のざのようない定法もないものと假定しても、國際裁判所が國際法に反するものと普通的に認められてゐる行爲を正當に處罰することができないということにはならない。連合国によつて國際裁判所として設置されたこの國際軍事裁判所は、國際法の一部と考えられている戰争の法規と慣例に違反した個人を適法に裁判し、處罰し得ることは確かであると本官は考える。この戰争は最も忌わしい、憎むべき、破壊的なものであり、言い盡せない殘虐行爲がその間に遂行されたということは否定できない。われわれはこれらの國際的犯罪行爲を見逃し、それらが注目もされず、處罰もされないままにしておいて、平然としているべきだといふのであるが。國際法の違反者は世界の市民であり、國際法がその國の國內法の一部になつているとしないとにかくかわらず、世界の市民として國際法の適用を受けなければならぬ。

ホルヘ・アメリカノ教授は、「國際法の新しい基礎」という著書の中で、この法律俗言は國際法には

適用されないと主張しているが、本官は教授にまつたく同意するものである。

「犯罪を定義する事前の法律がなければ犯罪はないという法則と、事前の法律的威嚇がなければ刑罰はない」という法則とは國際法には適用されない。

このような原則は成立し得ない。なぜなら、犯罪という範囲は國際法における有害な行為の範囲と異なるからであり、また犯罪の遂行に用いられる道具と他人の権利を侵害する可能性になんらかの制限があるのは、個人の範囲においてだけであるからである。

「國際法においては、技術的な方法が完成されるにつれて、この可能性はますます大きくなる。國際法が保證することを目指している基本的人權に關する特定の協定は別として、國際社會の恒久性はあまりにも變化しやすい標準に依存しているので、この變化する標準に對應する侵害行為を認め定めておくことはできない。」
(三八一九頁)。

この點に關しては、戦争のはるか以前に、日本とその指導者の行為は、連合國側の強硬な、くり返して行われた抗議と警告の對象であつたということを想起するのが適當であろう。戦争中に、連合國は引續いてこのような抗議と警告を行つた。日本とその指導者は、日本の約束と國際法と、そしてハル長官の言葉によれば、「道徳的原則と法律的原則と、友交的で有益な一般的國際關係についての一一般に認められた原理しに挑戦的に違反して、征暇と憎惡の

戦争に乗り出しつつあることを完全に意識していた。かれらは、敗戦の場合に、その罪に對して譲きを受けるでめろうということを知っていた。連合国はそこの立場を明らかにしていた。日本とその指導者は、かれらの陳述を受諾した。事後法であるといふ辯護は、本件については、容認することはできない。

個人責任について

西-20
個人責任の原則は、われわれの條例の中で認められている。それは次のように規定している。

『第六條。被告人の責任。』

何時タルトヲ同ハズ被告人ガ保有セル公務上ノ地位、若ハ被告人ガ自己ノ政府又ハ上司ノ命令ニ従ヒ行動セル事實ハ、何レモ夫レ自体右被告人ヲシテソノ起訴セラレタル犯罪ニ對スル責任ヲ免レシムルニ足ラザルモノトス。但シ所カル事情ハ本裁判所ニ於テ正義ノ要求上必要アリト認ムル場合ニ於テハ、刑ノ輕以ノ爲メ考慮スルコトヲ得。』

從つて、個人ではなく、國家が責任を負わなければならぬという理論は、裁判所係詞の右の規定に反している。國家または個人が犯罪を犯すという概念は、今は撲滅と考えてよい。被告人は上司の命令とか、かれらの行爲は國家の行爲であつたとかいう事實を盾にして、それにかくれることはできない。階級の低い被告も、國家の行爲であると主張されるところのかれらの上司の命令によつて生じた責任を免れることはできない。卒直に言えば、犯罪はその行為が國家のものでひとつも、常に人によつて行われるものである。

國際法は國際團體を取扱い、これに義務を負わせることのあるといふことは眞實である。しかし、實体的要項が合理的でもあり、效果的な實施のために必要でもあること、違反に対する個人が一樣に責任を負わざればならないことが非常に明らかである。

ある場合がある。このような措置は、各国民に、勝利の場合にも敗北の場合にも、乘ずる機会を與えないことになるであろう。その理由は、かれらが究極の勝利を確信した場合には、もし殘虐行為が處罰されないものであると考えられたならば、遠慮なく殘虐行為を行い、敗北が差迫つた場合には、國際法は殘虐行為を認め處罰し得るものとしていよいという理論に基いて、責任を免れることを予測することができ、無制限な殘虐行為を行ひ得るからである。

個人責任に関しては、フイリップ・C・ジエサップ教授は「近代國際法」（一九四八年）と題する著書の中で、國際法は國家と同様に個人にも直接適用されるということが一般に認められてゐると述べている。もつとも、同教授は、個々の人の負うべき責任については、定まつた法がないということを示しているように思われる。

1 國家だけの間の法律としての傳統的な法のこの根本的な基礎が法學的にまた哲學的に確實なものであるかどうかという問題については、かなりの文獻がある。この原則は、例外があり得るから、絕對的なものではないとしばしば主張されている。その若しい例外は、海賊の場合であつて、海賊はこれを捕えたどの國でも處罰することができると一般的のいわれている。戰犯の裁判は、同じ趣旨の學問的な論議を惹き起した。ここでは、現行法に関する、このような討論を続ける意志はない。ここで目的とするところは、むしろ國際法は個人にも直接

通用され、國家と同様に個人をも直接に拘束し、またはすることができるという命題が一般に認められているものと假定することと、この假定に照して、現行法が歴世紀を通じて發展して來た次第を再検討して、現行法を新しい基礎に適合させるために、どのような變更とどのような修正が必要であろうかを知ることである。

(九、十頁)

この點について、デエサツブ博士はさらに次のようく述べている。

「……しかし、戰爭裁判の統率の成果から、特にそれに伴う論證にかんがみて、侵略戰爭の遂行は、處罰を受けるべきものが人同化された國家という機制か、實在の人間から成る内閣か、軍人かということにかかわりなく、國際犯罪と考えられるという結論が生れなければならぬ。傳統的な法のもとでは、戰爭の違法性を完全に認めると、戰争を行つた國家が違法行為について有罪であるという結論が生れることになつたであろう。現在の發展段階では、國際的に犯罪的である行為を行つたものとされるのは個人に限かならない。傳統的な制度では、個人を制止する義務を国家に負わせることにして、處罰の恐怖という形の壓迫を行つたものとされる。国家を制止させることになるように思われる。以前に国家または他の団体を制止するために、必

要な場合には集団的な力が用いられるであろうが、事の起つた後の處罰は、団体に對してではなくて、個人に對して加えられるものと予想して差支ない。」（一六〇—二頁）

合衆國最高裁判所は、最近のクワイリン事件において（一九四二年、三一七〇Ｓ—）、戦争の遂行についての國人のこの責任を再び次のように強調している。

「本裁判所は、その歴史の始つたその時から、戦争法規を適用してきた。その中には、國際法の中での戦争の遂行、敵國並びに敵である各個人の身分、権利、及び義務について規定しているところの部分を含んでいる。」

「ニューヨークベルグ国際軍事裁判所の手續、裁判及び決定は、先例として考へるべきではないという議論があつた。しかし、國際連合はこれを先例として考えたばかりでなく、ジエサップ博士が述べているように、ニューヨークベルグ裁判所條例の規定を次のように補足している。」

「戦争そのものの中心的な問題に關して、國際連合は裁判所條例の規定を補足するため、すでに重要な指針をとつた。一九四六年十二月十三日に、總會は全會一致で決議を採用し、その中で「ニューヨークベルグ裁判所の條例と同裁判所の判決によつて認められた國際法の諸原則を確認した。」

「總會は「同様な原則が極東における重大な戰争犯罪人を裁判するための國際軍事裁判所の

條例の中にも採用されている……」といふ事實に留意した。」（一六〇一二頁）

E-23
今日は先例と考えて差支ないところのニューヨルンベルグ裁判における決定を見逃すことはできない。しかし、議論のために、それが先例ではないと假定しても、先例が全くない場合には、法律と正義に従つて先例がつくられることは疑もなく明らかである筈である。『正義を達成することは裁判所の根本的な目的である。成文法によつて禁止されていない限り、裁判所は正當に提訴された問題について、正義の執行を促進するような措置をとることができ、管轄権を行使するに當つては、闊遠性も重要性もない事項によつて、正義の執行が妨害されたり、遅延したり、無効になつたりすることを許してはならない。』（C.J.S.二一卷八九節、一三九頁）。ストーン最高裁判所長官が『近代世界における法理學の問題……は、法は過去との繼續性と現在及び將來に對する適應性とを同時に持つていなければならぬ……』といふ要求の調和であると指摘したのを引用して、デエサツブ博士は再び『過去三世紀に亘る國際法の發展において、すでに差し遞けられた進歩について無智であり、國際的な法律体系が依然として原始的な性質のものであることについて盲目であることは、一切の文明が廣場と長財と同じ運命をたどつてはならないとするならば、必ず差し递けられなければならないところの將來進歩にとつて、同じように有害である。』（四頁）

E-24

原子爆弾

原子爆弾は非人道的であり、正當と認められないものであつたから、連合国は日本に對する戦争においてこれを用いるべきではなかつたという議論もあつた。この議論の目的は、本官の了承し得るところでは、戦争中に行はれた殺虐行為と非人道的行為に對する本件の被告の責任をできるだけ軽くすることであつた。第二次世界戦争は總力戦であり、この種のものとしては、最初の全世界の戦争であつたから、交戦國の住民は一人残らず戦争に勝つための要素を構成したということを考慮するのが適切である。○そのものがその國の軍隊の主要な基地であり、従つてそのような基地として攻撃と破壊を受けるべきものであつた。

E-25
また攻撃中に小さい火薬か、小型の破壊爆弾か、または最も大きな口径の大砲かのどれが用いられたとしても、その構造と使用法にはかかわりなく、目標の近くに、または戦闘員の近くにいる一般住民または非戦闘員が死されることがあり得るばかりでなく、駁船区域内に在る私有の住宅や財産が破壊されることは、ひり得るということを考慮するのもまた當を得ている。これらは戦闘に伴う避け難い出来事であり、從つてこのような非戦闘員と私有財産は、原子爆弾の投下による同様の破壊の危険にもやはりさらされているのであつて、ただこの場合は規模が大きいだけのことである。

最近終つた戦争が全世界の戦争であり、これに参加したすべての國家は、勝つためにかれらのあらゆ

る手段を用いる権利があつたということについて、異議をはさむものはない。どの國家も、敵を打ち負かす爲に、どのような種類の兵器でも製造し得るその國家固有の権利をもつていた。たとえば、ドイツは飛行爆弾を製造し、その爆弾でイギリスをひどく攻撃した。日本自身も獨特の飛行氣球を製造し、それで合衆国を爆撃しようと企てた。

従つて、もし日本が原子爆弾をもつていたとして、日本は連合國に對する戦争にそれを使用しなかつたであらうと主張し得るであらうか。その上に、原子爆弾が日本に對して用いられた時に、日本はまだ降伏していかなかつたのである。日本はその不利な戦況とヨーロッパにおける同盟国の敗北によつて弱つてしまつたが、依然として極東の廣い部分を占領していた。それは日本の侵略の結果として、その着手がまだジャワ、シンガポール、フィリピン、滿洲その他のに停びていたからである。

もし手段が目的によつて正當化されるならば、原子爆弾の使用は、それによつて日本を屈伏させ、恐るべき戦争を終らせたのであるから正當であつた。もし原子爆弾が使用されないで、戦争がさらに長く續いたとすれば、どうすることもできない男や女や子供で不必要に死に、また苦しんだものは、さらに何十萬に上つたことであらうか。また殆んど回復することのできない被爆と荒廢が、さらにどれほど引き起されたことであらうか。

陸軍長官ステイムソンは、原子爆弾が損害を防止する以上に損害を引き起したかどうかという問題を

E-26 取り上げて、次のように言つた。

「われわれが投下した二つの原子爆弾は、使用し得るようまでき上つていたところの、たつた二つのものであり、われわれの生産率は當時非常に少なかつた。もし戦争がかねて計画されていた十一月一日の侵入まで續いたならば、B-29による焼夷攻撃がさらに行われて、同じ期間にわれわれが行うことができたものと思われる非常に限られた回数の原子爆弾攻撃よりも、いつそ、う多くの生命財産を破壊したであらう。しかし、原子爆弾は恐るべき破壊の武器以上のものであつた。それは心理的の武器であつた。一九四五年の三月に、わが空軍は東京地区に對して最初の大きな焼夷攻撃を行つた。この攻撃で、廣島の場合よりもと大きな損害とともに多くの死傷者が生じた。何百トンと言ふ焼夷弾が投下された。同じような空襲が引續いて行われたので、日本の都會地の大部分が焼失したが、それでも日本人は戻り続けた。八月六日にB-29一機がほか一つの原子爆弾を廣島に投下した。三日の後に、第二の爆弾が長崎に投下され、それで戦争は終つた。日本人が知ることのできた限りでは、必要とあれば、一時に多數の飛行機を使つて、われわれが原子爆弾攻撃を行ひ得る能力は、際限のないものであつた。カル・コンブトン博士が言つたように、「降伏をもたらしたのは一回や二回の原子爆弾ではなくつた。效果のあつたのは、原子爆弾が實際に人

間社會にどのよなことを引き起すかという經験と、これに加へてさらに澤山あるという恐怖であつた。』

『このようにしてこの爆弾はわれわれの考えていた目的の通りに役立つた。和平派は降伏の道を選ぶことができ、天皇の威信は全面的に平和のために用いられた。天皇が降伏を命じ、そしてかれに反対した小数ながら危険を狂信者の一團が擯定されると、日本人はまつたく從順になつたので、占領と武装解除という大きな事業は前例のないほどたやすく完成された。』（平時と戰時に在職してステイムソン及びバンディー著、六三〇頁）

陸軍長官ステイムソンは原子爆弾を使用するといふ決定を次のように説明している。

『二つの大國が、一九四五年十一月一日に始まることに至つて、最後の決戦で戈を交える時期に近づきつらつた。われわれの敵日本はおよそ五百萬以上の武装した兵力をもつていた。これらの軍隊の兵員は、かれらの防禦線の外廓をわれわれが突破するのに奮つて、すでにわれわれに三十萬以上の戦死傷者を出させていた。まだ敗北していない敵の軍隊は、われわれは土地を攻略してこれを待ちこたえ、われわれがすでに太平洋諸島において四年近くもの間経験したと同じような種類の、死物狂いで犠牲の多い

近接戦闘によつて、日本の地上部隊を粉碎するよりほかに仕方がないわけであつた。・・・

『わたくしの主な目的は、わたくしがその編成に協力したところの軍隊の兵員の生命の犠牲をできるだけ少くして、戦争を勝利に終らせることであつた。公平に評價して、われわれがどちらか一つを選び得たところの二つのやり方を考えると、われわれの立場にあつて、われわれのようないを負い、この目的を達成し、これらの武器をもつている者は、だれでも、もしこれを使用することを怠つたならば、後になつて同胞の顔を直視することができないとわたくしは信じてゐる。・・・』

『戦争のすがたは死のすがたである。死は戦時の指導者が與えるすべての命令に否應なしに伴うものである。原子爆弾を用いるといふ決定は、十萬人以上の日本人に死をもたらした決定であつた。・・・しかし、この熟考された、計画的な破壊は、われわれの選び得た手段のうちで、最も忌わしくないものであつた。廣島と長崎の破壊は、對日戦争を終らせた。それは焼夷艦と窒息させるような封鎖を終らせた。巨大な陸上部隊の間の衝突というふろしい幻影を消滅させた』（六三一―六三三頁）

インド代表判事の反対意見

本官の同僚のインド代表判事の意見の一部に次の
ようなところがある。

「ある方面では、本裁判所は戦勝諸國によつて設置されたものであるから、これを設置する裁判所條例の諸規定のいすれに關しても、右諸國の権能に對して疑義を挿む権限は、本裁判所にはないとの見解を抱くものもあるようである。・・・・・」

「右の見解を抱く人々は次のよう言つてい
る。
「一、裁判所の判事の権力の唯一の源泉は、裁判所條例及び條例に従つて行動せよとなすその任命である。

「二、裁判所條例による以外はまったく権限はない。」

「三、本裁判所の各判事は裁判所條例に従つて服務せよという任命を受諾したのであつて、裁判所條例をはなれてはまったく服務することができず、また命令を發する資格もない。」

「右の諸點からして、前述のような見解を抱く人々は、「條例はかような問題を裁判所に附託していいないのであるから」、本裁判所は連合國最高司令官が果して自己に委任された権限を越えたかどうかの問題を審判する権限はないと結論しているのである。
それから、インド判事の反対意見は次のよう
に結論している。

「本裁判所條例は問題の犯罪を定義していない」ということ、どのような犯罪でもこれを定義することは條例の作成者の権限内にはなかつたということ、もし條例が何らかの犯罪を定義したとしてもその定義は越権行為になろう。・・・・と、いうこと、この點に關して、條例の権威に疑義を挿むことは、われわれの権限内にあるといふこと。

まず第一に、越権。という言葉は、法またはその條例によつて許されない團体の行為についてだけ適用される術語であり、従つて、この場合には、連合國最高司令官の行為に適用することはできない。われわれは、すでにわれわれの決定の中で、裁判所條例の有効性を支持する理由を述べておいた。しかし、本官は、ここで追加的な見解を述べたいと思う。その見解は、主として、裁判所條例の有効性を問題にしている反對意見の裁判官がそういう権能をもつてゐるかどうかについてである。

反對意見の裁判官は、裁判所條例の第二條によつて任命を受けたのであるが、それは次のように規定している。

「第二條 裁判官、本裁判所ハ降伏文書ノ署名國並ニ「インド」、「フイリッピン」兩ニヨリ申出デラレタル人名中ヨリ聯合國最高司令官ノ任命スル六名以上十一名以内ノ裁判官ヲ以テ構成スル。

これは本裁判所を設置した特別布告に基くものであり、それには「本裁判所ノ構成、管轄及ビ任務ハ本

裏面白紙

官ニヨリ本日承認セラレタル。裁判所條例中ニ規定セラレタル所ニ依ルモノトスと述べてある。そして本裁判所の裁判官としての任務を遂行する前に、かれはその就任の宣誓を行つた。

右の宣誓を行つたのであるから、裁判所條例の效力と平和に對する罪の定義、その罪に對する個人責任等のような、條例の中のすべての規定をかれは無條件に容認したばかりでなく、『極東ニ於ケル重大戦争犯罪人ノ公正且ツ迅速ナル審理及ビ處罰ノ爲』に裁判所條例がかれに課した義務をも無條件に容認したのである。それだけではなく、——そしてこれが最も支配的な考慮である——かれはそれによつて拘束されている。すなわち、かれに反対の意見があるとしても、それにかかわりなく、かれに管轄権を與え、かれの任務を規定した唯一のものであるところの、この條例の規定を實施するよう拘束されている。

裁判所條例に效力がないとするのは、裁判官としてのかれの任命が最初から無効であるとするところにある。なぜなら、かれの任命は裁判所條例の權威による。まつたくなく、かれの行為のすべては無効であり、かれがざのような意見を述べても、それにはどのようないわゆる『越権』であるということになるのである。

本官は、ニューヨークベルグの裁判所條例につい

て、ライト卿が次のようにいつたことに全く同意する。これらの規定は、裁判所が適用すべき法を確定し、裁判所を拘束したものである」ということ、「裁判官はもちろんかれらの任命に關する権能に對して疑問をもつことができます、ロンドン協定と裁判所條例において定められた法の定義を適用することを拒絶することもできなかつた」ということである。右と同じ趣旨で、ニューヨークの裁判所は、次のように主張した。「これらの規定は、本件に適用されるべき法律として、本裁判所を拘束するものである。」³⁸¹ といふこと、「本裁判所の管轄権は、協定及び條例の中で確定されており、裁判所の管轄に屬する犯罪については、個人的責任を問われるべきものであつて、それらの犯罪は、第六條に規定されている。本裁判所條例の定めた法は、本裁判所にとって決定的であり、またこれを拘束するものである」ということである。

一國の最高裁判所は、ある法を憲法違反であると宣告することができ、それによつて法を制定した立法院、またはその法を實施する行政長官の處置を拒否したり、却下したりすることができる。なぜなら、立法院の上に、また行政長官の上に、最高裁判所に對して、右のようなことをなし、それを支持する權限を與えているところの憲法、すなわち國家の最高法があるからである。同じように、たとえば、數ヵ国によつて創設され、それ自身の條例を有する國際裁判所は、少數派の主張がその裁判所の共同の合意と一致しないと認めた場合には、これを破棄するこ

E-31

とができる。なぜなら、その少數派の上に、相互の同意による條例を通じて意見を述べる全体としての結合体があるからである。この反対意見は、本裁判所が国内の最高裁判所か、連合諸国及び最高司令官の上にある國際的な最高裁判所（これは遺憾ながらまだ存在していない）で、それによつてわれわれが任命されているという立場をとつてゐるようと思われる。本裁判所では断じてそうではない。本裁判所はこのような最高裁判所ではない。その構成法はその條例であり、この條例が裁判所の創設、管轄、権限及び任務の唯一の源である。また、本裁判所は、正式な協定によつて、上級または優位の條例に服従しなければならない從屬的な國際裁判所でもない。

本裁判所の裁判官が、裁判所條例に矛盾する反対意見をもついていても、それは裁判所條例に含まれ、それによつて確定されたかれらの権限の範圍外のものであり、かれらの職務を越えたものである。たとえば、裁判所條例は侵略戦争は犯罪であると定義し、この犯罪について有罪であるものは、個人責任を負わなければならぬと規定した。それから、さらに、裁判所條例は、「本裁判所ハ、平和ニ對スル罪ヲ包含セル犯罪ニ付・・・・訴追セラレタル極東戦争犯罪人ヲ審理シ處罰スル・・・・・」と規定している。この條例だけをその職務の根據としているところの本裁判所の裁判官は、侵略戦争は犯罪でないとか、それを遂行した者は、個人責任を負うべきものではないとか言つてよいものであろうか。失禮ながら、本官の意見では、このような主張は背理と思われる。

E-32

本裁判所は、その職務を正當に遂行するにあたつて、ある被告が裁判所條例に基定されている罪のござれかを犯したという立證がされなかつたといふ理由で、かれを無罪にすることはできるが、反対意見が主張しているように、侵略戦争は犯罪でないという理由で、無罪にすることはできない。

さらに、連合國は、日本の侵略をおさえるに當つて、はつきりとその目的を述べ、それから「離脱スルコトナカルベク」、「右ニ代ル條件存在セズ」、またそれを達成するために、「平和、安全、及ビ正義ノ新秩序」がたてられ、「無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ驅逐セラレ」、「日本國ノ戰爭力ガ破碎セラレ」、「平和的傾向ヲ有シ且ツ責任アル政府」が樹立されるまで、日本の領土を占領すると宣言した。これらすべては、降伏文書によつて、日本が受諾したものである。

不相應な刑罰

起訴状の訴因についての認定のなかで、侵略戦争を行う共同謀議の重大性を、本裁判所は次のように強調した。

「侵略戦争を遂行するための、これらの廣範な諸計畫と、これらの侵略戦争に對する長期の、複雜な準備及びこれらの戦争の遂行は、一人の人間の仕事ではなかつた。それらは、共通の目的を達成するため、共通の計畫を遂行しようとして行動した多くの指導者の仕事であつた。その共通の目的は、侵略戦争を準備し、遂行す

ることによつて、日本による支配を確保しよう
ということであつて、犯罪的な目的であつた。
侵略戦争を遂行する共同謀議、または侵略戦争を
遂行することよりも、いつそう重大な犯罪は、
まことに想像することができない。なぜなら、
その共同謀議は世界の人民の安全を脅かし、そ
の遂行はこの安全を破壊するからである。この
ような共同謀議からおそらく生ずる結果は、數知れぬ人間
の上に、死と苦悶とが漫いかかるということである。』
共同謀議は、相互の誓約、激勵、協力によつて、共
同謀議者にいつそう大きな決意と大膽さを與え、意
圖された方針を断念する可能性を事實上無くし、從
つて予定の犯罪行為の遂行を確保したということを
本官はつけ加えたい。さらに、この戦争を論ずること
は、日本の侵略の要素である無数の犯罪を論ずることである。

連合國は『日本の侵略をおさえ、かつ罰するため
にし戰いもし、忍耐もした。そしてボツダム宣言に
おいて、その目的を次ぎのように宣言した。

『(四) 無分別ナル打算ニ依リ日本帝國ヲ滅亡
ノ縁ニ至ラシメタル我儘ナル軍國主義的助言者
ニ依リ日本國ガ引續キ支配セラルベキ力又ハ日
本国ガ理性ノ経路ヲ歩ムベキカヲ日本國ガ決定
スベキ時期ハ到來セリ。

『(五) 吾等ノ條件ハ左ノ如シ。
吾等ハ右條件ヨリ離脱スルコトナカルベシ。右
ニ代ル條件存在セズ。吾等ハ遲延ヲ認メズ。

「(六) 無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ驅逐セラレザレバ、平和、安全及ビ正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ吾等ハ主張スルモノナルヲ以テ、日本國國民ヲ欺瞞シ、誤導シテ世界征服ノ舉ニ出デシメタル者ノ權力及ビ勢力ハ、永久ニ除去セラレザルベカラズ。」

「(七) 右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ、且ツ、日本國ノ戰爭ヲ惹起シ遂行スル能力ガ破碎セラレタルコトノ確證アルニ至ル迄ハ、聯合國ノ追ツテ指定スペキ日本國領域内ノ諸地點ハ、吾等ガ茲ニ指示スル根本的目的ノ達成ヲ確保スル爲占領セラルベシ。」

「(八) 「カイロ」宣言ノ條項ハ履行セラルベシ、・・・・・

「(九) 吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ、又ハ國民トシテ滅亡セシメントスルノ意圖ヲ有スルモノニ非ザルモ、吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戰爭犯罪人ニ對シテハ峻厳ナル正義ニ基キ處罰ヲ加フベシ。・・・・・

「(十二) 前記諸目的ガ達成セラレ、且ツ日本國國民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ、且ツ責任アル政府ガ樹立セラルルトキハ、聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤收セラルベシ。」

したがつて、これらの目的を達成するためには、本裁判所が⁴¹極東ニ於ケル重大戰爭犯罪人ノ公正且^ツ迅速ナル審理及ビ處罰ノ爲メし設置されたのである。全世界の利益のための、これらの重大な、基礎的

E-35
な説明にかんがみて、本裁判所によつて課せられるべき刑罰の單に少數のものについてだけではあるが、意見を異にしないわけには行かないのです。——それらは、本官の判断では、あまりに寛大であり、みせしめにも、防止にもならないし、犯された罪の重さにふさわしくもない。われわれは法と平和の世界に生活する権利がある。われわれの行動は、弱くもあつたし、失敗でもあつたと解釋されるかもしれない。□内的な犯罪と、平和に對するこれらの恐るべき國際犯罪、戦争犯罪および人道に對する罪とは、比較することができないし、また比較にもならない。その國際犯罪とは、全人類に對するものであり、從つて、文明が本當に存續されるものならば、國家的考慮を超越すべきものである。すでにあげた陸軍長官スティムソンの著書のなかで、かれが言つたように、「それは一世代前にさかのぼる道徳的義務の實行である」とし、侵略者を裁判所に「つれてきたものは、法律上の技巧ではなかつた」とし、「それは『一般人類の集団的な怒りの力』であつた。」なぜなら、「いやしくも侵略戦争を行う者は、人類に對して戦争を行うしものであり、「犯罪人である。」侵略・・・・は、きわめて深刻な憎むべき犯罪であるから、われわれはそのくりかえしには堪えられない。」(五八八一九〇頁)

不治の病氣にかかつてゐる被告については、人間の良心の許し得る程度の寛大な取扱を與えられてよいと本官は感じてゐる。

結論

以上の考慮によつて、本件においてわれわれ多數意見をとる裁判官の起草した本裁判所の判決に、本官は同意するものである。

極東國際軍事裁判所
フイリッピン共和国代表判事
デルフィン・ハラニーヤ

387

裏面白紙

388